

博士論文

論文題目 近代エジプトにおける監獄制度の研究

氏名 勝沼 聡

目次

略号表.....	iv
凡例.....	v
序論.....	1
第1節 問題の所在.....	1
第2節 史料.....	11
第3節 本稿の構成.....	14
第1章 近代エジプトにおける法制度・司法制度の展開.....	16
はじめに.....	16
第1節 19世紀中葉の刑事法群とその性格.....	16
第2節 19世紀中葉の刑事司法制度.....	19
第3節 19世紀中葉の監獄制度.....	23
第4節 フランス法体系への移行とその背景.....	25
第5節 イギリス統治時代における司法・警察制度の展開.....	29
おわりに.....	35
第2章 イギリス統治時代前期における監獄制度の再編とその目的.....	36
はじめに.....	36
第1節 中央政府による統制強化の試み.....	37
第2節 過剰収容への対応.....	47
第3節 受刑者労働の拡大と変容.....	57
おわりに.....	64

第3章 コールズによる監獄制度の再々編とその意義.....	66
はじめに.....	66
第1節 コールズによる監獄制度の再々編.....	67
第2節 過剰収容の緩和とその効果.....	73
第3節 監獄内の分類処遇の進展.....	78
第4節 受刑者労働における累進処遇制度の導入とその特徴.....	84
第5節 職業教育の意義.....	91
おわりに.....	94
第4章 イギリス統治時代後期における受刑者処遇の変容とその背景.....	97
はじめに.....	97
第1節 イギリス統治時代後期における治安の悪化.....	97
第2節 治安状況に対する認識の変化と科刑状況の厳罰化.....	104
第3節 イギリス統治時代末期の受刑者処遇方針の変化とその背景.....	108
第4節 成年感化院の設立.....	114
おわりに.....	119
第5章 立憲王制時代の監獄制度をめぐる議論.....	122
はじめに.....	122
第1節 立憲王制時代前期の監獄改革の焦点.....	124
第2節 監獄改良委員会の設立とその結果.....	131
第3節 社会復帰支援の模索.....	136
第4節 社会事業省の設立と監獄法の改正.....	142
おわりに.....	147

第6章 近代エジプトにおける少年感化院制度の展開.....	150
はじめに.....	150
第1節 少年感化院設立以前の少年犯処遇.....	150
第2節 イギリス統治時代における少年感化院の設立.....	152
第3節 浮浪児法の制定と少年感化院.....	158
第4節 立憲王制時代における少年感化院.....	161
おわりに.....	170
結論.....	172
文献目録.....	176
史料.....	176
1. エジプト政府刊行物.....	176
2. イギリス政府刊行物.....	177
3. 同時代定期刊行物.....	178
4. その他の刊行史料.....	178
参考文献.....	179
1. アラビア語文献.....	179
2. 欧語文献.....	179
3. 邦語文献.....	183
図表.....	185

略号表

ASE: Annuaire Statistique de l’Egypte (= 『エジプト統計年鑑』)

AAD: Majmū‘at al-Awāmir al-‘Āliya wa al-Dikrītāt

HSCP: House of Commons Sessional Papers

Judicial Adviser: Ministry of Justice, Report presented by the Judicial Adviser, Cairo: Government Press. (= 『司法省顧問年次報告』)

Majlis al-Nuwwāb: Majlis al-Nuwwāb, Majmū‘at Maḍābiḥ, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya.

Majlis Shūrā al-Qawānīn: Majlis Shūrā al-Qawānīn, Majmū‘at Maḥāḍir Jalsāt, al-Qāhira: Maṭba‘at Fath Allāh Ilyās Nūrī wa Awlād-hu.

Maṣlaḥat al-Sujūn: Maṣlaḥat al-Sujūn, al-Taqrīr al-Sanawī, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya. (= 立憲王制時代の『監獄年鑑』)

MSI: Majallat al-Shu‘ūn al-Ijtimā‘iya

al-Mustashār al-Qaḍā‘ī: Nizārat al-Ḥaqqāniya, Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū‘ min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā‘ī, Miṣr: al-Maṭba‘a al-Amīriya. (= 『司法省顧問年次報告』上記 *Judicial Adviser* のアラビア語版)

Prisons Department: Prisons Department, Annual Report, Cairo: National Printing Department. (= イギリス統治時代の『監獄年鑑』)

QHM: Majmū‘at Qawānīn al-Ḥukūma al-Miṣriya

QM: Majmū‘at al-Qarārāt wa al-Manshūrāt (= 『決定・通達集成』)

QMAM: Majmū‘at al-Qawānīn wa al-Marāsīm wa al-‘Awāmir al-Malakīya

RDO: Recueil des Documents Officiels (= 『決定・通達集成』上記 *QM* のフランス語版)

Taqwīm: Maṣlaḥat ‘Umūm al-Misāḥa, Taqwīm, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya. (= 『年鑑』)

凡例

I. アラビア文字の転写方法と仮名表記

基本的に大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』（岩波書店、2001年）に準拠するが、以下の規則が優先される。

① 転写方法

- ・ wa の直後に定冠詞が続く場合は、ハイフンは付さない。
- ・ 名詞および形容詞の格語尾、動詞の活用語尾は転写しない。
- ・ 人称代名詞非分離形が名詞属格ないし前置詞に続く場合、母音調和は反映させずに転写し、両者の間にハイフンを付す。
- ・ 語末のター・マルブータは原則転写しないが、属格限定された場合や長母音 ā の直後に来る場合などはこの限りではない。
- ・ 定冠詞 al- の転写は、太陽文字が後続する場合も常に al- とする。

② 仮名表記

- ・ アラビア語エジプト方言で表記した方が適切と判断した地名は、そのように表記した。

例：シブーン・エル＝コム Shibīn al-Kawm

II. 書誌情報の表記方法

- ・ 名詞、形容詞、動詞の単語冒頭の文字は大文字表記とする。
- ・ 前頁掲載の略号を用い、定期刊行物の書誌を脚注で示すさいには、出版年ではなく対象年（あるいは対象年度）を付す。例：『エジプト統計年鑑』1914年版に言及する場合、*ASE* (1914) とする。

序論

第1節 問題の所在

本稿の目的は、イギリス統治時代（1882-1922年）および立憲王制時代（1922-1952年）のエジプトにおける監獄制度の歴史を論じることである¹。現在の公的な刑罰制度に占める監獄制度の重要性は言を俟たない。このような刑罰制度としての監獄の重要性の向上は、一般的には近代国民国家の生成および発展と不可分であるとされるが²、エジプトもその例外ではない。イスラーム法上、拘禁刑はタアズィール刑のひとつに位置づけられてはいたものの³、前近代の中東地域では一般に決して主要な刑罰ではなかった⁴。君主制定法であるカーヌーンにおいても拘禁刑が罰則として定められることは稀であり⁵、前近代の監獄は主として債務囚や未決囚の身柄を拘束するために用いられることが多かったという。しかし19世紀に入ると、その傾向に変化が生じ始める。近代エジプト監獄史研究の先駆者でもあるペテルス R. Peters によれば、19世紀前半を通じ監獄の役割は徐々に拡大し、最終的に1861年に身体刑が公式に廃止されたことにより、主要な刑罰制度としての地

¹ 1882年から1922年までのエジプト史は、厳密にはイギリスによる軍事占領が行なわれた時代（1882年-1914年）と、同国の保護国となった時代（1914-1922年）に区分されるが、本稿では一括して「イギリス統治時代」と呼ぶことにする。

² 18世紀以前の西欧においても、刑罰制度における監獄の役割は限定的であった(N. Morris & D. J. Rothman eds., *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1995, vii)。また、イギリスの社会学者ギデنز A. Giddens は、監獄制度の発展は近代国家による領域内管理の進展と平行関係にあったことを指摘している（アンソニー・ギデنز、松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房、1999年213頁）。日本史に関しては安丸良夫が、監獄が主要な刑罰となった近代の刑罰制度研究の重要性に関し、「西欧でも日本でも近代社会へと転換する過程の全体のなかでひとつの極限的な次元を構成しており、そのゆえにそこには、新しい権力の性格や権力と民衆の関係の特質が集約されている」と述べている（安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー：周縁性の歴史学』朝日新聞社、1999年、66頁）。

³ タアズィール刑とは、ハッド刑や同害報復刑であるキサース刑などの対象外とされた犯罪に対し科せられる刑罰であり、拘禁刑のほかには譴責、鞭打、財産没収などがあった。その量刑の変更が認められないハッド刑とは異なり、刑の選択や量刑には裁判官であるカーデーに一定の裁量が認められていた（大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2001年、589頁）。

⁴ Joseph Schacht, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1964, pp. 175-176.

⁵ Irene Schneider, "Imprisonment in Pre-Classical and Classical Islamic Law," *Islamic Law and Society*, 2/2 (1995), pp. 157-173; Rudolph Peters, *Crime and Punishment in Islamic Law: Theory and Practice from the Sixteenth to the Twenty-first Century*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005, pp. 34-35.

位を確固たるものにした⁶。19世紀前半のエジプトは、公式にはオスマン帝国の一属州に過ぎなかったものの、ナポレオン率いるフランス遠征軍による占領（1798-1801年）と撤退後の混乱の中、州総督に就任したムハンマド・アリー（位 1805-1848年）が半独立的な支配権を行使し、近代国家としてのエジプトの基礎を築いた時代であった。

ペテルスはまた、19世紀中葉に主要な刑罰制度が身体刑から拘禁刑へと交代した背景に様々な要因が関与したことを指摘している。彼によれば、以下のような政治的・社会経済的要因が介在していたという⁷。慢性的な人口不足に悩まされていた19世紀前半のエジプトでは、対外拡張主義を支える強大な常備軍と、その維持に不可欠な主要な財源であった農業生産を両立させるための人的資源が常に不足していた。それゆえ、貴重な労働力を一定期間監獄に収容する拘禁刑は農業労働力確保の観点から適切な刑罰ではなかった。しかし、1830年代末、オスマン帝国を脅かすまでに強大化したムハンマド・アリーの勢力を前に、同帝国の崩壊を懸念した西欧列強の介入に彼が屈した結果、状況は大きく変化した。彼と彼の子孫のエジプト州総督位世襲を認めた1841年のオスマン帝国勅令は同時に、ムハンマド・アリーの財政を支えた農業独占体制を崩壊させた。これにより、当局は農業生産性の維持への関心を低下させ、農業労働力の確保は重要課題ではなくなった。さらに、同勅令はエジプト軍の規模縮小をも定めており、人的資源の確保の必要性はさらに低下した。加えて、19世紀中葉に実施された一連の土地立法により大量発生した無産農民の存在は、労働力余剰の傾向にさらに拍車をかけた⁸。以上のように、当時、労働力需要の低下と人口不足の解消が同時に起きたことは、拘禁刑の運用を可能した大きな要因であったという。また彼は、身体刑を野蛮な刑罰と見なすようになった現地エリートの刑罰観の変化が刑罰制度の移行に影響を与えたことも示唆している。

彼は、別稿にて同時期の監獄内の衛生環境の実態を検討し、在監者の死亡率の推移などを根拠に衛生環境の劇的な改善が見られたと主張し、この変化は今や主要な刑罰となった拘禁刑の円滑な執行に監獄内の衛生環境の改善が求められたために生じたとの認識を示し

⁶ Rudolph Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison: Legal Punishment in Nineteenth Century Egypt," *Annales Islamologiques*, 36 (2002), pp. 253-285.

⁷ Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison," pp. 276-278.

⁸ 加藤博『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、1993年、456頁。

ている⁹。19世紀中葉の監獄内の衛生管理の進展に関する研究は、ファフミー Kh. Fahmy も行っており、彼の場合、その要因を当時の社会の幅広い分野における衛生管理に対する関心の高まりや、当時の医学が法秩序の維持に果たした役割の大きさ、在監者の急増、即ち監獄の過剰収容化の進行などに求めている¹⁰。

一方、ペテルスの関心はさらに、監獄での服役経験が受刑者の出獄後の生活に与えた影響にまで及んでいる¹¹。彼の結論は、服役経験が元受刑者の社会復帰の阻害要因とはなりえなかったというものであり、その根拠を彼は、当時の法体系により犯罪とされた行為の多くは、当時の民衆の規範に基づくならば必ずしも批判されるべき行為とは限らなかったこと、また兵役や賦役 (sukhra, corvée) への動員など監獄以外の場で受刑者処遇が頻繁に行なわれていたほか、獄中においてさえ外部との接触が比較的自由であり、服役中も社会と隔離されていたわけではなかったことなどに求めている¹²。

19世紀中葉の監獄制度に焦点を当てたペテルスやファフミーによる一連の成果は、身体刑から拘禁刑への移行がエジプトで起こった時期とその背景をあきらかにし、これまで長らく等閑に付されてきた近代エジプト監獄史研究の地平を切り開いた点で高く評価されるべきものである¹³。また、イギリスによる占領の正当化につながりかねない「近代化論」の陥穽に陥ることなく、イギリス統治時代以前の19世紀中葉に刑罰制度の移行の契機を見出している点では、19世紀中葉をエジプト社会変容の画期とみなす、過去30年間のエジプト近代史研究の流れに棹さすものと言えよう¹⁴。

⁹ Rudolph Peters, "Controlled Suffering: Mortality and Living Conditions in Nineteenth Century Egyptian Prisons," *International Journal of Middle East Studies*, 36 (2004), pp. 400-402.

¹⁰ Khaled Fahmy, "Medical Conditions in Egyptian Prisons in the Nineteenth Century," in *Marginal Voices in Literature and Society*, edited by R. Ostle, Strasbourg: European Science Foundation / Maison Méditerranéenne des Sciences de l'Homme d'Aix-en-Provence, 2000, pp. 145-148.

¹¹ Rudolph Peters, "Prisons and Marginalisation in Nineteenth-Century Egypt," in *Outside in: on the Margins of the Modern Middle East*, edited by Eugene Rogan, London: I. B. Tauris, 2002, pp. 31-52.

¹² Khaled Fahmy, *All the Pasha's Men: Mehmet Ali, His Army, and the Making of Modern Egypt*, Cairo: The American Univ. Press in Cairo Press, 2002 (first published in 1997), p. 135; Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison," p. 265.

¹³ 'Abd al-Wahhāb Bakr Muḥammad, "al-Jarīma wa Falsafat al-'Iqāb fī al-Sujūn al-Mirtīya fī al-Qarnayn al-Tāsi' 'Ashar wa al-'Ishrīn," *Miṣr al-Hadītha*, 4 (2005), p. 360. なお、Gormanによれば、監獄史研究の乏しさは中東・北アフリカ地域の各国史に共通の傾向であるという。Anthony Gorman, "Regulation, Reform and Resistance in the Middle Eastern Prison," in *Cultures of Confinement: a History of the Prison in Africa, Asia, and Latin America*, edited by Frank Dikötter & Ian Brown, Ithaca: Cornell Univ. Press, 2007, p. 144.

¹⁴ 19世紀中葉をエジプト社会変容の画期と見なす代表的な研究に、以下をあげる。E. R. Toledano, *State and Society in Mid-Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press,

一方、本稿が対象とするイギリス統治時代以降の監獄制度の歴史は、ほとんど未開拓の研究領域と言っても過言ではない状況にある。しかし、近代エジプト監獄史研究の観点からは、イギリス統治時代以降の監獄制度の追究もまた、単に研究の空白を埋めるという以上に極めて重要な意義を有している。その根拠はまず第一に、イギリス統治時代には監獄制度の著しい拡大・発展が見られたことである¹⁵。占領開始直後の1884年の段階で3,000人不足であった在監者数は¹⁶、占領下で最多を記録した1912年には14,000人余に達した¹⁷。1年当たりの入監者数も、1890年には60,000人弱であったのに対し、1904年に占領下で最多を記録し、その数は150,000人近くに達した。このような在監者数・入監者数の急増に伴い、監獄関係予算も増加した。1884年の監獄局発足時には内務省予算全体の約5%を占めるにすぎなかったものが、イギリス統治時代末期には4分の1を占めるにいたった。

イギリス統治時代における監獄制度の再編成は、後の時代の監獄制度に多大な影響を及ぼしている。イギリス統治時代の1901年に定められた監獄法(lā'ihat al-sujūn)は、その後半世紀の長きにわたりエジプトの監獄制度を規定し続け、そこで定められた監獄制度の構造は現在にいたるまで存続している¹⁸。安丸が指摘するように、監獄制度に新しい権力の性格や権力と民衆の関係の特質が集約されているとするならば、特に注目すべきはイギリス統治時代以降の監獄制度の様態なのである¹⁹。

イギリス統治時代における監獄制度は、国内秩序の回復と維持を当初から最重要課題としていたイギリス当局にとり²⁰、不可欠な制度でもあった。このことは、占領開始後間もない1884年に試みられたロイド Clifford Lloydによる内務省の再編計画に、警察制度・公衆

1990; 加藤『私的土地所有権とエジプト社会』

¹⁵ この点は近代インドも同様である。David Arnold, "India: The Contested Prison," in Dikötter & Brown, *Cultures of Confinement*, p. 147.

¹⁶ HCSP, Egypt. No. 15 (1885), "Reports on the State of Egypt, and the Progress of Administrative Refoms," [C. 4421], p. 88.

¹⁷ ASE (1914), p. 157.

¹⁸ 現行の監獄法は、1956年に定められた396号法だが、監獄制度の基本的な構造は1901年監獄法とほぼ同様である。同法については、以下を参照。'Abd Allāh Khalīl & Amīr Sālim, *al-Sujūn fī Miṣr*, al-Qāhira: Niqābat al-Muḥāmīn, 1990, pp. 129-147.

¹⁹ アサドもまた、イギリス占領体制における監獄制度の重要性を指摘している（タラル・アサド、中村圭志訳『世俗の形成：キリスト教、イスラム、近代』みすず書房、2006年、284頁）。

²⁰ Harold Tollefson, *Policing Islam: The British Occupation of Egypt and the Anglo-Egyptian Struggle over Control of the Police, 1882-1914*, Westport: Greenwood Press, 1999, p. 1.

衛生制度などと並んで監獄制度「改革」が含まれていたことからあきらかである²¹。また、彼の試み自体は失敗に終わるものの、その後もイギリス当局による監獄制度「改革」の模索は続いた。ゆえに、当時の監獄制度の性格規定を行なうことは、イギリスによるエジプト統治の性格を知る上で不可欠な作業の1つである。しかしながら、前二者のイギリス統治時代の実態に関する詳細な分析を行なった専論があるのに対し²²、これらに比肩しうる当時の監獄制度に関する研究は存在しない。

とはいえ、イギリス統治時代以降の監獄制度に関する研究は、これまでも行なわれてきた。管見の限り最も古い専論は、同時代の1915年に発表されたスティーヴンソン Oie Worth Stephenson の研究である²³。彼の研究は、イギリス側史料、特に議会資料にのみ依拠したものであること、当時のイギリス当局の主張を共有し、監獄制度の導入をイギリスによるエジプトの「文明化」の証左とみなしているなど²⁴、限界も多いものの、イギリス人官吏クルックシャンク Harry Crookshank（在任 1884-1897 年）が監獄総監を務めたイギリス統治時代前期の監獄の歴史を論じた先駆的な研究である点は評価されるべきだろう。本稿では第2章が、スティーヴンソンが未参照の数多くのエジプト側史料にも依拠しつつ、イギリス統治時代前期の監獄制度の実態を詳しく論じ、スティーヴンソンの見解の修正を試みる。

加えて、イギリス統治時代後期に関する言及が全く見られないことも、スティーヴンソンの研究の限界である。同じくイギリス人官吏コールズ Charles Coles（在任 1897-1913 年）が監獄総監を務めたイギリス統治時代後期には、新監獄法の制定などを通じ、さらなる監獄制度の再編が進められたほか、急速な治安悪化に伴う刑事政策の変化が監獄制度の性格にも影響を及ぼしている。したがって、イギリス統治時代の監獄制度の性格を論じる上では、前期の検討のみでは不十分である。

イギリス統治時代後期をも射程に収める先行研究は、比較的近年に発表されたムハンマ

²¹ Robert L. Tignor, *Modernization and British Colonial Rule in Egypt, 1882-1914*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1966, p. 70.

²² Tollefson, *Policing Islam*; Robert L. Tignor, "Public Health Administration under British Rule, 1882-1914," (Ph. D. dissertation, Yale University), 1960.

²³ Oie Worth Stephenson, "Dr. Crookshank and the Reform of the Egyptian Prisons," M. A. thesis, The University of Chicago, 1915.

²⁴ Stephenson, "Dr. Crookshank and the Reform of the Egyptian Prisons," p. 12.

ド‘Abd al-Wahhāb Bakr Muḥammadやゴーマン、および本稿筆者による研究である²⁵。ムハンマドは、統治時代前期における監獄制度再編の意義を強調するスティーヴンソンとは異なり、監獄制度の再編は統治時代後期に本格化したとの立場を取る²⁶。さらに注目すべきは、欧米の学界における従来の通説とは異なり、受刑者の規律違反に対する罰則規定の内容などを根拠に、当時の受刑者処遇の懲罰的性格を指摘していることである²⁷。この指摘は本稿にとり示唆に富む。しかし、受刑者処遇の性格規定を行なう上で重要な受刑者労働に関する言及は極端に乏しいほか、長年警察制度や治安問題に関心を寄せてきたムハンマド本人の問題関心によるものか、外国人犯や政治犯への処遇に関する記述がその多くを占めるなど、当時の監獄制度の全体像の提示に対する関心は高くない。

一方、ゴーマンの研究はタイトルが示すように、広く近代中東における監獄制度を論じたものだが、エジプトはトルコやアルジェリアなどと並んで論述の中心に置かれており、近代エジプト監獄史研究に関する最新の研究成果と言えよう。また、イギリス統治時代に加え、立憲王制時代の監獄制度への具体的な言及をも含む点で、ムハンマドの研究とは異なる価値を有している。しかし彼の研究は、スティーヴンソンと同様、特にイギリス統治時代に関し、イギリス側史料にのみ依拠し議論を展開している。統治時代後期への言及も、ムハンマドと同様に1901年監獄法制定前後の時期までにとどまり、その後の展開には言及が乏しい。受刑者処遇の性格規定を行なう上で監獄法以上に重要であり、本稿で依拠する受刑者処遇の細則を定めた監獄内規も参照していないために、検討が不十分なものとなっている。それに対し本稿では、第3章が監獄内規とゴーマンが参照していないアラビア語史料に依拠することにより、当時の受刑者処遇に関する検討を行なうほか、第4章では1901年監獄法制定後のイギリス統治時代における監獄制度の変容を扱う。

ゴーマンの研究と同年に発表した拙稿は、監獄内規を始めとする従来の研究では参照されなかったことのない史料を駆使し、当時の受刑者処遇の実体解明に取り組んだものだが、著者の不十分な史料発掘および監獄制度史の展開に対する知見の乏しさのために後代（1920年

²⁵ Muḥammad, “al-Jarīma wa Falsafat al-‘Iqāb,” pp. 359-382; Gorman, “Regulation, Reform and Resistance,” pp. 95-146; 拙稿「近代エジプトにおける監獄制度の再編」『オリエント』50/1、2007年、106-127頁。

²⁶ Muḥammad, “al-Jarīma wa Falsafat al-‘Iqāb,” p. 371.

²⁷ Muḥammad, “al-Jarīma wa Falsafat al-‘Iqāb,” p. 375.

代)の監獄内規に依拠しつつイギリス統治時代の受刑者処遇を論じたほか、統計資料を参照しなかったために、実際には一部の受刑者のみが対象となった教育的処遇の意義を過度に強調してしまっている。本稿は、同時代資料や統計資料を参照することにより、以上の問題点を修正することも目的としている。

立憲王制時代の監獄制度に関する具体的な言及を含む先行研究は、今のところゴーマンの研究のみであり、イギリス統治時代と同様、研究はほとんど未開拓の状態にあると言って良いだろう。従来のエジプト史研究では、1952年7月革命以降推進された諸改革の革新性を強調し、立憲王制時代と共和国時代との間の断絶や、立憲王制時代の政治・経済・社会改革の停滞を見出す傾向が強かった²⁸。確かに、1919年革命を経て成立した立憲王制時代は、イギリスにより数多くの留保が付された限定的・名目的な独立であり²⁹、実際にイギリスの度重なる干渉により立憲政治はしばしば停滞・混乱した。また、設立間もないムスリム同胞団など議会外の政治・社会運動に対し寄せられた人々の期待が、最終的に立憲王制の崩壊を導く1つの要因となるなど、立憲王制の機能不全は当時も既に広く共有されていた。しかし近年、立憲王制時代の改革思想や改革の試みを共和国時代の諸改革の先駆けとして評価する研究が数多く発表されるようになった³⁰。ゴーマンは、共和国成立当初、監獄制度改革もまた体制変化の意義を強調したい新政権にとり重要な課題であったことを指摘している³¹。この事実と、近年の研究成果をふまえるならば、その起源は立憲王制時代に求められるべきであろう。

実際、本稿第5章が詳述するように、運営の主導権がエジプト人の手に渡った立憲王制時代の監獄制度に対しては、早くから様々な批判・提言が行なわれていた。その後、社会改革の気運の高まりに対応し、農民や労働者の生活水準の向上など、社会経済改革を推進

²⁸ 例えば以下の研究を参照のこと。Selma Botman, "The Liberal Age, 1923-1952," in *The Cambridge History of Egypt*, edited by M. W. Daly, Cambridge: Cambridge Univ. Press, Vol. 2, 1998, pp. 285-308.

²⁹ イギリスは1922年にエジプトの独立を一方向的に宣言するにさいし、以下の4点に関し権益・権限を留保した。(1)通信網の維持、(2)エジプト領の防衛権、(3)外国権益およびマイノリティーの保護権、(4)スーダン統治権。Botman, "The Liberal Age," p. 285.

³⁰ Misako Ikeda, "The Debate on Public Education in Late Parliamentary Egypt, 1943-1952," *Annals of Japan Association for Middle East Studies*, 16 (2001), pp. 265-307; Amy J. Johnson, *Reconstructing Rural Egypt: Ahmed Hussein and the History of Egyptian Development*, Cairo: The American University in Cairo Press, 2004.

³¹ Gorman, "Regulation, Reform and Resistance," p. 128.

するべく1939年に設立された社会事業省(wizārat al-shu'ūn al-ijtimā'īya)の下に監獄制度が移管されるなど、監獄制度改革は当時大きな関心を集めていた。ゴーマンは当時の監獄改革気運の高まりを指摘しているものの、その時期を1930年代以降と事実と異なる認識を示している上に、内容についてほとんど言及していない³²。

近代エジプト監獄制度の実証研究を進めることは、現在の監獄史研究の水準に照らし合わせても極めて重要かつ不可欠な作業である。研究者を近代国家における監獄の重要性に着目させた契機は、フランスの哲学者フーコーM. Foucaultによる『監獄の誕生』の出版であったことは議論の余地はないだろう³³。歴史学の分野では、フーコーが同書を世に問うた1970年代には既に多くの西洋史研究者が監獄の歴史に本格的に関心を向けるようになっていたが³⁴、フランス近代史研究の福井憲彦によれば、同書の出版は「この傾向にいつもの刺激を与えた」という³⁵。フーコーは、身体刑から自由刑への移行と、受刑者の矯正を旨とする監獄制度の導入は、18世紀末にヨーロッパの広範囲な地域で円滑に行なわれたと主張したほか、そのタイトルが示すように、フーコーは18世紀末の監獄を「規律権力」が作用する最も典型的な場、つまり受刑者の身体ではなく、その精神、あるいは内面を矯正し、改心させ、治療するための場と見なした。以上のような彼の認識は以後、一般に広く受容されていった。

しかし、「フーコー以後」の実証的な監獄史研究の展開は、彼の主張をそのまま裏付けるものとはならなかった。むしろ、それはフーコーが近代に生じたと主張した刑罰制度の変化それ自体は認めつつも、その経緯は地域（ヨーロッパ域内でさえも！）により大きく異なり、またフーコーが主張するような急激なものではなく、より漸進的な変化であることを示した。例えば、イグナティエフMichael Ignatieffによれば、早くも1980年代前半の監獄史研究は、前近代と近代の刑罰を極端に対置させるフーコーの主張を近代化論に類するものと批判したほか、近代移行期における西ヨーロッパ諸国間の監獄制度の史的展開に差

³² Gorman, "Regulation, Reform and Resistance," p. 127.

³³ ミシェル・フーコー（田村俣訳）『監獄の誕生』新潮社、1977年（Michel Foucault, *Surveiller et Punir: Naissance de la Prison*, Paris: Gallimard, 1975の邦訳）。

³⁴ 例えば、1990年代半ばに出版された欧米の監獄史研究のアンソロジーである『オックスフォード監獄史：西洋社会における刑罰の実践』の寄稿者は全員、1970年代に研究成果を発表し始めた研究者であるという。Morris & Rothman, *The Oxford History of the Prison*, vii.

³⁵ 福井憲彦『新しい歴史学とは何か』日本エディタースクール出版部、1987年、296頁。

異を見出し、フーコーが主張するような「先進的」な監獄制度は、彼が論述の中心に据えた近代フランスにおいても限定的な導入にとどまったことなどを指摘したという³⁶。

その後、シュピーレンブルク Peter Spierenburg は身体刑から自由刑への移行の問題に関し、前近代の刑罰制度に自由刑は一定の地位を占めていたほか、身体刑の減少と最終的な消滅は18世紀末～19世紀末に漸進的に進んだ現象と指摘し、フーコーの主張に対し異議を唱えている³⁷。一方、ガーランド David Garland は、18世紀末に矯正を目的とする監獄制度が成立したとするフーコーの主張に対し異議を唱えている。良く知られているように、18世紀末以降の監獄制度が受刑者の矯正を目的とするようになったとするフーコーの主張は、円滑な矯正を実現するため、犯罪者を分類し、個々の性格に対応した適切な刑罰を科すようになったこと（＝「刑罰の個人化」）と、分類を可能にした人文科学・社会科学の発展が18世紀末に見られたことを前提としていた。しかし、ガーランドは、近代イギリスの刑罰制度史を論じる過程で、フーコーの主張する「刑罰の個人化」やそれを支える「知」の体系の発展は、イギリスの場合19世紀末～20世紀初頭にかけて起こった現象であることを明らかにし、フーコーの主張を近代イギリス史に適用することは誤りと批判している³⁸。ガーランドの指摘はまた、イギリス統治時代にほぼ対応する時期に「宗主国」に起きた上記のような変化により、近代エジプトの監獄制度が影響を受けたのか否かという問いを導く点でも興味深く、植民地近代性の問題との関連でイギリス統治時代の監獄制度を研究する意義付けとすることもできよう。

以上のような、シュピーレンブルクやガーランドに代表される実証的な歴史学研究がフーコーの主張に対して示した修正主義的な姿勢は、近年の監獄史研究における共通認識となっている。例えば、1995年に出版された欧米地域の監獄史研究のアンソロジーである

³⁶ Michael Ignatieff, "State, Civil Society and Total Institution: A Critique of Recent Social Histories of Punishment," in *Legality, Ideology and the State*, edited by David Sugarman, London: Academic Press, 1983, pp. 183-211.

³⁷ Pieter Spierenburg, *The Spectacle of Suffering: Executions and the Evolution of Repression: from a Preindustrial Metropolis to the European Experience*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1984; idem, *The Prison Experience: Disciplinary Institutions and their Inmates in Early Modern Europe*, New Brunswick: Rutgers Univ. Press, 1991.

³⁸ David Garland, *Punishment and Welfare: A History of Penal Strategies*, Aldershot: Gower, pp. 31-32. また、ガーランドの議論の紹介を含んだ以下の論考も参照のこと。Stephen Watson, "Applying Foucault: Some Problems Encountered in the Application of Foucault's Methods to the History of Medicine in Prisons," in *Reassessing Foucault: Power, Medicine and the Body*, edited by Colin Jones & Roy Porter, London: Routledge, 1994, pp. 132-151.

『オックスフォード監獄史』や、2007年に出版されたアフリカ、アジア、ラテンアメリカといった非欧米地域の監獄史研究のアンソロジーである『拘禁の諸文化』の編者は共に、上記のようなフーコーによる監獄制度の性格規定を無批判に受容することを拒否している³⁹。

また彼らは、フーコーが地域毎に異なる展開や漸進的な変化を見落とした理由についても見解を共有している。シュピーレンブルクやガーランドによれば、フーコーは当時理想とされた監獄制度のあり方にばかり注目し、監獄における実践にはほとんど注意を払わなかったことがその理由だと言う。『オックスフォード監獄史』の編者モリス Norval Morris とロスマン David J. Rothman もまた、フーコーに対する最も重要な批判点に、彼が監獄制度の意義に関する公的レトリックと実態とを混同していること、あるいは両者の乖離に意識を向けていないことなどをあげている。

このような、公的レトリックと実態の乖離に注意を向ける傾向は、近年のエジプト近代史研究のひとつの趨勢でもある。1990年代初頭に発表されたミッチェル T. Mitchell による研究は⁴⁰、フーコーの理論も援用し、19世紀中葉以降のエジプト社会への「近代的」諸制度の導入を介した規律化の進展を論じたものであるが、彼の主張に対しては近年、フーコーに対するのと同様の批判が実証史家により行なわれている。例えば既出のファフミーは⁴¹、ミッチェルが規律化の進展に重要な役割を果たしたと評価する軍隊を例に⁴²、ミッチェルの主張の検証を行ない、規律化の浸透は限定的であったとの結論を導き出している⁴³。また、エネル M. Ener はファフミーの批判をふまえ、19世紀中葉の救貧政策を通じた社会統制に関する検討を行なったさいに、規律化の実効性の限界を示す事例に意識的に着目している⁴⁴。

³⁹ Morris & Rothman, *The Oxford History of Prison*, viii; Dikötter & Brown, *Cultures of Confinement*, p. 9.

⁴⁰ Timothy Mitchell, *Colonising Egypt*, Berkeley: Univ. of California Press, 1991. 社会変容の契機を19世紀中葉に求めるミッチェルの議論は、ベアー Gabriel Baer に代表されるような、イギリス占領以前の19世紀エジプトを静態的な社会と見なし、「近代化」の契機をイギリス統治時代に求める近代化論に対する批判としての意味を持っていた。Gabriel Baer, “Social Change in Egypt, 1800-1914,” in idem, *Studies in Social History of Modern Egypt*, Chicago: Chicago Univ. Press, p. 228.

⁴¹ Fahmy, *All the Pasha's Men*.

⁴² Mitchell, *Colonising Egypt*, p. 35.

⁴³ Fahmy, *All the Pasha's Men*, pp. 316-318.

⁴⁴ Mine Ener, *Managing Egypt's Poor and the Politics of Benevolence, 1800-1952*, Princeton:

本稿の結論もまた、以上のような監獄史研究、エジプト近代史研究の流れに掉さずものとなるだろう。19世紀末以降、エジプト統治を担ったイギリス人官吏達もまた、監獄制度の目的を受刑者の更生と定め、その意義を盛んに喧伝していたし⁴⁵、従来の多くの研究ではイギリス統治時代の監獄制度の特徴と指摘されてきた⁴⁶。しかし、既に指摘したように監獄史研究の進展は、公的に唱えられた監獄制度の存在意義と、実態との齟齬をあきらかにした。もはや我々は、エジプト近代監獄制度に対する従来の理解をそのまま受け入れることはできないのである。

そのために本稿では、受刑者処遇の実態に即した監獄制度の性格規定を試みる。エジプト近代監獄制度の性格に対する従来の見解は、受刑者処遇、特に受刑者労働の職業教育的性格をその根拠としていたが、受刑者労働はまさに監獄史研究において公的レトリックと実態の齟齬が最も先鋭化すると見なされた分野であった⁴⁷。既に19世紀中葉の監獄における受刑者処遇に関しペテルスは、犯罪者の更正を目的に掲げた当時の刑事法とは対照的に⁴⁸、懲罰的な性格を有していたことを既に指摘している。それに対し、イギリス統治時代や立憲王制時代における受刑者処遇の実態に対しては、ムハンマドやゴーマンにより公的レトリックとは異なる性格を有していたことを示唆する指摘がなされてはいるものの、実証的な分析は十分には行なわれていない。

第2節 史料

刊行物に関しては、法令・法令集、報告書、統計等を利用する。

法令集に関しては、公選と私選双方の法令集を利用する。イギリス統治時代における公選の法令集としては、『勅令集成』 *Majmū‘at al-‘Awāmir al-‘Āliya wa al-Dikrūtāt* と、『決定・通達集成』 *Majmū‘at al-Qarārāt wa al-Manshūrāt* が主なものである。前者は、エジプト

Princeton Univ. Press, 2003, xiv, 18.

⁴⁵ The Earl of Cromer, *Modern Egypt*, London: Macmillan, New Edition, 1911, pp. 848-849.

⁴⁶ 例えば、以下を参照。Stephenson, “Dr. Crookshank and the Reform of the Egyptian Prisons,” pp. 53-54; Mine Ener, *Managing Egypt’s Poor*, p. 114.

⁴⁷ Morris & Rothman, *The Oxford History of the Prison*, xi.

⁴⁸ Rudolph Peters, ““For His Correction and as a Deterrent Example for Others”: Mehmet ‘Alī’s First Criminal Legislation (1829-1830),” *Islamic Law and Society*, 6/2 (1999), pp. 167-168.

副王 (khidīw) の勅令を集めたものであり、特定の行政機関に対して出された勅令 (amr ‘ālin)、法律 (qānūn, lā’iḥa) あるいはその改正を公布するために主に発せられた勅令 (dikrītū) の二種類が収録されている。後者は、閣僚会議 (majlis al-nuzzār) および各省庁 (nizāra) から出された決定 (qarār) および通達 (manshūra) を主に収めたものである。なお、『決定・通達集成』には、そのフランス語版 *Recueil des Documents Officiels* も存在するほか、後述する検事総長の報告書や司法省顧問の報告書（『司法省顧問年次報告』）および司法統計等も収録されており、本論文にとって重要な情報を多く含んでいる。

私選の法令集としては、イギリス統治時代に関してはシリア出身の法律家ジャッラードによるものが特に有用である⁴⁹。アルファベット順に並べられたテーマごとに勅令および決定、通達収録されており、単に時系列順に掲載している上記の公式法令集よりも利便性ははるかに高い。ただし、当然のことながら網羅的ではなく、収録範囲も狭いため、最終的には公選の法令集を参照する必要がある。私選法令集の出版は、立憲王制時代に一層盛んになった。代表的なものとして、立憲王制時代末期に出版された Anṭūn Ṣafīr (ed.), *Muḥīṭ al-Sharā’i*, 5 vols., al-Maṭba‘a al-Amīriya, 1952-1955 をあげておく。

イギリス統治時代の法案の成立には、エジプト人の名士によって構成されていた立法諮問議会 majlis shūrā al-qawānīn への諮問が不可欠の要件であった。政府は同議会の意見に拘束されることはなかったものの、法案は必ず同議会に提出された。したがって、同議会の議事録 *Majmū‘at Maḥāḍir Jalsāt Majlis Shūrā al-Qawānīn* には、法律の政府原案が収録されているほか、審議過程で質疑の詳細などについて知ることのできる価値の高い史料である。同様に、立憲王制時代における上院 Majlis al-Shuyūkh および下院 Majlis al-Nuwwāb からなる立法府の議事録 (maḍābiṭ) は、同様に監獄関係予算や、法案審議の経過を分析するために利用価値の高い史料である。

各種報告書に関しては、占領開始当初から内務省の一部局として中央政府の監獄行政を管轄していた監獄局 maṣlahat al-sujūn 発行の年次報告書（『監獄年鑑』）がある。『監獄年鑑』はイギリス統治時代には英語により刊行されたが、立憲王制時代にはアラビア語に

⁴⁹ Fīlīb al-Jallād, *Qāmūs al-Idāra wa al-Qaḍā’*, 6 vols., al-Iskandariya: al-Maṭba‘a al-Tijāriya, 1890-95; idem, *al-Qāmūs al-‘Āmm lil-Idāra wa al-Qaḍā’*, 7 vols., al-Iskandariya: Maṭba‘at Banī Lāghdākī, 1899-1908. さらに詳細な書誌解題は、加藤『私的土地所有権とエジプト社会』、x を参照のこと。

より刊行されるようになった。今回、入手しえた『監獄年鑑』には、当該年次の監獄に関する様々な統計が付されている。また、イギリス人司法省顧問による年次報告書（『司法省顧問年次報告』）も存在している。既に述べたように、同報告書は当初『決定・通達集成』に収録されていたが、管見の限りでは、1898年以降、独立した冊子として出版されるようになり、管見の限り英仏両語のほか、アラビア語でも出版された。本論文ではその内、英語版 *Report presented by the Judicial Adviser* とアラビア語版 *Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū‘ min Janāb al-Mustashār al-Qadā’ī* を参照した。同報告書には、検察統計、裁判統計などが付されている場合がある。これらの統計は、1890年に司法省内に統計部門が設置されて以後、毎年作成されるようになったという⁵⁰。したがって、これらの報告書は、当時の治安状況や科刑状況、あるいは監獄制度の実態を数量的に把握するのに有用なデータを多く含んでいる。ただし、これらの報告書は、部分的にしか入手できていないため、通時的な統計データに関しては、1909年に発行が開始された財務省発行の『エジプト統計年鑑』 *Annuaire Statistique de l’Egypte* に主に依拠する。

イギリス統治時代以降のエジプト近代史研究において、イギリス政府発行の刊行物が重要な史料であることは言を俟たない。今回依拠したイギリス下院の会期文書 (House of Commons Sessional Papers)、いわゆる英国議会資料 (British Parliamentary Papers) には、行政府が議会に対し提出した文書が収録されており、その中にはエジプト統治に関する通信文や報告書が数多く含まれている。特にイギリスのエジプト統治に中心的な役割を担った、カイロ駐在総領事 *consul-general* や、1914年以降の保護国時代に同様の役割を担った高等弁務官 *high commissioner* による年次報告書（『総領事年次報告』）は、その中核をなす史料群である。当初は財政に関する情報のみが収録されていたが、1891年から財政以外の行政・司法といった諸分野に関する情報も収録されるようになり、以後1920年まで提出され続けた。詳細に分けられた各テーマごとに過去1年間の動向やそれに対する当局の見解などが記されている。

以上の政府刊行物以外では、監獄行政に関与したイギリス人・エジプト人官吏や、元受刑者による回想録などがある。具体的には20世紀初頭の監獄改革を指導したイギリス人官

⁵⁰ Jacques Fresco, “Histoire et Organisation de la Statistique Officielle de l’Egypte,” *L’Egypte Contemporaine*, tome. 31, 1940, p. 354.

吏コールズの回想録 *Coles Pasha, Recollections and Reflections* (London, 1918) や、監獄局のエジプト人官吏 ‘Alī Ḥilmī による *Miṣr wa al-Nuẓum al-Ta’dībīya* (al-Qāhira, n. d.) である。これらの史料は、当時の監獄行政に関与した人物による史料であり、当時の監獄行政の実態、あるいは彼らの監獄に対する認識を知るうえで貴重なものである。これに加えて、社会事業省（1939年設立）の発行になる雑誌『社会問題』 *Majallat Shu’ūn al-Ijtimā’īya* や『現代エジプト』 *l’Egypte Contemporaine* などにも利用する。また、服役囚の回想録としては、20世紀初頭に服役していた経験を持つアフマド・ヒルミー Aḥmad Ḥilmī による *al-Sujūn al-Miṣrīya fī ‘Ahd al-Iḥtilāl al-Injlīzī* (al-Qāhira: Maṭba‘at al-Najāh, 1911) や、占領末期から立憲王制初期まで服役していたマフムード・ターヒル・アル＝アラビー Maḥmūd Ṭāhir al-‘Arabī による *Ithnay ‘Ashara ‘Am fī al-Sujūn* (al-Qāhira: Dār al-Taqaddum, n. d.) を利用した。

第3節 本稿の構成

本稿は以下のような構成をとる。第1章では、イギリス統治時代以前の近代エジプトにおける法制度・司法制度の変遷とその背景を、先行研究に基づき概観する。続く第2章では、イギリス統治時代前期における監獄制度再編の経緯に焦点を当て、スティーヴンソンの主張とは異なり、その意義は限定的なものであったことをあきらかにする。

第3章と第4章は、イギリス統治時代後期の監獄制度の再編過程を扱う。第3章では、19世紀末～20世紀初頭の受刑者処遇の細則を定めた監獄内規の分析を通じ、教育的処遇の実施を強調する通説とは異なり、当時の受刑者処遇の実態はむしろ懲罰的な性格が強かったことを指摘する。一方、第4章では、これまでの研究ではほとんど言及されていない、その後の受刑者処遇の変遷と、その背景の分析を行なう。

第5章は、立憲王制時代に対象時期を移し、イギリス統治時代に構築された監獄制度に対し、当時の人々がどのような見解を示したのか、またその議論が監獄制度に及ぼした影響についても検討する。

以上の各章が行なうのは、成年犯に対する処遇に関する検討であるが、第6章では一転、イギリス統治時代後期以降、発展した少年犯に対する特別処遇を扱う。成年犯の処遇と同

様、少年感化院の設立に始まる少年犯に対する特別処遇の経緯を検討することにより、当時の少年犯処遇の性格を論じる。

最後に結論部において、上記の考察をもとに近代エジプトの監獄制度に対する評価を定める。

第1章 近代エジプトにおける法制度・司法制度の展開

はじめに

本章では、監獄制度が発展を始めた19世紀中葉以降の近代エジプトにおける法制度・司法制度の変容を概観する。なぜならば、監獄制度は刑事司法の最終段階であり、その史的展開は刑事法、刑事裁判制度など、刑事司法の前段階を担う諸制度の史的展開に大きく依存し、その理解は監獄制度を論じるうえで不可欠の前提と考えるからである。

近代以降、非欧米地域の多くでは近代西洋の法体系と司法制度の受容を経験したが、エジプトもその例外ではなかった。混合裁判所制度の設立（1875年）と国民裁判所制度の設立（1883年）にさいし、両裁判所用の諸法典がフランスの法体系を範とし導入されたことにより、エジプトの法体系と司法制度は西洋化を果たしたが、特に混合裁判所制度は多くの注目を集め、関連する先行研究も数多い¹。また、近年では既に何度も言及しているペテルスが、主に刑事法、刑事裁判の分野を中心に19世紀中葉の法制史研究を行ない、多くの研究成果を発表している。本章の記述は、これら先行研究の成果に基づくものである²。

第1節 19世紀中葉の刑事法群とその性格

ムハンマド・アリーによる独自の成文刑事法の制定は、彼の総督就任（1805年）、エジプト州統一（1810年）より大分遅く、1820年代末から30年代初頭に初めて行なわれた。領内の治安の安定が、権力の維持に不可欠な要因であることは言うまでもないが、ファフミーはムハンマド・アリーがこの時期に刑事法の制定を進めた背景には、別の要因が介在し

¹ キャノン B. Cannon は「近代中東史において、エジプトの混合裁判所以上に人々の関心を集めた制度は存在しない」とまで述べている。Byron Cannon, *Politics of Law and the Courts in Nineteenth-Century Egypt*, Salt Lake City: Univ. of Utah Press, 1988, ix.

² 一方、19世紀中葉の司法制度の発展に影響を与えたと思われる同時代の警察の制度的発展については、先行研究には詳細な情報が乏しい。しかし、カイロやアレクサンドリアをはじめとする主要都市に設置された警察署(Dabīya)を拠点とし、犯罪の捜査や取り締まりにあたったことは確かなようである。ファフミーは、19世紀中葉における検視に代表される新たな捜査手法の導入や、地方官吏に加え、間諜(baṣṣāṣ)や哨兵(qawwās)、警官('asākir al-tawf)による住民監視の強化を通じ、警察の機能が飛躍的に向上したことを指摘している。Khaled Fahmy, "Forensic Medicine and Criminal Law in Nineteenth-Century Egypt", *Islamic Law and Society* 6, 1999, pp. 224-271; Khaled Fahmy, "The Poilce and the People in Nineteenth-Century Egypt", *Die Welt des Islams* 39/3, 1999, p. 350.

ていたことを指摘している。彼によれば、オスマン帝国中央政府との関係が悪化する中、ムハンマド・アリーは刑事法の整備を進め、エジプトでは法による秩序が保たれていることを西欧列強に示すことにより、彼らの支持を取り付けたいという動機があったという³。1805年の総督自称と帝国による追認以来、幾度となく帝国中央によってその地位を脅かされ続けていたこと、ムハンマド・アリーがオスマン帝国に対して初めて戦端を開いた1830年のシリア遠征の直前であったことから、この指摘には妥当性があるものと考えられる。

ムハンマド・アリーが定めた「最初の刑法」は、1830年初に発布された農業法(qānūn al-filāḥa)であると長らく考えられてきたが⁴、ペテルスはその前年の1829年に別の刑事法が発布されていたことを指摘している⁵。彼はまた、ほぼ同時期に制定されたこの両法を従来のオスマン帝国の刑事法と比較し、(1) 個々の犯罪類型に対する罰則の内容(特にその量)が明記されている点、(2) 身体刑が死刑と答刑に限定されている点、(3) 犯罪者の更正を目的とすることが明記されている点で異なる性格を有すると指摘している⁶。しかし、その一方でペテルスは、州総督が法の支配から自由な存在であったことや、社会的地位に応じた刑罰の減免などが規定上も確認できることなどを根拠に、当時の刑事法群に法の支配や罪刑法定主義の発露を見出すことには否定的な見解を示し⁷、1837年制定の行政法(qānūn al-siyāsāt-nāme)を含めた当時の刑事法群の基本的性格は、オスマン帝国における従来の刑事立法の大枠を逸脱するものではなかったとしている。この点では、ベアーやアンダーソンもほぼ同様の見解を示している⁸。

一方、上記の刑事法群を補うべく1844年に制定された刑事法に対する先行研究の評価は大きく分かれている。同法におけるシャリーアへの言及が極端に乏しくなることを理由に、ベアーやアンダーソンは同法の制定がシャリーアからの逸脱の契機となったと指摘してい

³ Fahmy, “The Police and the People”, pp. 346-348.

⁴ 例えば、以下を参照。Gabriel Baer, “Tanzimat in Egypt: The Penal Code,” in idem, *Studies in the Social History of Modern Egypt*, Chicago: The University of Chicago Press, 1969, p. 109; J. N. D. Anderson, “Law Reform in Egypt: 1850-1950,” *Political and Social Change in Modern Egypt: Historical Studies from the Ottoman Conquest to the United Arab Republic*, edited by P. M. Holt, London: Oxford Univ. Press, 1968, p. 210; 加藤『私的土地所有権とエジプト社会』、49頁。

⁵ Rudolph Peters, “The Codification of Criminal Law in Nineteenth Century Egypt: Tradition or Modernization?,” in *Law, Society, and National Identity*, edited by J. M. Abun-Nasr, U. Spellenburg, U. Wanitzek, Hamburg: Helmut Buske, 1990, p. 214.

⁶ Peters, “For His Correction and as a Deterrent Example for Others”, pp. 167-168.

⁷ Peters, “The Codification of Criminal Law”, pp. 222-224.

⁸ Baer, “Tanzimat in Egypt”, p. 110; Anderson, “Law Reform in Egypt”, p. 210.

る⁹。これに対し、ペテルスは同法が農業法などとは異なりシャリーアへの言及に乏しいことを認めつつも、その原因は1810年フランス刑法、いわゆるナポレオン刑法典の条文を部分的に流用しているためであることや、シャリーアに反する規定が含まれていないことなどを根拠に、同法もまた依然シャリーアの枠内にとどまっていたと主張している¹⁰。なお、1844年の刑事法は、先行する刑事法群と共に「法選集」(al-qānūn al-muntakhab)あるいは「ムハンマド・アリー法」の名の下に1845年にまとめて印刷に付されていることから考えると、ペテルスの主張がより妥当性が高いと思われる。同法にフランス刑法からの条文が流用されていることに関しては、タフターウィー Rifā'a Rāfi' al-Tahtāwī を校長とし、1836年に設立された語学校(madrasat al-alsun)の存在や、同校を拠点に1840年代以降に活発に行なわれたフランス法の翻訳事業の影響を指摘することも可能だろう¹¹。また、1849年にも新たな刑事法が制定されたが、その規定の大部分は「法選集」からの抜粋であった。

1852年、上記の刑事法群に代わり1851年オスマン帝国刑法がエジプトでも施行された¹²。そもそもオスマン帝国法の適用は、ムハンマド・アリーとその一族にエジプト州総督の地位を保証した1841年5月23日付のオスマン帝国勅令に基づくものであったが¹³、これまで実施されることは無く、その間、既に見たようにエジプト州の法体系は独自の発展を遂げていた。ペテルスは、当時のオスマン帝国が一転してエジプト州への同法の適用を求めたことは、自立化傾向を強める帝国諸地域の統制強化という帝国政府の方針に基づいていたと指摘している¹⁴。

1851年オスマン帝国刑法は、数度の交渉を経て、「スルタンの法」(al-qānūnnāme al-sultānī)という名称でエジプトにおいて施行された。1851年オスマン帝国刑法自体、シャリ

⁹ Baer, "Tanzimat in Egypt", p. 113; Anderson, "Law Reform in Egypt", p. 210.

¹⁰ Peters, "The Codification of Criminal Law", p. 216; idem, "For His Correction and as a Deterrent Example for Others", p. 174.

¹¹ Farhat J. Ziadeh, *Lawyers, the Rule of Law and Liberalism in Modern Egypt*, Stanford: Hoover Institution, 1968, pp. 19-20.

¹² 1851年帝国刑法の施行は同法がエジプトで印刷に付された1855年以降とするベアーの主張に対して、トレダノは法廷記録に基づき、実質的な施行年は1852年であると主張している。Baer, "Tanzimat in Egypt," p. 119; Ehud R. Toledano, "Law, Practice, and Social Reality: A Theft Case in Cairo, 1954," *Studies in Islamic Society: Contributions in Memory of Gabriel Baer*, edited by Gabriel R. Warburg & Gad G. Gilbar, Haifa: Haifa Univ. Press, 1984, p. 169.

¹³ 同勅令は、ムハンマド・アリーの終身総督としての立場と、総督位の世襲権を承認すると同時に、エジプトにおいてオスマン帝国法が施行されると定めていた。Baer, "Tanzimat in Egypt", p. 111.

¹⁴ Peters, "The Codification of Criminal Law," p. 217.

アの枠内の立法であったが¹⁵、さらに同法をエジプト独自の国情に適應させるべく、「法選集」から抜粋した規定が追加されていた¹⁶。同法は、裁定評議会（次節にて詳述）による改正を経て（1858年）、国民裁判所刑法が施行される1883年まで存続した。

第2節 19世紀中葉の刑事司法制度¹⁷

前節で述べたように、19世紀中葉のエジプト刑事法群は、基本的にカーヌーンあるいはスィヤーサと呼ばれる従来の君主制定法と同様の性格を持つものであった。一方、裁判の担い手もまた以前と同様、カーディーと行政官であった。19世紀中葉の刑事法群には、カーディーが主宰するシャリーア法廷の管轄と定められた犯罪類型も数多く、規定上もシャリーア法廷が一定の役割を担うことが期待されていた。さらにベアーによれば、19世紀中葉以降、シャリーア法廷の新設が相次ぎ、その拡大が全国的規模で見られたという¹⁸。当時の刑事法群の基本的性格とシャリーア法廷の量的拡大は、依然刑事司法におけるカーディーの役割が決して小さいものではなかったことを如実に示している。しかし、実際にはカーディーの管轄とされた犯罪類型の多くは、最初こそカーディーが単独で審理を行なうものの、その後さらに行政官主宰の裁判所が成文刑法に基づき審理を行なうことが定められていた¹⁹。19世紀中葉以降、シャリーア法廷の刑事司法上の役割は、私訴による刑事訴追の審理が主なものとなっていく²⁰。一方、後述する国民裁判所制度の設立に伴い、家族法を除く大部分の民事訴訟の管轄が同裁判所に移管されるまで、シャリーア法廷は民事司法における枢要な役割を担い続けることになる²¹。

¹⁵ Anderson, “Law Reform in Egypt,” p. 214; Peters, *Crime and Punishment in Islamic Law*, pp. 130-131.

¹⁶ Peters, “The Codification of Criminal Law”, p. 218.

¹⁷ 本節の記述は、特に断りの無い限り以下の研究に依拠している。Rudolph Peters, “Administrators and Magistrates: The Development of a Secular Judiciary in Egypt, 1842-1871,” *Die Welt des Islams* 39/3, pp. 378-397.

¹⁸ Gabriel Baer, *Fellah and Townsman in the Middle East: Studies in Social History*, London: Frank Cass, 1982, p. 72. なお、この流れは1856年にカイロのカーディー職を除くエジプト州の全カーディー職の任命権が州総督に付与された後に見られるものであり、ペテルスは両者の間の相関関係を指摘している。Rudolph Peters, “Islamic and Secular Criminal Law in Nineteenth Century Egypt: The Role and Function of the Qadi,” *Islamic Law and Society*, 4/1 (1997), pp. 76-78.

¹⁹ そのような犯罪類型の例は以下を参照。Peters, “Islamic and Secular Criminal Law,” pp. 78-83.

²⁰ Peters, *Crime and Punishment in Islamic Law*, p. 126.

²¹ Richard A. Debs, *Islamic Law and Civil Code: The Law and Property in Egypt*, New York: Columbia University Press, 2010, p. 66.

19世紀中葉のエジプトにおける行政官による裁判は、裁判が行政官の業務の一環に過ぎなかった以前とは異なり²²、行政官が主宰するものの、裁判の審理を主な任務とする組織により行なわれるようになった。裁判の審理を主な任務とする機関の設立は、1842年設立の司法評議会 (al-jam‘īya al-ḥaqqānīya) がその嚆矢である。計7名の文官・武官が構成する同評議会は、以下のような事件の第一審を担当した。(1) 殺人事件および窃盗事件、(2) 高級官吏による犯罪、(3) 個人と国家の間の紛争、(4) 官吏同士の紛争。加えて、以下のような事件の第二審を担当した。(1) 士官および文官による刑事事件に対する判決、(2) 州総督により再審が必要と判断された全ての判決（カーディーによる判決を含む）。

この司法評議会の設置により、特に刑事事件の審理は二審制あるいは三審制となった。重大な案件の第一審は、司法評議会が管轄する一方、軽微な案件の場合は、従来通り警察や地方行政などが第一審を管轄し、第二審を司法評議会が管轄したが、いずれの場合でも判決が最終的に有効となるためには内務省 (al-dīwān al-khidīwī) による承認が必要とされていた。

司法評議会は1849年に廃止されたが、その役割は同年に新設された裁定評議会 (majlis al-aḥkām) に引き継がれた。裁定評議会は、枢密院 (al-majlis al-khuṣūṣī) と並び 1849-1879年間に於ける州総督の主要な諮問機関であり、全員がパシャあるいはベイの称号を有する高級官吏やハナフィー派とシャーフィイー派のウラマーなどによって構成されていた。

司法評議会・裁定評議会の設立に続く、重要な制度上の変化は、地方評議会 (majālis al-aqālīm) の設立である。地方評議会は、1852年にエジプトにて1851年オスマン帝国刑法が施行されたことに伴って設立された。同評議会には、司法評議会と同様、文官・武官のほか、村長老 (mashāykh al-balad) やコプト教徒も参加していた。加えて、裁定評議会と同様に、ハナフィー派およびシャーフィイー派のムフティーが配されていた²³。

同評議会は、刑事事件および行政事件に加え、1858年の土地法施行以後は土地に関する

²² 業務の一環として裁判を行う行政機関のあり方は、19世紀以前から続く傾向であった。19世紀初頭でも、大逆罪、殺人罪、窃盗罪など重犯罪の審理は、内務省 (al-Dīwān al-Khidīwī) や高等内務評議会 (al-Majlis al-‘Alī al-Mulkī) といった州総督直属の機関の管轄となっていた。一方、軽微な案件の審理は、カイロ市内外で担当が異なり、市外では地方官吏の管轄、市内では主に警察の管轄であった。被告が官吏の場合は、警察ではなく当該官庁が管轄していた。Peters, “Islamic and Secular Criminal Law,” p. 75.

²³ ムフティーとは、ファトワー（法学裁定）を出す法学者のこと。裁判にさいし、カーディーの顧問を務めることもあった。より詳しくは、以下を参照のこと。大塚『岩波イスラーム辞典』、987-988頁。

訴訟をも管轄し、1845年設立の商事裁判所 (majlis al-tujjār) が本来管轄すべき商事事件についても、当事者間での合意がなされれば審理を担当することができた。以上のように広範な役割を担った同評議会は、1871年までには15の都市に設置されるようになり、19世紀中葉の司法制度において中核的な役割を担う存在であった。ただし、比較的重大な案件に関する地方評議会の判決が有効となるためにはカトフダー庁 (dīwān al-katkhudā) の承認が必要であったほか²⁴、その内容は裁定評議会にも送付された。殺人や国家の安全を脅かすような特に重大な案件に関しては、第一審こそ地方評議会が担当するものの、再審理のために裁定評議会に身柄と記録が送られた。一方、軽微な案件に関しては、裁定評議会への報告こそ義務づけられていたものの、地方評議会ではなく、依然として警察や地方行政府が審理を担当していた。

地方評議会の設置は、司法制度の階層化をさらに進めた。同評議会は、設立当初こそ地方行政府の監督下に置かれたが、1862年以降は新設の司法省 (dīwān al-ḥaqqānīya) の直轄となり²⁵、その管轄もより明確化された。同時に同評議会の設置に伴い、裁定評議会の管轄は重大事件の第二審のみとなり、司法上の役割は上訴裁判所に相当するものとなった。その後、上訴裁判所としての裁定評議会の役割を補完するべく、1864年に控訴評議会 (majlis al-isti'nāf) が2ヶ所に設置され、1870年までにさらに1ヶ所に設置された。控訴評議会の主な役割は、第一審判決の再審理であった。再審理の後、判決は高等補弼省 (dīwān al-mu'āwana al-sanīya) に送付され、執行された。ただし、殺人事件あるいは3ヶ月以上の拘禁刑を宣告した第一審判決の再審理は、裁定評議会に提出された²⁶。

1871年には、地方評議会の下級審として、村単位や郡単位に評議会が開設された。前者は3名により構成される村落評議会 (majlis da'āwī al-balad, majlis da'āwī al-bandar)、後者は

²⁴ カトフダー職に就くのは、州総督の側近であり、内務省を束ね、1854年まではカイロ特別市長官も兼ねていた。Robert J. Hunter, *Egypt under the Khedives, 1805-1879: from Household Government to Modern Bureaucracy*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1984, p. 27, 43.

²⁵ 司法省の設立に関し、先行研究の見解は一致を見ていない。ハンターは司法省の設立を1842年とし、短期間で廃止された後に1872年に再び設置されたとしている。Hunter, *Egypt under the Khedives*, p. 44, 46.

²⁶ 地方評議会設置後のカイロとアレクサンドリアの二大主要都市における司法制度の発展は、他とはやや異なる展開を示した。カイロでは1855年までは依然として裁定評議会が重大な刑事事件の第一審を管轄していた。同年、カイロ特別市 (Muhāfazat Miṣr) の設置後は同市がその役割を引き継ぎ、最終的に1859年に設置されたカイロ地方評議会がその役割を担うようになった。さらに1865年にはカイロ・アレクサンドリア両特別市の第一審評議会 (地方評議会のことか?) が控訴評議会に改組されたことにより、以後は1862年に両市に設置されていた警察評議会 (majlis al-dabṭīya) が第一審評議会 (majlis ibtidā'ī baladī) として第一審を管轄した。

5名により構成される郡評議会 (majils da'āwī al-markaz) であった。村落評議会は、1日以内の禁錮刑あるいは25ピアストルまでの罰金刑を科す権限を有していたほか、民事裁判権も与えられていた。一方、郡評議会は5日以内の禁錮刑と100ピアストルまでの罰金刑を科す権限を有し、村落評議会の上訴審としての役割も担っていた。なお、郡法廷の第一審判決の上訴審は地方評議会の管轄であった。この村落評議会・郡評議会の設置により、裁定評議会、控訴評議会、地方評議会、郡・村落評議会の四審制となった。この制度は、1883年の国民裁判所 (al-mahākim al-ahlīya) の導入に伴い廃止される（国民裁判所の設置が遅れた上エジプトでは1889年まで存続）まで存続した。

以上のように、行政官主宰の「司法制度」は、19世紀中葉に大きく発展を遂げた。既に述べたように、それはシャリーア裁判所の権限を著しく侵すものではなかったし²⁷、19世紀中葉を通じ、徐々にその傾向は薄れていったとはいえ、最終的には州総督（1867年以降はエジプト副王Khidīwを称する）やその諮問機関の裁可を仰ぐ必要があったこと、司法官の養成は全く行なわれることなく、この「司法制度」の担い手はあくまで行政官であったことなどから、行政に従属する存在であった。さらに、同制度は当時のエジプト司法の一部を構成するに過ぎなかった。警察や地方行政府が裁判権を有していたことはすでに述べたが、1865年に発せられた総督勅令の定めるところでは、村長、区長 (nāzir qism)、警察 (ma'mūr ḍabṭīya)、県知事 (mudīr)、特別市長官 (muḥāfiz)、大臣 (nāzir dīwān 'umūmī) などが刑事・民事双方に対する裁判権を有していた。このうち、村長や郡長官の裁判権については、村落評議会、郡評議会の設置に伴い廃されたものの、その他の裁判権はその後も存続した。

しかし、同制度はカーディーの主宰するシャリーア法廷とは異なり、近代西欧の裁判に極めて近似した特徴を有していた。地方評議会による審理に関わった人材が国民裁判所制度設立時に判事を務めた事実は²⁸、そうした行政官主宰の裁判制度の特徴を如実に示す証左であると言えよう。また、同制度の拡大は、監獄制度の発展にも大きな影響を与えた。1861年の身体刑の禁止以降も、シャリーア法廷における刑事裁判では身体刑の適用例も見られたのに対し²⁹、行政官主宰の刑事司法においては自由刑が主要な刑罰となっていた。

²⁷ Nathan J. Brown, *The Rule of Law in the Arab World: Courts in Egypt and the Gulf*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2006 (first published in 1997), p. 25; Peters, "Administrators and Magistrates", p. 391.

²⁸ Brown, *The Rule of Law*, p. 33.

²⁹ Peters, "Islamic and Secular Criminal Law," p. 88; idem, "Egypt and the Age of the Triumphant

第3節 19世紀中葉の監獄制度

ペテルスによれば、19世紀中葉の監獄制度は、(1) エジプト領スーダンの強制労働収容所、(2) 中央政府の直轄監獄、(3) 県管轄の地方監獄や工場、(4) 拘置所の4層に分かれていたという³⁰。

スーダンへの流刑が科せられた受刑者は多くが重罪犯であり、スーダン東部、エチオピア国境にほど近い青ナイル上流のセンナールの山岳地帯へと送られていた。彼らを収容するための強制労働収容所は、既に農業法の規定にその名が見られるファイズグリーのほか³¹、ジャバル・キーサーンやジャバル・ドゥールなどに置かれており、そこで彼らは金山労働や採石作業に従事していた。しかし、1863-1865年の間に上記の収容所は全て閉鎖され、以後は刑期が10年以上の受刑者のみが白ナイル川沿岸地域に送られるようになった。

一方、中央政府の直轄監獄には、男性受刑者を収監する監獄と女性受刑者を収監する監獄があった。前者の代表はアレクサンドリア港の海軍工廠 (*tirsānat Iskandarīya*) 付設の監獄 (*limān Iskandarīya*) であった。1830年制定の農業法に既にその名を見出すことができる同監獄は当時、海軍省 (*dīwān al-baḥrīya*) の管轄下にあり、通常200名から650名の受刑者が在監し、彼らは港湾設備造成のための土木作業や、海軍工廠内での作業に動員されていたという³²。これに加え、ナイル堰堤 (*al-qanāṭir al-khayrīya*) の砦に付設された監獄や現在のスーダンの首都ハルツームに設置されていた監獄が中央政府の直轄であった。前者は1853年の設置当初は陸軍省 (*dīwān al-jihādīya*) の管轄であったが、1857年以降は工業省 (*dīwān al-wābūrāt wa al-‘amalīyāt* もしくは *dīwān al-fabrīqāt wa al-‘amalīyāt*) の管轄下に移された後、1865年に廃止された。その規模はアレクサンドリアの監獄をしのぎ、一時1,200名の受刑者を収監し、彼らは砦の建設作業に動員されていたという。後者は当初、スーダン人受刑者のみが収監されていたが、刑罰性を高めるべく、1857年以降はエジプト人受刑者の収監用に用いられるようになった。スーダン人受刑者は、代わりにアレクサンドリアの監獄に収監された。男性受刑者の内、上級官吏や士官に対しては別個の処遇が行われていた。彼

Prison,” p. 262.

³⁰ Peters, “Controlled Suffering,” p. 389.

³¹ ファイズグリーについては、加藤『私的土地所有権とエジプト社会』69頁、注17を参照のこと。

³² Peters, “Egypt and the Age of the Triumphant Prison,” p. 266.

らは、アレクサンドリアの東、地中海沿岸のアブー・キール Abū Qīr にあった砦に収容されるなどしていた。同砦が1855年までに廃止されると、以後彼らは上エジプトのアスワンへと送られるようになった。一方、女性受刑者は、女性専用監獄の設置を定めたオスマン帝国修正刑法の施行に伴い³³、1856年にカイロのブーラク地区に設置された紡績工場 (maghzal) に収容されるようになったが、それ以前は男性受刑者と同室で起居し、共に労働に従事した例もあったという。また、妊婦の場合は入院が認められたほか、男性受刑者とは異なりアレクサンドリアの監獄やスーダンに送られることはなかった。以上のように、刑罰制度の移行期にあった当時の状況を反映し、アレクサンドリア以外の監獄はいずれも1850年代に設立、あるいはその役割を拡大していた。

重罪犯が、以上のような中央政府直轄の監獄に収監されたのに対し、比較的軽微な犯罪を犯した受刑者は地方監獄に収監されたほか、工場や建設現場といった監獄以外の場所で使役される場合もあった。監獄以外の場所で受刑者が処遇されていた例は、1820年代後半までさかのぼって確認することができ、カイロのブーラクにあった製鉄所や、アレクサンドリアの建設現場などにおいて使役されていたという。なお、受刑者の処遇が建設省 (dīwān al-abniya) の裁量に委ねられていた1840年代までは、アレクサンドリアの監獄に微罪の受刑者が収監される例もあったが、1850年代以降は中央政府直轄の監獄には主に重罪犯が収監されるようになった。また、一部の受刑者が軍事力として利用された例もあり、その場合、彼らは軍隊内に設けられた矯正部隊 (al-firqa al-iṣlāḥīya) において軍務に服していた³⁴。

拘置所は、大都市の警察署、カイロのシタデル（城砦）、各地方の中心都市などに置かれ、労働に使役されない受刑者を収監していた。そのため、拘置所には未決囚や債務囚も収監されていた。拘置所の規模は小さく、警察や地方行政府の管轄下に置かれていた。

以上のように、1860年代以降、地方評議会が司法省の管轄下に置かれるなど一元化の進んだ司法制度と異なり、同時代の監獄は海軍省、陸軍省、工業省、建設省、地方行政府、警察といった様々な機関によって管理・運営され、一体的な運用はほとんど行われていなかった。占領直後の監獄制度の現状に関するイギリス当局の報告書においても、同様の事実が指摘されており³⁵、この傾向は19世紀中葉を通じて継続したものと思われる。ただし、

³³ Peters, “Egypt and the Age of the Triumphant Prison,” p. 271.

³⁴ 同部隊については以下を参照。Peters, “Egypt and the Age of the Triumphant Prison,” p. 273.

³⁵ HCSP, Egypt, No. 25 (1884), “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,”[C.

各監獄の状態を調査し、定められた刑期に応じた受刑者の釈放が行なわれているか否かを監督する監獄監察官職が1865年に設置されており、監獄制度への統制強化を中央政府が意図していたことをうかがうことはできよう。次章で述べるように、イギリスが占領後、監獄制度への統制強化を試みたさいに利用したのが、まさにこの監獄監察官職であった。

第4節 フランス法体系への移行とその背景

既に刑事法・刑事裁判権に焦点をあてつつ、19世紀中葉のエジプトにおける法制度および司法制度の展開の概略を述べた。従来のオスマン帝国の法制度・司法制度を受け継ぎつつも独自の発展を遂げたこれら2つの制度は、最終的に1883年、フランス法を範とした新たな法体系の導入と、それに依拠して裁判権を行使する国民裁判所制度の設立により、終焉を迎えることになる。

まがりなりにも機能していた旧来の制度を放棄し、国民裁判所制度を導入した背景を知るためには、1875年の混合裁判所制度の導入とその経緯について理解する必要がある。なぜならば、国民裁判所制度の導入にさいし、フランス法体系が採用されたのは、すでにフランス法体系を採用していた混合裁判所制度との将来的な統合という意図が背景にあったからである³⁶。

それでは、なぜ混合裁判所制度は設立され、同制度においてフランス法体系が採用されたのであろうか。1875年の同裁判所の設立は、1860年代以降、当時の総督イスマーイールの側近ヌバル主導により行なわれた、領事裁判権解消に向けた西欧列強との交渉の結果生まれた、妥協の産物であった。1838年のバルタ・リマヌ条約と同条約のエジプトへの適用を定めた1841年の帝国勅令に基づく領事裁判権への対応は、当時のエジプト政府にとり、喫緊の課題であった³⁷。特にエジプト政府に対する民事訴訟を自国の領事裁判所に提訴する外国人の存在は、著しくエジプトの「国益」を毀損するものと考えられた³⁸。

すでに1845年にカイロとアレクサンドリアに設置され、「混合裁判所の雛形」と評価さ

4100], p. 96.

³⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 127.

³⁷ 当時、同様の問題を抱えていた明治新政府は、エジプトの混合裁判所設立計画に接し、その内容を調査した。中岡三益「福地源一郎のエジプト混合裁判所調査」『国際商科大学論叢教養学部編』第32号、45-60頁。

³⁸ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 125; Hunter, *Egypt under the Khedives*, pp. 174-175.

れている商事裁判所 (majlis al-tujjār) がエジプト人と外国人の間の商事事件を管轄していた³⁹。ヌバールの最終的な目標は、商事裁判所を構成するエジプト人・外国人判事の数的平等を維持しながら、商事に限定されない刑事・民事を含めた包括的な混合裁判所を設置することであった⁴⁰。しかも、混合裁判所は既存の国内司法制度と統合し、エジプト人のみに関与する案件についても管轄することが想定されていた。

しかし、彼の当初の目標は、西欧列強による抵抗の前に次々と妥協を余儀なくされた。最初に放棄されたのは、判事の数的平等の堅持であり、設立後の混合裁判所における外国人判事の数的優位が確立されたほか、既存の国内司法制度との統合や、刑事事件の管轄を領事裁判所から混合裁判所に移管することも激しい抵抗を受け、断念に追い込まれた。混合裁判所の設立に特に頑強に反対したのはフランスであり、ヌバールはフランスからの譲歩を引き出すためにフランス法体系の導入を受け入れざるを得なかったとブラウンは指摘している。くわえて、ムハンマド・アリー以来のフランスとの関係、すでに指摘した1840年代以降の語学校によるフランス法の翻訳活動、1856年以降の商事裁判所における1807年フランス商法を範とした1850年オスマン帝国商法の採用なども⁴¹、フランス法体系導入の判断に影響を与えたであろう。フランス法体系の導入と共に、ヨーロッパ人がその長を務めるフランス式の検察制度も導入されることになり、混合裁判所制度に対するエジプトの影響力はさらに弱められた。さらに列強は、当時既に巨額なものとなっていた対エジプト債権を確実に回収することができるように、混合裁判所から下された判決に従うことをエジプト政府に義務づける条文を加えることを認めさせた⁴²。

以上のような経緯を経て1875年に設立された混合裁判所制度は、二審制を採用し、第一審裁判所はカイロ、アレクサンドリア、マンスーラに、控訴審裁判所はアレクサンドリアに設置された。第一審裁判所は、外国人判事4名とエジプト人判事3名による構成であり、判決の成立にはそれぞれ3名および2名の賛成が必要であった。また、控訴審裁判所は7

³⁹ Anderson, “Law Reform in Egypt”, p. 211. 商事裁判所について詳しくは以下の論文を参照。Jan Goldberg, “On the Origins of Majālis al-Tujjār in Mid-Nineteenth Century Egypt,” *Islamic Law and Society*, 6/2 (1999), pp. 193-223.

⁴⁰ Brown, *The Rule of Law*, p. 27.

⁴¹ Anderson, “Law Reform in Egypt”, pp. 211-212. ゴールドバーグによれば、フランス民法と相互補完の関係にあったフランス商法は、単独の運用がそもそも困難であり、同法を範としたオスマン帝国商法もまた、その運用には様々な障害が生じたという。このこともまた、ヌバールによるフランス法体系の全面的採用という判断に影響を与えたかもしれない。

Goldberg, “On the Origins of Majālis al-Tujjār”, p. 196.

⁴² Brown, *The Rule of Law*, p. 27.

名と4名から構成され、判決の成立には5名および3名の賛成が必要とされた。同裁判所において適用される法典としては、民法、商法、海事商法、刑法、民商事訴訟法、刑事訴訟法があり、これらは全てフランス法を範とし、エジプトでの実務経験を有する1人のフランス人法律家により編纂された⁴³。

領事裁判権の受け皿として混合裁判所を設立し、既存の国内司法制度との統合を図るというエジプト政府の当初の計画は頓挫したものの、計画自体が完全に放棄された訳ではなかった。統合に向けた国内司法制度の改革は、1880年以降本格化し、後の司法相フサイン・ファフリーを長とする委員会の下、検討が進められた⁴⁴。この検討作業は、同時期に発生したウラービー革命(1881-1882年)とそれに引き続くイギリスの軍事侵攻・占領という混乱により遅延を余儀なくされたものの、その結果、設立されたのが国民裁判所制度である。適用される法については、検討の過程でシャリーアに準拠した法の編纂を求める意見も出されたが⁴⁵、混合裁判所との将来的な統合という目的に沿うべく、最終的に同裁判所の法典に基づいて編纂されることが決せられた。ムハンマド・アブドゥフやムハンマド・カドリーといった語学校関係者の手により、アラビア語への翻訳が進められた⁴⁶。その内容は、基本的には混合裁判所用の法典とはほぼ同様の構成・内容であったが、刑法のように一部異なる場合もあった⁴⁷。

1881年に最初に定められた国民裁判所制度の構成案では、四審制を採用し、郡ごとに1名の判事が審理を担当(単独審)する裁判所を、全国16ヶ所に県単位の裁判所を、上下エジプトに各1ヶ所ずつ控訴審裁判所を、カイロに最高裁判所を設置する予定となっていた⁴⁸。しかし、1883年6月14日付発布の国民裁判所構成法(lā'ihat tartīb al-mahākim al-ahlīya)により最終的に定められた同裁判所の構成は、それとはやや異なるものであった⁴⁹。同構成法によれば、同裁判所制度は混合裁判所と同様に基本的に二審制であり、第一審裁判所(al-mahākim al-ibtidā'īya)と、控訴審裁判所(mahākim al-isti'nāf)から構成されると規定

⁴³ 混合裁判所用の諸法典の編纂者について詳しくは以下の研究を参照のこと。両角吉晃「エジプト民法典小史」『東京大学法科大学院ローレビュー』Vol. 2 (2007年9月)、155-156頁。

⁴⁴ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 127-128.

⁴⁵ Brown, *The Rule of Law*, p. 30.

⁴⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 129.

⁴⁷ 混合裁判所用刑法は全341条であるのに対し、国民裁判所用刑法は全353条であった。

⁴⁸ Cannon, *Politics of Law and the Courts*, p. 132.

⁴⁹ *Lā'ihat Tartīb al-Mahākim al-Ahlīya al-Sādīra fī 9 Sha'bān Sanat 1300 Hijrīya (14 yūniya 1883 Milādīya)*, al-Ṭaba'a al-Thālītha, Būlāq: al-Maṭba'a al-Kubrā al-Mīrīya, 1308 A. H.

していた。後者は、破毀院 (mahkamat naqd wa al-ibrām) としての役割も担うことが定められていた (同構成法第21条)。前者は、最低5名の判事により構成され、判決の成立には3名の賛成が必要であった (同構成法第6条)。後者は、8名の判事により構成され、判決の成立には5名の賛成が必要であった (同構成法第9条)。郡単位の裁判所は、人材不足により設置が見送られたほか⁵⁰、最高裁判所を設置する計画は、混合裁判所に該当する制度が無いために放棄された⁵¹。それどころか、第一審裁判所・控訴審裁判所すら、同構成法に定められたとおりには設置されなかった。第一審裁判所はカイロ、アレクサンドリア、ベンハー、タンター、マンスーラ、ベニー・スウェフ、アスユート、ケナーの8都市に設置することが定められていたが (同構成法第5条)、実際にはカイロ、アレクサンドリア、ベンハー、タンター、マンスーラの下エジプト5都市にのみ設置され、上エジプトには設置されなかった。控訴裁判所もまた、カイロとアスユートの2都市に設置されることが定められていたが (同構成法第9条)、実際にはカイロに設置されたのみであった⁵²。この結果、国民裁判所制度は設立当初、その管轄範囲を下エジプトに限定されることになった。一方、上エジプトでは従来の司法制度が存続した⁵³。国民裁判所の管轄範囲が下エジプトに限定されたことに関し、キャノンに加え、同裁判所は西欧列強の利害とより深く結びついていたエジプトの主要都市部の住民や農業・商業部門に従事する人々が利用する制度として設立されたためであろうと述べている⁵⁴。

当初案では、国民裁判所の設立により、それまで行政官が有していた裁判権は完全に廃止される予定であった⁵⁵。しかし、同裁判所の管轄範囲が下エジプトに限定されたことにより、行政官の裁判権は依然として上エジプトでは存続した。さらに、次節において言及する匪賊委員会 (qūmisīyūnāt al-ashqiyā', commissions of brigandage) が1884年に設置されたことにより、下エジプトにおいても行政官の裁判権 (特に刑事裁判権) が一時的にせよ復活することになった⁵⁶。西欧、特にフランスを範とした新たな法制度・裁判制度の本格的な発展は、1890年代以降に進められることになる。

⁵⁰ Cannon, *Politics of Law and the Courts*, p. 161.

⁵¹ Brown, *The Rule of Law*, pp. 30-31.

⁵² アスユートへの控訴審裁判所の設置は、1926年のことであった。Brown, *The Rule of Law*, p. 43.

⁵³ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 129.

⁵⁴ Cannon, *Politics of Law and the Courts*, p. 161.

⁵⁵ Cannon, *Politics of Law and the Courts*, p. 132.

⁵⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 132; Tollefson, *Policing Islam*, pp. 27-29.

第5節 イギリス統治時代における司法・警察制度の展開

匪賊委員会は、国民裁判所の設立間もない1884年4月28日に発せられた勅令に基づき⁵⁷、下エジプトの各県に設置された。同勅令第1条によれば、匪賊委員会は各県知事が主宰し、彼に加え、各郡のウムダ(‘umda ‘an kull markaz)により構成されていた。その主な役割は、当時地方において跋扈していた匪賊を取り締まることにあった。同委員会は国民裁判所刑法や同刑事訴訟法の制約から一部自由であったこと、県知事が主宰したことなどからあきらかなように、同委員会の設置により事実上、県知事の裁判権が復活した。同委員会は翌1885年には上エジプト各県にも設置され、国民裁判所が未設置であり、旧来の制度が存続していた当地では県知事の裁判権は一層強化された。驚くべきことに、国民裁判所の裁判権を侵害する匪賊委員会の設置は、イギリス占領当局ではなく、国民裁判所の設置を進めた当のエジプト政府主導で実施された。しかも、当時の首相は、かつて混合裁判所の設置により司法制度の統一を目論んだヌバルであった。司法制度の統一性を損なう匪賊委員会設置を彼が決定した背後には、どのような意図があったのであろうか。まず背景として指摘すべきは、占領後に起きた地方における急速な治安の悪化である。また、5ヶ所の第一審裁判所と1ヶ所の控訴審裁判所のみで下エジプト全域を管轄しなければならなかった国民裁判所制度と、同制度に付属する検察制度のみでは、増加する犯罪と刑事裁判の審理に対応しきれないという事情もあった。しかし、地方における治安の悪化と、当時の司法の制度的限界のみでは、時のエジプト政府が匪賊委員会を設置した意図を完全に理解したことにはならない。匪賊委員会の設置は、占領後、さらに強まったイギリスによるエジプト内政への介入を排除するために講じられた措置の1つであった。

1876年のエジプト財政の破綻後、英仏両国は主要「債権国」により構成される公債委員会Caisse de la Dette Publiqueの設置⁵⁸、エジプト総督政府内閣に自国出身の閣僚を入閣させるなどし二元管理体制を構築したが、占領後のイギリス当局は既に監督下に置いていた財務省に加え、占領以前はフランスが監督していた公共事業省のほか、内務省、司法省への介入をも強めていく。なお、以後のフランスは中央省庁に対する影響力こそ減退させるも

⁵⁷ Jallād, *Qāmūs*, Vol. 3, pp. 489-490.

⁵⁸ 同委員会には、英仏両国のほか、イタリア、オーストリア＝ハンガリー、ドイツ、ロシアが参加した。

の、依然公債委員会には参画しており、そこを通じエジプト財政に対する影響力を行使した。なぜならば、同委員会は政府歳入の半分を管理したほか、政府歳出の計上にも深く関与していたため、フランスは財務省を掌握したイギリスの財政運営に度々干渉することができたのである⁵⁹。同委員会を通じたフランスの介入は、1904年の英仏協定の締結まで続くことになる。

さて、内務省に介入したイギリスの主要な動機は、警察組織の掌握と制度改革であった⁶⁰。1884年に内務省事務次官に就任したロイドは、旧エジプト警察と憲兵隊を組織統合し、イギリス人警察総監の下、総監代理・監察官により指揮・監督される新たな警察を創設した。一方、県知事や特別市長官は警察に対し指示を与えることは認められたものの、その指示は監察官を介してなされなければならなかった。一方、司法省への介入の動機は、検察の掌握であり、1883年4月にはインドで判事としての実務経験を持つマクスウェル Benson Maxwell を検事総長に就任させた。旧警察が有していた司法権は再編後の警察には引き継がれず、同権は国民裁判所と検察に継承されていた⁶¹。

両省へのイギリスの介入は、特に県知事や特別市長官など、地方行政官の権限を著しく脅かすものであった。旧警察・憲兵隊が彼らの指揮下に置かれていたのに対し、新たに発足した警察組織は内務省の直轄となり、彼らの手から離れた。一方、フランスを範とし、ヨーロッパ人を長とする検察は、訴追機関であると同時に捜査機関でもあり、かつて県知事らが旧警察を通じて行使した犯罪捜査権を代行する存在であった⁶²。なお、本論文の主要テーマである監獄制度の管理権もまた、ロイドが県知事からイギリス当局の管理下に移管しようと試みた権限の1つであった。

当時首相の地位にあり、エジプト支配層の利害を代表する立場にあったヌバーは、地方における治安悪化の原因をロイドによる警察組織の「改悪」によるものと批判し、警察を再度県知事らの指揮下に戻すよう主張した。1884年5月にロイドを事実上の辞任（正式

⁵⁹ Afaf Lutfi al-Sayyid, *Egypt and Cromer: A Study in Anglo-Egyptian Relations*, London: John Murray, 1968, p. 135; William M. Welch, Jr., *No Country for a Gentleman: British Rule in Egypt, 1883-1907*, Westport: Greenwood Press, 1988, p. 91. ティグナーによれば、イギリスは同委員会におけるフランスとロシアの妨害に対抗するため、ドイツの協力を仰いだが、その代償にアジア・アフリカ政策において数々の妥協を強いられたという(Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 83)。

⁶⁰ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 12-14.

⁶¹ Tollefson, *Policing Islam*, p. 13.

⁶² Tollefson, *Policing Islam*, pp. 16-17, 54.

には同年9月辞任)に追い込み、占領当局による警察に対する統制強化に歯止めをかけると、予審判事や検事に与えられていた犯罪捜査権をも県知事に再付与することを求めた。犯罪捜査権の回復こそ果たせなかったものの、県知事は警察に対する指揮権を部分的に回復し⁶³、内務省および警察に対するイギリスの影響力は低下した。詳しくは次章で言及する匪賊委員会の設置もまた、以上のようなエジプト人支配層とイギリスとの間で繰り広げられた治安維持権限を巡る主導権争いの中に位置付けることが可能である。

内務省および司法省へのイギリスの再介入は、1889年の匪賊委員会の廃止後に本格化する。同委員会の廃止は、そもそも時限的措置であったことや、同委員会における拷問による自白の強要、あるいは同委員会の職権濫用などがあきらかになり、批判が高まったためであったという⁶⁴。いずれにせよ、匪賊委員会の「腐敗」ぶりは、再び司法行政に介入するために格好の口実をイギリスに与えた。

内務省へのイギリスの介入は、1890年にキッチナーが警察総監に就任したことにより再び本格化する。彼が最初に着手したのは、匪賊委員会廃止後の地方における治安維持の要となるガフィール(村番卒)制度の再編であった。既に彼が警察総監に就任する以前の1889年以降、エジプト政府による同制度の改革が進行し、警察によるガフィールの監督や給与の増額などが定められたが⁶⁵、彼は人員削減を進める一方で、さらに給与を増額し、高待遇をインセンティブとして人材のさらなる質的向上を図った⁶⁶。

その後、1894年に新設された顧問職に後にクローマーの後任となるゴーストEldon Gorstが就任し、内務省へのイギリスの統制はさらに強化された⁶⁷。彼の在任中、警察指揮権を巡り競合関係にあった警察総監職の廃止により、警察指揮権を独占する存在となった県知事をイギリス人監察官の監督下に置くことで県知事に対する統制を強化し、イギリスは警察を事実上掌握することに成功した⁶⁸。

さらにイギリスは、警察と共にガフィールを監督するウムダ職に対する統制も強化し、1895年のウムダ法により同職の選任を中央政府の任命制としたうえで、これに一定の裁判

⁶³ Tollefson, *Policing Islam*, p. 19.

⁶⁴ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 132; Tollefson, *Policing Islam*, pp. 47-48.

⁶⁵ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 55-57.

⁶⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 207.

⁶⁷ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 184-185.

⁶⁸ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 96-97.

権を与え村落内の治安維持を担わせた⁶⁹。以上のような1890年代半ばにおける内務行政へのイギリスの統制強化は、ほぼ軌を一にして展開した監獄制度の本格的再編（第2章で詳述）の背景としても注目に値する。

一方、同委員会が廃止されたことにより権限が回復した国民裁判所は、その管轄範囲を上エジプトに拡大し、新たに多数のヨーロッパ人判事がイギリスの手により配属された⁷⁰。国民裁判所の設立当時、エジプト政府主導により任命されたベルギー・オランダ出身の約40人の判事は、1890年までにほぼ全員が離任しており、イギリスの影響力が強まった⁷¹。さらにイギリスはその後、1890年にはインド・ボンベイの高等法院やエジプト混合裁判所で判事を務めたスコット John Scott を、エジプト政府の反対を押し切り司法省顧問 (al-mustashār al-qaḍā'ī / judicial advisor) に就任させた。彼は以下に述べるように裁判制度改革に乗り出したほか、匪賊委員会の廃止後、県知事など地方行政官に犯罪捜査権が付与されたことにより生じた犯罪捜査における検察と警察の競合関係の解消にも努めた。最終的に1895年に検察の下に公訴権と共に捜査権を集約、犯罪捜査に関し警察を検察の下位に置くことにより両者の競合関係を清算した⁷²。

スコットによる司法制度改革は、裁判の迅速化を基本方針として進められた。少数の裁判所が全ての裁判の第一審を管轄しているために、各裁判所の負担が重く、また複数名の判事による審理（複数審）が行なわれているためにしばしば裁判の長期化を招くという現行制度の問題点を改善するべく、簡易裁判所 (maḥākīm al-juz'īya) が設立された。1890年11月3日付の勅令に基づき⁷³、1891年に設置された簡易裁判所は、第一審裁判所の判事1名により構成される単独審であり、刑事事件のうち、軽罪事件・違警罪事件の第一審の大部分を管轄した⁷⁴。簡易裁判所の上級審は第一審裁判所であったが、一部の判決については

⁶⁹ 長沢栄治「近代エジプトの村長職をめぐる権力関係」伊能武次編『中東における国家と権力構造』アジア経済研究所、1994年、160頁；Tollefson, *Policing Islam*, pp. 102-103.

⁷⁰ Brown, *The Rule of Law*, p. 37.

⁷¹ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 129. ブラウンによれば、ベルギーやオランダといった「第三国」出身者の国民裁判所判事への任用には、同裁判所へのイギリスの影響力を減じようとするエジプト政府の意図が働いていたという。Brown, *The Rule of Law*, pp. 33, 45.

⁷² Tollefson, *Policing Islam*, pp. 101-102.

⁷³ AAD (1890), pp. 224-226.

⁷⁴ 1883年に制定された国民裁判所刑法は、その範となった1810年フランス刑法（ナポレオン刑法典）と同様、犯罪を重罪(jināya)、軽罪(junḥa)、違警罪(mukhālaḥa)の三分類に分け、それぞれに固有の刑罰を科していた。1883年刑法の全文は以下を参照。Qānūn al-'Uqūbāt al-Ṣādira 'alay-hu al-Amr al-'Ālī bi-tārīkh 13 Muḥarram Sanat 1301 Hijrīya (13 November Sanat 1883 afranjīya), al-Ṭaba'a al-Thālītha, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Kubrā al-Amīrīya, 1308 A. H.

上級審が控訴審裁判所と定められ、第一審裁判所の負担軽減がさらに図られた⁷⁵。さらに注目すべきは、簡易裁判所の管轄は、少なくとも設立時には刑事事件の審理に限定されていたことである。このことから同裁判所は、あきらかに地方行政官の刑事裁判権に取って代わる存在として設立されたことが理解できよう。なお、簡易裁判所はカイロ市内に3ヶ所設置されたのを皮切りに、スコットが司法省顧問を退任する1899年までに計44ヶ所に設置された⁷⁶。スコットは、裁判所の増設に伴い必要となった人材確保のため、法学校の改革を行ない、数多くのヨーロッパ人教師を同校に配属させた⁷⁷。

しかし、簡易裁判所の設立後も、裁判の長期化という問題点の解消には至らなかった。そのため、1904年には新たに郡裁判所(mahākim al-marākiz)が設立された。その設立を定めた1904年第8号法によれば⁷⁸、同裁判所は簡易裁判所もしくは第一審裁判所の判事1名により構成される単独審であり、大部分の違警罪事件と、一部の軽罪事件を管轄した。同裁判所は発足時64ヶ所に設置されており⁷⁹、この数は当時の簡易裁判所の設置数(48ヶ所)を大幅に上回るものであった。イギリス総領事クロマーの報告によれば、従来簡易裁判所が管轄していた軽罪事件の34%、違警罪事件の39%が郡裁判所にて審理されるようになり⁸⁰、簡易裁判所の負担軽減という当初の目的はある程度達成された。

その後、郡裁判所の設置数とその管轄範囲はさらに拡大し、郡裁判所はその名のとおりに郡庁所在地のほか、カイロおよびアレクサンドリアの各区(aqsām)の計108ヶ所に設置されるようになった⁸¹。従来は1ヶ月以下の禁錮刑あるいは2ポンド以下の罰金刑を科す権限が与えられていたが、その権限も拡大し、3ヶ月以下の禁錮刑あるいは10ポンド以下の罰金刑を科す権限を有するようになった。しかし、宣告刑がこの範囲を超える軽罪事件と判断された場合には、簡易裁判所が管轄することが定められており⁸²、取扱人員数・件数ともに、簡易裁判所は依然として郡裁判所を上回っていた。

⁷⁵ 1890年11月3日付勅令第6条によれば、軽罪事件に対する簡易裁判所の判決のうち、6ヶ月以上の禁錮刑判決に対する上訴、法に明記されない6ヶ月未満の禁錮判決に対する検察側上訴は、控訴審裁判所の管轄とされた。

⁷⁶ Laṭīfa Muḥammad Sālim, *al-Nizām al-Qadā'ī al-Miṣrī al-Ḥadīth*, al-Qāhira: al-Hay'at al-Miṣriya al-ʿĀmma lil-Kitāb, 2000, Vol. 1, p. 236.

⁷⁷ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 135-136.

⁷⁸ *QHM* (1904), pp. 156-160.

⁷⁹ Sālim, *al-Nizām al-Qadā'ī*, Vol. 1, p. 251.

⁸⁰ *HCSP*, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 46.

⁸¹ *Taqwīm* (1911), p. 98.

⁸² Malcolm McIlwraith, *Legislation and Judicial Organization in Egypt*, Cairo: National Printing Department, 1908, p. 17.

裁判の迅速化を意図した改革は、重罪事件分野にも及んだ。1905年に下エジプトに、翌1906年に上エジプトに導入された重罪裁判所 (mahākīm al-jināyāt) が、重罪事件の審理を独占的に管轄するようになった⁸³。控訴審裁判所の判事3名により構成される同裁判所は、毎月第一審裁判所の設置都市で開廷された。同裁判所の設置により、簡易裁判所や郡裁判所の設置後も二審制が維持された軽罪事件の審理とは対照的に、重罪事件の審理は一審制に移行した。同時に、従来重罪事件の第一審を管轄していた第一審裁判所と、最終審を管轄していた控訴審裁判所は、重罪事件の審理から外れることになった。

郡裁判所の役割が拡大する一方で、同裁判所への訴追を検察に代わり担当していた警察の負担は過大なものとなっていった。その負担を軽減するべく⁸⁴、占領時代末期の1912年にはカイロ・アレクサンドリアおよびスエズ運河地帯の主要3都市（ポート・サイド、イスマーイーリーヤ、スエズ）を除き郡裁判所が廃止されると共に、小郡裁判所 (mahākīm al-akhtāt / cantonal courts) が設立された⁸⁵。郡裁判所が廃止された地域では、軽罪事件の審理は簡易裁判所の管轄に戻り、一部の違警察事件の審理は小郡裁判所の管轄となった。具体的には、24時間以内の禁錮刑および25ピアストル以下の罰金刑に相当する案件を審理する権限を与えられていた。なお、小郡裁判所の上級審は簡易裁判所であり、罰金刑判決の場合のみ上訴が認められていた⁸⁶。

全国200ヶ所以上に設置された小郡裁判所は、他とは異なり国民裁判所制度の諸法典に依拠せず、慣習法に基づく裁判を行う権限を与えられていた。また、審理を担当するのも職業裁判官ではなく、ウムダをはじめとする土地の名士たちから選任された。しかし、小郡裁判所による審理もまた、中央政府の統制下に置かれていた。禁錮刑判決に限定されてはいたものの、国民裁判所制度への上訴が認められており、小群裁判所自体が国民裁判所制度の末端に位置づけられていたうえ、既に述べたように審理を担当するウムダ職自体、1895年以降内務省による任命制が徹底されていた。

⁸³ McIlwraith, *Legislation and Judicial Organization*, p. 18.

⁸⁴ Tollefson, *Policing Islam*, p. 167.

⁸⁵ 小郡裁判所については以下を参照。Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 138; Brown, *The Rule of Law*, p. 39.

⁸⁶ HCSP, Egypt. No. 1 (1913), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1912," [Cd. 6682], p. 47.

おわりに

以上のように、監獄が刑罰制度としての重要性を高め始めた19世紀中葉は、司法制度にとっても大きな転換期であった。刑事法の本質はシャリーアの枠内にとどまり、またカーディーの刑事司法における役割も小さいものではなかったが、19世紀以前の伝統を受け継ぎつつもさらなる発展を遂げた行政官主宰の「司法制度」は、特に刑事司法の分野でその役割を拡大しつつあった。

ペテルスは、当時の身体刑から自由刑への移行には社会経済的要因が介在していたことを指摘しているが、自由刑の適用がより多く見られたのは、まさに行政官主宰の裁判においてであり、その後の監獄制度の発展には、このような刑事司法制度の変容が大きな役割を果たしたことも間違いないだろう。

1876年の混合裁判所の設立は、従来とは異なる法体系に依拠したものであったうえに、長期的には裁判制度の一元化を目標としていたものの、短期的にはさらなる裁判権の分化を招く結果となった。1883年の国民裁判所の設立は、既存の「司法制度」に取って代わることにより、混合裁判所との齟齬を除去し、裁判制度を一元化する意図の下に実行された。混合裁判所との統合は、イギリス統治時代を通じ実現することはなかったが、国民裁判所はその後イギリス統治の要のひとつとして発展を続けることになる。

19世紀中葉以降、発展を続けた監獄制度もまた、複数の裁判制度（行政官主宰の裁判所、シャリーア法廷、領事裁判所、混合裁判所）の存在に対応し、多様な主体により管理されていた。しかし、エジプト人に対する刑事裁判を独占的に管轄することになった国民裁判所制度の設置は、同制度に対応する新たな監獄制度の設立を要請することになったのである。

第2章 イギリス統治時代前期における監獄制度の再編とその目的

はじめに

前章で概観したように、19世紀後半にエジプトの司法制度は大きな変容を被った。領事裁判権の廃止を最終的な目標とし、単一の制度（混合裁判所）と単一の法体系（フランス法体系）に基づく新たな司法制度を創出しようとしたエジプト総督政府の試みが、最終的に監獄制度の再編をもその視野に入れていたのか否か、管見の限りあきらかではないし、またそれについて言及した先行研究も存在しない。

しかし、仮にエジプト総督政府がその後も改革の主導権を握り続けていたならば、その過程で対応する単一の監獄制度の創出を要請することになったであろう。なぜならば既に述べたように、当時は個々の裁判所制度が独自の監獄制度を有しており、司法制度と同様、監獄制度の一元化もなされていない状況であったからである。そして、実際には司法制度の一元化という当初の目標を達成したとは言いがたいものの、国民裁判所制度という新たな司法制度の創出もまた、同制度に対応する新たな監獄制度の存在を必要とするものであった。

国民裁判所制度に対応する新たな監獄制度の創設は、曲がりなりにもエジプト総督政府主導で行なわれた従来の法制度・司法制度の再編事業とは異なり、1882年に始まるイギリス統治時代においてイギリス主導で行なわれた。監獄制度の再編は、占領開始当初イギリスが直接監督に当たった数少ない事業の1つであり¹、この事実からも如何にイギリスが同制度の再編を重点課題のひとつと見なしていたかをうかがうことができよう。しかし、既に本論冒頭で述べたように、イギリス統治時代における監獄制度の再編を扱った研究は数少なく、またその分析も十分なものではない。

このような現状を踏まえ本章では、イギリス統治時代、特にその前期における監獄制度の再編の経緯とその意図、再編が同制度にもたらした変化などについて述べる。なお、監獄制度の再編はイギリス統治時代を通じて断続的に行なわれるが、本章の対象を占領前期に限定する理由は、前後期では監獄制度に対するイギリスの姿勢に変化が見られたために、

¹ HCSP, Egypt. No. 6 (1887), “Despatches from Sir E. Baring Respecting the Employment of Europeans in the Egyptian Public Service,” [C. 4997], pp. 4-6.

その再編の中身も異なるためである。

第1節 中央政府による統制強化の試み

イギリス占領下における監獄制度の再編は、内務省 (*nizārat al-dākhiliya*) 内に監獄局 (*maṣlahat al-sujūn*) が設置されたことをもってその嚆矢とする。しかし、その正確な設置時期については、史料によって異なるため詳らかではない²。一般的に監獄局の初代局長とみなされているのは、クルックシャンク Harry Crookshank という人物である³。彼の経歴は、イギリス人であり、内務省の公衆衛生局 (*maṣlahat al-ṣiḥḥa al-‘umūmiya*) 所属の医師であったこと以外⁴、不明であるが、彼がエジプト監獄監察官 (*mufattish sujūn al-quṭr al-miṣrī*) という地位に任命されていたことを示す内務省通達が1883年10月に出されている⁵。同職はおそらく、19世紀中葉に設置されたとペテルスが指摘する監獄監察官職と同一のものではないかと考えられる。

監獄局という名称が初めて史料中で言及されるのは、管見の限りではヒジュラ暦1301年ラビーウ第Ⅱ月7日（西暦1884年2月5日）付の内務省通達においてのことである⁶。また、ヒジュラ暦1301年ラビーウ第Ⅱ月16日（西暦1884年2月14日）付の内務省通達によって⁷、エジプト監獄監察官の地位はエジプト監獄局長 (*mudīr ‘umūm al-sujūn al-miṣrīya*) とその名称が変更されていることと、当のクルックシャンク自身が、彼の監獄局長への就任は1884年1月のことであると述べていることなどから⁸、事実上の監獄局の設置は1884年の年初と考えるのが妥当であろう。すなわち、監獄局の設置は、ロイドの内務省事務次官就任とほぼ同時であり、監獄制度の再編が彼の内務省改革の一環であったことは間違いない。

ロイドによる内務省改革の主眼は内務行政の集権化であったが、監獄制度の再編がその

² 立憲王制時代前期に監獄局長を務めたムハンマド・タウフィーク・アブドゥッラー Muḥammad Tawfiq ‘Abd Allāh よれば、同局の設立は占領開始以前の1880年にさかのぼるとされる (*al-Kitāb al-Dhahabī lil-Mahākīm al-Ahliya*, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya, 1933, Vol. 1, p. 340)。一方、ゴーマンは1883年の設立としているが、その根拠は示されていない。Gorman, “Regulation, Reform and Resistance,” p. 103.

³ 例えば、以下を参照。 *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 341.

⁴ Coles Pasha, *Recollections and Reflections*, London: The Saint Catherine Press, 1918, p. 96; Muḥammad, “al-Jarīma wa Falsafat al-‘Iqāb,” p. 376.

⁵ *QM* (1883), p. 100.

⁶ *QM* (1884), p. 16

⁷ *QM* (1884), p. 17

⁸ *HCSP*, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], p. 95.

一翼を担う事業であったことは、再編の目的からもあきらかである。1884年5月10日付のロイド宛のクルックシャンクの報告によれば、従来、県知事・特別市長官が握っていた監獄の管理・運営に関する権限を、監獄局の下に集約することが監獄局の最初の事業であった⁹。ヒジュラ暦1301年ラビーウ第II月7日（西暦1884年2月5日）付の内務省通達からは、県知事や特別市長官が監獄の管理・運営を担っていた従来の方式を改め、監獄局にそれを独占的に担わせようとする中央政府の意図を読み取ることができる。

この度、監獄局の運営と、諸監獄の整備や再編に関することは、内務省の諸令の下に全て監獄総監 (mufattish ‘umūm al-sujūn) に移管されたので、全ての政府職員 (ma’mūrī al-ḥukūma) は、上記の局 [監獄局] の監察官、典獄、全ての職員を認識し、彼らを尊重しなければならない。また、県知事や特別市長官は、内務省あるいは財務省からの許可が得られない限り、監獄に関すること、あるいは典獄に対する支出を行ってはならない。同様に各監獄の典獄には、1301年サファル月4日（1883年12月4日）付の内務省通達の適用に基づき司法機関 (jihāt al-ikhtisās) が発行した書面による命令により収監を求められた人物は全て、自らが管理を任された監獄に受け入れることが義務付けられる¹⁰。

以上の通達が示しているように、イギリスは当初、監獄局の下に全ての監獄を一元的に管理する構想を持っていた。しかし、その目論見は早くも1884年末には揺らぎ始める。1302年ムハツラム月14日（1884年11月3日）付の内務省通達では、諸経費の管理・監督 (idāra wa murāqabat al-maṣārīf)、監獄内の衛生環境や囚人の健康の維持、およびそれに関わる事項 (mulāḥazat al-sujūn fīmā yakhtaṣṣ bi-nazāfat-hā wa ṣiḥḥat al-masjūnīn wa mā yalzam la-hā) 以外は監獄局長 (mudīr idārat ‘umūm al-sujūn) の所管ではなく、また監獄の警備 (khifāra) についても県知事および特別市長官の所管事項のままであるとしている¹¹。これは、以前の通達における表現と比べて監獄局が所管する業務を著しく限定するものであり、監獄局設立当初の当局の方針、すなわち監獄行政の一元的管理の追求からの後退を示唆するものである。特に、監獄の警備を県知事あるいは特別市長官の所管とする方針は、この通達に続

⁹ HCSP, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], p. 97.

¹⁰ QM (1884), p. 16

¹¹ QM (1884), p. 112.

いて出されたヒジュラ暦1302年ムハッラム月25日（西暦1884年11月13日）付の内務省通達においても示されている¹²。

遅くとも1886年までには大部分の監獄が、事実上、県 (*mudīriya*) や特別市 (*muḥāfaẓa*) といった地方政府の管理下に置かれるようになっていた。1885年3月に制定された旧監獄法において、既にそのことは明確に規定されている¹³。例えば、典獄は基本的に県知事・特別市長官の監督下に置かれること（第3条）、看守 (*sajjān*) が病欠し、その欠員を補充する必要が生じたさいにはその要請は県知事・特別市長官に対して行うこと（第5条）などが定められており、監獄運営に対する彼らの関与を見てとることができる。

旧監獄法の諸規定に加え、1885年4月12日付の内務省決定によって¹⁴、監獄に対する県知事・特別市長官の権限はさらに強化された。同決定においては、監獄局を廃止すること、旧監獄法施行の監督 (*mulāḥaẓa*) を県知事・特別市長官に委ね、彼らは内務省に対し責任を負うこと、監獄局に代わって監獄監察局 (*taftīsh ‘umūmī lil-sujūn*) をカイロに設置し、その役割は旧監獄法施行の全般的監視 (*al-murāqaba al-‘umūmīya*) とすること、クルックシャンクを監獄総監 (*mufattīsh ‘umūm lil-sujūn*) に任命することなどが定められた。これにより、監獄に対する中央政府の関与は、監獄監察局を通じた監獄の管理・運営の監督という限定的かつ間接的なものとなった。

実際、これ以降、監獄に対する中央政府の関与は間接的なものであったことが見てとれる。例えば、ヒジュラ暦1304年ラビーウ第II月（西暦1887年1月）の内務省通達は¹⁵、上エジプト各県の地方監獄内の衛生や秩序が維持されていることや過剰収容化が見られないことなどを県知事の尽力の賜物と指摘しているほか、地方監獄に収監されている囚人の一部釈放を指示した1888年11月29日付の内務省通達も、宛先が県知事および特別区長官となっている¹⁶。

以上のことから、当時の監獄の運営主体は地方政府であったことが分かる。しかし、監獄局の設置はそもそも中央政府による監獄制度の一元的管理を意図したものであったはず

¹² *QM* (1884), p. 117.

¹³ 後述するが、1901年にも同名の法が新たに制定されることから、以下では両者を区別するために1885年監獄法を旧監獄法、1901年監獄法を新監獄法と表記する。なお、旧監獄法の条文については以下を参照。Jallād, *Qāmūs*, Vol. 3, pp. 70-74.

¹⁴ Jallād, *Qāmūs*, Vol. 3, pp. 67-68.

¹⁵ Jallād, *Qāmūs*, Vol. 3, p. 74.

¹⁶ *QM* (1888), pp. 715-716.

である。実際に、旧監獄法施行以前、監獄局が設置されて間もない1884年3月にロイドが定め、占領下のエジプトにおいて初めて監獄運営の詳細について規定した監獄則 (General Rules for Prisons) では¹⁷、監獄運営に対する地方政府の関与は明記されていなかったし、旧監獄法もまた、法案段階においては地方政府の関与を認める規定を含んでいなかった。旧監獄法案が立法諮問議会に提出されたのは発布のわずか2ヶ月前の1885年1月のことであったが¹⁸、法案段階の旧監獄法においては、監獄運営に対する県知事や特別市長官の関与は限定的なものであり、最終的に旧監獄法において彼らの所管とされた権限のほとんどは監獄総監(mufattish 'umūmi)の所管となることが規定されていた¹⁹。県知事や特別市長官に監獄への監督権限があることを象徴的に示す、典獄を彼らの監督下に置くことを定めた第3条の規定も法案段階では存在していなかった²⁰。すなわち、少なくとも旧監獄法の法案起草の段階までは、中央政府は依然として監獄局を通じた監獄の直接管理を意図していたものと考えられる。

ではなぜ、最終的に中央政府は当初の目的を断念したのであろうか。その要因としてまず指摘すべきは、内務省の監獄関係予算の不足である。監獄局設立当初の関係予算は年間2万エジプト・ポンド前後であり、これは内務省全体の予算のわずか5%程度にすぎない。これは同じく内務省の外局であった警察局 (maṣlahat al-būlīs) および公衆衛生局の予算規模と比較しても極めて少ない額であった²¹。事実、クルックシャンクは1885年2月15日付の報告の中で、監察官の数を現行の2名から4名に増員すること、それに加えて副監察官を新たに任命することの必要性を認識しながらも、予算不足のために増員は不可能であると述べ、人員不足のために、現状では上エジプトのケナー、エスナ、アスワンといった遠隔

¹⁷ 監獄則は、当時のイギリス本国で施行されていたものを範として定められたという。その全文については以下を参照。HCSP, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], pp. 106-111.

¹⁸ 立法諮問議会において旧監獄法の原案および修正案の審議が行なわれたのは、1885年1月4日と同5日のことであった。その内容については以下を参照。Majlis Shūrā al-Qawānīn (1885), pp. 7-22.

¹⁹ すでに指摘したとおり、この時点では職名は監獄局長(mudīr 'umūm)のはずだが、監獄総監の名が用いられている。この二つの職名は互換的に用いられていたのかもしれない。

²⁰ 旧監獄法の第3条の原案はMSQ (1885), pp. 8-9を参照。原案では、典獄に対する監督に関し明記されているのは検事総長(nā'ib 'umūmī)の権限についてのみである。特に検事総長の権限を明記した背景には、前年に監獄の管理権をめぐる生じた検事総長マックスウェル Benson Maxwell とクルックシャンクとの間の対立があったものと思われる。この両者の対立は、ロイドの内務省改革を頓挫させるためにヌバルらによって利用された。Tollefson, *Policing Islam*, p. 18.

²¹ ASE (1910), p. 279.

地にある監獄の運営・監督を行うことは事実上不可能であると指摘している²²。そのうえで、彼は典獄や看守を県知事の監督下に移管することにより地方監獄の運営を県知事に委ねることと、厳格な規則と定期的な観察を通じ、これを監督する役割を中央政府に担わせることを提案している。クルックシャンクによる提案の趣旨が、法案時に比して地方政府の深い関与を認める実際の旧監獄法の内容と合致していること、また同報告の提出時期（1885年2月）が、立法諮問議会における旧監獄法案の審議開始（同年1月）後、同法の発布（同年3月）以前であることなどから、彼の提案が旧監獄法案の修正に一定の影響を与えたことは疑い得ない。

しかし、当初の目的が頓挫した要因を、監獄関係予算の不足およびそれに基づくクルックシャンクの提案にのみ求めるのは誤りである。この時期の監獄制度改革は、ロイドによる内務省の再編と権限強化の一環として進められたものであることは既に指摘した。ロイドの改革は、地方行政に関し県知事や特別市長官が従来有していた権限の縮小を伴うものであったため、彼らからの激しい反発を招いた。この点に関し、国民裁判所の導入を自らの治安維持権限を侵すものと見なした県知事の反発をふまえ、エジプト側の主導により県知事の主宰する匪賊委員会が各県に設置され、刑事裁判に関する国民裁判所の権限に制約をかけたことは知られている。このことをふまえるならば、従来より県知事に属していた監獄の管理・運営に関する権限を監獄局に移管する試みは、同じく彼らの反発を招いたことが予想されるのである²³。

実際に、史料から確認できる限り、最初に監獄の運営に関する地方政府の権限強化が打ち出されたのはクルックシャンクの報告書ではなく、立法諮問議会の委員会 (*lajna*) による旧監獄法原案に対する修正意見においてであった。この修正意見は、実際には一部を除いて制定時の旧監獄法の条文に反映されることは無かったが、エジプト人によって構成される同議会において県知事や特別市長官の権限を擁護する提案がなされていたことは、当時の監獄制度改革が彼らの権限縮小をもたらすものと見なされていたことの傍証となるだろう。立法諮問議会内規 (*al-lā'ihā al-dākhilīya*) によれば²⁴、同議会においては基本的には法案ごとに個別の委員会が設置されることになっており、書記が立法諮問議会議長 (*ra'īs al-*

²² HCSP, Egypt. No. 15(1885), [C. 4421], p. 91.

²³ Brown, *The Rule of Law*, pp. 35-37; Tollefson, *Policing Islam*, pp. 16-18.

²⁴ 1883年に制定された当時の立法諮問議会内規の全文については以下を参照。Muhammad Khalīl Ṣubhī, *Tārīkh al-Ḥayā al-Niyābiya fī Miṣr*, Vol. 5, al-Qāhira: Dār al-Kutub al-Miṣriya, 1939, pp. 331-338.

majlis)によって任命されるほかは、委員は議員の中から選挙によって選ばれた。その役割とは、立法諮問議会に提出された法案(mashrū')について検討し、それに対して必要に応じて意見や要望を示すことであった。法案審議のためのたたき台を作成することが委員会の役割であったといえよう。

旧監獄法原案に対する委員会の修正意見の詳細は、ヒジュラ暦1302年ラビーウ第I月8日(西暦1885年1月4日)付の議事録に収録されている²⁵。それによれば、委員会の修正意見は、監獄の運営に対し地方政府の関与を強める提案を多く含み、時に制定後の旧監獄法においてよりも地方政府の深い関与を認めるものですらあった。具体的には、監獄運営の大部分に関し、典獄を県知事と特別市長官の監督(mulāḥaza)下に置くことを条文に追加すること(第3条修正意見)、政府原案では検察(qalam al-niyāba)に与えられていた弁護士に囚人との面会を認める権限を、県知事・特別市長官に与えること(第21条修正意見)、同じく政府原案では監獄総監に与えられていた囚人の面会時間の延長を認める権限を県知事・特別市長官に与えること(第27条修正意見)などを求めていた。

イギリスが監獄行政の再編に関する従来の方針を撤回した背景には、現地政権(特に地方政府)の反発とは別の要因も存在した。1880年代の前半におけるイギリスの占領政策の基本方針は、ウラービー運動を打倒し復権させた従来への支配層への権限委譲と早期の撤兵であったために、彼らと対立することは好ましい選択ではなかったのである²⁶。実際、内務行政の再編を託されたロイドと当時首相を務めていたヌバルとの対立が激化すると、イギリスは1884年9月にロイドを辞任させ、現地支配層との融和を図っている。既に指摘したように、監獄改革はロイドによる内務行政再編の一部であり、監獄改革の後退はロイドの辞任後に顕著となる。

最終的に、監獄を中央政府の直接管理下に置くことを意図したイギリスの最初の試みは達成されることなく終わった。監獄監察局に改組された監獄局は、さらにその後、1887年1月31日付の内務省決定により²⁷、内務省直属から警察局付属に移管された。監察総監であったクルックシャンクは、職名こそ「監獄・徒刑監獄長官」(mudīr 'umūm al-sujūn wa amākin al-ashghāl al-shāqqa)に変更されたものの、依然として中央政府において監獄行政を

²⁵ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1885), pp. 7-22.

²⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 72.

²⁷ *QM* (1887), pp. 51-52; *HCSP*, Egypt. No. 2 (1888), "Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt," [C. 5316], p. 9.

総括する立場に留まったが、予算規模が異なるとはいえ、従来は同じ内務省の外局であった警察局の附属機関とされたことは、権限の縮小に伴う事実上の格下げであった。その後、1889年に内務省の直属機関に復帰するまで、県・市に対して囚人の一部釈放を指示した既出の内務省決定以外、中央政府による地方監獄への具体的な関与の痕跡を『決定・通達集成』から見出すことはできなくなる²⁸。

しかし、1886年2月21日付の内務省とその付属局(al-maṣāliḥ al-tābi'a la-hā)の組織構成に関する勅令(dikrītū)によれば、監獄監察局の構成に地方監獄の典獄や書記官といった役職が含まれていたほか、1886年1月21日付の職員の序列に関する内務省決定(qarār)では、監獄監察局の人事権は、監獄総監の求めに応じて内務大臣が執行するものと定められている(第1条)²⁹。次節で詳しく言及するように、1890年代前半の『決定・通達集成』からは典獄の任命に関する内務省通達の存在が確認できることから、中央政府は監獄監察局による地方監獄への監察権や職員の任命権を通じて、地方監獄に対する影響力を保っていたと考えられる。

監獄観察局の組織構成はどのようなものであったのだろうか。既出の1886年1月21日付の内務省決定、および同年2月21日付の勅令に監獄局の組織構成についての言及が見られる。同勅令では、監獄監察局内の具体的な職名として監察官(mufattish)、医師(ḥakīm)、書記官兼通訳(sikritīr wa mutarjim)などが定められていた。一方、同内務省決定からは、人員の配置、給与の額などについての情報を得ることができる。監獄局内には上述の職に加え、典獄(ma'mūr al-sijn)と書記官(kataba)という職も置かれており、全ての職は3等級に分かれていた。監獄監察局の下には、さらに(1)監察部(qalam taftīsh al-'umūm)、(2)トゥラ監獄(sijn Ṭura)、(3)地方監獄(sujūn al-aqālīm)という3つの部署が置かれていた。各部署における人員の配置に関しては、監察部には2名の監察官と1名の秘書兼通訳、および各等級2名ずつの計6名の書記官が置かれていたほか、トゥラ監獄には1名の監察官と1名の医師に加え、各等級1名ずつの計3名の典獄、1級1名、2級1名、3級2名の計4名の書記官が置かれていた。一方、地方監獄には監察官、医師、秘書兼通訳といった職は設けられておらず、1級6名、2級9名、3級8名の計23名の典獄と2級3名、3級14名の計17名の書記官のみが置かれていた。

²⁸ 以後、1889年まで、予算額などの情報も統計資料から入手不能となる。

²⁹ *QM* (1886), pp. 102-121.

トゥラ監獄とは、1883年刑法において規定された刑罰の内、死刑に次ぐ重い刑罰であった徒刑(al-ashghāl al-shāqqa)を科せられた受刑者を専門に収容するための徒刑監獄(līmān)であった³⁰。当時の徒刑監獄は、既決囚のみを収監する唯一の監獄であった。その反映であろうか、徒刑監獄以外の在監者が「囚人」(masjūn)と呼ばれたのに対し、徒刑受刑者は元来「罪人」を意味するムズニブ(mudhnib)と呼ばれていた。トゥラ監獄は、1884年末の海軍省の廃止に伴いアレクサンドリア造船工廠が徒刑監獄としての役割を終えるにさいし、カイロ南郊のトゥラTuraにあった軍病院施設の譲渡を受け、クルックシャンクが新たに設置した監獄であった³¹。1885年4月14日付の決定によって、トゥラ監獄は徒刑受刑者を収監するための施設、すなわち徒刑監獄として、監獄局の管理下に置かれることが正式に定められている³²。計画段階のクルックシャンクの記述によれば、トゥラ監獄には受刑者が入獄後の半年間を過ごすための500の独房を設置する予定であったほか、収容能力は1000人程度となる予定であった。モカッタムの丘の麓に接するトゥラ監獄には採石場が併設されており、徒刑受刑者は主にそこでの労働に使役されていた³³。ここから切り出された石材は、近接するナイル河の水運によって全国各地に運ばれ、利用された。なお、1890年代初頭までには、当時はエジプト領(現在はスーダン領)であった紅海沿岸部の港市サワーキン Sawākin やトカル Tūkar にも徒刑監獄が設置されていた³⁴。

一方、地方監獄は、懲役刑(sajn)・禁錮刑(habs)受刑者のほか³⁵、未決囚を収監する施設であった。その詳細は、クルックシャンクによる1884年5月10日付および1885年2月7日付の両報告に見出すことができる³⁶。それによれば、地方監獄とは既存の監獄の一部を接収したもので、1884年の時点では計20ヶ所あった³⁷。さらに、その収容能力に応じ5等

³⁰ 同刑法第33条によれば、徒刑とはその受刑者に鉄製の足枷(muqayyad bi-al-ḥadīd)をさせ、最も苛酷な労働(ashaqq al-ashghāl)に使役する刑であった。

³¹ トウラの監獄は現在にいたるまで監獄として用いられている。

³² RDO (1885), p. 146.

³³ トウラについて詳しくは以下を参照。‘Alī Mubārak, *al-Khiṭat al-Tawfiqīya al-Jadīda li-Miṣr al-Qāhira wa Mudun-hā wa Bilād-ha al-Qadīma wa al-Shahīra*, Būlāq: al-Maṭba‘a al-Kubrā al-Amīriya, 1306 A.H., Vol. 13, pp. 31-33.

³⁴ Amīn Ifrām Bustānī, *Sharḥ Qānūn al-‘Uqūbāt al-Miṣrī*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Maḥrūsa, 1893, Vol. 1, p. 133.

³⁵ 懲役刑は、その受刑者を監獄に留置し、労働に使役する刑であり(1883年刑法第35条)、一方禁錮刑は、その受刑者を単に監獄に留置する刑であり、労働に使役されることは無かった(同刑法第44条)。

³⁶ HCSP, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], pp. 95-103; Egypt, No. 15 (1885), [C. 4421], pp. 88-91.

³⁷ 1885年の時点では、これにファイユーム地方監獄が加わり、計21ヶ所となる。Egypt, No. 15 (1885), [C. 4421], p. 89.

級に分類されており、以下のような都市に設置されていた。

- ・ 第1級監獄（収容能力：250-350人）：アレクサンドリア、カイロ、アスユート、ソハーグ
- ・ 第2級監獄（同：150-200人）：シビーン・エル＝コム、タンター、マンスーラ、ザカーズィーク
- ・ 第3級監獄（同：約100人）：ベニー・スウェフ、ミニヤ、ケナー、エスナ
- ・ 第4級監獄（同：約50人）：ベンハー、ダマンフル、ダミエッタ、ポート・サイード
- ・ 第5級監獄（同：約20人）：ギザ、ロゼッタ、イスマーイーリーヤ、スエズ

監獄則によれば、地方監獄の運営には既出の典獄や書記官に加え、看守長、看守、運搬人などが関わっていた。監獄局の人事採用に関する詳細な規定は、1886年2月21日付の内務省決定において初めて明文化された³⁸。それによると、典獄や書記官などの採用にさいしては、試験(imtihān)が行われることが定められていた。典獄の採用試験では、文字の美しさ(husn al-khatt)、書き取り(imlāʿ)、文書作成(tahrīrāt)、計算(hisāb)、監獄法(lāʾihat al-sujūn)、監獄台帳の保守(mask al-dafātir al-sujūn)が、書記官の採用試験では文字の美しさ、書き取り、文書作成、初級計算(al-ḥisāb al-ibtidāʿī)、監獄台帳の保守が必修科目であったほか、共通の選択科目としては、ヨーロッパ諸語、歴史、地理、その他の教養一般(ghayra dhālika min al-maʿārif ʿumūman)が設定されていた。また、特に外国語の知識を有している人材が求められ、優遇されていた。受験資格の制限も設けられており、典獄の職の場合は採用された年の1月における年齢が25歳以上、40歳以下の人物に限定されていたほか、さらに最低3年間の政府機関(maṣāliḥ al-ḥukūma)での勤務経験が求められた。また、書記官の職に就くためには採用された年の1月時点の年齢が21歳以上、30歳以下で、最低2年間の政府機関での勤務経験を有することが求められていた。一方、監察部およびトゥラ監獄に配属されていた監察官、医師、通訳担当書記官(kātib al-taftīsh al-mukallaf bi-al-tarjama)の採用は、選抜(intikhāb)によって行われることとされていた。典獄や書記官の採用のように試験の実施こそ定められていなかったものの、職務の遂行上、十分な知識を有する現役の監獄局員か、あるいは元局員から選抜されることが好ましいとされていた。

以上のように、人事採用に関する規則が定められていたものの、実際に地方監獄の運営

³⁸ QM(1886), pp. 136-140.

は、軍隊や憲兵隊からの退役者によって行われていた³⁹。1884年5月の時点で、典獄や看守長の地位に就いていた者の内、多くの典獄の地位には退役時の階級が大尉であった者が就いていたのに対し、看守長の地位も退役時の階級が曹長、軍曹であった者によって占められていた⁴⁰。さらに、このような傾向を固定化するような動きさえあった。1885年3月15日に発布され、主に地方監獄の運営について定めた旧監獄法(lā'ihat al-sujūn)の審議過程においては、典獄の地位に就くための資格要件として大尉(yūzbāshī)位であること、必要に応じて設けられる補佐(mu'āwin)は中尉(mulāzim)の位であること、看守長は識字能力を有する下士官出身であること⁴¹、看守(sajjāna)は兵卒(nafarāt al-'askariya)出身であることなどを明記するよう求める提案がなされていた⁴²。この提案は実現にはいたらなかったものの、その後も長きにわたり、特に看守長以下の地位には退役軍人や警察出身者で識字能力を有する者が就任していたという⁴³。

地方監獄の運営に軍・警察の出身者が占める比重の大きさは、おそらくイギリス統治時代以前から継続して見られる傾向であった。1882年末にチャームサイド Herbert Chermiside、ビーマン Ardern G. H. Beamanの両名が下エジプト10都市にある21ヶ所の監獄に対して行なった調査の報告においても⁴⁴、憲兵隊出身の看守の存在が指摘されている⁴⁵。監獄の警備も軍・警察の担当であり、同報告においてシビーン・エル＝コム監獄において憲兵隊が警備を担当していたことが報告されている⁴⁶。ペテルスによれば、19世紀中葉のエジプトにおいても同様に都市部の警察署付属の監獄や県庁所在地の監獄などには一定数の兵士が配属されており、当時のアレクサンドリア監獄には警備のための部隊も存在して

³⁹ 憲兵隊は、ウラービー運動のさなかの1882年6月に起きた、所謂「アレクサンドリアの虐殺」事件においても中心的な役割を果たしたことで知られている。より詳しくは拙稿「アレクサンドリアの虐殺」再考」『アジア・アフリカ言語文化研究』第63号、2002年、81-123頁を参照のこと。

⁴⁰ HCSP, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], p. 99.

⁴¹ ここで下士官と訳出した単語は原文では“al-ṣaff dābiṭ”だが、“dābiṭ al-ṣaff”の誤りと思われる。

⁴² *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1885), p. 7.

⁴³ 'Alī Ḥilmī, *Miṣr wa al-Naẓm al-Ta'dībīya*, al-Qāhira: Maṭba'at Miṣr, n. d., pp. 106-107.

⁴⁴ チャームサイド、ビーマン両名による報告書は以下を参照。HCSP, Egypt, No. 5 (1883), [C. 3528], pp. 5-31.なお、彼らの視察対象となった下エジプト10都市の具体名は以下のとおり。特別行政区(muḥāfaẓa)であるアレクサンドリア、ダミエッタ、下エジプト全6県の県庁所在地(タンター、マンスーラ、ダマンフル、ザカーズィーク、シビーン・エル＝コム、ベンハー)と県より下位の行政区分である郡(markaz)の郡庁所在地(bandar)マハツラ・アル＝クブラーとズィフタである。

⁴⁵ HCSP, Egypt, No. 5 (1883), “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,” [C. 3528], p. 11.

⁴⁶ HCSP, Egypt, No. 5(1883), [C. 3528], p. 23.

いたという⁴⁷。

以上のような、監獄職員の出自とその採用方法における傾向は、その後少なくとも1920年代後半まで継続した⁴⁸。典獄の地位には依然として警察出身者(ḡubbāt min al-būlīs)が就いていたし、直接的に囚人の管理に携わる職務では、看守(sajjān)、副看守長(jāwīsh sajjān)、看守長(bāsh sajjān)という地位が設けられていた⁴⁹。当時も彼らの採用は、監獄局長を通じて行われていた(bi-maʿrifat mudīr ʿāmm maṣlahat al-sujūn)が、これらの地位に就くのは典獄と同様、軍や警察に勤務していた者(ḡaddaw khidmāt bi-al-jaysh aw al-būlīs)と定められていた。副看守長を示すアラビア語に含まれるジャーウィーシュとは、軍隊の階級では軍曹を示す語であり、当時の監獄職員の軍隊的性格を良く反映している。軍や警察出身者の中でも、特に識字者(dhū dirāya bi-al-qirāʿa wa al-kitāba)は採用時に優遇されていたものの、それは必須の条件というわけではなかった。筆記を必要としない業務には、職務内容と典獄の指示を理解することさえできれば、非識字者であっても採用されていた。

第2節 過剰収容への対応

警察局の一部局となっていた監獄・徒刑監獄監察局(taftīsh ʿumūm al-sujūn wa al-līmānāt)は⁵⁰、1889年10月21日付の内務省決定により⁵¹、再び内務省直属の機関となった。以後、監獄行政における同局の役割は再拡大の動きを見せ始め、1890年代に入るとトゥラ徒刑監獄に続く同局直轄の新監獄の建設が進められた。

1890年前後に内務行政の再編が進んだ背景には、複数の要因が介在していた。1880年代後半以降、イギリスの占領政策に変化が見られたことと、イギリスによる財務省と公共事業省の掌握、換言すれば歳入と歳出の管理によりもたらされた財政の安定化が、他分野への予算配分を可能としたことである。占領政策の変化は、1885-1887年にかけてドラモンド・ウォルフ Drummond Wolff がオスマン帝国と行なった交渉の失敗を契機に起きた⁵²。

⁴⁷ Peters, “Controlled Suffering,” p. 398.

⁴⁸ Hilmī, *Miṣr*, pp. 106-107.

⁴⁹ Hilmī, *Miṣr*, p. 105.

⁵⁰ 当時、1888年3月に警察局は qism al-ḡabt wa al-rabt に改称・改組されていたが、ごく短期間のことであり、混乱を避けるために本文中では警察局と表記を統一する。

⁵¹ *QM* (1889), p. 763.

⁵² 同交渉の経緯は、以下を参照のこと。Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 82-86.

同交渉を通じ両国は、情勢が再び悪化した場合、イギリス軍の再度進駐を認めることを条件に3年以内のイギリス軍の撤退に一旦は合意した。しかし、イギリスによるエジプトの領有につながることを危惧したフランスとそれに同調したロシアの介入により、オスマン帝国が合意を破棄した結果、イギリスは軍の駐留を続ける以外の選択肢を失うことになる。

一方、エジプト財政もほぼ同時期に健全化の傾向を見せ始める。1880年には歳出の3分の2を占めていた債務の支払（オスマン帝国への貢納金を含む）は、1893年には歳出の半分を占めるにとどまったのに対し、1888年に創設された行政改革推進のための一般準備金（general reserve fund）の額は、1895年には総額100万ポンドに達した⁵³。

以上の状況の変化を受け、エジプト内政へのイギリスの介入は以後、一層の進展を見せることになる。イギリスの介入は、総領事クロマーの下、重要省庁に派遣されたイギリス人顧問を通じ行なわれた。クロマーにより任免される顧問は、派遣先の省庁では大臣をしのぐ権限を有し、特に1893年以降、大臣は閣僚会議に諮る全ての提案を顧問に提示する義務を負ったほか、顧問は希望すれば自由に閣僚会議に出席することができ、閣僚会議にて関連法案が議論されるさいにも出席した⁵⁴。仮に顧問不在のまま議論が進められた場合、その内容はクロマーにより無効とされた。従来、財務省と公共事業省に限定されていた顧問職の設置は、イギリスの占領政策の変化と財政の安定化が見られて以降、エジプト側が主導権を握っていた司法省や内務省などにも設置されることになるが、監獄制度の再編も両省におけるイギリスの影響力強化を背景に進んだと言えよう。

当時建設された監獄の内、最初の監獄は1890年末、ギザに完成したものである。1891年6月16日付の内務省決定によれば⁵⁵、同監獄は監獄監察局が管轄し（第2条）、懲役刑受刑者（*masjūnūn*）および禁錮刑受刑者（*maḥbūsūn*）を専門に収監すると定められており（第1条）、既決囚のみを収監する既決囚監獄であった。1893年までには同種の監獄がシブーン・エル＝コム、アスユート、アスワンにも建設された⁵⁶。クロマーは、当時の年次報告において、ギザ既決囚監獄の定員は700名、アスユートとシブーン・エル＝コム両既決囚監獄は共に定員600名であり、いずれも刑期が2ヶ月以上の受刑者を収監していたと記

⁵³ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 92.

⁵⁴ Sayyid, *Egypt and Cromer*, pp. 117-118.

⁵⁵ Jallād, *al-Qāmūs al-‘Amm*, Vol. 3, p. 407.

⁵⁶ HCSP, Egypt. No. 1 (1894), “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” [C. 7308], p. 16.

している⁵⁷。なお、当時、既決囚監獄に加え、1891年にはブーラクに女性囚専用の監獄が設置されたほか、カイロには控訴中の未決囚専用の監獄も置かれていたことが確認できる⁵⁸。

中央直轄の監獄の建設が進められた一方で、地方監獄の運営を支える人材にも変化が見られた。既に述べたように、中央政府は従来、地方監獄職員に軍・警察出身者を主に採用していたが、1890年代以降、監獄の地位に限っては全くの別分野から人材が採用されるようになる。典獄採用者の文民化、より具体的には医師の有資格者の典獄への採用である⁵⁹。実際に、1893年4月26日付の内務省決定により、ギザ監獄の医師であったハサン・バドラーン Hasan Badrān がシビーン・エル＝コム監獄の典獄兼医師に就任していた例⁶⁰、1896年に医学校 (madrasat al-ṭibb) 卒の医師ムハンマド・ラーミー Muḥammad Rāmī がマンスーラ監獄の典獄に任命された例や⁶¹、アレクサンドリア監獄の医師アリー・ヒルミー ‘Alī Hilmī がアスユート監獄の典獄に任命された例などを確認することができる⁶²。1894年にアスユート監獄を視察したヴィラーズ・スチュワート Henry Windsor Villers Stuart (1827-95年) もまた、同監獄の典獄は医師が務めていたと記している⁶³。なお、彼らの多くは、公衆衛生局での勤務を経た後、監獄行政に関わるようになった人々であったと思われる。例えば、1892年12月6日付の内務省決定により、カスル・アル＝アイニー病院の医師ムハンマド・ラシード Mohamed Rached が公衆衛生局から監獄監察局に異動しているほか⁶⁴、1893年4月1日付ではマフムード・ターヒル Mahmūd Ṭāhir が公衆衛生局から監獄監察局に異動している⁶⁵。1896年にも、公衆衛生局 (maṣlaḥat al-ṣiḥḥa) の臨時医師 (ḥakīm zuhūrāt) ムハンマド・タウフイーク Muḥammad Tawfiq が暫定的に医師に任命されている⁶⁶。そもそ

⁵⁷ HCSP, Egypt. No. 3 (1891), “Report on the Administration and Condition of Egypt and the Progress of Reforms, Dated March 29, 1891,” [C. 6321], p. 24; HCSP, Egypt. No. 3 (1892), “Report on the Administration and Condition of Egypt and the Progress of Reforms,” [C. 6589], p. 28.

⁵⁸ HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], pp. 28-29.

⁵⁹ アリー・ヒルミーによれば、旧監獄法施行以後は従来とは異なりトゥラの徒刑監獄を除き、軍出身者がその地位に任命された例は無く、そのほとんどが文民出身、さらには医師の有資格者であったという。Hilmī, *Miṣr*, p. 103.

⁶⁰ *QM* (1893), p. 190.

⁶¹ *QM* (1896), p. 456.

⁶² *QM* (1896), p. 465.

⁶³ HCSP, Egypt. No. 2 (1895), “Reports by Mr. Villers Stuart Respecting the Progress of Reorganization in Egypt since the British Occupation in 1882,” [C. 7712], p. 12.

⁶⁴ *RDO* (1892), p. 1052.

⁶⁵ *QM* (1893), p. 150.

⁶⁶ *QM* (1896), p. 465.

も時の監獄総監クルックシャンク自身もまた、公衆衛生局の出身であり、このような人事の背後に、彼の意向が働いていたと考えることも可能だろう。実際に彼は、1893年の報告書において衛生管理の重要性に言及している⁶⁷。

このような人事傾向の変化は、監獄行政に対する公衆衛生局の関与を示すものであると同時に、地方監獄の衛生管理に対する中央政府の関心の高まりを示すものでもあった。1885年に制定された旧監獄では、典獄や看守長に比して囚人と接触する機会の多い看守に対し、囚人の健康状態に留意することや病気に罹患した場合は一定期間職務を離れることを求めるなど、中央政府は地方監獄の衛生管理に以前から関心を示していた（旧監獄法第5条）。しかし、医師が常駐していた直轄のトゥラ徒刑監獄とは異なり、地方監獄には常駐の医師はいなかった。そのことは旧監獄法第40条の規定からうかがうことができる。同条の規定では、監獄での業務を委託された医師(*al-ṭabīb al-munawwaṭ bi-khidmat al-sijn*)に対し、健康な囚人には2日に1度、病人には毎日、朝に診察を行うこと、典獄の求めに応じて何時でも監獄に往診に来ること(*yatawajjah ilā al-sijn*)を義務付けていた。その後、1891年1月11日付の内務省決定により⁶⁸、地方監獄への入獄時に健康診断(*kashf ṭibbī*)の実施が義務付けられたが、県や特別行政区の医師長(*ḥakīm bāshī*)もしくはその代理の医師が担当すること、また郡(*marākiz*)や特別行政区内(*al-jihāt al-tābi'a lil-muḥāfazāt*)にある監獄の場合は、郡や特別行政区内の医師が担当することと定められていた（第1条）。この規定に従えば、1890年代初頭においても、地方監獄内の衛生管理は未だ地方政府の管轄であり、医師も監獄外から往診に来ていたということになる。しかし、上記のような人事方針の変化により、監獄監察局が任命した医師が地方監獄に常駐することになった。以後、クルックシャンクが監獄総監の地位を退くまで、医師以外の人物が地方監獄の典獄の地位に就いた例は無かった。

当時、新監獄の建設や人事における方針転換により、中央政府による地方監獄に対する衛生管理の強化は、イギリス本国、イギリス領インド帝国の展開とも共通している。イギリス本国では、1877年監獄法 *Prison Act* の制定を通じ、囚人管理における医師 (*medical officer*)の権限が強化されたほか⁶⁹、当時のインドでも監獄内における死亡率の高さを受け、

⁶⁷ “Rapport sur l’Administration des Prisons pendant l’année 1893 présenté par l’Inspecteur General à S. E. Riaz pacha, Ministre de l’Intérieur,” in *RDO* (1893), pp. 229-237.

⁶⁸ Jallād, *al-Qāmūs al-‘Amm*, Vol. 2, p. 407.

⁶⁹ Watson, “Applying Foucault,” p. 136.

医師による監獄の運営が行なわれたという⁷⁰。上記に加えて、エジプト国内の事情との関連では、当時の地方監獄における過剰収容の進行と、それに伴う衛生状態の悪化に対する懸念があった。なぜならば、少なくとも19世紀中葉以来エジプトの監獄では伝統的に雑居房主体の囚人管理が行なわれており⁷¹、過剰収容の継続は伝染病・感染症の拡大という危険を常に伴うものだったからである⁷²。加えて、既決囚監獄の建設により、当時の地方監獄では未決囚や労働義務の無い短期禁錮刑受刑者の占める割合が増していた。すなわち、地方監獄では彼らを大過なく監獄内に拘束しておくことこそが最も優先されるべきことであり、施設の衛生管理や在監者の健康管理など、監獄内の環境改善はそのための前提として重視されたと考えられる。

過剰収容は、19世紀中葉以来、エジプトの監獄制度が常に直面していた課題であった。占領開始直後の監獄の様子を伝える、チャームサイド＝ビーマン報告においても、過剰収容化が深刻な監獄として、ザカーズィーク監獄、マンスーラ監獄、タンターの諸監獄、マハッラ・アル＝クブラー監獄、アレクサンドリア監獄が挙げられており、特に前3者は早急に対応が必要なほどにまで深刻化していると報告されている⁷³。同報告によれば、二つの中庭（外庭と内庭）とそれに隣接する計7つの雑居房からなるザカーズィーク監獄では、特に内庭に隣接する三房で過剰収容化が進行していた。面積が7×20 フィート（1フィート≒30センチメートル換算で約12㎡）、30×25 フィート（同約68㎡）、50×40 フィート（同約180㎡）の各房に15名、34名、84名の囚人が収監されていたほか⁷⁴、視察者によつ

⁷⁰ Arnold, "India: The Contested Prison," p. 148.

⁷¹ HCSP, Egypt. No. 25 (1884), [C. 4100], pp. 96-97; Peters, "Controlled Suffering," p. 394.

⁷² 衛生状態の改善は、エジプト社会全体の懸案でもあった。ティグナーによれば、占領後間もない1883年のコレラの全国的流行により10万人以上の人命が失われたことが、衛生問題に対するイギリス当局の関心を著しく高めたという。しかし、コレラやペストといった甚大な被害をもたらす伝染病に対し、マラリアや天然痘など相対的に軽微な感染症への対応は遅れたほか、農村部の衛生状態の改善も長らく放置された。農村部の衛生問題に当局が注意を払うようになったのは、20世紀以降のことであったという(Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 348-357)。このことに関連し、ソンボル A. el-Azhary Sonbol は、イギリスの医療政策、医学教育行政の不備を指摘している。彼女によれば、イギリス当局が医療分野における受益者負担の原則を徹底したために、近代医学の恩恵は都市部の一部の階層のみが享受するものとなったという。また、カイロのカスル・アル＝アイニー医学校の掌握を通じ1893年以降医学教育行政を管理下に置いたイギリス当局は、医療従事者の養成にも受益者負担の原則を適用したほか、英語による医学教育の実施や入学要件の厳格化などを推進したために、人材の養成はイギリス統治時代以前より停滞し、医療分野における外国人への依存を強める結果となったという(A. el-Azhary Sonbol, *The Creation of a Medical Profession in Egypt, 1800-1922*, Syracuse: Syracuse Univ. Press, 1991, pp. 130-132)。

⁷³ HCSP, Egypt. No. 5 (1883), [C. 3528], p. 6.

⁷⁴ HCSP, Egypt. No. 5 (1883), [C. 3528], pp. 10-12.

て適正な収容人数が120名程度と判断されたマンスーラ監獄では、倍以上の267名もの囚人が収監されていたという⁷⁵。

占領初期における監獄の過剰収容化は、ウラービー運動に連座した容疑により収監された未決囚の急増がその主な要因であったが⁷⁶、彼らは1882年末の後半から1883年の初頭にかけて実施された一連の恩赦('afw)の対象となったため⁷⁷、間もなく釈放されたものと思われる。これにより、監獄の過剰収容化は一旦は軽減された。実際に、1885年2月5日付のクルックシャンクの報告によれば、監獄局設置時点の1884年1月1日に地方監獄全体の在監者数は1,995名に達していたが⁷⁸、この数値は、当時の地方監獄の収容能力を最も少なく見積もった場合の数(2,280名)より少ないものであり⁷⁹、この段階では地方監獄の収容能力には未だかなりの余地が残されていたことが分かる。しかし、同じく同報告に掲載されている1885年2月1日時点での各地方監獄の収監者数の合計は2,986名であり、わずか1年あまりの間に急増している⁸⁰。この数値は、すでに地方監獄全体の収容能力を最も多く見積もった場合の数(2,880名)をも上回るものであった。各監獄ごとに過剰収容の実態を検討してみても、その収容能力を最大限多く見積もったとしても、在監者数が収容能力の限界近くにまで達している監獄が2ヶ所(ソハーグ監獄およびエスナ監獄)、在監者数が収容能力の限界を超え、過剰収容の状態にある監獄が9ヶ所(カイロ、タンター、ザカーズィーク、ベニー・スウェフ、ミニヤ、ケナー、ベンハー、ダマンフル、ギザの各監獄)と、全体の半数以上の監獄が過剰収容か、それに近い状態となっていた。

この再度の過剰収容化の原因は、イギリス占領下における既決囚の増加であった。地方監獄における在監者に占める未決囚の割合は、1884年1月1日の時点では58.9%(1,176人)に達していたのに対し、翌年2月1日の時点ではその数自体は増加していたものの、全体に占める割合は46.8%(1,378人)と減少していた⁸¹。さらに1888年の時点では、未決囚の総数は323人にまで減少し、当時の在監者総数(3,130人)の10.3%を占めるのみ

⁷⁵ *HCSP*, Egypt. No. 5 (1883), [C. 3528], p. 13.

⁷⁶ チャームサイド、ビーマン両名による監獄の視察は、監獄における彼らの処遇の調査が主な目的であった。*HCSP*, Egypt. No. 1 (1883), "Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt," [C. 3461], p. 67.

⁷⁷ Jallād, *Qāmūs*, Vol. 3, p. 271.

⁷⁸ *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 88.

⁷⁹ 本章43-44頁に示した各地方監獄の収容能力を参照。

⁸⁰ *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 89.

⁸¹ *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], pp. 88-89.

になった⁸²。このように、未決囚の数が減少する一方で、在監者数はほぼ横ばいであったことに加え、同年11月29日には、各県知事・特別市長官に対し囚人の一部の釈放を認める内容の内務省通達が発せられていたことから⁸³、既決囚による過剰収容の継続はあきらかである。在監者数を減少させる措置がとられたにもかかわらず、その後も過剰収容は緩和されなかった。1890年1月1日時点の在監者の総数は、前年の同時期の倍以上の数である6,747人に達した⁸⁴。

監獄監察局が、既決囚監獄の建設を実行に移したのはまさにこの時期であった。既決囚の増加が過剰収容の原因と認識したクルックシャンクは、1885年には既に2ヶ所に500人程度を収監可能な既決囚監獄を新設することこそ、地方監獄の過剰収容を緩和する唯一の方策であると指摘している⁸⁵。既決囚監獄の建設は、既決囚の増加に伴う地方監獄の過剰収容を緩和するための措置でもあった。監獄関係予算の不足が依然として続いていた当時において既決囚監獄の建設が可能となった背景には、既決囚、特にトゥラ徒刑監獄の受刑者を建設作業に動員したことが大きかったと考えられる。彼らは既決囚監獄の建設作業に動員されていたほか、同監獄建設のための資材や、監獄内の備品の作成などにも動員されていた⁸⁶。安価で使役可能な彼らの存在により、低予算での建設が可能になったのである。

では既決囚監獄の建設は、実際に地方監獄の過剰収容緩和にどの程度貢献したのであるうか。ギザ既決囚監獄の建設に加え、地方監獄に対し部分的な改築および増築が行われたものの⁸⁷、地方監獄の過剰収容はほとんど緩和されなかった。1892年の在監者数も適正な人数の4倍に達しており⁸⁸、同年、地方監獄の過剰収容緩和のための特別委員会が設置された⁸⁹。ギザ既決囚監獄が竣工し、シビーン・エル＝コム、アスユート両既決囚監獄が建設中の段階で、過剰収容緩和のための追加措置の検討が始められたことは、この問題に対する当局の危機意識の強さを示している。

監獄委員会は、委員長である司法省顧問スコットのほか、6名の委員によって構成され

⁸² *QM* (1889), p. 225.

⁸³ *QM* (1888), pp. 715-716.

⁸⁴ *HCSP*, Egypt, No. 3 (1891), [C. 6321], p. 24.

⁸⁵ *HCSP*, Egypt, No. 15 (1885), [C. 4421], p. 91.

⁸⁶ *HCSP*, Egypt, No. 3 (1891), [C. 6321], p. 24; *HCSP*, Egypt, No. 3 (1892), [C. 6589], p. 28.

⁸⁷ *HCSP*, Egypt, No. 3 (1891), [C. 6321], p. 24.

⁸⁸ *RDO* (1892), p. 431; Tollefson, *Policing Islam*, p. 85.

⁸⁹ *RDO* (1892), p. 420; *HCSP*, Egypt, No. 3 (1893), "Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms," [C. 6957], p. 23; Tollefson, *Policing Islam*, p. 85.

ていた⁹⁰。その内訳は、内務省からクルックシャンクほか4名、司法省から検事総長ル・グレルLe Grelle、財務省から1名であった。同委員会は、1892年3月に4回にわたって会合を開き、そのなかで過剰収容の原因究明とその緩和のための対応策について協議した。

監獄委員会は、過剰収容の要因として、以下の諸点をあげている⁹¹。

1. 裁判所の数の増加に伴う取扱件数の増加
2. 近年の勅令や警察の法規による非難すべき新しい行為の導入。
3. 逮捕件数と有罪件数の不均衡。
4. 罰金刑や司法費用の不払いによる多数の収監者の存在。
5. 予審の長期化と少ない保釈件数
6. 刑事事件の控訴手続の遅滞（特にカイロ監獄の過剰収容に関して）。
7. 仮釈放制度の不在

当時の地方監獄は、1893年までに刑期が2ヶ月以上の受刑者を収監する既決囚監獄が4ヶ所に建設されることによって、未決囚および2ヶ月未満の短期受刑者の拘禁施設となっていた。監獄委員会の見解に従うならば、地方監獄は、依然として両者の増加により過剰収容の状態に陥っていたことになる。

未決囚の平均在監期間は、1892年の時点で20日間にまで短縮し⁹²、定点の在監者総数に彼らが占める割合は減少傾向にあった。しかし、年間入獄者全体に占める未決囚の割合は当時においてもなお決して少ないものではなかった。例えば、1891年には43,724人以上の入獄者がいたが、そのうち未決囚は15,786人（36.1%）であり、依然として一定の割合を占めていた⁹³。

一方、地方監獄の過剰収容化の主因とされた既決囚の内、最も多くを占めていたのは、罰金や司法費用の債務不履行による収監者である。クローマーによれば、罰金刑や司法費用が高額であるために、債務不履行に陥る例が多発していたという⁹⁴。1883年刑法第49条は、24時間の収監につき20ピアストルが相殺されると定め、服役期間の下限は24時間、上限は違警罪事件に対しては1ヶ月以下、重罪事件と軽罪事件に対しては3ヶ月以下とする

⁹⁰ *RDO* (1892), p. 420.

⁹¹ *RDO* (1892), pp. 432-433.

⁹² “Taqrīr Iḥṣā’ī Marfū’ min al-Nā’ib al-‘Umūmī fī A’ māl al-Maḥākīm al-Ahlīya fī Sanat 1892,” in *QM* (1893), p. 169.

⁹³ *HCSP*, Egypt, No. 3 (1892), [C. 6589], p. 29.

⁹⁴ *HCSP*, Egypt, No. 3 (1892), [C. 6589], P. 29.

ことを定めていた。刑期の長さから判断するに、彼らの大半は地方監獄に収監されていた。1892年の重罪・軽罪・違警罪の各犯罪分類に対する罰金刑の執行状況について見ると、罰金刑が科せられた重罪犯の92.1%（620人）、軽罪犯の75.4%（17,894人）、違警罪犯の66.7%（44,279人）が罰金の不履行によって収監されている⁹⁵。彼らの総数は、同年の入獄者総数（85,134人）の7割超であり⁹⁶、まさに地方監獄の過剰収容化の主因と呼びうる存在であった。

これに対し、監獄委員会は司法費用の減額や、24時間の収監により相殺される罰金の額を30ピアストルに増額することを骨子とした1883年刑法第49条の改正などを提案した⁹⁷。後に1892年6月23日付の勅令に基づく改正により、同委員会の提案通り30ピアストルに増額されたが⁹⁸、改正後の1896年の罰金刑の執行状況を見る限り、収監された割合が改正前より増加していることから、この対策が過剰収容の緩和に効果的であったかどうかについては極めて疑わしい⁹⁹。相殺される金額が増額されたことにより、収監を通じた返済が容易となったために、却って在監者数の増加を促した可能性すらある。

さらに、地方監獄の過剰収容化をもたらした既決囚は短期受刑者だけではなく。当時、本来ならば既決囚監獄に収監されるべき長期受刑者が地方監獄に収監されていた例が見られた。西暦1892年3月2日（ヒジュラ暦1309年シャアバーン月3日）付の重罪犯のみを対象として行われた恩赦（‘afw）の対象者を見ると、各地の地方監獄に収監されていた重罪犯が数多く含まれていたことが分かる¹⁰⁰。1890年代半ばにエジプト監獄の視察を行ったヴィラーズ・スチュワートも、視察先の監獄で重罪犯が収監されていたことに言及している¹⁰¹。

19世紀中葉のエジプト監獄制度について論じたペテルスは、恩赦が過剰収容緩和の手段として用いられていたことを指摘しているが¹⁰²、イギリス占領下でも地方監獄の過剰収容

⁹⁵ “Taqrīr Ihṣā’ī,” in *QM* (1893), Table 22.

⁹⁶ “Taqrīr Ihṣā’ī,” in *QM* (1893), p. 169.

⁹⁷ *RDO* (1892), p. 423.

⁹⁸ Bustānī, *Sharh*, pp. 158-159.

⁹⁹ 具体的な数値は、重罪犯は97.2%（1,085人）、軽罪犯は85.2%（25,715人）、違警罪犯は72.6%（62,344人）であった。“Taqrīr Ihṣā’ī ‘an Ḥawādith Sanat 1896 wa A‘māl al-Maḥākīm al-Ahlīya fi al-Sana wa Mulḥaq bi-hu Wāḥid wa ‘Ishrūn Jadwal Ihṣā’ī,” in *QM* (1896), Table 14.

¹⁰⁰ *AAD* (1892), pp. 86-87.

¹⁰¹ *HCSP*, Egypt, No. 2 (1895), [C. 7712], p. 8.

¹⁰² Peters, “Egypt and the Age of the Triumphant Prison”, p. 274.

緩和のために定期的な恩赦の実施が行なわれていた¹⁰³。1883年刑法第353条によれば、恩赦の権限はヘディーウに属しており、科せられた刑罰全体あるいはその一部に対する恩赦の権限、または科せられた刑罰をより軽い刑罰に代える権限、科せられた刑罰を取り消す完全恩赦 ('afw tamm) の権限があった。前二者の権限の行使については司法相への、後者については閣僚会議への事前通知 (mukhābara) が必要であった。

管見の限りでは、1889-1897年の間、1892年と1896年を除き¹⁰⁴、ラマダーン月直前の恩赦の実施が常態化していた(表2-1参照)。最初の数年間に行われた定期的な恩赦では、その対象者はほぼ全て共通していた。対象となるのは、その罪科が殺人 (qatl)、武装集団強盗 (saṭw bi-'uṣab mutasalliḥa)、追剥 (qaṭ' al-ṭarīq) の者を除く全ての禁錮刑受刑者であり、それが本来の刑期か否かに関わらず、残余の刑期が3ヶ月あるいは6ヶ月以内の者であった。このように、ラマダーンにさいし定期的に実施された恩赦の対象者は、大部分が短期の禁錮刑受刑者であり、徒刑受刑者や懲役刑受刑者は恩赦の対象外であった。そのため、在監者の減少効果は主に地方監獄において大きかったと考えられる。また、当時過剰収容の一因と問題視されていた1883年第49条により収監された「その刑期が司法費用 (rusūm qadā'īya) や罰金刑の債務不履行に由来する」受刑者も恩赦対象に含まれる旨が明記されており、恩赦は過剰収容対策の側面を持っていた。一方、徒刑受刑者や懲役刑受刑者に対する恩赦は別途実施されていたが、定期的なものではなかった¹⁰⁵。

ラマダーンにさいし実施された定期的な恩赦は、1894年以降、対象となる受刑者の範囲に変化が見られるようになる。依然、殺人犯などは除外されていたものの、徒刑受刑者や懲役刑受刑者なども、一定期間服役した者は恩赦対象に含まれるようになった一方、服役中に監獄総監より自身に関し好意的な評価 (husn al-shahāda fī ḥaqq-hum) を得た者に限定された。恩赦の対象となるために求められる具体的な服役期間は、年によって若干異なるが、最長で本来の刑期の5分の4、最短でも3分の1を経過することであった¹⁰⁶。

¹⁰³ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 96.

¹⁰⁴ 1892年、1896年共にラマダーンを名目とした恩赦の実施例こそ確認できなかったが、恩赦自体は実施されていた。例えば、以下注104の例を参照。

¹⁰⁵ 1892年(130人)および1896年(197人)に徒刑受刑者および懲役刑受刑者に対する恩赦が実施されている。AAD (1892), pp 86-87; AAD (1896), p. 110.

¹⁰⁶ 1894年の恩赦の対象は、罪種を問わず禁錮刑・懲役刑・徒刑受刑者のうち、刑期の5分の4を経過した者。ただし、殺人、強盗、追剥を犯した者は除く。1895年の恩赦の対象は、刑期が3ヶ月以下の禁錮刑受刑者、およびそれ以上の有期刑受刑者のうち刑期の4分の3を経過した者。1897年の恩赦の対象は、刑期が3ヶ月以下の禁錮刑受刑者、およびそれ以上の有期刑受刑者のうち刑期の3分の1を経過した者。AAD (1894), p. 75; AAD (1895), p. 50; AAD (1897),

定期的な恩赦により、地方監獄における過剰収容はどの程度緩和されたのだろうか。当時実施された恩赦により釈放された受刑者の数に関する情報は乏しいものの、具体的な人数が把握できた数少ない例である1892年および1893年の恩赦ではそれぞれ2,854人、3,198人が釈放されている¹⁰⁷。各年初における在監者総数が7,000名程度であった当時、これはその約半数にも達する数であり、過剰収容の緩和に相当の効果があったと考えられる。しかし、毎年の入獄者数の増加は、定期的な恩赦による過剰収容の緩和効果を相殺してありあまるほどに著しいものであった。定期的な恩赦が確認できるようになる1889年以降の在監者数の推移を見ると（表2-2参照）、在監者数が確認できる1890-1893年の間、1890年から1891年にかけて唯一減少したことを除き年々一貫して増加していた。一方、具体的な在監者数を把握できない1894年以降も入獄者数は一貫して増加したほか（表2-3参照）、『総領事年次報告』では過剰収容の問題が毎年言及されていた。以上のことをふまえるならば、恩赦の実施により過剰収容の進行は一時的には抑えられたものの、緩和するまでにはいたらなかったと断じざるを得ない。

第3節 受刑者労働の拡大と変容

前節で述べたように、1890年代前半を通じ、既決囚監獄の建設や地方監獄における衛生管理の強化などを通じ、イギリスは監獄における過剰収容の緩和を試みた。その試みには、受刑者労働の導入に向けた環境整備という側面があった。実際、クルックシャンクは過剰収容の解消が受刑者労働実施の前提条件であると述べている¹⁰⁸。

イギリス占領時代以前の受刑者労働は、アレクサンドリア造船工廠付設の監獄など一部の例外を除き、監獄内ではなく、主に工場や建設現場など監獄外で行なわれていた。特に、監獄への拘禁が主要な刑罰となる以前の19世紀前半にはその傾向が強かった。ペテルスによれば¹⁰⁹、監獄外における受刑者労働の実施は1820年代末にまでさかのぼり、受刑者は当

p. 57.

¹⁰⁷ 1892年の恩赦の対象者数は、“Rapport au Conseil des Ministres sur les études de la Commission des Prisons,” in *RDO* (1892), p. 432 を参照のこと。また、1893年の恩赦の対象者数については、“Rapport sur l’Administration des Prisons pendant l’année 1893 présenté par l’Inspecteur général à S. E. Riaz Pacha, Ministre de l’Intérieur,” in *RDO* (1893), p. 230 を参照のこと。

¹⁰⁸ *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 91.

¹⁰⁹ Peters, “Egypt and the Age of the Triumphant Prison,” pp. 265-268; idem, “Controlled

時、ブーラクの鋳物工場やアレクサンドリアの建設現場などで労働に従事していたという。1830年に制定された農業法では、国営工場における労働(yustakhdam fi al-abniya al-mīriya)が罰則として定められていた(同法第17条)ほか¹¹⁰、1845年に定められた刑法選集でもカイロや県庁所在地などの建設現場における労働が刑罰として定められていた(同法第192条)。

監獄への拘禁が主要な刑罰となった19世紀中葉以降も、依然として受刑者労働は主に監獄外で行われていた¹¹¹。この頃には、アレクサンドリアの造船工場付設の監獄を含めた複数の監獄内で受刑者労働が実施されていた事実を確認することができるものの、その内容は主に清掃や軽微な建設作業などに限定されていた。依然として大部分の受刑者は、主に工場や採石場において、労働者と共に作業に従事していたという。受刑者の内、その適性を認められた者は服役中あるいはその後に軍隊に編入させられることもあり、軍隊には「矯正部隊」(al-firqa al-iṣlāḥīya)という名の部隊まで存在していた¹¹²。既出のチャームサイド＝ビーマン報告によれば、視察の対象となった監獄の在監者に対し労働の義務は課せられていなかったが¹¹³、この指摘はおそらく、監獄内での受刑者労働の実施の有無について述べたものであろう。

イギリス占領時代も当初は、受刑者労働は主に監獄外で実施されていた。当時の現行刑法の1883年刑法が定める刑罰の内、受刑者労働が付随する刑罰は徒刑と懲役刑であったが、懲役刑受刑者が収監される地方監獄の在監者の大部分は未決囚と労働の義務の無い禁錮刑受刑者であり、懲役刑受刑者は極めて少数であったために受刑者労働の実施は限定的であった¹¹⁴。したがって事実上、1880年代当時、受刑者労働の対象となったのは徒刑監獄に収

Suffering,” pp. 389-390, 396-397.

¹¹⁰ 農業法の条文については、以下を参照。Jallād, *al-Qāmūs*, Vol. 3, pp. 351-357. また加藤博による和訳も参照(同『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、1993年、585-600頁)。

¹¹¹ Peters, “Controlled Suffering”, p. 396.

¹¹² ペテルスは、この部隊の実働期間は短いものであったと推測している。しかし、情報が乏しいために全く同一の組織であると断定はできないものの、同名の組織はイギリス占領下においても存在していた。同部隊の予算が監獄・徒刑監獄監察局付になり、あわせてクルックシャンクの職名が「監獄・徒刑監獄および矯正部隊監察総監」となることを定めた1889年10月30日付内務省決定を見よ。QM(1889), pp. 781-782.

¹¹³ HCSP, Egypt. No. 5 (1883), [c. 3528], p. 8.

¹¹⁴ 1884年5月10日付のクルックシャンクの報告によれば、カイロ地方監獄で受刑者が大作業とマット製造作業に従事していた。しかし、その後過剰収容化の進行に伴い、中止を余儀なくされた。HCSP, Egypt. No. 25 (1884), [C. 4100], pp. 98-99; HCSP, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 90.

監されていた徒刑受刑者のみであった¹¹⁵。彼らの多くは、トゥラ徒刑監獄の近隣の採石場にて採石作業や石灰焼きなどに動員されていた。1891年のクローマーの年次報告書は、過去2年間における採石場の規模の急速な拡大に言及している¹¹⁶。翌1892年の年次報告書によれば、採石場での徒刑受刑者の労働は、年間 2,000 エジプト・ポンドの純益をあげており¹¹⁷、これは同年の監獄監察局の年間予算のおよそ6%に相当した。

以上のように、1890年代初頭までの受刑者労働は、監獄の外、本来は刑事施設ではない場で行われていたところに共通点を見出すことができる。さらには、受刑者労働が懲罰的性格を帯びていた点も共通している。ペテルスによれば、19世紀中葉の受刑者労働は懲罰的性格を有していたとされている¹¹⁸。一方、イギリス占領下の徒刑受刑者もまた、1883年刑法の規定によれば、鉄製の足枷を付け「最も苛酷な労働」(ashāq al-ashghāl)に従事することが定められており、その受刑者労働の性格はやはり懲罰的な性格が強かった。旧監獄法においては、監獄内で規則違反を犯した囚人に対する処罰のなかに徒刑監獄への送致が含まれており(同法第28条)、この規定の存在は徒刑監獄における受刑者労働の基本的性格を良く示している¹¹⁹。

それに対し、1890年代以降、過剰収容の緩和を進めつつイギリスが導入を目指した受刑者労働は、監獄内での実施を前提とし、かつ教育刑的な性格を有するものであった。受刑者労働の性格が変化したことを示すのは、1891年7月9日付の刑法改正の勅令と、同改正

¹¹⁵ このことは、1884年制定の監獄則に徒刑受刑者の労働に関する規定が定められていたのに対し、懲役刑受刑者の労働に関する規定が定められていないことからもうかがうことができる。徒刑受刑者に関しても、監獄則では実際に受刑者労働への動員が認められるのは16歳以上の男子の徒刑受刑者に限られていた(監獄則第16条)。また、地方監獄に関する規定を定めた旧監獄法においても、受刑者労働に関する規定は、何らかの技術を持った受刑者に対し、その技術を生かして労働に従事することを認める規定(同法第17条)と、監獄の運営に必要な作業、すなわち自営作業に受刑者を使役することを認める規定(同法第19条)があるのみであり、地方監獄における組織的な受刑者労働の実施が想定されていたとは考えにくい。

¹¹⁶ HCSP, Egypt. No. 3 (1891), [C. 6321], p. 25.

¹¹⁷ HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 28.

¹¹⁸ Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison", p. 265.

¹¹⁹ 当時のトゥラ徒刑監獄では、懲罰的な労働に該当しない受刑者労働が実施されていたことも指摘しておかなければならない。例えば、テーブル、ベッド、事務用家具といった家財道具の製作、車輪、徒刑受刑者用の足枷といった鍛冶仕事、籠やマットといった日用品の製作などである。以上のような受刑者労働の実施は、当時の監獄監察局の厳しい財政状況下における例外的な措置であったと考えられる。1880年代において、監獄監察局直轄の監獄は徒刑監獄のみであり、当時の監獄監察局にとって徒刑受刑者は自由かつ安価に動員・使役することが可能な貴重な労働力でもあった。受刑者労働を通じて徒刑受刑者が製作に携わった様々な製品は全て、トゥラ徒刑監獄の建設用資材や備品として用いられたのであり、監獄建設費の抑制に貢献していた。後に既決囚監獄を各地に建設するさいにも、徒刑受刑者たちはその建設作業のみならず、建設資材や備品の製作に動員されていた。HCSP, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 90; HCSP, Egypt. No. 3 (1891), [C. 6321], pp. 24-25.

案の審議にさいし政府が立法諮問議会に提出した監獄内規(lā' iḥa dākhiḥiyya)の内容である¹²⁰。刑法改正の具体的な内容は、受刑者労働の対象者の拡大であった。同勅令により1883年刑法第44条が定める禁錮刑の中身は以下のように改正された¹²¹。

禁錮刑とは、判決によって決められた期間を通じ、受刑者を政府の留置場(mahābis)に留置し、議会の法令(al-lawā' iḥ hādhihi al-majālis)に従って労働に使役 (tashghil-hu bi-'amal) する刑罰である [太字箇所が改正によって追加された部分]。

以上の条文からも分かるように、従来の禁錮刑は受刑者の身柄を監獄に拘禁する刑罰に過ぎなかった。しかし、改正により禁錮刑受刑者もまた受刑者労働の対象となった結果、既決囚監獄の受刑者はもとより、地方監獄における大部分の受刑者もまた受刑者労働の対象となった。なぜならば、既に述べたように当時、地方監獄の過剰収容の原因と考えられていたのは、禁錮刑受刑者であったからである。

一方、監獄内規の規定により、刑期が1ヶ月以上の禁錮刑受刑者は全員、監獄内(dākhiḥa al-ḥabs)にて手工業(a'māl ṣinā'iyya)に使役することが認められていたほか(第1条)、何ら手に職を持たない受刑者(al-masjūnūn alladhīna laysa la-hum ḥirfa)の場合は、監獄総監がその必要性を認めた手作業(a'māl yadawīya)に従事することが定められていた(第4条)。

禁錮刑受刑者が受刑者労働に従事させる意義について、司法省顧問スコットは立法諮問議会で行われた1883年刑法第44条改正案の審議にさいし以下のように述べている。

監獄内における労働と徒刑の間には、大きな違い(farq jasīm)がある。なぜならば、[禁錮刑受刑者が従事する] 監獄内の労働は、手工業(a'māl ṣinā'iyya yadawīya)であり、何ら技能を持たない者(lam yakun la-hu ṣan'a)に利益をもたらし、そして出獄した後には彼は習得したその技能を用いて働くことができるからである¹²²。

¹²⁰ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1891), p. 43.

¹²¹ *Bustānī, Sharḥ*, p. 151.

¹²² *MSQ* (1891), p. 44. なお、同改正案に対する議会側の質問や要求は、受刑者労働の対象となる禁錮刑受刑者の範囲に集中していた。彼らは、徒刑受刑者と同様に60歳以上の高齢者を受刑者労働の対象外とすることを明文化するよう要求した。いわゆる「弱者」を受刑者労働の対象から外すよう求める議会側の姿勢は、受刑者労働を懲罰的なものとしてのみとらえる彼らの認識の反映であり、その点で興味深い。

禁錮刑受刑者の受刑者労働への動員が企図された背景には、複数の要因を指摘することが可能である。第一には、簡易裁判所の設置に伴い増加した軽罪既決囚の存在である。当時、徒刑受刑者が、新監獄建設のための貴重な労働力として利用されていたほか、一定の利益もあげており、監獄行政の財政難を補完する役割を果たしていたことは既に指摘した。この事実を考慮に入れば、急増する軽罪既決囚を労働力として利用することを着想したとしても何ら不思議ではない。第二に、労働義務を伴わない従来の禁錮刑の犯罪抑止効果に対し、当局が疑念を抱いていたことである。例えばクルックシャンクは、受刑者に対する禁錮刑の犯罪抑止効果を高めるための条件をいくつかあげているが、その中には受刑者労働への使役が含まれていた¹²³。

しかし、以上のような要因に基づくのみでは、既決囚監獄あるいは地方監獄で導入が試みられた受刑者労働の内容が、徒刑監獄における受刑者労働とは性格を異にするものであった理由を十分に説明することができない。なぜならば、経済性の追及という観点からは、徒刑監獄における受刑者労働がむしろ優れていたからである。既に述べたように、1890年代初頭、採石作業を始めとする徒刑受刑者による監獄外労働は、高い経済性を示していたし、後の時代の統計を参照しても、徒刑受刑者の従事する受刑者労働はその他の受刑者労働に比して高い利潤をあげていた。同様に、犯罪抑止効果の向上を根拠とするのみでは、徒刑監獄で従来から行なわれていた懲罰的処遇の代わりに教育刑的処遇が採用された理由を説明することができない。

教育刑的処遇の導入が試みられたのは、犯罪の動機を貧困に求めた当局の認識によるものであった。実際に、刑法改正案の審議のさなか、スコットは具体的な数値を示して当時の犯罪の増加を指摘し、その担い手が「浮浪者」であるとの認識を示したうえで、上述の監獄内規を設けた目的について、浮浪者 (*mutasharridūn*) を対象としたものであると明言している¹²⁴。すなわち、教育刑的な受刑者労働の導入は、浮浪者に職業訓練の機会を提供し、生計を立てるための手段を獲得させ、彼らが犯罪を犯すことを防止するためのものであった。

刑法第44条改正案自体、浮浪者を取り締まるための法律案と時を同じくして立法諮問議

¹²³ HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 29.

¹²⁴ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1891), p. 44.

会に提出されていた。エジプトでも浮浪者に対する規制は以前から行われていたが、イギリス占領下における最初の立法は、1891年6月13日付の「浮浪者と武器所持 (ḥaml al-asliḥa) に関する勅令」(以下、「浮浪者法」と表記)であった¹²⁵。同勅令において浮浪者とは、次のように定義されていた。(1) 住所不定で、生活手段(wasā'it lil-ta'yīsh)や定まった技能(ṣinā'a)や職(hirfa)を持たない者、(2) 壮健であり、仕事に就くことができ[るにもかかわらず]公道上での物乞い(tasawwul)を生業とする乞食(shahḥādhūn)、(3) 賭博(al'āb al-qimār)や占星術(tanjīm)を生業とする者(第1条)¹²⁶。

浮浪者法は、以上のように罰則を定めているが、実際に刑罰が科されるのは(3)に該当する者の場合は初犯の時点で、(1)と(2)に該当する者の場合は再犯した時点と若干の相違がある。しかし、いずれの場合も15日以上、40日以下の禁錮刑を科すことを定めており(第2条)、同法に基づいて罰せられた場合、量刑の多寡によっては受刑者労働に使役される可能性を含んでいた¹²⁷。

ただし、法案段階における規定は大きく異なっていた。法案と実際に施行された法を照合してみると、受刑者労働を通じて浮浪者に対し職業訓練を施そうとした当局の意図がより色濃く浮かび上がる。第一に、法案段階では「浮浪者」と見なされる対象者はより多く、量刑範囲も広がった。「浮浪者」とみなされる者は、くじ(bakht)や占い('irāfa)などを生業とする者や、全ての壮健な乞食であるとされていた。科せられる禁錮刑の量刑範囲も、エジプト人である場合は、1ヶ月以上3ヶ月以下であった。禁錮刑に加えて科せられる観察処分の期間(2年以上5年以下)や、これらの代わりに科すことが認められていた追放刑の刑期(2年間)も、発布時の浮浪者法の規定よりも長いものであった¹²⁸。

¹²⁵ AAD (1891), pp. 150-155.

¹²⁶ 立法諮問議会における同法案の審議のさい、議会側より住所不定のジプシー(al-ghajar wa al-ghurabā' wa al-nawar)を規制の対象とすることを明文化するよう要望が出されている(Majlis Shūrā al-Qawānīn (1891), p. 46)。しかし、政府がそのような意図を持っていたのか、あるいは実際に規制の対象となったのかは定かではない。浮浪者法第1条(3)に該当する者は、ジプシーかとも思われるが、エジプトのジプシーはブリキ加工(samkara)を始めとする多様な職業に従事していた。詳しくは Nabīl Ṣubḥī Ḥannā, *al-Binā' al-Ijtīmā'ī wa al-Thaqāfa fī Muḥtama' al-Ghajar*, al-Qāhira: Dār al-Ma'ārif, 1983, pp. 143-153 を参照のこと。

¹²⁷ (1)と(2)に該当する浮浪者の場合は、初犯の時点では警察への送致(iḥālat-hum 'alā al-būlis)と警察による警告(indhār)および調書(mahḍar)の作成が行われた。再犯の時点では上記の禁錮刑のほか、6ヶ月以上1年以内の観察処分(mulāhazat al-būlis)が科せられた。あるいは、これらの処罰の代わりとして政府が定めた土地に1年間追放(ib'ād)されることもあった。再犯を繰り返した場合、1年以内の禁錮刑と同期間の観察処分、あるいは3年以内の追放が科せられた。

¹²⁸ MSQ (1891), pp. 45-46. なお、法案段階では、浮浪者が国民裁判所管轄の外国人であった場合の罰則が別に定められており、それはエジプト領外への追放(tard)であった。

以上の相違点のうち、監獄内規の規定や1883年刑法第44条改正案との関連で特に注目すべきは、禁錮刑の量刑範囲の相違である。既に述べたように監獄内規の規定によれば、受刑者労働に使役することが認められる禁錮刑受刑者は、刑期が1ヶ月以上の者に限定されていた。一方、発布時の浮浪者法は、禁錮刑の最高刑期を40日と定めている反面、最低刑期は15日であり、この規定に従えば、実際には浮浪者法に基づく「浮浪者」の多くは受刑者労働の対象外となった。なぜならば、スコットが懸念を表明しているように¹²⁹、裁判所の科刑状況が緩刑化の傾向にあった当時においては、彼らに対し1ヶ月以下の禁錮刑が科せられる可能性を排除できず、受刑者労働への使役を通じて浮浪者に職業訓練を施し、以って出獄後の生活の一助とするという当初の意図から大きく逸脱する危険性があつたからである。それに対し、法案段階の浮浪者法では、禁錮刑の最低刑期を1ヶ月としており、規定上は全ての「浮浪者」が教育刑的な受刑者労働に使役されることになっていた。

その後、教育刑的な受刑者労働は、懲役刑受刑者にも拡大された。遅くとも1893年4月までには、懲役刑受刑者の受刑者労働に関する監獄内規が定められており¹³⁰、それによれば、懲役刑受刑者を公益性を持った (dhāt manfa‘a ‘umūmīya) 手工業あるいは手作業 (a‘māl sinā‘īya aw yadawīya) に使役することが認められており (第1条)、何ら手に職を持たない懲役刑受刑者は、職業教育を受ける (tahta al-ta‘līm) か、あるいは公益性を持つ手作業に従事することが定められていた (第4条)。

以上のように、1890年代初頭以降、規定上は受刑者労働の対象者の範囲の拡大と、教育刑的な受刑者労働の導入が試みられた。実際にギザ既決囚監獄などでは、受刑者の衣服や靴・馬具の製造が行われていたほか¹³¹、1894年のクローマーの年次報告書によれば、軍用品の製作が盛んに行われていた¹³²。しかし、地方監獄では前節で述べたような過剰収容化により、受刑者労働の実施は大きな制約を受けていた。1891年中にファイユーム、ベニー・スウェフ、ミニヤ、ソハーグの各地方監獄においてマット製造や紡績が行われるなど、地方監獄でも教育刑的な受刑者労働の実施を確認することができるものの、上記の各監獄は比較的過剰収容の程度が軽微とされていた監獄であり、過剰収容化の著しい下エジプトの地方監獄ではその実施は困難であった¹³³。クローマーは、既に1892年の年次報告書にお

¹²⁹ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1891), p. 47.

¹³⁰ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1893), pp. 30-31, 34.

¹³¹ *HCSP*, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 28.

¹³² *HCSP*, Egypt. No. 1 (1894), [C. 7308], p. 16.

¹³³ *HCSP*, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 28.

いて、大部分の監獄で受刑者労働の導入など問題外であると指摘していたほか¹³⁴、スコットは1894年に作成した報告書の中で、監獄内での受刑者労働の実施を定めた勅令（1891年7月9日付勅令のことと思われる）は大部分の監獄で空文化していると指摘している¹³⁵。

過剰収容化の緩和が進まないために監獄内労働の実施は時期尚早と判断したのか、早くも1890年代半ばには、以前のような監獄外労働への回帰という現象も一部で見られた。1893年6月12日付勅令は、1883年刑法第44条の改正を定めた1891年7月9日付勅令第1条の改正と、同刑法第35条の改正を同時に定めた勅令であったが、そこでは禁錮刑受刑者に加え、行状の良い懲役刑受刑者を監獄外労働に使役することが明記されていた¹³⁶。しかし、スコットによれば、監獄外労働への動員を定めたこの勅令の実施も結局、限定的なものにとどまった。

おわりに

イギリス統治時代前期における監獄制度の再編は、過剰収容の緩和を始めとする監獄内の衛生環境の改善と、教育刑的受刑者労働の導入を主眼として進められた。ただし、本章であきらかにしたように、1890年代に新規建設された監獄局直轄の監獄を除き、その目標が達成されたとは言いがたく、スティーヴンソンによる従来の評価は過大に過ぎる。監獄局による直轄化という当初の構想が放棄され、イギリスの関与が人事を通じた限定的なものにとどまった地方監獄では、簡易裁判所の設立に伴う取扱件数の増加などに起因する既決囚の増加のために、過剰収容は継続し、その緩和は定期的な恩赦の実施による在監者の強制的な削減に頼るほかなかった。また、他ならぬ過剰収容のために地方監獄における教

¹³⁴ HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 29.

¹³⁵ HCSP, Egypt. No. 1 (1894), [C. 7308], p. 23.

¹³⁶ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1893), pp. 33-35. 『立法諮問議会議事録集成』における同勅令案第1条は、「懲役刑」(al-‘uqūba bi-al-sajn)に関する規定である。ただし、同勅令案第1条には、「上述の勅令」(al-amr al-‘ālī al-mushār ilay-hu)の第1条の改正について定めたものであるとの文言もある。『立法諮問議会議事録集成』では、同勅令案の審議にさいし、1891年7月9日付勅令のみを参照しており、この「上記の勅令」とは1891年7月9日付勅令のことだと考えられる。ところが、同勅令の第1条は、禁錮刑について定めた刑法第44条の改正に関する規定であり、懲役刑についてのものではない。また、同勅令案第2条は懲役刑について定めた刑法第35条の改正に関する規定であるため、同勅令案第1条も同様に第35条の改正に関する規定であるとするのは不自然であり、第44条の改正に関するものとみなすほうが自然である。現時点では、発布時の同勅令案の条文が参照できないため、あくまで推測に過ぎないが、同勅令案第1条の文中の「懲役刑」は、「禁錮刑」(al-‘uqūba bi-al-ḥabs)の誤植ではないかと考えている。

育刑的受刑者労働の導入も遅々として進まなかった。

1890年代に行なわれた監獄制度の再編が受刑者処遇の改善を主眼としていた背景には、当時のエジプト監獄制度を劣悪なものに見なすイギリス当局者の認識があったことは容易に想像しうる¹³⁷。ハワード John Howard が監獄改革を提起した18世紀以降、イギリス本国において進められてきた監獄の衛生状態の改善は¹³⁸、1877年監獄法により一層の進展を見ており、囚人に対する「人道的処遇」の実施は監獄運営上の重要な関心事となっていた。エジプト統治に関与したイギリス人官吏もまた、西欧文明の優越性を信じ、その恩恵を被支配民族に施すことを自らの義務と考えていた¹³⁹。

加えて、イギリス当局による監獄制度「改革」の推進は、エジプト占領の正当性を内外に喧伝する上でも象徴的な意義があったように思われる。監獄制度の再編の試みが本格化する1880年代末から1890年代初頭の時期は、イギリスが短期間での撤兵という当初の方針を事実上放棄し、占領の恒久化を意図し始めた時期であった。しかし、1880年代における撤退延期の口実とされたスーダンのマフディー運動は、当時既にイギリスの脅威ではなくなりつつあり、同運動を口実としたエジプト占領の継続は困難となっていた¹⁴⁰。デイトン H. S. Deightonによれば、そのような状況下にあった1890年代以降、エジプト内政におけるイギリスの「善政」が強調されるようになったという¹⁴¹。受刑者に対する「人道的」な処遇の実施は、統治の正当性の根拠のひとつとなりえるものであったと思われるのである。

¹³⁷ イギリス統治時代以前のエジプト総督政府が監獄内の衛生環境の改善に配慮しなかったわけではない。ペテルスは19世紀中葉以降のエジプト監獄の衛生環境は、一貫して改善傾向にあったと述べている。Peters, “Controlled Suffering”, p. 387.

¹³⁸ Randall McGowen, “The Well-Ordered Prison: England, 1780-1865,” in Morris & Rothman, *The Oxford History of the Prison*, pp. 77-83.

¹³⁹ HCSP, Egypt, No. 25 (1884), [C. 4100], p. 103.

¹⁴⁰ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 65.

¹⁴¹ H. S. Deighton, “The Impact of Egypt on Britain: A Study of Public Opinion,” in *Political and Social Change in Modern Egypt: Historical Studies from the Ottoman Conquest to the United Arab Republic*, edited by P. M. Holt, London: Oxford Univ. Press, 1968, p. 246.

第3章 コールズによる監獄制度の再々編とその意義

はじめに

占領時代前期における監獄制度の再編が目指した主たる目的は、過剰収容の緩和と教育刑的な受刑者労働の導入などを通じた受刑者処遇の改善であった。しかし、前章であきらかにしたように、占領当初から監獄総監として監獄制度の再編を指揮したクルックシャンクの在任中には、その目的が達成されることはなかった。上記の目的が一応の達成を見るのは、以下、本章で詳述するようにクルックシャンクの後任として1897年に監獄総監となったコールズCharles Edward Coles（在任 1897-1913年）の在任中のことであった。

従来の研究においては、教育刑的な受刑者労働が当時導入されたことにより、エジプトの監獄制度は受刑者を改善教化し、その円滑な社会復帰の実現を目的とするようになったと指摘されてきた¹。しかし、それは専らコールズを始めとする当事者の言説にのみ基づいたものであり、当時の実態をあきらかにしたうえでの結論ではない。また近年では、ゴーマンやムハンマドが当時の受刑者処遇に関し新たな見解を提示している²。ゴーマンは、当時の受刑者労働の目的は公式には受刑者の改善教化とされていたものの、実際には経済的な動機に基づき受刑者を労働力として利用していたに過ぎないと主張している。一方、ムハンマドは受刑者の規律違反に対する罰則規定の内容から受刑者処遇の懲罰的性格を指摘している。彼らの見解は、当時の受刑者処遇に対する従来認識の再検討を促すものである点で共通しているものの、ムハンマドはもちろんのこと、ゴーマンの見解もまた当時の受刑者労働の詳細な分析に基づくものではない。

そこで本章では、従来研究では未だ参照されていない服役経験者の回顧録に加え、当時の受刑者処遇に関する細則を定めた1897年7月7日付の内務省決定と³、同決定が1901年の監獄法改正に伴い廃止された後、1902年に定められた監獄内規 (prison regulation) の詳細な検討を通じ⁴、従来見解の修正を試みたい。内務省決定と監獄内規は、受刑者労働に関する規定を数多く含んでおり、当時の受刑者労働の性格を検討するさいに不可欠の史

¹ 例えば、以下を参照。Ener, *Managing Egypt's Poor*, p. 114.

² Gorman, "Regulation, Reform and Resistance," p. 119; Muhammad, "al-Jarīma wa Falsafat al-'Iqāb," p. 375.

³ *QM* (1897), pp. 436-450.

⁴ Ministry of the Interior, *Prison Regulation in 1902*, Cairo: National Printing Department, 1903.

料である。特に全9章、計90条からなる前者は、1885年の旧監獄法の制定以来、初の受刑者処遇に関する施行細則の改定であり、旧監獄法には具体的な規定がほとんど無かった受刑者労働に関する施行細則を含むと同時に、その内容は1902年監獄内規に大きな影響を与えている点で特に重要な意義を持っている。

第1節 コールズによる監獄制度の再々編

地方監獄の過剰収容化は、単に監獄制度上の問題に起因するわけではなく、その他の要因も関係していた。具体的には、治安の悪化と警察力の強化の双方によりもたらされた犯罪認知件数の増加、あるいは審理の遅れによる未決囚の増加などによる入獄者数の急増である。入獄数そのものは監獄制度の改革により減少させられない以上、当局が採りうる対策は自ずと対症療法的なものに限られていた。事実上、定期的な恩赦を実施し、在監者を一時的に減少させることによって過剰収容のより一層の悪化を少しでも食い止めるか、監獄の収容能力を入獄者数の拡大に応じて増強し続けるかのいずれかの選択肢しかなかった。

1880年代末から1890年代前半にかけて、恩赦を通じて在監者を減少させる試みは恒常的に行われていたが、監獄制度全体の収容能力の拡大はそれほど進まなかった。管見の限りでは、この時期に新たに建設された監獄は、4ヶ所の既決囚監獄を除けば、マハツラ・アル＝クブラー al-Maḥalla al-Kubrā、ケナー県のファルシュート Farshūt の二都市に建設された地方監獄のみであった⁵。一方、当時の在監者数は、1891年11月1日時点で7,100人に達し、スコットによればこの数は衛生的に適正な数の4倍の数値であった⁶。シビーン・エル＝コム、アスユート、アスワンの既決囚監獄が完成以前であり、既決囚監獄はギザにのみ設置されていた時期のことであるとはいえ、スコットの言が事実であるとするれば当時の監獄制度全体の収容能力は1880年代半ばと大差なかったことになる。しかも、既決囚監獄の完成後も、地方監獄の過剰収容の緩和は進まなかった。なぜならば、当時の地方監獄の過剰収容化は、既決囚監獄の対象とならない未決囚と2ヶ月以下の短期受刑者によるものであり、地方監獄自体の収容能力の向上以外にその緩和は事実上不可能であったからである。

⁵ Bustānī, *Sharḥ*, p. 133.

⁶ *RDO* (1892), p. 431.

イギリスによる占領開始後、地方監獄の収容能力の改善が停滞した原因は、監獄監察局に配分される予算が極めて少なく、監獄の建設に資金を回すことができなかつたことと、人事権を除く地方監獄に関する諸権限が地方政府に委ねられており、監獄監察局を介した中央政府の影響力が限定的なものであつたことがあげられる。しかし、1890年代半ばを境に、地方監獄再編の障壁となつていたこの2つの問題は徐々に解消されていく。以後、1900年代半ばまでの約10年間は、エジプトの監獄制度が質量両面から大きな変容を遂げた時期となつた。監獄総監の地位に当時就いていたのは、クルックシャンクの後任として1897年4月に就任したコールズであつた⁷。1853年にインド陸軍士官の息子としてインドに生まれたコールズは、当地での警察勤務を経て、1884年にエジプト警察副総監に就任した後、1894年から1897年にはカイロ市警察の長官を務めており、警察との関係が深い人物であつた⁸。

一般準備金より監獄建設費を拠出することに関しては、1893年にクローマーが初めてその可能性に言及したが、実際にそれが認められたのはコールズが監獄総監に就任する前年の1896年のことであつた⁹。1896年から1905年までの10年間に投じられた監獄建設費用の総額は21万エジプト・ポンドにも達したほか¹⁰、監獄監察局の予算も拡大の一途をたどつた（表3-1参照）。コールズが監獄総監に就任した時点の予算額は年間4万ポンドであつたが、退任時（1913年）の予算は19万ポンド近くに達した。巨額ともいえる監獄建設費用の拠出によって計画されたのは、大掛かりな監獄制度の再編成であつた。1905年末にこの再編成は一応の完成を見たが、1904年の年次報告書におけるクローマーの言に従えば、それは監獄制度全体の収容能力を9,000人にまで拡大させるべく、新たに10ヶ所に監獄を建設する計画を含むものであつたという¹¹。内2ヶ所は徒刑監獄であつた。遅くとも1901年6月の段階までにカルユービーヤ県のアブー・イスティウナーフ Abū Zaʿbal に徒刑監獄が新たに建設されたほか、1905年にはナイル堰堤付近にデルタ徒刑監獄(līmān al-Diltā or

⁷ コールズの監獄総監就任に関する内務省決定については以下を参照。QM (1897), p. 232

⁸ *Oxford Dictionary of National Biography*, Online Edition, The Oxford Univ. Press, s. v. “Coles, Charles Edward[called Coles Pasha](1852-1926), prison administrator in Egypt,” by M. S. Amos, rev. Lynn Milne.

⁹ HCSP, Egypt. No. 1 (1904), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Sudan in 1903,” [Cd. 1951], p. 39.

¹⁰ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Sudan in 1904,” [Cd. 2409], p. 57.

¹¹ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 57.

Barrage Prison) が建設された。

一方、残りの 8 ケ所の監獄は、従来の地方監獄ではなく、中央監獄 (sijn 'umūmī) と呼ばれる新たな監獄であった¹²。中央監獄の役割は、1901年 2 月 9 日付の勅令によって発布された新監獄法 (lā'ihat al-sujūn) において規定されている¹³。それによれば、中央監獄が収監する囚人は、第一審で 15 日以上禁錮刑判決を受け、刑が直ちに執行される者、判決確定時 (waqt šayrūrāt-hu) に残余の刑期が 15 日以上禁錮刑受刑者、全ての懲役刑受刑者、女性の徒刑受刑者と、判決時あるいはその後 60 歳以上に達した男性の徒刑受刑者などであった。

中央監獄の建設地については、管見の限りでは史料中に情報が乏しく、全ての所在地についてはあきらかにすることができなかった。ただし、クローマーの年次報告書からは、少なくとも最初に建設が開始されたのがザカーズィーク中央監獄であること、またケナーとアスユートにも中央監獄が新設されたことが把握できる¹⁴。ケナー中央監獄は 1904 年から 1905 年にかけて、アスユート中央監獄は 1904 年に建設された¹⁵。また、1898 年から 1901 年にかけてカイロ中央監獄がシタデルの傍らに建設されている¹⁶。新規の監獄建設計画の始動後、監獄の所在地に関する最も古い情報である 1901 年 6 月 24 日付の内務省決定によれば¹⁷、中央監獄は以下の 9 都市、13 ケ所に設置されていた。具体的な都市名は、カイロ (3 ケ所)、アレクサンドリア (3 ケ所)、タンター、ザカーズィーク、ベニー・スウェフ、アスユート、ケナー、ギザ、ソハーグであった。

以上の中央監獄は全て新設されたわけではなく、従来の監獄が転用された例もあった。カイロのバブ・アル＝ハルク Bāb al-Khalq 地区にあり、従来は控訴中の未決囚を収監していたイステイウナーフ中央監獄 *sijn al-Isti'nāf* や、サイイダ・ザイナブ *al-Sayyida Zaynab* 地区にあったハウド・アル＝マルスード中央監獄 *sijn al-Ḥawḍ al-Marṣūd*、ギザ中央監獄な

¹² アラビア語に厳密に基づくならば“sijn 'umūmī”=「中央監獄」という訳語は必ずしも正確ではないが、同監獄の導入を進めたイギリス側史料においては“central prison”と表記されていることから、以下では中央監獄と表記する。

¹³ *AAD* (1901), pp. 26-48.

¹⁴ *HCSP*, Egypt. No. 2 (1897), “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” [C. 8332], p. 18; *HCSP*, Egypt. No. 1 (1903), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Sudan in 1902,” [Cd. 1529], p. 44; *HCSP*, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], p. 39.

¹⁵ “Report of the Director of Prison Building,” in *Prisons Department* (1904), p. 36.

¹⁶ *Wizārat al-Ḥarbīya, Sijn Miṣr: Ma'had al-Iṣlāh*, Miṣr: Wizārat al-Ḥarbīya, 1955, p. 1.

¹⁷ *QM* (1901), pp. 205-209.

どは従来からの監獄を転用したものであった。ただし、ギザ中央監獄はその後間もなく閉鎖され、旧施設は1903年から1907年まで少年感化院 (iṣlāḥīyat al-aḥdāth) として一時的に転用された。

中央監獄の構造はどのようなものであったのだろうか。コールズによれば、それはイングラッド式を基本としつつ、独居房cellularは地階と1階のみにとどめたとしている¹⁸。さらに詳細な情報を詳しく伝えているのは、1900年代から1920年代にかけ実際に中央監獄に服役した経験を持つマフムード・ターヒル・アル＝アラビーMaḥmūd Ṭāhir al-‘Arabīとアリー・ヒルミー ‘Alī Ḥilmī による記録である¹⁹。彼らは「最大かつ最重要の中央監獄」であり²⁰、所在地にちなんで別名「カラ・マイダーン監獄 sijn Qara Maydān 」とも呼ばれた、カイロ中央監獄に服役していた。彼らによれば、カイロ中央監獄には囚人が収容される監房棟 (‘anbar) は3棟あった。ヒルミーによれば、各監房棟は四階建てで、各階は東西2区画に分かれ、下層2階の各区画には32部屋、計128部屋の独居房(zinzāna)が備えられ、上層2階の各区画に8部屋、計32部屋の雑居房 (ūda) が備えられていた²¹。一方、アラビーによれば、雑居房にはそれぞれ15人程度の囚人が収監されていたほか、3棟のうち1棟は規模が小さく、各階ごとの部屋数が他の棟の半数であったという²²。監房棟のほかには、3つの大病室を備えた病院棟や倉庫、作業場 (al-wirash al-ṣinā‘īya)、洗濯場 (warshat al-ghasīl)、ラバの厩舎 (binā’ al-iṣṭabul)、懲罰房棟 (‘anbar al-ta’dībīya) があった²³。

1901年に発布された新監獄法によれば、当時の監獄制度は、以上のような構造を有する中央監獄と徒刑監獄にくわえ、郡監獄 (sijn markazī) により構成されていた (第1条)。郡監獄とは、新監獄法によれば、徒刑監獄および中央監獄が収監の対象とする囚人以外の全ての囚人を収監先と定められていた (第5条)。すなわち、徒刑受刑者と懲役刑受刑者、刑期が15日以上禁錮刑受刑者以外の全ての既決囚と、未決囚を収監する監獄であった。郡監獄はその名のとおりに、郡 (markaz) ごとに設置された監獄であり、1901年6月24日付の

¹⁸ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 99.

¹⁹ Aḥmad Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya fī ‘Ahd al-Iḥtilāl al-Injlīzī*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Najāh, 1911, pp. 117-119; Maḥmūd Ṭāhir al-‘Arabī, *Iṭhnay ‘Ashara ‘Āman fī al-Sujūn*, al-Qāhira: Dār al-Taḡaddum, n. d., pp. 224-228.

²⁰ ‘Arabī, *Iṭhnay ‘Ashara*, p. 224.

²¹ Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, p. 118-119. 一方、アラビーは独居房の数を1階および2階に各63ずつあったと述べている。Cf. ‘Arabī, *Iṭhnay ‘Ashara*, pp. 224-225.

²² ‘Arabī, *Iṭhnay ‘Ashara*, p. 225.

²³ このようなカイロ中央監獄の構造は、以下に掲載されている1950年代半ばの同監獄の見取り図とほぼ合致している。Wizārat al-Ḥarbīya, *Sijn Miṣr*, p. 8

内務省決定によれば、その時点で全国80ヶ所に設置されていた²⁴。その数の多さと、19世紀末に始まる監獄建設計画に群監獄の建設が全く言及されていないことなどから、郡監獄は新規に設置された監獄群ではなく、既存の施設が転用されたのではないかと思われる。1890年代初頭には違警罪犯を収監するための拘禁施設 (hubūs) が各警察署 (marākiz al-būlis) に設置されていたという記述もあり²⁵、これらの施設が郡監獄に転用された可能性も考えられる。

新監獄法は第15条において郡監獄の典獄の地位は郡長官 (ma'mūr al-markaz) が兼務できることを定めており、郡監獄の管理は事実上、郡長官に委ねられていた。実際に、郡監獄の典獄の地位は空位である場合がほとんどであった。参照できる記録のある1904年、1905年、1910年、1911年の例では、専任の典獄がいた監獄は皆無であり、典獄代理が置かれていた監獄としてもポート・サイド郡監獄、シビーン・エル＝コム郡監獄、ダマンフル郡監獄を数えるのみである²⁶。郡監獄は後に、1913年の新監獄法改正に伴い、刑期が3ヶ月未満の既決囚を収監する施設となり、その役割が拡大した²⁷。

一方、従来の既決囚監獄および地方監獄は、新監獄法に言及が見られないことや、中央監獄の建設にさいし臨時の代替施設として各県に収容所 (labor camp) が設置されたことから²⁸、その役割を終えたものと考えられる。すなわち、コールズは既存の既決囚監獄や地方監獄を再編するよりもむしろ、新規の監獄群を設置することにより過剰収容の緩和を図ろうとしたのである。

このような、監獄施設を一新する方針は、監獄の収容能力を大幅に拡充するだけでなく、同時に中央政府が監獄監察局を介し監獄制度を一元管理することを可能にした。旧監獄法では県知事や特別市長官の監督下に置かれると定められていた地方監獄の典獄は、新監獄法の下では監獄総監の監督に服することが明記された (第16条)。新監獄法は、地方監獄のみを対象とした旧監獄法と異なり、徒刑監獄・中央監獄・郡監獄の全てに適用される法であった。この両者の性格の違いもまた、エジプトの監獄制度が集権化されたことの証左

²⁴ *QM* (1901), pp. 206-209.

²⁵ Bustānī, *Sharḥ*, p. 133.

²⁶ *Prisons Demartment* (1904), Table XX, pp. 76-77; *Prisons Department* (1905), Table XXI, pp. 108-109; *Prisons Department* (1910), Table XXI, pp. 82-83; *Prisons Department* (1911), Table XXI, pp. 82-83.

²⁷ *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1912-1913), pp. 612-620; *QM* (1913), pp. 183-188.

²⁸ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 102.

である。以後、エジプトのあらゆる監獄は監獄総監が束ねる監獄局の管理下に置かれるようになった。既に述べたように、このような中央官庁（内務省）への権限集中は、占領開始当初は県知事や特別市長官の反発により一旦は断念されたが、1890年代前半を通じ進められたイギリスによる内務省の掌握、さらにその内務省による地方行政の掌握などにより、エジプト内政におけるイギリスの影響力の大幅な拡大と深く関係している²⁹。

なお、監獄行政の中央集権化は、イギリス本国とほぼ時を同じくして進展した現象でもあった。イギリスの監獄制度は、1877年監獄法 *Prison Act* により初めて集権化が進められたとされており³⁰、前章で述べたように、その実現こそやや遅れたものの、集権化の試み自体は本国の展開とほぼ同時期であった。また、当時の輸送手段の発達が監獄制度の集権化を促した点も、イギリスとエジプトに共通する点である³¹。従来の既決囚監獄とは異なり、中央監獄は当初15日以上を受刑者を収監することを目的としていたため、収監の対象となる囚人の数は既決囚監獄より大幅に拡大したが、少数の中央監獄に多数の囚人を集めることは、輸送手段の発達無しには不可能であった。

中央政府による監獄制度の一元管理は、警察機構を介して進められた。一般職員には警察出身者が多数を占めていたものの、幹部や重要ポストのほとんどはクルックシャンクを筆頭に公衆衛生局出身者が独占し、従来より監獄制度に対し同局は大きな影響力を持っていた³²。しかし、彼の後任にカイロ市警察長官であったコールズが着任すると、彼は監獄監察局における公衆衛生局の影響力排除に着手する。その結果、重要ポストにも警察出身者が数多く進出するようになった。特に典獄の地位は、従来はトゥラ徒刑監獄の典獄を例外として警察出身者が就任した例を確認できないのに対し、コールズの時代には彼らが典獄の地位をほぼ独占するようになったという³³。この変化は、コールズが監獄監察局独自

²⁹ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 102-104.

³⁰ Watson, "Applying Foucault," p. 138.

³¹ イギリス統治時代、エジプト国営鉄道の総延長（1,519 キロ→2,953 キロ）は倍増したほか、民間資本により建設された軽便鉄道の総延長も 1,300 キロを超えた（s. v. "Railroads," in Arthur Goldschmidt Jr. & Robert Johnston, *Historical Dictionary of Egypt*, New Revised Edition, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 2004, pp. 329-330）。また、鉄道行政はイギリス人が優位を占めた部門でもあった（Welch, Jr., *No Country for a Gentleman*, p. 51）。イギリスの監獄制度の集権化と輸送手段の発達との関係については以下を参照。McConville, "The Victorian Prison," p. 125.

³² コールズ自身の回顧によれば、彼に対し監獄総監への異動を内示した当時の内務省顧問ゴーストは、クローマーの裁可を得るまでこの人事について口外することを禁じたという Coles, *Recollectios and Reflections*, p. 96.

³³ Hilmī, *Miṣr*, p. 103.

の医療体制の構築を目指したことも関係するかもしれない³⁴。いずれにせよこうした一連の動きによって、公衆衛生局の監獄監察局に対する影響力は大きく低下することになった。

監獄制度と警察機構の結びつきの強化は、特に郡レベルにおいて見られた。郡長官就任者が警察出身者で占められていたか否かは、管見の限り明らかではないものの、1897年7月1日付の警察法 (*qānūn al-būlīs*) では、郡長官に対し郡内の治安維持権限が与えられていることをふまえるならば³⁵、警察出身者が郡長官職に就いていたと考えるのが自然であろう。また、1914年の警察法には郡監獄の管理に関する諸規定が含まれていた³⁶。既述の通り、郡監獄の典獄は郡長官による兼任が可能であり、実際に多くの郡監獄の典獄は郡長官が兼任していた。加えて第2章で述べたように、ごく短期間ではあったものの、1904年設置の郡法廷 (*maḥākīm al-marākiz*) に対する公訴権は警察に付与されていた³⁷。すなわち、当時の警察機構は一時的に郡単位での刑事司法手続の大半（犯罪捜査・公訴・受刑者処遇）を独占していた。

第2節 過剰収容の緩和とその効果

一方、コールズによる一連の再編により、長年の懸案であった過剰収容はどの程度緩和されるにいたったのであろうか。1905年の徒刑監獄・中央監獄の収容能力と平均在監者数は以下のとおりであった（表 3-2 参照）。各監獄の収容能力の合計は 7,084 人であり、9,000 人程度にまで収容能力を拡大するという当初の計画は達成されていないように思われる。年間の平均在監者数について見ると、本来の収容能力と同等以下の在監者数にとどまっている監獄は 1 ケ所のみであり、それ以外の徒刑監獄・中央監獄は収容能力を大幅に超過した囚人を収監していることが分かる。アスユート中央監獄にいたっては、定員の 3 倍近い在監者を抱えていた。総数も 11,167 人に達しており、新体制への移行後も過剰収容は依然として継続していた。ただし、1890年代前半の時点では適正な収容人員の 4 倍近い在監者数であったのに対し、1905年の時点ではおよそ 1.5 倍にとどまっていた。しかも、

³⁴ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 98.

³⁵ *Qānūn al-Būlīs, Sanat 1897*, Būlāq: al-Maṭba‘a al-Kubrā al-Amīriya, 1897, p. 15.

³⁶ Nizārat al-Dākhiliya, *Qānūn al-Būlīs 1914*, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya, 1914, pp. 187-205.

³⁷ Tollefson, *Policing Islam*, p. 173.

1890年代前半と当時の年間の入獄者数を比較すれば2倍弱の差があり、過剰収容は大幅に緩和されたと考えてよいだろう。地方監獄の過剰収容の一因でもあった未決囚が中央監獄ではなく主に郡監獄に収監されるようになったことも、結果的に中央監獄の過剰収容の緩和に貢献したものと思われる。1902年の中央監獄への入院者に占める未決囚の割合は12.8%（6,654名）にとどまっており、未決囚はむしろ郡監獄に集中していた³⁸。

過剰収容の緩和は、20世紀に入って以降の受刑者死亡率のほぼ一貫した減少からも理解される。1902年以降の受刑者死亡率は、特に中央監獄においてその減少が著しいのが特徴である（表3-3参照）。1902年に38.4‰であった中央監獄における受刑者の死亡率は、1913年においては20.3‰までに減少している³⁹。既に述べたように、中央監獄は60歳以上の高齢の徒刑受刑者を収監の対象としていながら、このような大幅な減少を実現したことは特筆に値するだろう。1900年以前と比較して、受刑者死亡率がどの程度減少したのかについては、1900年以前の受刑者死亡率に関する具体的な数値がほとんど入手できないため、厳密な比較はできない。ただし、1900年以前のイギリス占領時代では唯一、受刑者死亡率の推計のための情報を入手し得た1893年の受刑者死亡率は24.5‰であった⁴⁰。それに対し、1911年の受刑者死亡率は15.5‰であり⁴¹、単年の比較ではあるものの、やはり大幅な改善が見られる。以上のような受刑者死亡率の低下は、1898年以降に全在監者を対象に給食の提供が開始されたことも影響しているだろう。給食の内容は、受刑者労働に従事しているか否かや、肉体的負担の軽重に基づき差異が設けられていた。1897年7月7日付の内務省決定では、受刑者に課せられた作業 (*al-shuġl al-ṣinā'ī*) の等級に応じて十分な量の給食が与えられることが定められていた（同決定第28条）。例えば1905年以降の給食制度は、(1) 労働義務の無い受刑者、(2) 懲役刑・労働禁錮刑受刑者、(3) 徒刑受刑者の3分類ごとに異なり⁴²、その内容は当時の軍隊の配給食と比較しても遜色の無いものであった（表3-4参照）。この充実した給食制度は、監獄が「コールズ・ホテル」と揶揄される一因でもあった。当時服役していたアラビイは、釈放時の体重は入獄時よりも増加していたと述べて

³⁸ ASE (1910), p. 126. 一方、郡監獄への入獄者に占める未決囚の割合は、1902年には25.1%（19,706名）に達していた。

³⁹ 死亡率は千人単位の値を示すため、‰（パーミル）を用いる。

⁴⁰ 1893年の年間受刑者死亡数：179人、年平均在監獄者数：7,300人で計算。数値の典拠は以下を参照。RDO (1893), p. 230.

⁴¹ Prisons Department (1911), p. 15.

⁴² Prisons Department, *Interim Report of the Prison Diet Committee*, p. 2.

いる⁴³。

監獄施設の収容能力の拡大に加え、20世紀初頭における過剰収容の緩和に最も貢献したのは、受刑者の社会内処遇の進展であった。最初に設けられた社会内処遇のための制度は、コールズの着任後間もなく定められた1897年12月28日付の勅令による仮出獄制度である⁴⁴。これは、徒刑受刑者・懲役刑受刑者・禁錮刑受刑者のうち、刑期が1年以上と比較的長期の受刑者を対象としたもので、彼らが本来の刑期の4分の3を消化した時点で釈放し、警察の監視 (*murāqabat al-būlīs*) の下で残り4分の1の刑期を過ごすというものである。無期徒刑受刑者は、服役期間が15年を経過した時点で仮出獄の対象となった(第1条)。

しかし、上記のとおり同制度は長期受刑者を対象としたものであり、地方監獄における過剰収容の主因ともいわれた短期受刑者に対しては適用されなかった。上記の条件を満たした場合でも、受刑者が仮出獄の対象となるためには、服役中の行状が良好であり (*ḥusn al-sayr*)、釈放しても治安の妨げにならないと当局から認められる必要があった(第3条)。したがって、過剰収容を緩和する効果は僅かであったと考えられる。

一方、後に制定された新監獄法では、9ヶ月の経過という条件付きながらも、仮出獄の機会が刑期が1年未満の短期受刑者の一部にも与えられるようになった。これにより、仮出獄の対象となる受刑者の範囲は拡大した(同法第96条)。しかし、それでもなお仮出獄制度によって早期に出獄した受刑者は、例えば1904年では1,881人、1905年では2,300人にすぎず、それぞれ出獄者全体のわずか1.3%(136,540人)、1.7%(128,667人)を占めるにとどまり、刑期満了による出獄者のみと比較しても、2.2%(82,989人)、3%(75,316人)にすぎなかった⁴⁵。したがって、新監獄法下の仮出獄制度も依然として過剰収容緩和の役割は極めて小さく、行状の良い一部の受刑者に対する恩恵としての意味合いが強かった。

むしろ過剰収容の緩和に効果的であったのは、罰金刑や司法費用の債務不履行による収監者に対する社会内処遇の推進であった。当時も以前と同様、刑期が1年以下の受刑者の多数を彼らが占めていた。すなわち、彼らは過剰収容の主要因であると同時に、政府の財政を圧迫する存在であった⁴⁶。1890年代初頭、24時間の収監により相殺される金額を増額

⁴³ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 241.

⁴⁴ ここでの仮出獄制度の内容は、*Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1897), pp. 102-103 掲載の最終原案をもとにしている。

⁴⁵ *Prisons Department* (1904), Table I, pp. 30-33; *Prisons Department* (1905), Table I, pp. 55-57.

⁴⁶ "Tarjamāt al-Taqrīr al-Marfū' min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā'ī 'an sanat 1900," in *QM* (1901),

することにより、彼らの早期出獄を促し、以って在監者の減少を図ったものの、効果的な対策とはならなかったことは既に述べたとおりである。1898年3月12日付の勅令⁴⁷、次いで1901年2月9日付の勅令により⁴⁸、希望すれば彼らは禁錮刑に服する代わりに、手作業や手工業(‘amal yadawī wa ṣinā’ī)に従事することにより本来自らに課せられた罰金や司法費用を相殺することが認められた。後者の勅令第3条の規定によれば、6時間の労働が1日の収監に相当しており、それにより30ピアストルが相殺された。この制度には、彼らの居住地やそれが属する郡内以外で彼らを労働に使役することを禁じる条項があったほか(第5条)、欠勤や職場放棄、あるいは毎日のノルマを果たさない者に対し、監獄への送致が定められていたことから(第4条)、従事するのが手作業にせよ、手工業にせよ、監獄外で労働に従事することが想定されていたと考えられる。

この制度を利用した受刑者の数は、確認できる限りでは最も多い年であった1903年には61,728人に達した⁴⁹。一方、この制度を選択せずに収監された受刑者の数は31,522人であり⁵⁰、およそ7割近くが社会内処遇を選択していたことになる。同年の入獄者数の総数(137,409人)と比較すると⁵¹、この数はその約半数に達するものであり、同制度は当時の過剰収容の緩和に大きく貢献したと考えられる。

彼らはどこで労働に従事していたのであろうか。1904年の統計によると、全体の5割超(23,752人)の受刑者が中央監獄のある市や県庁所在地に集中しており、残り(19,932人)がエジプト各地の郡に特に偏りなく散らばっていた⁵²。そのうち、監獄に送致された受刑者はわずかに5%(2,301人)ほどであり、大部分が社会内処遇によって刑期を終えたことになる。労働の具体的内容については、コールズによると都市部では碎石作業、地方では道路の補修作業や貯水池への引水作業などであったという⁵³。1901年6月24日付の内務省決定では、より具体的な労働の内容が明記されている(同決定第1条)⁵⁴。それによれば、街路や道路の清掃や水撒き、鉄道や道路の建設および補修工事、碎石、用具の運

p. 96.

⁴⁷ “Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū‘ min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā’ī ‘an sanat 1898,” in *QM* (1899),

p. 93.

⁴⁸ *AAD* (1901), pp. 52-54.

⁴⁹ *Prisons Department* (1904), p. 8.

⁵⁰ *ASE* (1910), p. 126.

⁵¹ *ASE* (1910), p. 127.

⁵² *Prisons Department* (1904), Table XI, pp. 58-59.

⁵³ Coles, *Recollecitons and Reflections*, p. 105.

⁵⁴ *QM* (1901), p. 212.

搬、船荷の積み下ろし (shahṅ al-marākib wa tafriḡh-hā)、荷車への荷の積み下ろし、荷車引き、沼地の埋立 (radm mustanqa'āt) などであった。

無給で提供された彼らの労働力は、内容的に1880年後半までに廃止された賦役 (sukhra, corvée) を一部とはいえ代替する側面もあった。なお、この制度の利用者は、1904年刑法の制定後は急速に減少するが、これは判事に罰金や司法費用の額の決定に大幅な裁量を認め、支払いがより容易になったことにより⁵⁵、罰金や司法費用の不払いによって収監された者の総数自体が減少したことによるものであった。特に罰金刑を科せられた者のうち、支払いを選択した者は従来の25%から60%に増加したとされており⁵⁶、収監が回避される傾向は継続していた。

以上のような施策による過剰収容の大幅な緩和により、毎年ラマダーンにさいし実施されていた恩赦は、1897年2月を最後にその実施を確認できなくなる。既に1894年以降、ラマダーン月直前の恩赦は、対象を長期受刑者や重罪犯にも拡大する一方で、本来の刑期の大部分を消化した者に限定されるようになっていた。さらに、イギリス占領下における最後の実施となった1897年2月1日付の恩赦では⁵⁷、再度短期受刑者のみが対象とされたうえ、監獄監察局より服役中の行状の良さ (husn) に関する証明を得ていることがその条件に加わるにいたり、恩赦対象者の減少傾向はますます強まった。また、同年7月7日付の内務省決定の第4章 (第90条) には恩赦に関する規定が定められており、それによれば監獄総監は毎年断食明けの祭にさいし、恩赦に該当するための条件を満たした受刑者の一覧を提出することになっていた。その条件とは、以下のいずれかに該当し、かつ服役中の行状の良さ (ḡusn al-sulūk wa al-akhlāq) が認められることであった。(1) 服役期間が20年経過した終身刑受刑者、(2) 服役期間が15年経過した70歳以上の終身刑受刑者、(3) 服役期間が15年経過した障害を抱えている終身刑受刑者、(4) 刑期の4分の3以上を経過した有期徒刑・懲役刑受刑者、(5) 70歳以上で身体に障害を抱えている有期徒刑・懲役刑受刑者。徒刑・懲役刑は、言うまでもなく重罪・軽罪・違警罪の3罪種の内、重罪にのみ科せられる刑罰であった。すなわち、この規定は以後の恩赦では重罪犯のみを対象とし、軽罪犯および違警罪犯を対象外とすることを示したものであった。対象となる重罪犯についても、そもそも他の2者に比して相対的に少数であるうえに障害の有無や年齢制限、一定期間の刑

⁵⁵ *Judicial Adviser* (1904), p. 28.

⁵⁶ *Judicial Adviser* (1904), p. 28; *HSCP*, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 47.

⁵⁷ *AAD* (1897), p. 57.

期の経過などを条件として課しており、恩赦の対象となる者の数は極めて少なかったものと考えられる。実際、出獄事由に関する情報が入手できる1904年、1905年、1910年、1911年の各年において、恩赦による出獄者はいない⁵⁸。さらに、(1)と(4)に分類される受刑者に関しては、既に述べたように同年末に仮出獄の制度が整えられたことから、事実上、恩赦の対象からは外れたと考えるのが妥当である。このように、恩赦は従来と比してその役割を大幅に縮小し、老齢や障害を抱えた受刑者にのみ適用される制度となった。結果、多くの受刑者は従来よりも長く在監することになり、刑罰の一貫性が重視されるようになった。

第3節 監獄内の分類処遇の進展

過剰収容化の問題が一応の解決を見たことにより、監獄制度は新たな段階を迎えることになった。長年の懸案であった監獄内における受刑者間の相互隔離と受刑者労働の本格的な実施である。以下ではまず、分類処遇の実施について述べる。

在監する囚人たちを特定の指標に基づき分類し、相互に隔離することは、受刑者労働と同じく占領前半期においては過剰収容化によってその導入が妨げられていたものであった⁵⁹。また、そもそも占領開始以前のエジプトの監獄では実施されていなかった。ペテルスによれば、19世紀中葉の監獄では、性別以外の基準に基づく隔離は未実施であったという⁶⁰。占領の開始直後も同様であり、1884年5月10日付のクルックシャンクの報告は以下のように監獄における隔離の不徹底を指摘している。

これまでのところ、囚人たちを分離あるいは分類するための何らかの試みがなされた監獄はなく、彼らは自由に雑居することが許されている。成人男子、少年、果ては幼児までもが同室しているほか、中庭までは自由に行き来が許されている。それゆえ、[外部との出入り口である]正門は施錠され、かつ門がおろされているが、それ以外の監房の扉に掛け金をかける必要性はほとんどなく、それらは総じて終日

⁵⁸ *Prisons Department* (1904), Table I, pp. 30-33; *Prisons Department* (1905), Table I, pp. 54-57; *Prisons Department* (1910), Table I, pp. 30-33; *Prisons Department* (1911), Table I, pp. 30-33.

⁵⁹ *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 91.

⁶⁰ Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison," pp. 270-273.

開放されたままになっている⁶¹。

1884年3月に定められた監獄則には、受刑者間の相互隔離に関する規定は一切定められておらず、旧監獄法において初めて設けられた。同法第6条では、地方監獄内の囚人を(1)未決囚、(2)禁錮刑受刑者および債務囚、(3)懲役刑受刑者に分類し、相互に隔離することを定めており、この分類は休憩時間(sā'āt al-fuṣḥa)や監獄の中庭(rahābāt al-sijn)でも徹底されることが定められていた。しかし、その実施は、囚人の起居する場(mahallāt)がこの分類に適したものであることが前提とされており、実際には努力目標に過ぎなかった。一方、性別に基づく隔離はいかなる状況下であっても徹底することが定められていた。そのため、性別以外の基準に基づく隔離の実施を強く求めない旧監獄法は、19世紀中葉以来の方針を踏襲していたと言える。もちろん、これは地方監獄の過剰収容化という、1880年代当時の状況をふまえたものであったろう⁶²。いずれにせよ、当時は徒刑受刑者という単一の囚人分類のみを収監対象とする徒刑監獄を除き、隔離の実施は依然として不徹底であった。

一方、1890年代に入ると、徒刑監獄と同様、個別の囚人分類を専門に収監する監獄の設置を進める形で隔離の実施が試みられた。ブーラクやシブーン・エル＝コムに建設された女子監獄や⁶³、カイロにある中世以来の城塞(シタデル)に設置された未決囚を専門に収監する監獄、ギザなどに建設された既決囚を専門に収監する既決囚監獄などがその代表的なものである。しかし、これらの監獄の多くは、収監の対象とされた分類に属する全ての囚人を受け入れていたわけではなかった。既決囚監獄は、そもそも比較的長期の既決囚のみを収監する監獄であったし、シタデルの監獄は未決囚のうち控訴中の者のみを収監する監獄であったほか、ブーラク女子監獄が収監可能な人数はおよそ200人であり、この数は全国の女性受刑者の約半数に相当するにとどまった⁶⁴。その結果、複数の囚人分類を収監する地方監獄の雑居的性格は依然として継続し、実際の状況は1880年代とほとんど変化は無く、1894年にスコットは、エジプトにおいて受刑者に対する分類処遇は、性別に基

⁶¹ HCSP, Egypt. No. 25 (1884), [C. 4100], p. 98.

⁶² HCSP, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 91.

⁶³ 第1章で述べたように、19世紀中葉、ブーラクには女性受刑者を収容した紡績工場が存在していたが、両者の関係は不明である。

⁶⁴ Judith E. Tucker, *Women in Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1985, p. 161.

づくもの以外は全く実施されていないと述べている⁶⁵。なお、彼は少年受刑者に対し特別な関心を示しているが、彼らを専門に収容する感化院が1896年にアレクサンドリアに設置されている。しかし、多数の少年受刑者が監獄に在監している原状の改善が設置の動機であったにもかかわらず、感化院の収容能力は最大150人とどまり⁶⁶、少年受刑者の分類処遇もまた極めて不十分であった。以上のように、特定の囚人分類を専門に収監する監獄の建設による受刑者間の相互隔離の実施もまた、徹底されなかった。

その後、クルックシャンクの後任として監獄総監に就任したコールズの主導の下に行われた監獄制度の再編成では、監獄内での分類処遇の実施へと再度、方針転換が行われた。当時も、少年犯を専門に扱う少年感化院の移転・拡張や、刑期が1年未満の受刑者を専門に扱う第二中央監獄（1906年）、累犯者のなかでも常習犯を専門に扱う成年感化院（1912年）など、特定の囚人分類を処遇するための施設の建設も進められた。しかし、基本方針は、旧地方監獄と同様に、全ての中央監獄・郡監獄において、性別・年齢・刑罰の軽重・刑期の長短・累犯の有無などの点で異なる多種多様な囚人分類を処遇するというものであった。控訴中の未決囚を収監していたシタデルの監獄は中央監獄に転用されたほか、ブーラクの女子監獄は以後、史料中に言及されることがなくなり、おそらく廃止されたものと思われる。

新設の中央監獄において、異なる囚人分類間で処遇の違いは存在したのだろうか。1897年7月7日付の内務省決定によれば、中央監獄・郡監獄に在監する囚人は未決囚と既決囚に分類されていた。未決囚は、既決囚とは隔離されていたほか、様々な点で彼らとは処遇が異なり、相当の自由が認められていた。彼らは独居房で生活し（第9条）、費用は自己負担ではあったものの、ベッドやその他の家具付きの独居房を使用することも認められていた（第10条）。同じく費用は自己負担ではあったが、新聞などを購入し、読むことも認められていた（第15条）。実際にも、アラビーによれば彼らは監獄から支給される給食の代わりに、家族から差し入れを受けることができた (*tanāwul ta'ām min manzilat-hu*) ほか、就寝時にベッド (*sarīr*) を使用することや検察の同意の下、書物を読むことも認められてい

⁶⁵ *HCSP, Egypt. No. 1 (1894), [C. 7308], p. 28.* 一部例外もあった。ヴィラーズ・スチュアートが1894年冬に視察したファイユームおよびアスユートの地方監獄においては、性別のほか、犯罪の軽重に基づく分類処遇が実施されていたという (*HCSP, Egypt. No. 2 (1895), [C. 7712], p. 8, 12*)。ただし、上エジプトの地方監獄は下エジプトの地方監獄と比べ、比較的過剰収容化が進まなかったという事情があるため、この指摘を全体に当てはめることはできない。

⁶⁶ *HCSP, Egypt. No. 1 (1896), "Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms," [C. 7978], pp. 17-18.*

たという⁶⁷。

既決囚に関しては、複数の基準により彼らを分類し、互いに空間的に隔離するための規定が設けられていた。監獄内に空間的余裕がある場合、刑期が3ヶ月以下の受刑者を独居房に隔離し、夜間および受刑者労働のさいに他の受刑者と接触させないことが定められていた(第29条)ほか、刑期が3ヶ月以上の囚人もまた他の囚人たちと接触させないことが定められていた(第30条)。累犯の有無に基づき囚人を分類する規定も設けられており、独居房の空きの有無に関わらず、簡易裁判所から判決を受けた者(dhawū al-aḥkām al-juz'īya)、すなわち軽罪犯・違警罪犯を長期受刑者(arbāb al-mudad al-kabīra)より隔離することが定められていた(第31条)。年齢に基づく空間的隔離の規定も存在した。監獄内に空間的余裕が無く('adam kifāyat maḥāll al-sijn)、囚人間の隔離を実施できない場合でも、14歳未満の囚人は14歳以上の囚人からは常に隔離することが定められていた(第32条)。

アハマド・ヒルミーが服役した1900年代末のカイロ中央監獄内の空間的隔離は、以下のとおりであった⁶⁸。4階建ての監房棟3棟のうち、A棟には累犯者(arbāb sawābiq)のみが収監されていた。しかし、1910年代に服役したアラビーは、A棟の1階部分には未決囚が収監されていたと述べている⁶⁹。B棟には初犯者が収監されていたほか、1階部分の20部屋の独居房には外国人(ajānib)が収監されていた。なお、同じ階の残りの44部屋の独居房は、監獄内での規則違反を犯した囚人を収監するために用いられていた。C棟には新規受刑者(īrād)や弱者(du'afā')や皮膚病患者(muṣābūn bi-al-amrād al-jildīya)や女性受刑者が収監されていた。

さらにアラビーによれば、中央監獄在監の初犯の男性既決囚に対し、刑期の長短に基づく分類が行なわれていた。彼らは刑期が1年未満の者と1年以上の者に分類されたうえで、各自個別の居住区域が割り当てられていた⁷⁰。また、前者は後述するその服装の色に由来して「カーキ」(kāki)と呼ばれており、後者はおそらくその刑期の長さ由来する「ムドウド」(mudud)と呼ばれていた⁷¹。

このほか、単純禁錮刑受刑者、軍事法廷から判決を受けた受刑者、少年受刑者(ghilmān)らもまた、他の受刑者と空間的に隔離されていた。なお、具体的な記述が無いために推測

⁶⁷ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 235.

⁶⁸ Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, p. 119.

⁶⁹ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 235.

⁷⁰ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 235-236.

⁷¹ Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, p. 119; 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 237-240.

に過ぎないものの、C棟の独居房およびAB両棟の2階部分の独居房の全て、あるいは一部が、収監後3ヶ月の間の既決囚の居住区域であった可能性がある（同内務省決定第30条・第46条）。

以上のように、中央監獄における既決囚を分類する基本的な基準は、性別・累犯の有無・病気の有無の3点であり、年齢・刑罰の種類・刑期の長短・判決を受けた法廷の種類などに基づきさらに細かく分類されていた。なお、中央監獄では、囚人の分類処遇を徹底し、円滑な管理を行うために、囚人分類ごとに異なる色の服装を指定し、分類の視覚化が行われていた。アハマド・ヒルミーによれば、彼が服役していた1900年代初頭においては、入獄後に着用する「汚れた粗野な衣服(atmār bāliya qadhira)」の色は、累犯者は黒色、初犯者は刑期が1年以上の者は青色、1年未満の者は黄色であったという⁷²。一方、アラビーによれば、コールズの時代にはこれに加えて村番卒や兵士(al-khafir wa al-‘asākir)出身の受刑者は橙色、健康上の理由から徒刑監獄から移送された徒刑受刑者は緑色、脱獄あるいは脱獄未遂の前科があったり、監獄職員に対して反抗的な態度を取ったりした囚人は赤色の衣服(thiyāb)を着用させられていた⁷³。その後、この分類の視覚化は簡略化され、早ければ保護国時代(1914-1922年)、遅くともエジプト王国成立前後の1920年代前半までには、未決囚と単純禁錮刑受刑者には白色の衣服を、それ以外の全ての受刑者には青色の衣服を着用させることになっていたという⁷⁴。

しかし、空間的に隔離された各囚人分類に対する処遇は、ほぼ同様であった。例えば、受刑者に認められていた主な権利は、面会の権利と仮出獄の権利であったが、前者については、刑期が3ヶ月以下の受刑者を除く全ての受刑者に同様の権利が認められていた。3ヶ月以下の受刑者に面会権が与えられなかったことも、収監後3ヶ月間は全ての受刑者に等しく面会の機会が認められていなかったためであり、特に彼らのみを面会の機会から排除することを意図したものではなかった。3ヶ月が経過した後は、少なくとも2ヶ月に1回の面会権が全ての受刑者に認められていた（1897年7月7日付内務省決定第59条、新監獄法第59条）⁷⁵。また後者については、仮出獄の権利は9ヶ月以上服役した後に初めて発

⁷² Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, p. 119.

⁷³ ‘Arabī, *Ithnay ‘Ashara*, pp. 237-238.

⁷⁴ ‘Arabī, *Ithnay ‘Ashara*, p. 238.

⁷⁵ 占領前半期と比較すると、面会権は大幅に制限が加えられているが、これは給食制度の全面的導入と表裏一体の関係にあった。占領前半期では給食制度の導入は徒刑監獄や既決囚監獄に限定されており、地方監獄では給食の提供は係累のいない受刑者に限定されており、基本的に受刑者の縁者からの提供に依存していたからである。旧監獄法にて、週1回30分以

生したため、事実上、刑期が9ヶ月未満の受刑者には仮出獄の権利が認められていなかった（新監獄法第96条）。しかし、既に述べたように、そもそも仮出獄が認められた例はごく稀であった。監獄内での規則違反を犯した場合の罰則も、囚人分類別に差異が設けられていたわけではなく、全ての囚人に対して同じ罰則が適用されていた。

空間的隔離を除き、女性受刑者に対する特別な処遇もほとんど行なわれなかった。むしろ、占領開始当初には設けられていた女性受刑者に対する特別処遇はこの時期、廃止・制限された。1884年の監獄則では、妊娠9ヶ月以降の女性は収監されないことや（監獄則第9条）、子供がいる場合は7歳に達するまで監獄内での養育を認めること（監獄則第11条）などが定められていたが、新監獄法では妊娠中の女性受刑者に対する特例は廃止されたほか、監獄内での養育が認められるのは2歳までの子供に限定された（新監獄法第50条、1902年監獄内規第13条）。タッカー J. Tucker は、女性受刑者の処遇にほとんど変化が見られなかったことに関し、在監者に占める割合が圧倒的に少なかったことに加え、そもそも当時の監獄改革の対象に彼女達の処遇の改善は含まれていなかったためだと断じている⁷⁶。

一方、郡監獄においては、当時も囚人分類に基づく空間的隔離は未実施のままであり、従来と同じく性別による分類が実施されるにとどまっていたと考えられる。後の立憲王制時代においてもなお、郡監獄の分類処遇の不徹底に対する批判が行なわれていた。下院の財務委員会報告に関する審議のさい、アリー・アイユーブ 'Alī Ayyūb は郡監獄制度はエジプトの「文明のファサード」(jabīn al-madanīya)における欠陥 (waṣma) であると述べ、郡監獄制度の実態を以下のように批判している。

これらの〔郡〕監獄の各々は、二つの雑居房 (ghurfa) を有するのみであり、一つは女性〔の囚人〕の、もう一つは男性〔の囚人〕のためである。〔同性であれば〕未決囚も刑期が3ヶ月以下の既決囚も、同じ雑居房に収監されている。各雑居房には手桶(jardal)が備わっており、一つは飲用、もう一つは排泄物の処理(izālat al-darūra)に用いられている。また、これらの雑居房は採光や通気が不十分であり (ba'īda 'an

内という制限があるものの、6親等以内の血族(aqārib)あるいは姻族(ansibā')との面会が認められていたり（第24条および第26条）、事前の検閲が条件とされていたものの、受刑者がその家族(ahālī-hum)と書簡をとりかわす権利が認められたりしていたのは（第23条）、受刑者が食事の確保を血縁者に依存していたことと無関係ではない。しかし、面会の機会の多さは、社会からの隔離の不徹底を招き、受刑者に対する刑罰の効果を損なうと以前から当局により問題視されていたため、給食制度の導入に伴う面会権の制限は当然の帰結であった。

⁷⁶ Tucker, *Women in Nineteenth-Century Egypt*, pp. 162-163.

al-ḍaw' wa al-hawā'), 衛生的な環境を備えていないことは言を俟たない。囚人たちが監獄内でひしめき合ったり、時に彼らの中に徒に投獄された善良な人々(unās min al-afāḍil)がいたり、その刑期(mudad)が長かったりすることは[本来]あってはならないことである⁷⁷。

第4節 受刑者労働における累進処遇制度の導入とその特徴

コールズが監獄総監に就任した1897年以降、受刑者労働は名実共に禁錮刑受刑者にまで拡大し、大部分の受刑者が労働に従事するようになった。そのことは、1897年7月7日付の内務省決定に受刑者労働に関する詳細な規定が初めて含まれていたことが如実に示している。実際に1904年の『監獄年鑑』によれば、徒刑監獄はもとより、全ての中央監獄において受刑者労働の実施を確認することができる⁷⁸。一方、当時の郡監獄における受刑者労働の実施は確認できないが⁷⁹、その理由は同監獄は14日以下と極めて短い刑期の受刑者のみを収監の対象としていたためである。既に述べたように、罰金や司法費用の債務不履行による禁錮刑受刑者を監獄外での受刑者労働に従事させる勅令の発布により、受刑者労働の対象となる受刑者の範囲はさらに拡大した。

1890年代以降の受刑者労働拡大の試みが、受刑者に対して職業教育を施し、生活のための技術を習得させることにより再犯を防止するという考え方のもと進められてきたことは前章で述べたとおりである。しかし、当時の制度が当局の意図をどの程度反映したものであったかは実態の検討抜きには語れない。この点の詳細な検討は、本章冒頭で指摘したように、従来の研究において等閑に付されてきた。

既に何度か部分的に言及してきた1897年7月7日付の内務省決定は、この点の検討に関しても注目すべき史料である。同決定により導入されたのは、受刑者労働における累進処遇の原則である⁸⁰。すなわち、労働に従事する受刑者を級外(taḥt tajriba)・初級・中級・上級の4等級に分類し⁸¹、日々の勤務における性向や行状の良さ(ḥusn akhlāq-hu wa sayr-hu)

⁷⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 416.

⁷⁸ *Prisons Department* (1904), Table XXI, p. 78.

⁷⁹ *Prisons Department* (1904), p. 22.

⁸⁰ イギリスの累進処遇制度は、19世紀半ば以降、当時流刑地として利用されていたオーストラリアに導入された後、本国に導入された(三井誠ほか『刑事法事典』信山社、2003年、792頁)。

⁸¹ 規定上は、徒刑受刑者の等級は下から級外・第1級(al-daraja al-ūlā)・第2級(al-daraja al-

に応じ獲得できる賞点が一定数に達するごとに昇級させ、級毎に異なる内容の労働に従事させるというものである。具体的な労働の内容は、懲役刑・禁錮刑受刑者か、徒刑受刑者かによって異なっていた。ただし、以下に述べる受刑者労働に関する規定は、男性受刑者のみを対象とした可能性が高いことを付言しておく。アラビーによれば、彼の服役中にカイロ中央監獄に在監していた女性囚 (sajīnāt) は平均 300 人程度であったが、内20人ほどが自身の子供の世話をしていたほか、縫製 (khiyāta)、洗濯 (ghasīl)、アイロン作業 (makwā)、紡績 (ghazl) といった労働に従事していた⁸²。なお、1902年監獄内規第28条は、刑期が1年以上の女性重罪犯および軽罪犯の内、刑期が1年以上の者はカイロ中央監獄に収監されることを定めており、彼女達は比較的刑期の長い受刑者であったと思われる。

懲役刑・禁錮刑受刑者の従事する受刑者労働は、以下のように定められていた (第36条)。

- ・ 級外および初級：粉挽き (taḥn)、採土・土運 (ḥafr wa naql al-atriba)、碎石 (taksīr al-ahjār)、糞便の運搬 (naql al-mawādd al-birāzīya)、汲水・引水 (tashghīl al-ṭulumba wa jalb al-miyāh)。
- ・ 中級：建設作業 (bināʿ)、穀物の計量と貯蔵 (wazn wa tastīf al-ḥubūb)、中庭の清掃 (kans al-ḥīshān)、修復・修繕作業 (taṣlīḥāt wa tarmīmāt)、毛布の清掃と古縄の切断 (tanzīf al-ṣūf wa fall al-aḥbāl al-qadīma)、資材運搬以外の手作業 (ashghāl yadawīya ukhrā khilāfa naql al-mawādd)、石工仕事 (naḥt al-ahjār)、大工仕事 (nijāra)、マット制作 (battāniyāt)、綿製品作り (al-aqmisha al-quṭniya)、製袋 (juwālāt)、製籠 (maqātif)、製陶 (fakhkhār)、焼きレンガ作り (al-ṭūb al-aḥmar)、制縄 (aḥbāl)。
- ・ 上級：縫製 (khiyāta)、羊毛製糸 (ghazl al-ṣūf dūbāra wa khayṭ)、果樹園での軽作業 (ashghāl khafīfa bi-al-junayna)、農地での雑草除去作業 (tanzīf al-arāḍī al-mazrūʿa min al-aʿshāb al-gharība)、軽作業 (ashghāl yadawīya khafīfa)

一方、徒刑受刑者が従事する受刑者労働は以下のとおりであった (第76条)。

- ・ 級外および初級：辺境地帯 (ḥudūd) やサワーキンでのあらゆる種類の徒刑のほか、1日10時間の鉱山労働 (ashghāl maḥājir al-lagham)
- ・ 中級：1日8時間の採石、砂利砕石 (taksīr zalat) ・石工、穀物挽き (taḥn al-ghilāl)、採

thāniya) ・第3級 (al-daraja al-thālitha)、一方、懲役刑・禁錮刑受刑者の場合は級外・第3級・第2級、第1級だが、混乱を避けるため本文中では以上のように統一して表記する。

⁸² ʿArabī, *Ithnay ʿAshara*, p. 277.

土、糞便の運搬、鍛冶工房の雑用 (tashghil warshat al-ḥaddādīn)、汲水。

- ・ 上級：粉挽き、縫製、大工、鍛冶 (ḥidāda)、パン焼き (khabīz)、料理(tabkh)、建設作業(bināʿ)、籠製作、果樹園・農作業(tashghil janāyin wa zirāʿa)。

以上のように、懲役刑・禁錮刑受刑者、徒刑受刑者共に、下位の等級ほど身体的負荷が高く、昇級に伴いその軽減が図られていた。これに加え、徒刑受刑者に関しては昇級にしたがい作業時間の短縮が定められており、更なる身体的負荷の軽減が図られていた。初級と中級においては10時間（中級の採石作業のみ8時間）であった徒刑受刑者の作業時間は、上級では8時間に短縮された。昇級にさいしては、足枷の重量の軽減といった措置も行われていた（第76条）。一方、懲役刑・禁錮刑受刑者は作業時間は全等級を通じ同一（6時間）であった（第41条）。

刑の種類を問わず、受刑者が単純労働に使役されていた背景には、単純労働が監獄の運営に不可欠であったという事情もあった。しかし、身体的負荷の高い単純労働が重罪犯である徒刑受刑者に多く課せられていたほか、下位の等級に多く割り当てられているなど、単純労働は重罪犯や行状の改善が見られない受刑者に対する懲罰でもあった。加えて中央監獄では、入獄後最低3ヶ月間、独居房 (ūda infirādiya) での起居が定められていたほか（第29条、第46条）、外部との通信・面会も一切禁止される（第59条）など、他者との接触を制限し、精神的にも受刑者に対し負荷を強いる規定が設けられていた。以上のような事実は、当時の受刑者処遇もまた以前と同様、懲罰的な側面を有していたことを示している。

一方で、昇級の条件が主に服役態度の優劣であり、昇級に伴い受刑者労働の懲罰的性格の緩和が図られていたことは、受刑者の陶冶の促進を意図していたことを示すものであり、この点では当時の受刑者処遇に教育刑的性格を見出すことができる。昇級に伴い緩和されたのは身体的負荷だけではなかった。面会も、初級が2ヶ月に1回であったのに対し、中級は月に1回に増え、上級に到達すると週1回とさらに緩和された（第59条）⁸³。ただし、1902年の監獄内規では、面会・通信の許可には一定の賞点数の獲得が必要とされ、以前よりも制限が厳しくなった⁸⁴。

⁸³ この規定に対応してか、1897年8月1日の立法諮問議会には、囚人の面会権について定めた旧監獄法第26条の改正案が提出されている。Majlis Shūrā al-Qawānīn (1897), pp. 52-53

⁸⁴ 初級の場合480点、中級の場合240点、上級の場合120点の獲得が必要とされた。Prison Regulation in 1902, p. 51.

懲役刑・禁錮刑受刑者、徒刑受刑者の従事する労働の内容は共に、肉体的な負荷が軽くなるだけでなく、昇級に伴い一定の技術を要する手工業的(ṣinā'ī)な内容が徐々に増えていく。このことは、上位の等級においては受刑者労働が職業教育的性格を有するようになっていくことを示しており、この点からも当時の受刑者処遇の教育刑的な性格を見出すことができる。

以上のように、累進処遇制度の導入により、徒刑受刑者と懲役刑・禁錮刑受刑者に対する処遇は、共に懲罰的性格と教育刑的・改善刑的性格をあわせ持つものとなった。しかし、やはり徒刑監獄における受刑者処遇は、懲罰的な性格が顕著であった。その性格は、昇級条件と各等級における受刑者労働の内容に明確にあらわれている。まず、昇級条件に関して、徒刑受刑者は懲役刑・禁錮刑受刑者に比して厳しい条件が科せられていた。各受刑者の昇級は、受刑者に対する評価を点数化し、それが一定数に達した時点で行われる。徒刑受刑者は計3回の昇級の度に2,190点を獲得することが求められていた(第82条)。それに対し、禁錮刑・懲役刑受刑者は、他の2回は徒刑受刑者と同様であるが、最初の昇級、すなわち級外から初級へと昇級するさいには1,090点の獲得のみで昇級が認められていた(第45条)。

昇級するための賞点の獲得は、懲役刑・禁錮刑受刑者の場合、6時間の作業時間中、困難な作業に継続して従事し続けた者には8点、それよりも勤勉さにおいて劣っていた者には7点、継続的かつ平均的な働きぶりであった者には6点が与えられることになっていた(第41条)。それに対し、徒刑受刑者の場合は、与えられたノルマを達成するまで、困難な作業に継続して従事し、かつ勤勉であった者には8点、それよりも作業量が少なかった者は7点、勤勉さの点に関して並であった者には6点が与えられることになっていた(第79条)。このように、受刑者労働に1日従事することによって獲得できる賞点の数は双方同じであったが、徒刑受刑者の場合は、1日により多くの賞点を獲得するために懲役刑・禁錮刑受刑者より厳しい条件が科せられており、徒刑受刑者の昇級は相対的に遅いものであったと考えられる。

同決定の規定に則る限り、徒刑受刑者は最短で約820日(約2年3ヶ月)と、最長でも約1100日(約3年)程度で上級に昇級することができたが、実際に昇級に要する期間は規定よりも長かったと考えられる。賞点を獲得する方法は、基本的に受刑者労働における勤

務評定以外に無く、その他はすべて減点法による評価であった。例えば、勤務態度の怠慢、あるいは行状の不良が認められた場合には、獲得点数を剥奪された（第41条、第80条）。また、監獄内の規則違反により処罰の対象となった場合は、その違反の内容に応じて等級の降格や昇級停止（第51条）や最下級への降級（第52条）が定められていた。また、前章で指摘したように、行状の良さを条件とする仮出獄の認定件数の少なさは、累進処遇制度における昇級の困難さをも示しているといえよう。

徒刑受刑者の場合、1902年の監獄内規の制定以降は昇級条件がさらに厳格化された。1902年監獄内規は、徒刑受刑者の中級および上級への昇級には共に 6,000 点が必要としていた⁸⁵（なお、初級への昇級に必要な賞点数は 540 点と大幅に緩和）。これにより規定上、中級への昇級にはさらに長期間の在監が必要となった。このことは、次章にて言及する徒刑受刑者に対する厳罰化の推進と関連があるものと考えられる。また、規定より昇級に時間を要することが常態化していた可能性もある。アラビーが述べるところによれば、徒刑受刑者は入獄のさいに取り付けられた第 1 級の足枷は、52ヶ月が経過した後より第 2 級のものに交換され、さらに72ヶ月後に第 3 級のものに交換されたという⁸⁶。足枷の交換は昇級時に行うと定める1897年7月7日付の内務省決定に従うならば（第76条）、上記の期間はそのまま各等級の在籍期間とほぼ符合するものと考えられ、その場合、中級への昇級に4年以上、上級への昇級にはさらに6年もの月日が必要ということになる。また、1914年に設置された監獄給食検討委員会 Prison Diet Committee に関わったカスル・アル＝アイニー医学校の生理学教授ウィルソン W. H. Wilson もまた、徒刑受刑者は初級から中級に昇級するまでに約4年を要すると述べている⁸⁷。

仮に遅滞無く昇級できた場合でも、徒刑労働者の内、職業教育的性格を有する受刑者労働に従事するようになるのは、一部の受刑者にすぎなかった。既出の作業内容からあきらかなように、徒刑受刑者のうち、職業教育的性格を持つ受刑者労働に従事する可能性があるのは、上級に属する受刑者のみであり、上級に昇級するための時間的余裕があったのは長期受刑者あるいは終身徒刑受刑者のみであったからである。しかも、上級昇格後も徒刑受刑者には粉挽きや建設作業といった単純作業が科せられており、必ずしも職業訓練を受

⁸⁵ *Prison Regulation in 1902*, pp. 21-22.

⁸⁶ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 268-269.

⁸⁷ Prisons Department, *Interim Report of the Prison Diet Committee*, Cairo: Government Press, 1917, p. 34.

けられるわけではなかった。実際、1904年の『監獄年鑑』によれば、当時のトゥラ徒刑監獄においては、70%弱の受刑者が監獄外労働、すなわち単純肉体労働に使役されていたほか、アブー・ザアバル徒刑監獄にいたっては監獄の運営に不可欠な作業に携わるわずかな者を除き、ほぼ全員が監獄外労働に使役されていたという⁸⁸。同年の徒刑監獄の在監者の刑期別内訳を見ると、刑期が3年以上10年未満の受刑者が全体の7割弱を占めていたことから、長期受刑者も単純肉体労働に動員されていたことがうかがえる⁸⁹。以上のように、徒刑監獄で実施されていた受刑者労働の中に、職業教育を通じた再犯の防止という意図を見出すことは困難である。むしろ、昇級に応じて徒刑受刑者を職業教育的な受刑者労働に使役するのは、身体的・精神的苦痛からの解放、刑罰としての労働からの解放という側面が強かったと考えられる。

一方、懲役刑・労働禁錮刑受刑者に対する処遇に対しては、どのような評価を下すことができるだろうか。徒刑監獄に比して中央監獄における受刑者労働は、概して内容的に職業教育としての性格が強かったと言うことはできよう。なぜならば、彼らは徒刑受刑者に比して昇級が早いことに加え、中級の段階で既に職業教育的な受刑者労働が用意されていたからである。徒刑受刑者と同様、そのような例は稀有であっただろうが、1897年7月7日付の内務省決定によれば、少なくとも規定上は、最短1年2ヶ月、最長1年6ヶ月程度で彼らは中級に到達することができた。しかし、昇級に必要な賞点数の変更が行なわれた1902年の監獄内規では、徒刑受刑者と比すれば程度は軽微であったものの、懲役刑・労働禁錮刑受刑者も昇級に要する期間は以前より長期化した。中級への昇格に要する時間は以前とほぼ同様であったが、上級への昇級には以前より3ヶ月程度長く在監しなければならなかった⁹⁰。

懲役刑・労働禁錮刑受刑者の場合、中級に到達することができるほど長期間服役する者は少数であった。例えば、1904年における中央監獄の在監者の内、懲役刑受刑者はわずかに150人であり、1年以上の労働禁錮刑受刑者は2,817人であった⁹¹。この数は、中央監獄で労働に従事していた受刑者全体の1割強であり、年によっては1割にも満たなかった。

⁸⁸ *Prisons Department* (1904), p. 21.

⁸⁹ *Prisons Department* (1904), Table VI, pp. 42-43.

⁹⁰ 初級への昇級は540点の獲得後に可能と大幅に緩和されたものの、中級および上級への昇級には3,000点が必要となり、以前(2,190点)より増加した。*Prison Regulation in 1902*, pp. 21-22.

⁹¹ *Prisons Department* (1904), Table VI, pp. 48-49.

加えて、中央監獄の作業場 (warsha) では必ずしも職業教育的な受刑者労働が行われていたわけではなかった。アラビーによれば、1,500 人ほどが常時在監していたカイロ中央監獄に設置されていた作業場の具体的内容とその定員は、以下のとおりであった⁹²。裁縫：25人、ブリキ加工：6人、大工：10人、籠 (sabatāt)：16人、ドアマット (mumāsīḥ)：18人、洗濯：35人、鍛冶：4人、フライス加工 (barrād)：2人、マット (ḥuṣur)：12人、アイロン作業：25人、織物 (nasj al-aqmisha)：150人。

さらに、刑期が1年以下の労働禁錮刑受刑者の場合、大部分の徒刑受刑者と同様に、職業教育の機会から排除されていた。彼らは順調な昇級を果たした場合でも、初級の時点で刑期の終了を迎えるため、服役中は懲罰的な受刑者労働に従事するのみで、職業教育の機会を得ることができなかった。そもそも、処遇の点で級外と初級を比較すると、他者との接触が認められること以外、受刑者労働の内容を含めほとんど違いは無かったため、事実上、刑期が1年以下の禁錮刑受刑者は累進処遇制度の対象外に置かれていた。

刑期が1年以下の受刑者が従事した労働は、内容的に職業訓練的性格と考えることは困難であったほか、彼らを労働に従事させた当局の意図も、全く別のところにあったと思われる。1901年に導入された債務不履行による収監者が科せられた受刑者労働は、内容的に刑期が1年以下の禁錮刑受刑者が従事したものと同様であったが、コールズは自著のなかで以下のように述べ、その導入を通じ受刑者に苦痛を与えることが目的であったことを示唆している。

エジプトの人々は過去何世代にもわたり、特定の時節に無償の強制労働 (forced unpaid labour) に召集され続けており、[受刑者を労働に使役すること] は軽犯罪者に対する刑罰として罰金刑や禁錮刑より効果的であるということに私は思い至ったのである⁹³。

以上のような刑期の長短に基づく禁錮刑受刑者間の処遇の差異は、1906年以降、1年以下の禁錮刑受刑者を収監対象とする第二中央監獄 (sijn thānawī) が順次設置されたことにより⁹⁴、さらに明確なものとなったほか、前節で指摘したように、分類処遇の基準ともなっ

⁹² 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 243-244.

⁹³ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 105.

⁹⁴ *Prisons Department* (1905), p. 13; Ḥilmī, *Miṣr*, pp. 120-121.

ていた。

また当時は、受刑者労働の対象範囲の縮小という現象さえ見られた。1890年代初頭の受刑者労働の拡大は、刑期が1ヶ月以上の禁錮刑受刑者を対象とする広範囲なものであった。しかし、1901年5月21日付の勅令による刑法第44条の改正に伴い、禁錮刑は労働禁錮刑と単純禁錮刑に分割された結果、労働義務の伴わない禁錮刑が復活した⁹⁵。1897年から1901年にかけての受刑者労働の実施状況が不明確なため確かなことは分からないが、仮に受刑者労働の実施が当初は徹底されていなかったとすれば、この改正は単に制度を実態に合わせたものなのかもしれない。いずれにせよ、この改正により全ての禁錮刑受刑者を労働に動員するという1890年代以来の計画は事実上撤回されることになった。この規定は1904年刑法にも受け継がれることになる。

単純禁錮刑の「復活」は、累進処遇制度の対象外となる囚人分類を生み出した。なぜならば、昇級のために必要な賞点は受刑者労働を通じてのみ獲得できたからである。単純禁錮刑受刑者だけではなく、傷病者や高齢者も受刑者労働を免除されていたために⁹⁶、彼らもまた累進処遇制度の対象外となっていた。しかし、少数であった傷病者や高齢者とは異なり、単純禁錮刑の判決確定者は1902年に54,669人を数え、同年の判決確定者の6割超を占めた⁹⁷。このように、相当数に達した単純禁錮刑受刑者の存在は、後に当局の批判にさらされるようになる。

第5節 職業教育の意義

前節にて指摘したように、受刑者労働を通じ職業教育の対象となった受刑者は事実上、刑期が1年以上の懲役刑・禁錮刑受刑者のみであった。職業教育の対象が限定された背景に、監獄内の空間的制約や財政的制約が介在していたことは容易に想像できるだろう。ただし、なぜ1年以上の受刑者に限定されたのかという疑問は依然として残る。以下ではこの疑問に答えるべく、統計資料に依拠し犯罪類型別に彼らを分類することにより、職業教育が1年以上の受刑者に対し実施された積極的理由を示すことにする。結論を先に述べるならば、当時の科刑状況の下では、刑期が1年以上の受刑者の罪状は財産犯が多数を占め

⁹⁵ AAD (1901), pp. 176-178.

⁹⁶ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 244.

⁹⁷ ASE (1910), p. 131.

ており⁹⁸、犯罪の主な動機を貧困に求める当時の犯罪観をふまえ、彼らに対する職業教育の提供が特に重視されていたためであった。

依拠する統計資料は、当時の『監獄年鑑』所収の監獄統計である。監獄統計からは、同時代の主要な統計資料である『エジプト統計年鑑』や『司法省顧問年次報告』所収の裁判統計にも存在しない犯罪類型別に確定判決の情報を得ることができる。ただし、累進処遇制度導入時点（1897年）の監獄統計は管見の限り存在しない。今回依拠するのは1904年の監獄統計である。

表 3-5 は、上記の監獄統計に依拠し、重罪犯に対する確定判決を犯罪類型別にまとめたものである。主に死刑、徒刑、懲役刑が法定刑であった重罪犯に対する禁錮刑の適用例が確認できるのは⁹⁹、当時の1904年刑法が酌量減輕の規定を設けていたことによる。同刑法第17条は、酌量減輕の適用により死刑相当の場合は終身徒刑もしくは有期徒刑に、終身徒刑相当の場合は有期徒刑もしくは有期懲役刑に、有期徒刑相当の場合は懲役刑もしくは2年以上の禁錮刑に、懲役刑相当の場合は、6ヶ月以上の禁錮刑にそれぞれ減輕することができる¹⁰⁰。なお、1883年刑法にも同様の規定があり、数多くの重罪犯に対し禁錮刑が適用されていた。1890年代の地方監獄に重罪犯が収容されていたのは、分類処遇の不徹底のみならず、このことも影響していたと思われる。

重罪身体犯の場合は、懲罰的処遇の対象となる傾向が強く、禁錮刑の適用例は相対的に少なくなっている。重罪身体犯の主要犯罪類型の多くは、死刑あるいは徒刑を法定刑としているが¹⁰¹、全体的に徒刑の適用例が特に多く、全体の5割超を占めている¹⁰²。特に徒刑

⁹⁸ フランスの1810年刑法典を範に編纂されたイギリス統治時代のエジプト刑法（1883年刑法・1904年刑法）は共に、犯罪をその類型別に国事犯・身体犯・財産犯に分類したほか、その軽重に基づき重罪・軽罪・違警罪に分類した。

⁹⁹ 同刑法が定める重罪犯に対する刑罰は、死刑、終身徒刑、有期徒刑、有期懲役刑の4刑種であった（1904年刑法第10条）。

¹⁰⁰ 1904年刑法における刑の減輕は、判事の裁量に委ねられた酌量減輕に加え、少年犯に対する法定減輕も定められており、その規定に基づき15歳未満の少年重罪犯に対し禁錮刑を科すことも可能であった（1904年刑法第60条）。しかし、当時の重罪犯の内、少年犯の数は極めて少数であるため、重罪犯に対する禁錮刑の適用はほぼ酌量減輕によるものと考えることができる。監獄に収監された重罪犯の内、少年犯の数は1904年は5名（重罪成年犯の数は1,239名）、1905年は6名（同1,669名）であった。*Prisons Department* (1904), pp. 43, 55; *Prisons Department* (1905), p. 71, 87.

¹⁰¹ 表 3-5 に挙げた重罪身体犯の内、重傷害罪（第204条）および強制猥褻罪（第232条）は徒刑に加え懲役刑または禁錮刑を法定刑としている。

¹⁰² 死刑適用数の少なさは、1883年刑法当時から続く傾向であった。同刑法第32条は、死刑の適用に厳しい条件を課しており、死刑の適用には被告本人の自白か、複数の証人による証言が必要と定めていた。死刑の適用条件の緩和を意図した当局が、1897年にこの規定を廃止したが、翌1898年でも死刑の適用数は前年比で微増（11件→14件）するにとどまったほか、

の適用例が多いのは殺人罪と過失致死罪であり、いずれも6割超を占めている。一方、重傷害罪や強姦罪・強制猥褻罪は禁錮刑の適用例が多いが、これは共に法定刑に徒刑に加え、懲役刑や禁錮刑が含まれているためであると考えられる。

重罪財産犯の場合は対照的に、教育刑的処遇の対象となる傾向が強い。重罪財産犯は重罪身体犯と同様に徒刑が法定刑となっている例が大半だが、酌量減輕の適用例が増加し、結果として懲役刑あるいは禁錮刑が科せられる例が多い傾向にある。強盗罪や耕地・作物等損壊罪では、禁錮刑適用例が5割を超えているほか、放火罪にいたっては禁錮刑の適用例が7割超を占めていた。また、重罪財産犯に禁錮刑が適用される場合、その大半は刑期が1年以上の労働禁錮刑であった¹⁰³。

表3-6は軽罪犯に対する確定判決を犯罪類型別にまとめたものである。1904年刑法下における軽罪犯に対する法定刑は、1週間以上の禁錮刑、1エジプト・ポンド以上の罰金刑(gharāma)であった(1904年刑法第11条)。軽罪身体犯に禁錮刑が科せられた場合¹⁰⁴、単純禁錮刑の適用例が多く、教育刑的処遇の対象外となっていた。主要な犯罪類型の内、2年以下の禁錮刑が法定刑とされていた過失致死罪(第202条)や重傷害罪(第205条)に限定しても、1年以上の労働禁錮刑が科せられた例はわずかであり、大部分は1年以下の労働禁錮刑か単純禁錮刑が科せられていた。また軽罪身体犯の場合、傷害罪を除く主要犯罪類型の多くが禁錮刑と罰金刑の双方を法定刑としており、そもそも監獄に収監されるのは全体のごく一部であった。やや時代が下るため、当時の科刑状況を正確に反映しているとは言いがたいものの、1910年代の裁判統計によれば、監獄への収監を伴わず、教育刑的処遇の対象とはならない罰金刑の適用例が禁錮刑の適用例を上回っていた¹⁰⁵。

一方、その多くが法定刑に労働禁錮刑を採用する軽罪財産犯の場合、対照的に罰金刑や単純禁錮刑の適用例は共に極端に減少する。詐欺・背任罪のみ、禁錮刑の量刑範囲が6ヶ月以下と低く設定されているためか、単純禁錮刑の適用例が多い結果が出ているものの、軽罪財産犯に分類されるその他の犯罪類型は全て単純禁錮刑よりも労働禁錮刑の適用例が

以後も死刑の宣告数に変化はほとんど見られなかった。ASE (1910), p. 109.

¹⁰³ 例えば、1904年に確定判決者を受けた放火犯(29人)の内、刑期が1年以下の者は5人であったほか、窃盗犯(252人)では54名であった。Prisons Department (1904), pp. 42-43.

¹⁰⁴ 1904年刑法では、禁錮刑と罰金刑に関する酌量減輕の規定は無く、両刑が法定刑として併記されている犯罪類型に対し、どちらの刑を宣告するかは判事の裁量に委ねられていた。

¹⁰⁵ 両者を法定刑と定める傷害罪(第206条)を例にとると、罰金刑の適用例は、簡易裁判所管轄分では6割強、郡裁判所管轄分では8割弱に達していた。Judicial Adviser (1912), pp. 90, 96.

上回っている。また、詐欺・背任罪に対し量刑範囲を超えた1年以上の労働禁錮刑の適用例も見られた。

財産犯の内、特に農業関連の犯罪類型の場合、1年以上の禁錮刑が科せられる傾向が強かった。例えば重罪相当の放火罪の場合、禁錮刑の適用例が7割を超えているほか、耕地・作物等損壊罪（第320条、第322条）では、禁錮刑の適用例が半数を超えている。

一方、軽罪相当の犯罪類型でも、25ピアストル以下相当の作物窃盗罪（第276条）を除く農業関連犯罪は全て1年以上の労働禁錮刑の適用例が多い。例えば耕地・作物等損壊罪（第321条）の場合、条文には刑期の目安は明記されていないものの、1年以上の労働禁錮刑が科せられた例が半数を超えているほか、家畜損壊罪（第310条、第312条）の場合も、1年以上の労働禁錮刑が科せられた例が多い。

以上のように、軽罪身体犯に対する法定刑に罰金刑が併記され、実際に罰金刑の適用により身体犯を監獄から排除しつつ、軽罪財産犯には禁錮刑を主に適用し監獄へと収監したことは、当局が財産犯の処遇をより重視していたことを示す証左であろう。一方、重罪事件・軽罪事件共に、刑法の規定上、また科刑状況の上でも1年未満の受刑者に占める身体犯の割合が高かったのに対し、1年以上の懲役刑・禁錮刑を科せられた受刑者に占める財産犯の割合が高かったことは¹⁰⁶、当局が財産犯に対する教育的処遇をより重視していたことを示していると言えよう。

おわりに

従来の研究では、エジプトの監獄制度はイギリス占領下において、受刑者に対して職業教育を施すことによって、社会復帰後の再犯を防止することを目的とするようになったと指摘されてきた。しかし、当時の制度の実態を検討した結果、そのような指摘は実態を反映したものとは言いがたい。

たしかに、1890年代初頭の刑法改正により、特に懲役刑・禁錮刑受刑者は、職業教育的性格を有する労働に従事することが定められていた。しかし、過剰収容の問題に直面していた当時の監獄では、受刑者労働の実施自体が困難あるいは限定的であり、その本格的実

¹⁰⁶ アハマド・ヒルミーが服役時、職業教育的性格を有する作業場での受刑者労働を共にした受刑者のほぼ全員が財産犯であったことも、上記の分析結果と符合する。 Hilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, pp. 123-124.

施は1890年代末に行なわれたコールズによる監獄制度の再々編を経なければならなかった。再々編以降、徒刑監獄と中央監獄において職業教育的な受刑者労働が実施されるようになったが、その機会は最初から受刑者に提供されていたわけではなかった。処遇の改善をイセンティヴとして受刑者の改善教化を促す累進処遇制度の下では、収監後しばらくは懲罰的な処遇が行なわれたために、受刑者労働も相応の内容のものであったからである。

加えて、最終的に職業教育の機会を全ての受刑者に提供することを前提に制度設計がなされていたわけでもなかった。昇級には一定の期間が必要なため、結果的に短期受刑者は職業教育の機会から排除されることになった。特にその傾向が顕著であった徒刑監獄では、職業教育の機会を得る可能性があったのは在監者の半数程度であり、実際には約7割の在監者が単純労働に従事していた。一方、中央監獄においても、職業教育の機会を得ることができるのは、刑期が1年以上の在監者のみであったが、彼らは入獄者全体の1割を占めるに過ぎなかった。一方、9割を占める刑期が1年未満の在監者は、職業教育の機会を得ることなく、そのほとんどが監獄外での単純労働に従事し、その刑期を終えていた。

このように、職業教育を通じた再犯の防止は、当時の受刑者労働の特徴の1つに過ぎなかったと言えよう。ただし、ゴーマンのように当時の受刑者労働の性格を経済的観点からのみ説明することもまた適当ではない。彼の説明は、受刑者労働全体の利益の内約7割を占め、高い収益率を誇った監獄外の受刑者労働推進の背景を理解するさいには有効であるかもしれないが、収益性が低かった職業教育的な受刑者労働の実施が継続された背景を理解するには不十分である。前服役時に職業教育を受けた累犯者が、作業場での受刑者労働から排除され、糞便の運搬 (*ḥaml al-mawādd al-birāzīya wa naql-hā*) やアスファルトの洗浄や補修 (*ghuṣl al-asfalt wa tarmīm-hu*) といった最も苛酷で下級の労働 (*ashaqq wa adnā al-ashghāl*) に従事していた事実もまた¹⁰⁷、作業場での受刑者労働が持つ教育的性格を逆説的に示している。

以上のことから、対象が極めて限定されていたとはいえ、職業教育的な受刑者労働は、

¹⁰⁷ ‘Arabī, *Ithnay ‘Ashara*, p. 239. なお、1920年代半ばに定められた監獄内規も、作業場からの累犯者の排除を定めていた(Hilmī, *Miṣr*, pp. 155-156)。ただし、累犯者の排除は少なくとも1900年代末の作業場では必ずしも徹底されていなかったようである。当時服役していたアハマド・ヒルミーは、作業場で共に働いていた同僚(*zumalā*)16人の内、6人が累犯者であったと述べている(Hilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, pp. 123-24)。アラビーは、軍事法廷の判決による受刑者もまた、作業場ではなく雑居房(*uwad*)において労働に従事したと述べている(‘Arabī, *Ithnay ‘Ashara*, p. 236)。

それを通じ再犯の防止を図るべく実施されていたと考えるべきである。本章での検討を通じてあきらかになったように、累進処遇制度の主要な対象となった刑期が1年以上の在監者を犯罪類型別に分類すると、財産犯がその多くを占めており、彼らに対して重点的に職業教育を施すことは、その動機を貧困に求めた当局の犯罪観とも合致していた。

第4章 イギリス統治時代後期における受刑者処遇の変容とその背景

はじめに

前章では、19世紀末に監獄総監コールズにより推進された一連の監獄制度改革について述べた。先行研究が指摘するように、当時の受刑者処遇は、犯罪の動機を貧困と見なす認識に基づき、職業訓練を通じた教育的性格を確かに有してはいた。しかし、同時に懲罰的処遇も行なわれていた上に、職業訓練の対象となる受刑者の数は極めて限定されたものであった。監獄制度に関する従来の研究は、この事実に着目してこなかった点で、イギリス統治時代の監獄制度に対する評価を見誤っている。

加えて、先行研究による評価は、主に新監獄法成立（1901年）までのイギリス統治時代前期の展開にのみ基づいており、イギリス統治時代後期の検討はほとんど等閑に付されてきた。当時の監獄制度の展開への関心を抜きにイギリス統治時代の同制度に対する評価を行うこともまた誤りである。19世紀以来、警察・司法制度の再編が受刑者処遇にも大きな影響を与えてきたことは既に述べた通りだが、治安状況の悪化を受け、当てもまた両制度の再編が行なわれた。しかし、これに関連し当時の受刑者処遇が被った影響に関する追究はほとんど行なわれていない。

以上のような状況を踏まえた本章の目的は、当時の受刑者処遇の変容とその背景をあきらかにすることを通じ、イギリス統治時代における監獄制度に対し、従来とは異なる評価を下すことにある。これに関連し、当時、特定の累犯者を収容するために設立され（1906年）、従来その教育的性格が強調されてきた成年感化院に対する評価も再検討の対象とする¹。

第1節 イギリス統治時代後期における治安の悪化

本節では、科刑状況の厳罰化と受刑者処遇方針の変化を促した、イギリス統治時代後期における治安の悪化を統計に依拠して詳述する。なお、対象とする犯罪は、重罪と軽罪に

¹ 成年感化院における処遇に対し、教育的性格を強調する研究は以下を参照。Ener, *Managing Egypt's Poor*, p. 114; Gorman, "Regulation, Reform, and Resistance," pp. 109-111.

限定し、違警罪については対象外とする²。表 4-1 は、簡易裁判所設置年の1891年以降の重罪事件と軽罪事件の認知件数の推移をまとめたものである³。重罪事件の認知件数は、1890年代は一貫して減少傾向が続いたが、1899年を境に増加に転じ、その後は占領時代を通じて増加傾向が続いた。トッレフソンによれば、1905年に重罪裁判所を新設し、重罪事件の審理を二審制から一審制に変更した背景には、重罪事件の増加に対する懸念があったという⁴。同一の刑法（1883年刑法）施行下の 1899-1903 年の年平均増加率は、14.1%に達した⁵。その後、1904年には前年比で 136 %（756 件）増と占領時代における最大の伸びを示したほか、1905年には1899年の倍以上の認知件数を記録した。このような1904年以降の認知件数の増加には、同年の刑法改正（1904年刑法の施行）により常習罪（同刑法第50条）や耕地・作物等損壊罪（同刑法第320-22条）など、新たな犯罪類型が設けられたことも大きく影響していると思われる。

重罪事件の認知件数の推移を犯罪類型別に見ると（表 4-2 参照）、1904年の刑法改正により重罪財産犯の類型自体が増加する以前の 5 年間（1899-1903 年）は、財産犯の方が高い年平均増加率を示した結果、重罪事件全体に占める割合は増加し、1903年には両者の比率はほぼ拮抗するにいたった。さらに1904年以降は、財産犯と身体犯の比率は逆転した。

以上のように、重罪財産犯の増加は、当該年間における重罪事件増加の主要因であったが、さらに細かく重罪財産犯を類型別に分類してみると、その主要類型が放火罪、強盗罪、偽造罪のみであった1899年から1903年の間では、放火罪の急増が注目される（表 4-3 参照）。一方、常習罪や耕地・作物等損壊罪が新設された1904年以降では、放火罪に加え、

² 違警罪事件に対しては罰金刑の適用例が多く、禁錮刑の適用例が極めて少ないことがその理由である。違警罪事件に対し 1 週間以下の禁錮刑あるいは 1 ポンド以下の罰金刑を科すことを定めた 1904 年刑法（同刑法第 12 条）下の 1912 年を例にとると、禁錮刑の適用例は全体の 10%に満たなかった。*Judicial Adviser* (1912), p. 96.

³ 今回、1891 年以前の犯罪発生状況に関する統計は入手できなかった。なお、フレスコは司法統計が毎年発表されるようになったのは、司法省内に統計部門が設立された 1890 年以降と述べている(Jacques Fresco, “Histoire et Organisation de la Statistique Officielle de l’Egypte,” *L’Egypte Contemporaine*, 31, 1940, p. 354)。ただし、犯罪発生状況を知るうえで有用な検察統計ではないものの、1880 年代に司法統計が全く存在しなかったわけではない。当時の『決定・通達集成』所収の検事総長報告には、裁判統計が含まれている(“Taqrīr Muqaddam min Janāb al-Nā’ib al-‘Umūmī ladā al-Mahākīm al-Ahlīya li-Sa‘adat Nāzir al-Ḥaqqānīya bi-tārīkh 16 Fabrāyir Sanat 1889 ‘an Tafāṣīl A‘māl al-Mahākīm al-Ahlīya fi Sanat 1888 wa Mulakhkhaṣ A‘māl-hā fi al-Khams al-Sanawāt al-Ūlā min ‘Ahd Ibtidā’-ha fi al-‘Amal,” *QM* (1889), pp. 191-228).

⁴ Tollefson, *Policing Islam*, p. 121.

⁵ 以下頻出する年平均増加率は、幾何平均による算出。1899-1903 年の 5 年間の数値を求める場合、1903 年の数値を X、1899 年の数値を Y とすると、数式は以下の通り。 $(X/Y)^{(1/4)}-1$ なお、^はべき乗を示す。付表に示す増加率も全て年平均増加率のことである。

既に示唆したように常習罪の増加が確認される。常習罪の増加は、後述する成年感化院設立の背景となった。

軽罪事件の認知件数の推移は重罪事件とは異なり、1891年代以降イギリス占領時代を通じてほぼ一貫して増加傾向にあった。最初のピークは1896年であり、過去5年間（1891-1896年）の年平均増加率は7.8%であった。その後、1905年に第二のピークを迎え、同年の認知件数は1896年の倍以上の数値を示したほか、刑法改正以前の5年間（1899-1903年）の年平均増加率も12.4%に達し、重罪事件と同様、19世紀末以降に急増した。一方、刑法改正後の5年間（1904-1908年）の年平均増加率は一転減少している。

軽罪事件の類型別推移（表4-4参照）を見ると、刑法改正以前の5年間では全体に占める比率では身体犯が財産犯を上回っていたものの、年平均増加率はほぼ拮抗していた。刑法改正後の5年間では年平均増加率の点で財産犯が身体犯を上回るようになったほか、1907年以降は認知件数全体に占める割合でも身体犯を上回るようになった。

重罪事件ほど明瞭な傾向ではないにせよ、当該年間の軽罪事件の増加の主要因もまた、財産犯であったと考えることができる。そこで次に、軽罪財産犯の類型別推移を見てみよう（表4-5参照）。軽罪の内、主要な犯罪類型は、窃盗罪、窃盗未遂罪、詐欺・背任罪、偽造罪であった。しかし、1899年から1903年の間に目立った増加を示した犯罪類型は見当たらない。上記の諸類型の内、当概年間に最も高い年平均増加率を示した窃盗未遂罪でさえ、その数値は10.5%であり、軽罪財産犯全体の年平均増加率（12.6%）に及ばない。一方、刑法改正後の5年間における軽罪事件の認知件数の上昇は、農業関連の犯罪類型である耕地・作物損壊罪の増加によるものであった。1883年刑法第340条が定める同罪は、1902年の『司法省顧問年次報告』によれば、1901年に前年比で大幅な増加を示したという⁶。どの程度の増加が見られたのかについては言及が無いものの、1902年以降、『エジプト統計年鑑』により同罪の認知件数が掲載されるようになったことは、当局にとり同罪の認知件数の増加が看過できない問題となったことを示していると考えられる。なお、刑法改正後の5年間では、同罪に加え、詐欺・背任罪の急増が目立つ。以上のように、1890年代末以降、財産犯の増加を主因とする重罪事件・軽罪事件の認知件数の増加が生じ、治安状況が急速に悪化していくことになる。

⁶ “Tarjamat al-Taqrīr al-Muqaddam min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā’ī ‘an sanat 1901,” in *QM* (1902), p. 134.

地域別（主要都市部、下エジプト、上エジプト）に見ると、特に下エジプトにおいて治安の悪化が顕著であった⁷。重罪事件の推移を地域別に見ると（表 4-6、表 4-7 参照）、刑法改正以前の 5 年間の下エジプトにおける認知件数の年平均増加率は、上エジプトや主要都市部といった他の地域よりも高い数値を示し、総認知件数に占める割合でも、上エジプトを上回りつつあった。一方、刑法改正後の 5 年間は、認知件数の年平均増加率は上エジプトが他の地域を上回るようになったものの、下エジプトが総認知件数における割合では下エジプトが常に最多であった。加えて、人口センサスが実施された 1897 年と 1907 年における人口 1,000 人当たりの重罪事件の認知件数の比較でも、1897 年には上エジプトが下エジプトを上回っていたものの、1907 年になると両者の数値は逆転する（表 4-8 参照）。

軽罪事件の地域別推移（表 4-9、表 4-10 参照）を見ると、刑法改正以前の過去 5 年間、年平均増加率の点では上エジプトがより高い値を示したものの、総認知件数に占める割合では、同時期に下エジプトが上回るようになった。一方、刑法改正以降は、両者共に年平均増加率はマイナスに転じたものの、総認知件数に占める割合は下エジプトが依然上回っていた。

以上のように、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、下エジプトにおいて治安の悪化が見られたが、同地域における犯罪の発生分布をさらに詳細に見ると、1899 年から 1903 年にかけてデルタ中西部のブハイラ県、カルユービーヤ県、ミヌーフイーヤ県において重罪事件の認知件数の増加が見られた。また、当該年間における上記 3 県の年平均増加率は、いずれも下エジプト全体の値（16.2%）を上回っており、特にブハイラ県とカルユービーヤ県の両県は、20%を超える非常に高い値を示した。一方、他の 3 県（シャルキーヤ県、ダカハリイーヤ県、ガルビーヤ県）は下エジプト全体の値を下回り、比較的治安が安定していた。一方、1904-1908 年には軒並み年平均増加率が低下する中、シャルキーヤ県とガルビーヤ県のみ過去 5 年間とほぼ同じ年平均増加率を維持し続け、治安状況が継続して悪化したことを示している。

⁷ 人口センサスに依拠し、近代エジプトの都市化の進展を論じたベアーによれば、1897-1907 年には主要都市の人口は停滞・減少した一方、農村部の人口は増加したという (Gabriel Baer, "The Beginnings of Urbanization," in idem, *Studies in the Social History of Modern Egypt*, pp. 144-146)。ベアーはその理由を農業生産の拡大に求めているが、言うまでもなくそれは綿花栽培が一層の拡大を見た下エジプトを中心とした現象であり、当時の下エジプトにおいて同時に進行した犯罪の増加と人口の増加との間に相関関係を見出すことも可能であるかもしれない。

1897年と1907年における1,000人当たりの重罪事件の認知件数の比較でも、ほぼ同様の傾向を見出すことができる。ただし、ミヌーフィーヤ県は他県と比較し低い値を示したほか、代わりにガルビーヤ県が高い値を示すようになった。ブハイラ県では2倍強の増加、ガルビーヤ県およびカルユービーヤ県は共に約3倍増と著しい増加を示しており、当該地域における治安の急速な悪化がうかがわれる。一方、他の2県（シャルキーヤ県、ダカハリヤ県）は、前回1897年と同様に低い値を示した（表4-8参照）。既に指摘したように、シャルキーヤ県は1904年から1908年にかけて重罪事件の認知件数の年平均増加率は相対的に高かった。しかし、人口1,000人当たりの認知件数の比較では低い数値を示していることから、悪化の傾向にはあつたものの、シャルキーヤ県内の治安はダカハリヤ県やミヌーフィーヤ県と共に、他の3県と比べ安定していたと考えることができよう。

下エジプトにおける軽罪事件の詳細な発生分布からはどのような傾向を見出すことができるだろうか（表4-10参照）。刑法改正以前の過去5年間にデルタ中西部の3県が高い年平均増加率を示している点では重罪事件と同様だが、軽罪事件に関しては加えてガルビーヤ県も比較的高い年平均増加率を示している。刑法改正後の5年間は、重罪事件と同様に年平均増加率は全般的に低下したが、カルユービーヤ県とガルビーヤ県のみ、相対的に高い値を示していた。

1,000人当たりの軽罪事件の認知件数でも、上記の2県が下エジプト全体の値を大きく上回り、突出して高い値を示している。一方、上記2県と共に1,000人当たりの重罪事件の認知件数では高い値を示したブハイラ県、ミヌーフィーヤ県は、前者は微増にとどまったほか、後者は減少した。また、重罪事件で低い値を示したシャルキーヤ県、ダカハリヤ県は同様に低く、この事実からも当該地域の治安が安定していたことをうかがうことができる。なお、ミヌーフィーヤ県における治安の安定には、当時同県を対象に行なわれていたガフィール制度改革の実証実験が大きく影響していると思われる⁸。

以上のように、当時の下エジプトにおける治安の悪化は、特に中西部で見られた。しかし、ブハイラ県・ガルビーヤ県とカルユービーヤ県・ミヌーフィーヤ県では、治安の悪化の背景は異なっていたものと考えられる。詳細な検討は今後の課題とするが、前者では、

⁸ 同実験の内容は、ガフィール職を日中と夜間の二交代制とし、治安が悪化する夜間により有為な人材を集めるべく、夜間に勤務するガフィールの給与を引き上げるというものであり、1903年にミヌーフィーヤ県の一部で実施された後、1904年に同県全域に拡大された。Tollefson, *Policing Islam*, pp. 118-119, 121.

大規模土地所有が進行し⁹、イズバと呼ばれる農場が数多く建設されたほか、後者と異なり2年輪作が主流となり¹⁰、綿花栽培の機会が多く、綿花栽培に伴う季節的・突発的な労働需要に対応するため、出稼ぎ労働者が数多く流入していただろう¹¹。彼らをイズバに労働力として送り込む役割を担った派遣請負人 (muqāwil) と出稼ぎ労働者の間に起きた紛争が、治安の悪化を招く一因ともなった¹²。また、遊牧民の存在は特にブハイラ県の治安に対する不安要素と認識されていた¹³。

一方、後者には小規模な土地所有者が相対的多数を占めており、依然3年輪作が主流であったために綿花栽培の機会は前者よりも少なく、外来の出稼ぎ労働者の進出も比較的少なかったと考えられる¹⁴。また、カルユービーヤ県、ミヌーフイーヤ県は他の下エジプトの他県と比べ高地に位置しており¹⁵、取水には一定の困難が伴ったと考えられる。そのため、農民間の水争いが比較的頻発し、犯罪の増加へとつながった可能性もある。

次に、同地域における治安の悪化は、どのような犯罪類型によりもたらされたのだろうか。具体的に見てみよう。既に述べたように、当時の治安の悪化は主に財産犯によるもの

⁹ 近代エジプト史上、一般的に大地主層と定義される50フェッダーン（1フェッダーンは約4200㎡）以上の地主の所有する面積は、当時のブハイラ・ガルビーヤ両県ではいずれも全体の半数以上を占める（67.6%・56.1%）のに対し、カルユービーヤ・ミヌーフイーヤ両県では少ない（20.8%・38.8%）。一方、5フェッダーン以下の小規模地主の所有する面積の占める割合が最も高いのはミヌーフイーヤ県であり（45.1%）、これに次ぐのはカルユービーヤ県である（27.9%）。ASE (1918), pp. 60-61.

¹⁰ E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914: A Study in Trade & Development*, Oxford: Oxford Univ. Press, pp. 185-186.

¹¹ 19世紀半ば、南北戦争の勃発によるアメリカ産綿花の輸出低迷を契機に国際的需要を著しく高めたエジプト産綿花の生産は、イギリス統治時代になるとさらに拡大したが、その綿花生産を支えた主要な経営体がイズバと呼ばれる農場であった。そして、イズバにおける臨時の労働需要を満たしたのが、タラーヒールと呼ばれた出稼ぎ労働者であった。彼らの多くは、通年灌漑への移行が遅れたために、依然冬作が中心であった上エジプト出身の人々であった。一方、綿花は夏作物であり、上エジプトは綿花栽培のために必要な労働力の供給源となっていた。詳しくは長沢栄治の以下の研究を参照のこと。長沢栄治「エジプトの移動労働者」『アジア経済』21巻11号、1980年、57-75頁；同「エジプト綿花経済における「不自由な賃労働」：イズバ型労働制度をめぐって」『歴史学研究』638号、1992年、110-121頁。

¹² Nathan J. Brown, *Peasant Politics in Modern Egypt: The Struggle against the State*, New Haven: Yale Univ. Press, 1990, p. 122.

¹³ HCSP, Egypt. No. 1 (1906), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1905," [Cd. 2817], p. 116.

¹⁴ ブラウンによれば、小規模農地における労働力は、基本的に地主の家族のみであり、季節的・突発的な労働需要が生じた場合も、相互扶助の取り決めをした近在の血縁者や隣人に助力を乞うことが多かったという。Brown, *Peasant Politics in Modern Egypt*, p. 50.

¹⁵ この地理的条件は、農地からの自然排水を容易なものとし、排水の不備による地質の悪化を防いだ。勝沼聡「統計資料を通じて見たイギリス統治時代のナイル・デルタ：1897-1917年」長谷部史彦編『ナイル・デルタの環境と文明I』早稲田大学イスラーム地域研究機構、2012年、96頁。

であり、下エジプトに偏在する犯罪類型もまた、財産犯であった。1906年の検察統計に依拠し財産犯の認知件数を地域別に見ると、重罪財産犯は主要都市部(12.8%)と下エジプト(54.4%)に偏在する傾向にある(表4-11参照)。軽罪財産犯も同じく、主要都市部と下エジプトに偏在する傾向にある(表4-12参照)¹⁶。

類型別に見ても、重罪相当の強盗罪類型、軽罪相当の不法侵入罪、家畜損壊罪を除き全ての財産犯の主要類型は下エジプトに偏在する傾向にあるが、農業関連の犯罪類型に限定すると、その傾向はさらに著しいものとなる。例えば、重罪相当の放火罪(68.2%)や耕地・作物等損壊罪(83.2%)¹⁷、軽罪相当の窃盗罪類型の内、耕地・作物等損壊罪(82.5%)、家畜損壊罪(48.2%)などである。既に前章第5節で指摘したように、当時、農業関連の犯罪類型に対し、1年以上の労働禁錮刑が科せられる傾向にあった。

以上の結果が示すように、19世紀末以降の下エジプトにおける治安状況の悪化は、職業教育を通じた教育的処遇の主対象に定めていた財産犯類型の増加によりもたらされたものであった。

¹⁶ 対照的に、身体犯は上エジプトに偏在する傾向が見られる(表4-13参照)。殺人や強盗など重罪身体犯の認知件数のおよそ半数が上エジプトに集中するのに対し、下エジプトは4割弱にとどまる。また、人口1万人あたりの件数も上エジプトの方が多し。重罪身体犯の発生が上エジプトに偏在した背景には、集団的な復讐慣行であるサアル(thar)の存在があった。当時の内務省顧問マケル P. Machell は、重罪事件の増加にサアルの存在があると考えていたし(*HCSP, Egypt. No. 1 (1906), [Cd. 2817], pp. 115-117*)、実際にサアルが原因の殺人事件は全体の4割から5割を占めていた(*HCSP, Egypt. No. 1 (1913), [Cd. 6682], p. 35*)。サアル慣行について詳しくは、長沢栄治「都市化と社会的連帯—上エジプト農村とアレクサンドリア市港湾労働者社会の事例比較—」加納弘勝(編)『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所1991年、211-62頁、特に第2節を参照のこと。長沢の指摘によれば、1970-80年代のエジプトにおいても殺人事件の25%がサアルによるものであったという(長沢「都市化と社会的連帯」、258頁、注29)。一方、軽罪身体犯は主要都市部への偏在が見られる。上下エジプトの占める割合は拮抗しているほか、人口1,000人あたりの件数も、両者は拮抗している(表4-14参照)。

¹⁷ 1904年刑法における放火罪は、非現住建造物や灌漑用機材、森林、木材、作物への放火罪(第218-220条)と家屋など現住建造物への放火罪(第217条および第222条)に分類されるが、1906年の認知件数を例にとると、前者(403件)が後者(122件)を大きく上回っていた(*al-Mustashār al-Qadā'ī (1906), pp. 32-36*)。また当時の『総領事年次報告』によれば、1905年の放火罪の認知件数440件の内、116件はサーキヤ(揚水機)への放火、74件は薪の束への放火、28件は収穫前の作物への放火、94件は家屋や商店への放火であった(*HCSP, Egypt. No. 1 (1906), [Cd. 2817], p. 79*)。放火事件の発生が下エジプトに偏在していた背景には、サーキヤの分布の偏りも関係していると思われる。長沢によれば、重力流下灌漑方式を採る上エジプトとは異なり、揚水灌漑方式を採る下エジプトの灌漑には、揚水機(サーキヤ)の存在が不可欠であったことに加え、サーキヤは共同所有されることが多かったという(長沢栄治「エジプト：灌漑制度改革の新段階」堀井健三、篠田隆、多田博一(編)『アジアの灌漑制度：水利用の効率化に向けて』新評論、1996年、441頁)。

第2節 治安状況に対する認識の変化と科刑状況の厳罰化

前節における検察統計の検討を通じて得られた結論は、1890年代以降、財産犯の増加による下エジプト、それも急速な経済発展が見られた地域を中心とした治安状況の急速な悪化である。この時期、1901年の『総領事年次報告』の中に「犯罪」(Crime)の項目が初めて立てられたことが示すように¹⁸、治安状況の悪化はイギリス占領当局によっても認識されていた。しかし、当初の彼らの認識は、極めて楽観的なものであった。

1901年の『総領事年次報告』の中で、イギリス総領事クローマーは1900年に重罪事件の認知件数が前年比で増加に転じたことに関し、過去4年間(1897-1900年)の重罪事件の認知件数の推移を示したうえで、1897年や1898年との比較では依然として低い水準にあることを指摘したほか、そもそも1899年における重罪事件の認知件数は「不可解で異常なほど少なかった」ため、1900年の認知件数の増加は想定範囲内であると述べている。また、重罪事件の内、殺人事件の増加は偶発的要因に基づくものであり憂慮するに及ばず、強盗事件の増加も、武装集団強盗、即ち匪賊による犯行はむしろ減少していることを指摘し、治安に対する脅威はむしろ減少しているとの認識を示していた¹⁹。

一方、軽罪事件、特に窃盗犯の増加の要因に関しては、前年のナイルの渇水による農業生産の落ち込みに求め、あくまで一時的な現象に過ぎないとしている。この点に関し、当時の検事総長コルベ Corbet も同様の見解を示していた²⁰。また、1902年の『総領事年次報告』では、軽罪事件全体の増加傾向は、過去10年(1892-1901年)の間の裁判制度の発展により、エジプト人が国民裁判所を紛争解決のために利用した結果であり、治安の悪化とは認めない検事総長や内務省顧問の見解を支持し、当初は重罪事件の増加と同じく問題視していなかった²¹。

犯罪の認知件数の増加に対し、イギリス当局が当初示した楽観的姿勢は、増加傾向を一

¹⁸ HCSP, Egypt. No. 1 (1901), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1900," [Cd. 441], pp. 35-36.

¹⁹ HCSP, Egypt. No. 1 (1901), [Cd.441], p.35; HCSP, Egypt. No. 1 (1902), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1901," [Cd. 1012], p. 29.

²⁰ "Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū' min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā'ī 'an sanat 1900," in *QM* (1901), p. 75.

²¹ HCSP, Egypt. No. 1 (1902), [Cd. 1012], p. 30.

過性の現象と見なしたり、その原因を治安に影響を及ぼさない犯罪類型の増加に求めたりしたことに加え、経済発展に伴い犯罪は減少するとの期待にも支えられていた。こうした期待は、犯罪の主たる動機を経済的困窮に求める点で、1890年代初頭の「浮浪者法」の制定以来、受刑者処遇の基本方針を支えてきた認識と根を同じくしていたが、当時、過去に類を見ない農業生産性の高まりを受け²²、この期待は一層強まっていたと考えられる。

しかし、1903年以降も犯罪の認知件数の増加傾向が続き、武装集団強盗の増加傾向が見られると、楽観的姿勢に変化が生じ始めると同時に、経済発展と犯罪の増加が同時並行的に発生することに対し、困惑が示されるようになる²³。最終的に、クローマーは経済発展と犯罪の減少が相関関係にあるとする法則にエジプトは該当しないと断じ²⁴、エジプトにおける犯罪の動機に新たな認識を示すに至る。

この「経済発展と共に犯罪が増加するという」奇妙さは、エジプトにおける大部分の犯罪は、困窮や貧困、あるいは犯罪者の良からぬ性向により起こるのではなく、個人あるいは集団に対する個人的な復讐心により起こると認めてしまえば、消え去るのである²⁵。

すなわち、クローマーによれば、当時の犯罪の主な動機は、嫉妬・報復といった個人的な感情であり²⁶、それは身体犯に分類されるサアルによる殺人罪、殺人未遂罪だけではなく、財産犯に分類される放火罪や家畜損壊罪、耕地・作物等損壊罪などにも共通する傾向なのであった。クローマーはこうした主張を行なう根拠の1つに、犯罪の増加が小規模地主の多い地域に集中して見られる点をあげ、彼らの間に生じた紛争が犯罪増加の一因であるとした。クローマーによれば、著しい増加を見せた放火罪、特に揚水機への放火が、報復の主要な手段なのであった²⁷。

²² Patrick O'Brien, "The Long-Term Growth of Agricultural Production in Egypt: 1821-1962," in Holt, *Political and Social Change in Modern Egypt*, pp. 162-195.

²³ HCSP, Egypt. No. 1 (1903), [Cd. 1529], p. 40.

²⁴ HCSP, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], p. 47.

²⁵ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 45.

²⁶ HCSP, Egypt. No. 1 (1901), [Cd. 441], p. 35; Egypt. No. 1 (1903), [Cd. 1529], p. 41; Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 44.

²⁷ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 45.

この認識が正しいものであるかどうかは、ここでは問題としない²⁸。指摘したいのは、このような認識の変化が、貧困を主要な犯罪の動機と見なし、職業訓練による犯罪の抑止を志向した当時の行刑のあり方に影響を与えたということである。財産犯といえども、その動機が貧困によるものでないならば、職業教育を通じた犯罪の抑止は効果がほとんど期待できない。実際、クローマーは報告の中で、犯罪あるいは犯罪者に対する現行制度の抑止効果に対し、繰り返し疑念を呈している²⁹。警察や司法制度の改革、教育や啓蒙を通じた教化を否定こそしないものの、刑罰の改善、すなわち、適切な刑罰を犯罪者に対し科すことこそが喫緊の課題であるとし³⁰、厳罰化を暗に求めている。当時、重罪裁判所の設立（1905年）により重罪事件に対する厳罰化が志向されたことや、1907年の報告でクローマーが軽罪事件の減少、特に窃盗犯の減少の原因を1904年刑法における懲罰的処遇の導入に求め³¹、厳罰化の効果を強調する検事総長の報告を引用していることは、行刑のあり方に対するイギリス当局の認識の変化を考える点で非常に示唆的である。実際に、1904年刑法では耕地・作物等損壊罪はその類型の一部が重罪とされるなど、1883年刑法と比較し厳罰化が進んでいた³²。

以下では、重罪裁判所の設立（1905年）前後の科刑状況を比較し、どの程度重罪犯に対する厳罰化が進んだかを検討する（表4-15参照）。1904年刑法では、絞首による死刑、終身および有期の徒刑、有期懲役刑の4刑種が重罪犯に対する刑罰として採用されていた。くわえて、禁錮刑の適用例も見られるが、これが酌量減輕によるものであることは1883年刑法と同様である。表4-15を見ると、身体犯・財産犯を問わず徒刑の適用例が概ね増加しているのに対し、禁錮刑の適用例が減少していることが確認される。すなわち、これは酌量減輕の適用が減少し、法定刑に近い刑種が適用される例が増えたということである。死

²⁸ バラカート‘Alī Barakātは、他ならぬクローマーの報告にも依拠しつつ、当時の地方の不穏な状況は、農民による大土地所有者層やイギリス占領体制に対する抵抗の側面を有していたと指摘している。アリー・バラカート（加藤博・長沢栄治訳／解題）『近代エジプトにおける農民反乱—近代エジプト社会史研究入門—』アジア経済研究所、1991年、51-59頁。

²⁹ HCSP, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], p. 47; Egypt. No. 1 (1907), “Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1906,” [Cd. 3394], p. 85.

³⁰ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 45; Egypt. No. 1 (1907), [Cd. 3394], p. 86.

³¹ HCSP, Egypt. No. 1 (1907), [Cd. 3394], p. 86.

³² 1904年刑法における同罪は、重罪相当の類型（第320条、第322条）と軽罪相当の類型（第321条）に分けられた。

刑の適用例の増加など、身体犯に対する一層の厳罰化傾向も見られるが³³、ここで注目したいのは、財産犯に対する徒刑の適用例の増加である。特に徒刑適用例の著しい増加が見られる放火犯を筆頭に、軒並み徒刑の適用例が増加している。これは、酌量減輕の適用例の減少というだけでなく、財産犯の動機を貧困に求めた従来の認識に基づく教育刑的処遇からの転換を示唆していると言えよう。

一方、軽罪犯に対する科刑状況からは、1904年刑法の施行前後でどのような変化が認められるだろうか。1904年刑法では、軽罪犯に対する刑罰は、1週間超の禁錮刑 (habs) あるいは1エジプト・ポンド超の罰金刑 (gharāma) であった (1904年刑法第11条)。

まず、罰金刑の適用状況について検討する。既述のとおり1904年刑法の施行と同年に郡裁判所が設立されて以降、軽罪事件の審理の管轄は同裁判所と簡易裁判所の管轄となった。しかし、入手し得た統計から得られる郡裁判所設立年における罰金刑適用数は、違警罪事件に対する罰金刑適用数との合算であるため、軽罪事件に対する正確な罰金刑適用数を把握することができない。そのため、やや時期が下るが、今回入手し得たなかで郡裁判所における軽罪事件に対する罰金刑適用数を把握できる最古の統計である1911/12司法年度の数値を1903年の数値と比較すると、1903年当時、禁錮刑適用例と罰金刑適用例の比率はほぼ拮抗していたのに対し、1904年刑法下の1911/12司法年度になると罰金刑適用例が全体の6割超と大幅に増加していた³⁴。

軽罪犯に対する禁錮刑適用例をさらに詳細に見ると、身体犯・財産犯ともに厳罰化傾向が確認される (表4-16参照)。身体犯は、単純禁錮刑の適用例が減少したのに対し、1年以下の労働禁錮刑の適用例が増加している。一方、財産犯は、特に窃盗罪類型に対する1年以上の労働禁錮刑の適用例が減少したのに対し、徒刑の適用例が増加している。これは、本章第4節にて詳述するように、1904年刑法下では累犯者に対する厳罰化が進んだことに

³³ 1883年刑法と比較すると、1904年刑法の規定上からも厳罰化傾向がうかがえる。例えば、主犯が死刑相当の殺人罪の従犯に対して、従来の終身徒刑に加えて死刑が新たに法定刑として定められるなど (第199条) 厳罰化が図られている。一方、1883年刑法が従犯 (shārik) および未遂犯 (shurū) に正犯および既遂犯と同様の刑罰を科することを定めている (同法第67条および第10条) のに対し、1904年刑法が未遂犯に対する減輕規定を設けた点は緩刑化の側面であると言えよう (同法第46条)。それによれば、死刑相当の罪状の場合は終身徒刑に終身徒刑相当の場合は有期徒刑に、有期徒刑相当の場合は、最長刑期の半分以下の有期徒刑か、もしくは懲役刑に、懲役刑相当の場合は最長刑期の半分以下の懲役刑か、もしくは禁錮刑、50ポンド以下の罰金に処することを定めていた。なお、正犯・従犯を区別せず共同正犯として同様の刑罰を科するとした点は1904年刑法も同様である (同法第4章)。

³⁴ ASE (1910), p. 110; *Judicial Adviser* (1912), pp. 90, 96.

よるものだが、重罪財産犯に対するのと同様、部分的にせよ軽罪財産犯に対する教育刑的処遇方針もまた転換したことを示している。

第3節 イギリス統治時代末期の受刑者処遇方針の変化とその背景

1906年のデンシャワーイ事件と、その裁判におけるイギリスの強圧的な対応は、エジプト人との間の反英感情を著しく高めた。ワタン党、ウンマ党といった所謂「民族主義」政党の設立や、1883年以来、およそ四半世紀にわたりエジプトを事実上統治してきたクローマーの総領事職辞任は同事件発生以後のことであり、イギリス統治は大きな転換点を迎えたと言えよう。その後、クローマーに代わり総領事に就任したゴーストは、高まりを見せる反英運動を懐柔すべく、エジプト内政に対する統制を緩和した。具体的には、占領開始当初に設立されたものの、実質的には何の権限も無かった地方議会に対する（特に教育行政に関する）権限の付与、これまで前例の無かった法律家や技師など専門職出身の人物の閣僚への登用などである³⁵。前任者の方針を一部転換するこうした施策は、各省顧問を含めたイギリス人官僚の反発を招いたが、ゴーストはクローマーの右腕と謳われたボイル Harry Boyleをはじめとし、検事総長、内務・財務両省の顧問など反対者を排除することにより批判を押さえ込んだ³⁶。

しかし、その一方、ゴーストは危険人物に対する監視法の制定（1909年）や検閲の法制化、村番卒の重武装化を実施するなど治安維持の強化に向けた整備を進めたほか、前節で指摘した科刑状況の全般的な厳罰化はその後も維持された。表4-17および表4-18は、1911年の科刑状況を示したものだが、1905年とほぼ同様の傾向を示していることが分かる。ゴーストの辞任を受け、1911年に総領事の地位に就いたキッチナー Horatio H. Kitchener は、このような科刑状況の厳罰化により、重罪事件の発生が抑止されているとして、重罪裁判所に対し一定の評価を与えている³⁷。実際、表4-1に示した数値をもとに重罪裁判所の設立前後5年間（1900-1904年・1905-1909年）の重罪事件の年平均増加率を比較すると、前者（22.2%）に比べ後者（6.2%）は大幅に低い値を示している。

³⁵ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 296.

³⁶ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, p. 294.

³⁷ HCSP, Egypt. No. 1 (1912), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1911," [Cd. 6149], p. 31.

一方、軽罪事件の認知件数は依然として増加傾向にあった。1905-1907年に2年連続で減少した軽罪事件の認知件数は、1907年に再び増加に転じ、1907年から1912年までの年平均増加率は9.4%と、1900年から1905年までの値（11.5%）と比べても決して低い数値ではなかった。

既に第1章で言及したように、1912年に行なわれた郡裁判所の削減は、同裁判所への訴追業務を担当していた警察の負担を軽減し、犯罪の捜査や取り締まりに注力させることを目的としていたが、当時も継続していた軽罪事件の増加傾向がその背景にあったことは間違いない。また、キッチナーは総領事任中、民族主義運動を弾圧する一方で、新規の灌漑・排水事業を開始し、農民の生活水準の向上に尽力する姿勢を示すことにより占領体制に対するエジプト人の不満を緩和することを試みるなど、硬軟織り交ぜた施策を推進したことで知られている³⁸。その意味では、治安の維持もまた、彼にとって対処すべき重要な課題であったと思われる。実際、1913年までの間に村番卒制度の再編や、警察や村番卒の巡回業務を補完する住民による自衛団の組織化など、地方の治安維持機構の強化を意図した施策が行なわれている³⁹。キッチナーによるこれらの対策は、既に言及した前任者ゴーストの政策を継承するものでもあった⁴⁰。

同時に、犯罪の増加を受け、当局は現行の監獄制度の抑止効果に対する疑念を強めていた。司法省顧問マツキルレイスは、以下のように述べている⁴¹。

確かに我々 [が築いた] 衛生的かつ最新式の監獄は、この国の犯罪者階級にとり恐怖の対象となっていないかのように見える。ヨーロッパでは監獄への収監は道徳的な恥辱を伴うのに対し、当地では全くそのようなことは無く、この問題ははるかに深刻なものとなっている。教育その他の文明化の諸影響により、早晩 [監獄への収監の] 不名誉さがより強く認知されると共に、監獄への収監が現状よりもさらに抑止的なものとなる (become more deterrent) ことを我々は望むばかりである。

当時のエジプトにおける監獄への収監が「道徳的な恥辱」を伴わなかったのは、ペテル

³⁸ Tignor, *Modernization and British Colonial Rule*, pp. 314-318.

³⁹ Tollefson, *Policing Islam*, p. 171.

⁴⁰ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 148-150.

⁴¹ *Judicial Adviser* (1912), p. 6; *HCSP, Egypt*. No. 1 (1913), [Cd. 6682], p. 45.

スが指摘するように、フランス法体系という外来の法秩序に則り定められた犯罪の定義が多くのエジプト人の規範や価値観に必ずしも合致しなかったことなどによる⁴² が、エジプト社会を野蛮あるいは未開の社会と見なし、その「文明化」を自らの使命と信じるイギリス当局がそのような認識にいたるはずもなかった。

彼らが軽罪事件の抑止に用いた手段は教育的処遇の拡充ではなく、むしろ懲罰的処遇の推進であった。1912年の第12号法により1904年刑法の一部改正が行なわれたが、その内容は、刑期が3ヶ月以下の単純禁錮刑受刑者に対し、代わりに監獄外労働を課するというものであった。1914年の警察法から労働の具体的な内容を確認することができるが⁴³、それは街路や道路の清掃、水撒き、鉄道や道路の敷設および補修、碎石や用具の運搬、船荷の積み降ろし、荷車引きとその荷の積み降ろし、沼地の埋め立て、綿花につく害虫やその卵の除去といった技能の習得を伴わない単純労働であった。また、ほぼ同時に行なわれた新監獄法の改正により⁴⁴、3ヶ月以下の短期刑受刑者は郡監獄に収監されるようになった。この措置は、全国各地に多数存在する郡監獄に収監することにより、上記の受刑者労働に彼らを効率よく動員するためのものであったと思われる。いずれにせよ、単純禁錮刑受刑者の大半が対象となるこの改正により⁴⁵、禁錮刑受刑者に対する懲罰的な処遇方針は一層確固たるものとなった。以後、3ヶ月以下の単純禁錮刑を科せられた者の約8割が監獄外労働に従事するようになった⁴⁶。

単純禁錮刑受刑者に対する劣等処遇の推進はさらに進められた。1914年の年初には受刑者に対する給食制度の再検討を行なうべく委員会が設置された。同委員会の設置は、給食制度の維持に莫大な予算が必要となり財政を圧迫していることと、一般のエジプト人の食生活と比較し質・量共に過剰な給食の内容が監獄制度の刑罰性を損なうことに対する懸念に基づくものであった⁴⁷。1917年に発表された同委員会の中間報告では、肉類の提供を削減することにより、エジプト人一般の食生活との明らかな齟齬を排すると同時に、予算の

⁴² Peters, "Prisons and Marginalisation," pp. 45-46.

⁴³ *Qānūn al-Būlīs* (1914), pp. 196-197.

⁴⁴ 新監獄法の改正案は以下を参照。 *Majlis Shūrā al-Qawānīn* (1912/13), pp. 612-620.

⁴⁵ 1911年に単純禁錮刑の確定判決を受けた受刑者(19,854人)の内、3ヶ月以上の者は32人であった。 Prisons Department (1911), pp. 54-55.

⁴⁶ *Judicial Adviser* (1912), p. 16.

⁴⁷ 給食制度の維持に必要な額は、受刑者1人当たり5エジプト・ポンドであり、年間70,000エジプト・ポンドに達した(Prisons Department, *Interim Report*, p. 1)。

削減を達成可能と結論付けた⁴⁸。肉類の提供は、主に徒刑受刑者に対し行なわれていたものであり、同委員会の勧告は彼らに対する劣等処遇の推進を意図したものであった⁴⁹。ただし、同時代資料を確認する限り、給食制度に対し実際に加えられた変更は野菜類と穀類の削減であり、単純禁錮刑受刑者に対する劣等処遇を進めるものとなった⁵⁰。

占領末期における受刑者処遇の変化、特に単純禁錮刑受刑者に対する処遇方針の変化には、単純禁錮刑の刑罰としての効果を当局が疑問視していたことに加え⁵¹、効率性を極端に重視する人物として知られたキッチンナーの性格が影響を与えたことは間違いない⁵²。コールズによれば、キッチンナーはエジプト軍総司令官在任中（1892-99年）より、受刑者を公共事業のための無償労働力と見なし、彼らの改善教化にはほとんど関心を示さなかったという⁵³。彼のような立場からすると、監獄内で行なわれていた職業教育的な受刑者労働よりも、単純労働主体の監獄外労働の方が好ましいものであったろう。なぜならば、受刑者労働が生み出す利益の大半は、単純労働によるものであったからである。例えば、1911年には受刑者労働の利益は総額17,042エジプト・ポンドに達したが、その約7割はトゥラとアブー・ザアバルの両徒刑監獄在監者による監獄外労働（採石、砂利採石）と禁錮刑受刑者による単純労働からの利益であった。一方、監獄内労働からの利益は、その半分以上が洗濯作業と農作業によるもので、職業教育を兼ねた技能労働による利益は全体の約1割を占めるのみであった⁵⁴。加えて、技能労働の低い収益率に対し、禁錮刑受刑者が従事する単純労働の収益率は、徒刑受刑者による監獄外労働と並んで高かった⁵⁵。

懲罰的な処遇の推進が見られた1910年代以降、累進処遇制度の形骸化が進んでいた可能性すらある。当時、カイロの中央監獄に収監されていたアラビーによれば、刑期が1年以上の初犯の男性受刑者（ムドウド）は監獄内の作業場にて労働に従事していたのに対し、刑期が1年未満の初犯の男性受刑者（カーキ）は武装した兵士による監視の下、監獄外労働に従事していた。

⁴⁸ Prisons Department, *Interim Report*, pp. 2-3.

⁴⁹ 徒刑受刑者に対する給食費の3分の1は肉類が占めていた。Prisons Department, *Interim Report*, p. 2.

⁵⁰ Prisons Department, *Interim Report*, p. 2; 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 250-252. 具体的には、表3-4に示した給食内容の内、労働義務の無い受刑者に提供するパンの量を150ディルハムに、野菜類の量を0に、徒刑受刑者に提供する米の量を12ディルハムに削減した。

⁵¹ *Judicial Adviser* (1912), pp. 22-23.

⁵² キッチンナーの性格については、以下を参照。Tollefson, *Policing Islam*, p. 162.

⁵³ Coles, *Recollection and Reflection*, p. 112.

⁵⁴ Prisons Department (1911), p. 85.

⁵⁵ Prisons Department (1904), p. 79.

働に従事していたという⁵⁶。

懲罰的処遇の推進は、社会復帰支援の縮小というかたちでも現れた。当時、元受刑者に対して行われていた支援は、対象を貧者に限定した衣類の支給と、報奨金 (*mukāfa`a*) の支給であった。男性にはキャラコ地 (*bafta*) のガラビーヤや頭巾 (*tāqīya*) などが、女性には捺染したキャラコ地 (*shīt*) のガラビーヤ、キャラコ地のシャツ (*qamīṣ*)、頭巾 (*mandīl ra's*)、ミラーヤ (*milāya*) あるいはタルハ (*tarḥa*) などが出獄時に支給されていたという⁵⁷。また、保護観察が課せられなかった場合は、出身地 (*balad*) あるいは居住予定地までの鉄道切符も支給されていた。

報奨金の支給に関する詳細な規定は、1914年警察法に見出すことができる⁵⁸。それによれば、報奨金の支給対象は広範囲に及び、仮出獄の対象と同じ9ヶ月以上服役した全ての既決囚であったものの（警察法第56条第1項）、成年感化院における報奨金制度と比較するとその額は少額であった。支給額は、服役中に獲得した賞点数に応じて変動した。賞点5点が1ミツリーム（10ミツリーム＝1ピアストル）に相当し、上限は4ポンド（100ピアストル＝1ポンド）であった（警察法第56条第3項）。アハマド・ヒルミーは、自身のカイロ中央監獄における約1年（355日）に及ぶ服役期間中に2,492賞点を獲得し、それに相当する報奨金の額は498ミツリームであったと述べており⁵⁹、彼に関しては上記の規定が正しく適用されていたことが分かる。一方、アラビーは、1年間服役した場合に受け取ることのできる報奨金の総額は50ピアストルであったと述べる一方、コールズが定めた報奨金の額は1日あたり1.75ミツリームであったとしている⁶⁰。

この報奨金制度は、元受刑者に対する生活支援あるいは更生支援 (*tashīl sabīl al-ta'yīsh wa al-istiqāma*) であると同時に、彼らに対する警察の監視を容易にするという役割も担っていた（警察法第56条第2項）。出獄時に元受刑者に対し、出身地あるいは居住予定地までの鉄道切符が現物支給されていたことは既に述べたが、当局は報奨金の支給を通じても、彼らの行動に一定の制限を加えようとしていた。1914年警察法によれば、報奨金の支給方法については詳細な規定が設けられていた。まず、総額が500ミツリームを超えない場合

⁵⁶ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 238-239.

⁵⁷ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 202.

⁵⁸ *Qānūn al-Būlīs* (1914), pp. 202-204.

⁵⁹ Ḥilmī, *al-Sujūn al-Miṣrīya*, p. 138.

⁶⁰ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 290.

は出獄時に一括支給されたが、500 ミツリームを超える場合、出獄時に支給されるのは250 ミツリームにとどまり、残額の支給には元受刑者が居住地とする特別市長官 (al-muḥāfiẓ aw mudīr al-madīna)あるいは県知事名の申請書(istimāra)を監獄総監に提出し、承認を受ける必要があった(同法第56条第4項)。支給のさいの窓口は、元受刑者が居住する区(qism)あるいは郡であり、出身地あるいは指定された居住地に戻ること、行状の良さなどが支給の条件ともなっていた(同法第56条第5項)。出頭しなかったり、行状の悪さが認められた場合や(同法第56条第7項)、死亡した場合には(同法第56条第10項)、受給資格は喪失した。

分割支給の対象となる基準が、500 ミツリーム以上の報奨金を受給することであったことは注目に値する。なぜならば、1914年警察法の規定や、アハマド・ヒルミーの例に従えば、彼らのほとんどは中央監獄において職業教育の対象となった刑期が1年以上の受刑者であり、彼らの動向に当局が強い関心を示していたことが見てとれるからである。

以上のように限定的であった元受刑者に対する経済的支援は、保護国時代に行われた報奨金の減額と支給条件の厳格化によって、さらに縮小を余儀なくされた。コールズの後任として1913年に監獄総監に就任したウィットインガム Charles Wittingham は、1915年4月18日付の第25号通達に基づき、1日あたりの報奨金の金額を1 ミツリームへの減額と、報奨金の加算は服役期間が7年を経過した後に開始することを定めた。この措置によって、報奨金の支給対象は刑期が7年以上の受刑者に限定されることになり⁶¹、事実上、元受刑者に対する社会復帰のための公的支援は廃止されたと言っても過言ではなかった。なぜならば、ウィットインガム就任時の1913年に収監された者の内、刑期が7年を超える長期受刑者は全体のわずかに1.6%(872人)に過ぎず、さらにそのうちの9割弱(765人)が徒刑受刑者であったからである⁶²。一方、受刑者の大部分を占める短期・中期の受刑者が報奨金支給の対象外となり、彼らは報奨金によって出獄後の当座の生活を維持することすら不可能となった。また、長期受刑者にとっても、本来の刑期から7年を差し引いた期間のみが報奨金の加算対象となったことによって、従来と比べ出獄時に支給される金額が著しく減額されたのである。

⁶¹ *Qānūn al-Būlīs* (1914), p. 203; ‘Arabi, *Ithnay ‘Ashara*, p. 290.

⁶² *ASE* (1914), Tableau III, pp. 158-159. ただしこの数値には、統計上の制約から刑期が5年以上7年未満の受刑者も含まれる。したがって、実際には報奨金制度の対象となる受刑者はこれよりさらに少なかった。

第4節 成年感化院の設立

イギリス統治時代後半における懲罰的処遇の推進は、刑法の累犯者 ('ā'id) 規定の改正により、職業教育を通じた教育的処遇の主対象であった財産犯の懲役刑受刑者、刑期が1年以上の労働禁錮刑受刑者にも及んだ。まさに当時、累犯者の把握をより容易にする技術が導入されつつあった。ベルティヨン方式の人体測定法による累犯者の把握は1895年に既に導入・実施されていたが⁶³、累犯の有無の把握には時間を要し、判決確定後に前歴の存在が確認されることがほとんどであった。しかし、1901年以降、指紋による識別法の導入により、累犯者の把握に要する時間は短縮された⁶⁴。なお、セングープタ Ch. Sengoopta によれば、指紋鑑別法の導入はイギリス本国とほぼ同時であった⁶⁵。

指紋鑑別法の導入以降に制定された1904年刑法の累犯者規定は⁶⁶、通常徒刑を科すことができない軽罪財産犯に対し徒刑を科すことを認めていた。累犯者に対する刑罰は、基本的には再犯加重であり、法定刑期の上限の2倍を超えない範囲で刑期の延長が認められていた（同刑法第49条）が、累犯者の内、窃盗罪 (sariqa) ・盗品隠匿罪 (ikhfā' ashyā' masrūqa) ・詐欺罪 (naṣb) ・偽造罪 (tazwīr) あるいはその未遂罪に関し、(1)2回の自由刑 ('uqūba muqayyada lil-ḥurriya) の前科があり、その全ての刑期が1年以上の者、または (2)

⁶³ 人体の内、肉の薄い11ヶ所の値を測定し、その値に基づき個人を識別する方法。犯罪者識別に利用するために、フランス警察のアルフォンス・ベルティヨン（1853-1914年）が開発した。チャンドラック・セングープタ（平石律子訳）『指紋は知っていた』文春文庫、2004年、28-42頁。

⁶⁴ Tollefson, *Policing Islam*, pp. 100, 115-116.

⁶⁵ セングープタ『指紋は知っていた』、219頁。

⁶⁶ 1904年刑法においては、累犯者とは以下のいずれかに該当する者であった。(1)重罪の前科が有り、その後再び重罪あるいは軽罪を犯した者、(2)1年以上の禁錮刑を科せられた前科が有り、その判決に基づく刑期が満了した、あるいはその判決が失効した時点から5年以内に別の軽罪を犯し有罪が確定した者、(3)1年未満の禁錮刑判決あるいは罰金刑を科せられた前科が有る重罪犯あるいは軽罪犯で、判決後5年以内に前科と同様の軽罪を犯し有罪が確定した者（同刑法第48条）。累犯者に対する罰則は、1883年刑法と同様の再犯加重が基本であるが、徒刑あるいは懲役刑を科す場合は刑期の上限を20年に制限している（同刑法第49条）。一方、1883年刑法における累犯者の定義は、以下のとおりであった。(1)同法第3条に定められた刑を科せられた重罪犯で、その後別の重罪あるいは軽罪を犯し、有罪が確定した者あるいは1年以上の禁錮刑あるいは有期流刑を科せられ軽罪犯で、その後別の軽罪を犯し、有罪が確定した者（同刑法第13条）、(2)1年以下の禁錮刑、流刑、あるいは罰金刑を科せられた軽罪犯で、5年以内に別の軽罪を犯し、有罪が確定した者（同刑法第18条）。彼らに対する罰則に再犯加重を認められており、法定刑期の上限の2倍を限度として刑期を延長したうえで刑を科すことが認められていた（同刑法第12条）。

同様の罪で3回の自由刑の前科があり、その内1回の刑期が1年以上の者に対しては、本来の法定刑（懲役刑・労働禁錮刑）の代わりに2年以上5年以下の徒刑を科すことを定めていた（同刑法第50条）⁶⁷。

実際、徒刑監獄に送致された累犯者の内、多数を財産犯が占めていた。1904年版の『監獄年鑑』によれば、同年に徒刑監獄に送致された153人の累犯者の内、約半数が同刑法第274条および第275条に規定された窃盗罪犯であったという⁶⁸。翌1905年には519人の累犯者が徒刑監獄に送致されたが、75%（389人）が財産犯であった⁶⁹。しかし、時の監獄総監コールズは財産犯の累犯者を徒刑監獄で処遇することに対し、当初から反対を表明し、再三彼らを処遇するための新たな施設、成年感化院(*iṣlahīyat al-rijāl*)の設立を主張していた⁷⁰。彼は、当時を回想し成年感化院設立の目的を以下のように述べている。

黒の集団 (Black Gang) – 累犯者は「監獄内で他の囚人と区別するために」黒い囚人服を着用させられていた – に対する詳細な観察は私に、これらの犯罪者の中に、肉体的障害を負った者、精神的疾患を抱えた者、薬物常習者であることが明らかな者がいる一方、全うな道を歩むための道徳的・現実的知識の欠如により犯罪の道に足を踏み入れてしまった者がいることを示した。私は、彼らの一部は感化院での処遇に適応するかもしれないと感じた。それゆえ、さらなる分類が必要であり、好んで職業犯罪者(*professionals*)となった者を区分するための手段が見出されなければならないと思われた。[ただし、] 私の意見では、職業犯罪者の大部分は、彼らに対する処遇が矯正、抑圧のいずれの形態をとるかに関わらず矯正不可能であった。しかし、そのような人々に対しても、文明は彼らの存在をこの地上から完全に取り除くことを認めない。それゆえ、共同体を彼らの略奪から守らなければならないとすれば、そのために唯一残された手段は、必要と認められる期間、拘禁を継続すること (“Detention during His Highness’s pleasure”) であった⁷¹。

⁶⁷ *QHM* (1904), p. 28.

⁶⁸ *Prisons Department* (1904), p. 6.

⁶⁹ *Prisons Department* (1905), p. 86.

⁷⁰ *Prisons Department* (1904), p. 6

⁷¹ Coles, *Recollecitons and Reflections*, pp. 106-107.

以上の記述に基づく限り、累犯者の処遇にさいしコールズが重視した点は、彼らを矯正可能者と矯正不可能者に分類し、前者に改めて更正の機会を与えると同時に、後者を可能な限り長期間、社会から隔離することであった。しかし、財産犯の累犯者に対する当時の科刑状況は、そのいずれの目的に適うものではなかった。徒刑監獄における受刑者処遇は、教育的処遇とはかけ離れたものであったし、累犯者の徒刑監獄における服役期間は、一般的に短期間であった。

実際に、徒刑監獄における劣等処遇は再犯の防止にほとんど効果を示さなかった。1909年の『総領事年次報告』によれば、1904-1907年の間に徒刑監獄を出獄した341人の累犯者の内、49人が再犯し、少なくとも137人が消息不明もしくは不正な手段で生活していたという⁷²。また、1905年に1904年刑法第50条の規定が適用された404人に対する科刑状況を見ると、ほとんどが法定刑（2年以上5年以下の徒刑）をも下回る2年以下の短期徒刑であり、しかも内133人が上訴し最終的に無罪判決を受け釈放されていた⁷³。このように、短期間の内に社会復帰することは、矯正不可能者に対する適切な処遇とは言いがたく、社会秩序の維持にとり危機的状況であるとコールズは考えていたのである。

財産犯の累犯者に対する処遇方針はコールズの尽力により⁷⁴、1904年刑法施行後わずか4年で変更されることになった。1906年に徒刑監獄の一部門として設置された成年感化院は⁷⁵、1908年7月11日付の1908年第5号法「常習犯に関する法律」（以下、「常習犯法」と表記）により⁷⁶、財産犯の累犯者を収容する施設と定められた。常習犯(al-mujrimūn al-mu'tādūn 'alā al-ajrām)とは、常習犯法第1条によれば、累犯者の内、1904年刑法第50条に該当する者であった。また、1908年12月19日の内務省決定により、デルタ徒刑監獄が常習犯を専門に収監する施設となり⁷⁷、徒刑監獄の規則(qānūn al-limānāt)の適用が定められた（常習犯法第3条）⁷⁸。成年感化院の対象は男性のみであり、女性の常習犯は極少数のため専用の施設は無く、カイロとアスユートの両中央監獄に収監されていた⁷⁹。

⁷² HCSP, Egypt. No. 1 (1909), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1908," [Cd. 4580], p. 36.

⁷³ Prisons Department (1905), p. 8.

⁷⁴ HCSP, Egypt. No. 1 (1909), [Cd. 4580], p. 36.

⁷⁵ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 116.

⁷⁶ QHM (1908), pp. 27-28.

⁷⁷ QHM (1908), p. 390.

⁷⁸ QHM (1908), pp. 27-28.

⁷⁹ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 329.

コールズの意図を反映してか、常習犯法では常習犯を長期にわたり隔離することが定められていた。同法第1条の規定では、上限は6年と明示されていたが、成年感化院入院の段階では不定期刑、すなわち刑期が定められていなかった⁸⁰。また、彼らが仮出所中あるいは釈放後2年以内に再犯した場合には、刑期を最大10年まで延長することができた（同法第3条）。そのほか、内務相と司法相により任命された委員会が、定期的に在院者の行状 (sayr al-masjūnīn) や働きぶり ('amal-hum) について調査した報告書を司法相に対し提出することが定められており（同法第4条）、この報告書に基づき司法相が釈放の是非を判断していた⁸¹。その後、成年感化院に関する全ての権限は、1912年4月4日の内務省決定により監獄総監に移管された⁸²。

一方、常習犯に対する刑罰は終身刑ではなく、また退院の是非が在院時の行状の良さや働きぶりに基づいて判断されており、将来的な社会復帰が前提とされていた。そのため、退院後の再犯可能性を可能な限り減少させるべく、矯正可能と判断された常習犯に対する教育的処遇が行なわれていた。成年感化院への入院者は、9ヶ月あるいは1年の間、独居房に収容されたが、これは刑罰であると同時に、コールズがその必要性を指摘した、肉体的・精神的状態に関する調査や、矯正の可否に基づく分類を行うための措置でもあった⁸³。独居房から出た後は、彼らはその間に習得した手工業 (ṣinā'a) に従事していた⁸⁴。また、当時の成年感化院には読み書きや計算、宗教について学ぶ教室 (madrasa) も設けられていた⁸⁵。当時の『監獄年鑑』によれば、1911年の時点で在院者619人のうち457人がこの教室に出席していたという⁸⁶。高い出席率と、成年感化院には再入院者などの矯正不可能者や⁸⁷、精神的障害を抱えた者も収容されていたことをふまえると⁸⁸、職業教育や普通教育

⁸⁰ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 108.

⁸¹ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 108.

⁸² *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 329.

⁸³ Coles, *Recollections and Reflections*, pp. 108-109.

⁸⁴ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 280. イギリス統治時代の成年感化院における労働の具体的内容に関する情報は確認できなかったが、立憲王制時代には皮革製品製造 (julūd), 製靴 (jizam), 裁縫 (tarziya), ブリキ加工 (samkariya), フライス加工 (birāda), 鍛冶 (hidāda), 皮なめし (khirāta), 大工 (nijāra), 家財道具製造 (farsh) といった作業が行われていたという (*al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 336).

⁸⁵ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 280.

⁸⁶ *Prisons Department* (1911), p. 27.

⁸⁷ 再入院者は矯正不可能者に分類され、教育的処遇の対象外となった。Coles, *Recollections and Reflections*, p. 108.

⁸⁸ 1911年の時点では、独居房での検査を終えた400人の在院者のうち88人が肉体的・精神的障害によって自活不能と判断されていた。*Prisons Department* (1911), p. 26.

は、矯正の可能性を認められた在院者全員に提供されていたと考えられる。一方、こうした基礎教育の実施は、その他の監獄に在監する受刑者には全く行なわれていなかった。

加えて、労働と勉学に対する意欲の向上を促すために、学業成績や技能の熟練度の可視化、報奨金の支給といった措置が行なわれていた。前者は制帽のマークにより、後者は両袖の縞により明示されていたという。報奨金は毎週支払われることになっており、段階を進むに従って増額されたほか、希望に応じ半分を所内で利用可能なクーポンに交換し、残り半分を出所後に備えるべく貯蓄しておくことも可能であった⁸⁹。1912年4月4日付の内務省決定に従えば、初回入院者の在院期間の上限である6年間入院していた場合、最大13ポンド300ミツリームの報奨金の支給が定められていたほか、再入院者の上限である10年間入院していた場合は、最大20ポンド600ミツリームの報奨金の支給が定められていた⁹⁰。

以上のように、矯正可能と認められた常習犯に対する特別な教育的処遇は、矯正不可能者の社会からの隔離と並ぶ、成年感化院の特徴の1つであった。しかし、成年感化院は常習犯を独占的に収容していたわけではなかった。常習犯法第1条にもあるように、同法の施行後も1904年刑法第50条の規定は廃止されずにそのまま存続した⁹¹。ある意味、常習犯法は、常習犯の処遇に関し成年感化院という新たな選択肢を示したにすぎなかったとも言える。実際、常習犯法成立後も常習犯は、成年感化院以外の施設に収容された⁹²。常習犯は監獄に収監される場合、従来通り累犯者に分類されたが、既に述べたように累犯者は最初から教育的処遇の対象外であった。そのため、常習犯に対する特別処遇の実施はあくまでも限定的なものにとどまった。

常習犯法制定後も、成年感化院以外での常習犯の処遇が継続した背景には、複数の要因が指摘できよう。容易に考えられるのは、成年感化院の過剰収容に対する懸念である。成年感化院に転用された旧デルタ徒刑監獄の収容人員は800人程度であったのに対し、開設

⁸⁹ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 109.

⁹⁰ Hilmi, *Misr*, p. 203.

⁹¹ 1904年刑法の後継である1937年刑法においても、ほぼ同様の規定が存在した（同刑法第51条）。実際、1930年代末の中央監獄に在監する常習犯の数は108人に達した。*Maṣlahat al-Sujūn* (1939/40), pp. 74-75.

⁹² コールズは、常習犯に該当するはずの受刑者が成年感化院以外の施設に収容されていることに関し、司法に対し不満を示している（*Prisons Department* (1911), p. 6）。実際、1910年には26人が、1911年には63人が1904年刑法第50条の規定に基づき徒刑監獄に収監されている（*Prisons Department* (1910), pp. 44-45; *Prisons Department* (1911), pp. 44-45）。

5年目、コールズが監獄総監の地位を辞した1913年の在院者数は既に877人に達しており⁹³、拡張工事等が行なわれなかったと仮定すれば、過剰収容の状態にあった。また、成年感化院において受刑者1人を処遇するために必要な経費が監獄の倍以上と高額であったことも⁹⁴、成年感化院での処遇が進まなかった一因であった。しかし、成年感化院における常習犯の処遇が徹底されなかった最大の要因はおそらく、その意義や効果に対し多くの当局者が疑念を抱いていたところにあった⁹⁵。懲罰的処遇への方針転換が進みつつあった当時の状況においては、累犯者の処遇にさいし重視された点は、彼らを社会から隔離することのみであった。以前とは異なり、1910年代には1904年刑法第50条による科刑状況も厳罰化が進んでいたため⁹⁶、隔離のみを実現する場合、成年感化院での処遇は必ずしも必要ではなかったのである。

おわりに

イギリス統治時代後半の受刑者処遇は、一転して劣等処遇の強化が進められた。犯罪認知件数の増加に対応した1904年の刑法改正と重罪裁判所の設立は、重罪犯や一部の軽罪犯に対する科刑状況の厳罰化を促した。その結果、従来ならば中央監獄で教育的処遇下に置かれた受刑者、特に財産犯が徒刑監獄における懲罰的処遇下に置かれるようになった。一方、1912年の刑法改正による単純禁錮刑受刑者の監獄外労働への動員は、彼らを1年以下の労働禁錮刑受刑者と同様の懲罰的な処遇下に置く結果をもたらした。この結果、従来以上に多くの受刑者が、懲罰的な処遇下に置かれることになった。また、常習犯の増加に対応する成年感化院の設立は、従来の監獄制度の再犯防止効果の限界を当局自らが認めた証左でもあった。また、報奨金の支給対象範囲の縮小や、給食の削減なども監獄の刑罰性を高め、受刑者を取り巻く環境は従来より厳しいものとなっていた。

⁹³ HCSP, Egypt. No. 1 (1914), "Reports by His Majesty's Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and Sudan in 1913," [Cd. 7358], p. 47.

⁹⁴ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 111.

⁹⁵ コールズによれば、キッチナーは成年感化院を視察したさい、その事業を予算の浪費に過ぎないと断じたという(Coles, *Recollections and Reflections*, p. 112)。他ならぬコールズ自身も累犯者の多くは矯正不可能者と見なしていた(Coles, *Recollections and Reflections*, p. 111)。

⁹⁶ 当時の監獄統計に依拠する限り、累犯者が徒刑監獄に送致された場合、その刑期は3年以上であることがほとんどであり、中には5年以上の比較的長期の刑を科せられた累犯者もいた(*Prisons Department* (1911), pp. 44-45)。

以上のような処遇方針の変化には、経済状況の好転と犯罪の増加が同時進行した当時の現実を前に、当局が貧困を犯罪の動機とする従来の認識を改めたことが大きく影響していた。当時の監獄制度の制度設計に影響を与えた当局の「犯罪観」が変更を余儀なくされた以上、監獄制度に対する疑念が生じるのは、ある意味当然の帰結であった。

加えて、イギリス統治時代後期における監獄制度の存在意義が前期とは異なるものであったことも、当時の受刑者処遇の変化の一因として指摘しておきたい。すなわち、前期の監獄「改革」では、監獄内の衛生管理の強化や過剰収容の緩和など、受刑者処遇を円滑に行なうための環境整備が主たる眼目となっていた。監獄制度は、現地政権による「野蛮な東洋的専制」に代わり占領当局による「文明的かつ公正」な統治への移行を示す象徴的成果の1つであり、その喧伝は、早期撤退を前提に開始された占領体制の継続を対外的・本国内向けに正当化するために利用された。

統治時代後期に入ると、英仏協商（1904年）の締結により国際的に占領の永続化が認知される一方⁹⁷、エジプト国内では本章が詳述したように全体的な犯罪の増加傾向が見られたほか、デンシャワーイ事件（1906年）の発生以降、再び民族主義運動・反英運動が活発化した。そうした状況下において、まさに警察制度、刑事裁判制度、監獄制度といった刑事司法に関する諸制度は、占領体制の維持・強化に重要な役割を果たすはずであった。しかし、警察は治安の維持に効果的な対応をすることができなかった⁹⁸。実際、被疑者不詳の事件が認知件数全体に占める割合は、懲罰的処遇が推進された1900年代に年々増加しており、当時の警察の捜査能力の低さは明らかであった（表4-19参照）。以上のようなイギリス統治時代後期の状況もまた、犯罪予備軍に対する威嚇としての懲罰的処遇への回帰が進められた要因ともなった。広く大英帝国全体に眼を転じた時、自身が構築した既存の監獄制度に対する疑念の高まりは、エジプトに限ったことではなかった。アーノルドは、19世紀末以降のインドにおいても、同様の展開が見られたことを指摘している。同地における在監者に占める犯罪者集団 (criminal tribes) の増加は、イギリス植民地官僚の間に既存の監獄制度の効果に対する疑念を高め、自由刑以外の措置の実施すら検討されたという⁹⁹。同時代のエジプト・インドにおいて共通する政策の転換は、イギリス支配の本質を象徴的

⁹⁷ 英仏協商の成立にいたる経緯は以下を参照。Welch, *No Country for a Gentleman*, pp. 90-97.

⁹⁸ トッレフソンは、警察制度の再編を失敗と断ずる占領当局の認識を示し、自らもその説を支持している。Tollefson, *Policing Islam*, pp. 182-187.

⁹⁹ Arnold, "India: The Contested Prison," p. 148.

に示していると言えよう。

第5章 立憲王制時代の監獄制度をめぐる議論

はじめに

イギリス統治時代は、財政再建のための生産力向上に重点が置かれたため、その目的に寄与しない社会開発・人間開発は等閑に付されてきた。例えば、総予算に占める教育関係予算の占める割合は1%にも満たなかったうえ、受益者負担の原則の徹底によりエジプト人の教育機会は著しく制限された¹。土地配分の不公正はますます深刻なものとなり、多くの土地が一部の大地主層に集中し、多くの土地を持たない人々が生み出された²。経済的基盤も、社会的上昇の機会も奪われた多くの人々は、綿花を主力とする商品作物の輸出を支える非農業部門（港湾労働、国内輸送など）に低賃金で従事する労働者となっていく³。

当時の監獄制度改革の焦点が、受刑者労働とその実施を可能にするための環境整備に置かれていたことは、生産性の向上を重視するイギリス統治の基本方針に合致するものであったとも言えよう。しかし、イギリス当局にとり受刑者処遇の主目的は、再犯の防止による統治の安定化であり、受刑者処遇の効果に対し重大な疑義が生ずれば、受刑者処遇の方針は容易に変更された。統治時代後半に入り、職業教育的な側面を併せ持つ受刑者処遇よりも、懲罰的な性格の強い劣等処遇へと当局が傾斜した理由は、急速な治安の悪化とそれにより生じた監獄制度に対する疑念であった。

一方、依然としてイギリスが重要な権益・権限を留保してはいたものの、独立を果たした立憲王制時代には、イギリス統治時代にはほとんど顧みられることの無かったエジプト社会の抱える様々な問題に対し、大きな関心が寄せられるようになった。社会改革に関心を寄せた当時の知識人の多くは、イギリス統治下においてさえ高等教育の機会を得られるほどに裕福な階層の出身であり、留学などを通じ西欧思想に親しみ、一部の者はそれを自

¹ イギリス統治時代の教育政策の概要は以下を参照。Donald Malcom Reid, *Cairo University and the Making of Modern Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1990, pp. 17-19.

² 1917年までには土地を持たない人々が上エジプトの53%、中エジプトの40%、下エジプトの36%を占めたという。Owen, *Cotton and the Egyptian Economy*, p. 240.

³ Joel Beinin & Zachary Lockman, *Workers on the Nile: Nationalism, Communism, Islam, and the Egyptian Working Class, 1882-1954*, p. 25.

家業籠中のものとしていた⁴。このような言わば「西欧化」した知識人のエジプトの現状に対する認識は、そこに改善の可能性を見出す点ではイギリスの植民地官僚とは大きく意見を異にするものの、依然、文明化が必要な後進国なのであった。マグラウィによれば、当時の知識人の多くは、立憲王制時代の最大の政治的目標であった対英完全独立の要求は、エジプト社会の後進性の克服（＝文明化・西欧化）を伴って初めてその正当性が認知されるとまで考えていたという⁵。シャクリーOmnia el-Shakryは、立憲王制時代の社会問題への関心の高まりの背後に当時の支配層が受け継いだイギリス統治下の「差異に基づく支配」の論理を見出そうとする⁶。彼女によれば、差異化の過程で克服されるべき「後進性」の1つの象徴となった農民と農村が、社会改革の対象とされたのであった。

一方、名目的とはいえ独立を果たした当時のエジプトにおいて、国民統合にさいし喫緊の課題となった国民意識の形成が進められたことも⁷、社会問題への関心を促したとする指摘も数多くなされている。立憲王制時代の支配層による救貧事業を論じたエネルは、当時高まりを見せた救貧事業の発展には、国民意識の形成と共に支配層のエジプト人の間に生まれた「弱者」保護に対する関心が大きな役割を果たしたと指摘している⁸。立憲王制時代、特に1940年代以降に本格化した公教育の拡充を通じた国民の教育水準の向上に関する議論も⁹、支配層により初等教育が国民国家の形成過程において枢要なものとなされた点で、同様の文脈で理解することができるだろう。

1939年には、上記の諸問題のほとんどを管轄する新たな組織、社会事業省が設立された。同省の設立に関し、エネルはそこに社会運動の統制という政府の意図を見出しているほ

⁴ マグラウィ Abdeslam M. Maghraoui は、当時の自由主義的社会改革者の系譜を主に以下の3分類に区分している。(1)イスラーム的社会改革者、(2)イスラーム的近代民族主義者、(3)世俗的近代主義者。Abdeslam M. Maghraoui, *Liberalism without Democracy: Nationhood and Citizenship in Egypt, 1922-1936*, Durham: Duke Univ. Press, 2006, pp. 66-68.

⁵ Maghraoui, *Liberalism without Democracy*, p. 65.

⁶ Omnia El-Shakry, *The Great Social Laboratory: Subjects of Knowledge in Colonial and Postcolonial Egypt*, Stanford: Stanford Univ. Press, 2007. なお、同書に対する以下の書評も参照のこと。竹村和朗「書評 Omnia El-Shakry, *The Great Social Laboratory: Subjects of Knowledge in Colonial and Postcolonial Egypt*, Stanford: Stanford Univ. Press, 2007」『日本中東学会年報』24/1、2008年、357-360頁。

⁷ Israel Gershoni & James P. Jankowski, *Egypt, Islam, and the Arabs: The Search for Egyptian Nationhood, 1900-1930*, New York: Oxford Univ. Press, 1986; idem, *Redefining Egyptian Nation, 1930-1945*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2002.

⁸ Ener, *Managing Egypt's Poor*, p. 125.

⁹ Ikeda, "The Debate on Public Education in Late Parliamentary Egypt."

か¹⁰、ジョンソン Amy J. Johnson は1930年代の農業生産の低下による農村部の荒廃、1936年に締結されたイギリス・エジプト共同条約による独立性の向上に伴い、内政問題への関心がより高まった結果だと指摘している¹¹。

監獄制度もまた、このような流れとは無縁ではなかった。独立後、早くに「エジプト化」が進んだほか¹²、社会事業省の設立時、監獄局が同省に移管されたように¹³、監獄制度改革は立憲王制時代の「社会問題」のひとつであった。しかしながら、当時の監獄制度改革の議論を取り上げた研究は無い。ゴーマンは、1930年代以降の監獄改革の気運の高まりを指摘しているものの¹⁴、彼はその内容や経緯についてほとんど追究していない。

以上のような状況をふまえ、本章では立憲王制時代の監獄制度改革に関する議論を取り上げる。立憲王制時代の監獄改革をめぐる議論の追究は、1952年7月革命以降の監獄制度を理解するうえでも極めて重要である。ゴーマンによれば、共和国成立当初、監獄制度改革は体制変化の象徴であり、新旧制度間の断絶が強調されたという¹⁵。しかし、近年のエジプト近代史研究は、立憲王制時代と共和国時代との断絶を強調する従来の立場から離れ、前者が後者に与えた影響、あるいは両者の連続性に着目する傾向にある¹⁶。その意味で、監獄制度をめぐる立憲王制時代の議論は、共和国時代の監獄制度改革に影響を与えた可能性がある。

第1節 立憲王制時代前期の監獄改革の焦点

本題に入る前に、立憲王制成立時の監獄制度の概要を述べておきたい。施設面では、イギリス統治時代と同様、徒刑監獄・中央監獄・第二中央監獄・郡監獄という構成に変更は無かった。しかし、中央監獄の設置数には変化が見られた。1911年時点と比較すると、ソ

¹⁰ Ener, *Managing Egypt's Poor*, p. 124.

¹¹ Johnson, *Reconstructing Rural Egypt*, pp. 49-50.

¹² 最後のイギリス人監獄総監ウィッティンガムが1924年に離任した後、エジプト人のマフムード・サーミー Mahmūd Sāmī が監獄局長の地位に就任した。以後、同職には代々エジプト人が就任することになる。al-Kitāb al-Dhahabī, Vol. 1, pp. 341-342.

¹³ 1939年9月6日付の社会事業省決定による。Jumhūrīya al-‘Arabīya al-Muttaḥida, *Wizārat al-Shu‘ūn al-Ijtīmā‘īya fī 25 ‘Ām*, al-Qāhira: Dār wa Maṭābi‘ al-Sha‘b, 1964, pp. 15-16.

¹⁴ Gorman, “Regulation, Reform and Resistance,” p. 127.

¹⁵ Gorman, “Regulation, Reform and Resistance,” p. 128.

¹⁶ Johnson, *Reconstructing Rural Egypt*, p. 47.

ハーグとシビーン・エル＝コムの中中央監獄が廃止されていることが確認できる¹⁷。ただし、1933年に出版された国民裁判所制度発足50周年の記念出版物を参照する限り¹⁸、両市には第二中央監獄の存在が確認できるため、施設自体はそのまま存続したものの、機能が第二中央監獄に変更された可能性もある。アリー・ヒルミーによれば、立憲王制成立直後の徒刑監獄と中央監獄の適正な在監者数は計 9,357 人であり¹⁹、イギリス統治時代（1905年時点）と比較すると収容能力は拡充されていたほか、過剰収容の程度や受刑者の死亡率を比較する限り、監獄内の衛生環境はほぼ同様の水準を保っていた²⁰。

一方、処遇面では、累進処遇制度自体は一応維持されたものの、1925年に監獄内規が改定されたことにより一部に変化が見られた²¹。徒刑受刑者に関する処遇は²²、1902年の監獄内規よりもさらに厳しいものとなっていた。以前と異なり職業教育の機会の中級から得られるようになったほか、級外から初級への昇級に必要な賞点数は 540 点に削減されたものの、従来は 6,000 点の獲得により可能であった中級と上級への昇級にはそれぞれ、12,000 点が必要となった。徒刑受刑者が 1 日に獲得可能な賞点数は以前と同様 8 点であったため、中級への昇級には従来より長期の服役が必要となり、最短でも 4 年 4 ヶ月間の長きにわたった。一方、懲役刑・禁錮刑受刑者は²³、級外から初級への昇級には必要な賞点数が 180 点に削減されたことにより、若干ではあるものの、昇級が容易になっていた。その結果、1 日あたりの獲得賞点は 6 点であり、職業教育の機会が得られる中級への昇格は以前より早く最短 1 年足らずで可能となった。なお、中級と上級への昇級には 1902 年監獄内規と同様に、それぞれ 3,000 点が必要とされた。

イギリス統治時代末期に既に進行していたと思われる累進処遇制度の形骸化は、1925 年監獄内規の規定より明確なものとなった。職業教育の対象は刑期が 1 年以上の初犯の男性受刑者（ムドウド）に限定された。ムドウドは、出獄後の収入源および生活手段となる

¹⁷ *Taqwīm* (1911), p. 73; Ḥilmī, *Miṣr*, p. 135.

¹⁸ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 330.

¹⁹ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 135.

²⁰ 立憲王制成立前後、過剰収容の程度（収容率）は 148%（Ḥilmī, *Miṣr*, p. 135）、死亡率は 22.1%であった（*Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), Table no. 46）であった。

²¹ 1925 年監獄内規の全文は入手できなかったために、以下はアリー・ヒルミーの著作（Ḥilmī, *Miṣr*）に引用された部分と 1902 年監獄内規との比較にとどまる。また、1911 年にも監獄内規が改正されたとの指摘があり、以下に指摘する変更点は 1911 年改正時のものである可能性は排除できない。

²² Ḥilmī, *Miṣr*, p. 162.

²³ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 153.

(hattā ba‘da ikhlā‘ sabīl-hu yatayassar la-hu al-intifā‘ min-hā wa al-tay‘īsh bi-wāsiṭ-hā)仕事に従事すると定められていたのに対し²⁴、刑期が1年以下の初犯の男性受刑者（カーキ）は監獄内で綿製糸(ghazl al-qutn)、事務室や病院の当直(nawbatjīya)、レンガ製造(darb al-tūb)などに従事するほかは、監獄外での単純労働に従事すると定められていた²⁵。実際に、当時の『年鑑』を参照する限り、刑期が1年以下の受刑者を収容した第二中央監獄（ベンハー、シビーン・エル＝コム、ダマンフル、マンスーラ、ソハーグ）では職業教育的内容を含む受刑者労働は実施されていなかった²⁶。実施されていた受刑者労働は、作物の栽培と洗濯作業のみであり、主に経済的動機に基づき実施されていた²⁷。

以上のような受刑者労働の現状に対する批判を含め、立憲王制時代には監獄制度改革への様々な提言が行なわれるようになった。立憲王制時代の議会における受刑者処遇の改善に対する関心の初出は、管見の限りでは監獄局予算に関する下院財務委員会報告をめぐって行なわれた1926年8月9日の審議においてである²⁸。中でも、受刑者処遇の現状に対する以下のようなウィーサー・ワースィフ Wiṣā Wāṣifの批判・提言は、特に注目に値する²⁹。

私は、[我が国の] 監獄内で観察される受刑者処遇(mu‘āmalat al-masjūnīn)の方法に

²⁴ Hilmī, *Miṣr*, p. 153.

²⁵ Hilmī, *Miṣr*, pp. 159-160.

²⁶ *Taqwīm* (1930), pp. 243-244.

²⁷ 監獄職員や受刑者の洗濯作業は収益性が高かった。一方、1930年代半ばには入獄者に占めるその割合が半数を超えるなど、在監者の大部分は農業従事者であった第二中央監獄における作物栽培は、職業教育よりもむしろ人的資源の効率的運用と考えるのが妥当であろう(*Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 120-123)。その他の監獄への入獄者数全体に占める割合は28.8%と低下することからも、第二中央監獄における農業従事者の比率の高さが理解されよう(*Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 5)。

²⁸ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, pp. 414-417.

²⁹ ウィーサー・ワースィフ(1873-1931年)は、当時のギルガー県(現在のソハーグ県)タフタのコプト教徒の家に生まれる。タフタ、アスユート、カイロなどで教育を受けた後、フランスに留学(1889-1894年)し、帰国後はアレクサンドリアで教職に就く。再度フランスに留学(1902年)後は、弁護士としても活動する。イギリス統治には早くから批判的な立場をとり、ワタン党やワフド党にも参加し、立憲王制時代には下院議員に選出される。サアド・ザグルール政権(1924年)時には下院副議長を、第2次ムスタファー・アン＝ナッハース政権(1930年)時には下院議長を務めた。1930年6月の国王による議会解散・憲法停止に伴い弁護士に復帰し、1931年5月死去。なお、1930年の議会解散時、国王の意を受けたイスマール・スィドキーが議会解散に反発する議員の登院を阻止するために議場を封鎖したさい、ワースィフは議長権限に基づき守衛に対し門扉を縛った鎖を解くよう命じ、「鉄鎖の破却者」(muḥaṭṭim al-salāsīl)とも呼ばれた。彼の詳細な伝記は以下を参照。Zakī Muḥammad Mujāhid, *al-A‘lām al-Sharqīya fī al-Mi‘a al-Rābi‘a al-Ashara al-Hijrīya*, Vol. 3, al-Qāhira: Maṭba‘at Dār al-Ṭibā‘a al-Miṣrīya al-Ḥadītha, 1949-1963, pp. 84-85; *Qāmūs al-Tarājīm al-Qibṭīya*, al-Qāhira: Jam‘īyat Mār Mīnā al-‘Ajāybī, 1995, pp. 272-273; Lam‘ī al-Muṭī‘ī, *Mawsū‘at Hādhā al-Rajul min Miṣr*, al-Qāhira: Dār al-Shurūq, 1997, pp. 652-660.

関し議会と政府の注意を喚起したい。私は、我が国において見られるような悪しき方法が、世界の他の国々で見られることは無いと考える。私自身は、この「事実」に1923年に気づき、現在この「悪しき」方法が変更されたか否かについては知らない。監獄の基本的な目的(al-gharaḍ al-asāsī)が受刑者の道徳的(adabī)な向上であることは良く知られており、監獄がその目的を可能なものとする場合、監獄内には彼らのための労働('amal la-hum)が存在するが、そのようなものは我が国の監獄には存在しない。受刑者処遇は、以前は彼らに復讐するための「手段として」最も安易なもの(aqrab shay' lil-intiqām-hum)で、あきらかに彼らを矯正する(tahdhīb-hum)ためのものではなかった。しかし、「今や」政府は「コプトの」司祭(qissīs)やウラマー(shaykh)が受刑者たちに説教を行う(wa'aza)ために週1回彼らを「監獄に」招くことに思い切った。「しかし、」私はその説教が行われていた場に一度参加したことがあるが、そこで私が見たのは喜劇(mahzala)だった。受刑者たちが、無意味な質問(as'ila tāfiha)を携えてウラマーのもとに行くと、ウラマーは無意味な回答でそれに応じていた。これが、道徳(akhlāq)を高めるために監獄内で彼らが頼っている手段の全てである。刑期を終えた受刑者の一部が、「刑期を終えておらず」監獄に残る受刑者に「お別れだ。でも1週間後には戻ってくるさ」と呼びかけるのは、「監獄内で」年齢や道徳「の程度」が異なる受刑者同士が混在している(ikhtilāf)ことから生じている。私は軽微な犯罪(jarīma basīṭa)で収監された者たちが、出獄するまでに犯罪の大立者(kibār al-mujrimīn)から掏摸(nashl)の技術や、詐欺(iḥtiyāl wa al-naṣb)、盗み(sariqa)などの手法を学ぶのを数多く見てきた。監獄は、このようなかたちで受刑者にあらゆる犯罪の技術(funūn al-jarīma)を教える大学(jāmi'a)となっている。私には、何故受刑者に読み書きを教えないのか、また何故それにより彼らが自らの道徳を改善する技能(al-ṣanā'i)を教えないのか理解できない。「もしそうするならば、」彼らを犯罪とは無縁の生活に戻すことができるだろうし、同時に政府にとっては様々な部門で彼らが作った製品を利用することができるだろうに³⁰。

ワースィフの監獄制度の現状に対する批判・提言は、主に以下の4点に集約しうる。

³⁰ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 415.

(1) 教育刑的な受刑者労働の導入、(2) 道德教育の改善、(3) 識字教育の導入、(4) 分類処遇の推進。

受刑者労働に対する彼の批判は、単なる事実誤認ではないとすれば、既出の短期刑受刑者の排除に対する批判と考えられよう。しかし、ここでむしろ注目すべきは、受刑者労働に限定されない、幅広い教育的処遇を受刑者に対し提供すべきだとする立場であり、この立場は、当時監獄制度に関心を寄せる人々の間に共有されていた。

ワースィフの立場を共有する知識人の例を述べる前に、上記4点の内、受刑者労働を除く3点に関し、当時の監獄制度の現状を述べることにする。

獄中における道德教育に関しては、ワースィフが指摘したように受刑者に対する説教が行なわれていた。マフムード・ターヒル・アル＝アラビーはトゥラ、アブー・ザアバル、デルタの各徒刑監獄および、カイロの中央監獄(sijn Miṣr wa al-isti'nāf)では週1回、ムスリムの囚人には説教師(wā'iz)の、キリスト教徒の囚人には司祭(qissīs)の訪問が行われていたと記している³¹。説教を行うための定められた場所は特に無く、囚人たちはおそらく中庭であったのだろうか、屋外 (tahta al-samā') で椅子に座った説教師を囲んで車座になり、説話を聞いていたという。

こうした説教が導入された経緯は、アリー・ヒルミーによれば1904年に彼自身がヨーロッパ諸国を歴訪し監獄の視察を行ったさい、監獄に説教師(wā'iz)が常駐しているのを見、帰国後その導入を上申したためであるという。その結果、各地の監獄を訪問してまわる2名の巡回説教師(wā'iz mutajawwil)が任命された³²。

識字教育に関しては、同じくアリー・ヒルミーによれば当時は受刑者に対する識字教育は行なわれていなかった。実は彼自身、ワースィフに先立つこと20年も前に識字教育の導入を主張していたが、その契機となったのは説教師の導入と同様に1904年のヨーロッパ諸国の監獄視察であったという。彼は、そのさいに40歳未満の非識字者の受刑者を対象とした読み書きを教授する学校が設置されていることを知り、説教師の導入と共に識字教育も導入するよう主張したが、実際には説教師の導入のみが実現するにとどまった。

分類処遇の実施もまた、ワースィフが懸念するような他の受刑者による悪影響を未然に

³¹ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 287. なお、同じ箇所アラビーは、その他の監獄には al-shaykh al-jarabī の訪問が時折行われていたと記されているが、この語が示す具体的な職業が何であるのか、これ以上の言及が無いために定かではない。

³² Hilmī, *Miṣr*, p. 147.

防止を意図する点で、広い意味での教育的処遇と言えるだろう。しかし、その点では当時の分類処遇は不十分なものであった。確かに既に述べたように、イギリス統治時代に分類処遇は一定の前進を見た。しかし、当時の分類処遇は、性別や刑期の長短が主な基準であり、初犯と累犯の区別を除き、罪科に基づく分類は行なわれていなかった。一方、ワースイフの提言は、罪科の違いに基づく詳細な分類の実施であった。このほか、既に第3章で言及したように、分類処遇の不徹底が特に深刻であった郡監獄における処遇の改善も提言されていた。

以上のような現状に対する問題意識を共有する知識人は、他にも存在した。刑期が1年以下の短期受刑者が受刑者労働を通じた職業教育の機会を得られないことに関し、アリー・ヒルミーは以下のように再三批判していた。

長期受刑者の改良 (iṣlāh) の基本原則は、矯正 (tahdhīb) と教育 (ta'lim) である。それに対し、短期受刑者に関しては矯正と教育による改善が不可能である。よって短期刑は無益である ('adīmat al-fā'ida) どころか、むしろ有害 (dawra) である³³。

一方、道徳教育改善の主張に関しては、アラビーが自著の中で述べている。彼は、自らの服役体験を下に受刑者への説教や教導 (irshād) に対する当局の関心が不十分であり、現状では受刑者の精神の改善 (iṣlāh al-nufūs) は望めないことを指摘した上で、以下のように批判している。

[トゥラ徒刑監獄に金曜日限定で仮設のモスクが設置されたこと³⁴] は、監獄局が監獄内での道徳的・宗教的教育 (al-tarbiya al-khulqīya wa al-dīnīya) [実施] の件や、説教や教導によって高邁な精神 (al-rūh al-faḍīla) を広めることを甚だしく軽視していることを免罪するものではなく、この軽視は全く正当化できるものではない。[中略] 監獄局は、暴力 ('anf)、苛烈さ (qaswa) あるいは鉄製の杖により受刑者の手を打ち据えることなく、馴化 (ta'dīb)・矯正 (tahdhīb)・改良 (iṣlāh) という監獄内での原

³³ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 160.

³⁴ アラビーが服役していた間、各監獄へのモスクの設置は進まなかったようである。彼によれば、監獄内には礼拝を行う上で必要な設備 (tashīlāt) すら備わっていなかったという。'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, p. 287.

則 (di'āma) を維持することはできないと考えている。しかし、それは明白な誤りであり、暴力は柔軟さに、苛烈さは優しさに、馴化(ta'dīb)は友好的な教導により中和されなければならない³⁵。

識字教育の導入に関しては、再びアリー・ヒルミーが自著の中で自らが政府に提出した覚書 (mudhakkira) を引用しつつ、その必要性を主張している³⁶。その中で彼が導入を主張した識字教育制度は、25歳までの受刑者を対象とし、午前と午後各1時間ずつ、作業場 (wirash) での労働の妨げとならないように授業を行う「クッターブのような」ものであり³⁷、カイロ中央監獄への試験的な導入を提言していた。

以上のように、立憲王制時代における受刑者処遇のあり方をめぐる議論は、明らかに教育的処遇を重視する方向性を示していた。そしてそれは同時に、イギリス統治時代後期に次第に強化された懲罰的な性格の強い劣等処遇に対する批判を伴っていた。ワースィフと同様発言に立ったムスタファー・アル=カーヤーティーは、以下のように受刑者処遇の現状を批判する³⁸。

監獄の指導部 (riyāsat al-sujūn) は、看守 (sajjān) の働きには関心を示さず、その関心は専ら受刑者に苦痛を与えること (ta'dhīb al-masjūnīn) に向けられている。看守に対する罰は、彼が犯した違反行為 (dhunūb) に基づくのではなく、彼が受刑者に憐憫の情を抱いたり、良い処遇を行なったさいに科せられているのである。

さらに、当時実施が求められた教育的処遇は、イギリス統治時代前期のような職業教育のみならず、道徳教育、識字教育を含めた幅広い教育的措置を含んでいた。このような処遇方針が、受刑者の内面の改善を重視するものであったことは容易に想像されよう。また、このような処遇方針が主張されるようになった背景には、主に2つの要因を指定することができよう。第一には、国民意識の形成と共有である。ペテルスが指摘するように、以前

³⁵ 'Arabī, *Ithnay 'Ashara*, pp. 288-289.

³⁶ Hilmī, *Miṣr*, pp. 147-148.

³⁷ クッターブとは、遅くともウマイヤ朝時代 (661-750年) には存在し、クルアーンを中心に読み書き、計算などを教授した初等教育施設のこと。詳しくは以下を参照。大塚『岩波イスラーム辞典』、329頁。

³⁸ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 416.

より前科者に対するエジプト社会の対応は排除を前提としたものではなかったが³⁹、国民意識の形成は、その傾向を一層促したであろう。犯罪者もまた同胞であり、将来的な社会復帰が前提である以上、社会にとり欠くべからざる構成員なのであった。課題は、いかに彼らを社会にとり有益な存在とするための教育手段だった。第二に、犯罪の発生には物質的動機よりもむしろ、復讐などの個人的感情や、その達成のために用いられるサアルなど社会的慣行の存在が関係している場合が多く⁴⁰、またそのような悪しき性向や慣行を排撃することを優先するべきと考える認識が生まれていたことである⁴¹。イギリス統治時代、当局が犯罪の背景に関する同様の認識に基づき懲罰的処遇の推進へと傾斜したのに対し、立憲王制時代の知識人が正反対の方針へと至ったことは、教育的処遇を通じた受刑者改善の可能性に対する両者の立場の違いを象徴的に示しており興味深い。

以上のような受刑者処遇の改善に加え、当該審議においては職員の綱紀の乱れも問題となった。男性看守による女性受刑者の監視が問題視され、女性看守による監視へと制度を変更するべきだとの提言もなされていたほか⁴²、職員に対する賄賂 (rashwa) の横行や、収賄を通じ、タバコや食品など本来監獄に持込禁止の物品の流通に職員が関与していることなどが問題視された⁴³。

第2節 監獄改良委員会の設立とその結果

ワースィフが前述の提言を行なった1926年6月の審議の結果、監獄改良委員会 (lajnat iṣlāḥ al-sujūn) の設置が決まった。バービリーによれば、1926年10月に設置された同委員会は公安局長官 (mudīr al-amn al-‘āmm) が主宰し、建築 (mabānī)、衛生 (siḥḥa)、技術教育 (al-ta‘līm al-fannī)、監獄行政 (idārat al-sujūn) の各代表者によって構成された。また、その任務は当該審議のさいに提起された課題とほぼ一致しており、受刑者処遇の方法や、彼らに対する訓育や教育の方法 (tarīqat mu‘āmalat al-masjūnīn wa tathqīf-hum wa ta‘līm-hum) の検討

³⁹ Peters, “Prisons and Marginalisation in Nineteenth-century Egypt.”

⁴⁰ Shakry, *The Great Social Laboratory*, p. 121.

⁴¹ 例えば、当時の公安局長官は、復讐を動機とした殺人事件の根絶は学問と教育の普及によるほかないと指摘している。Mahmoud Fahmi el-Kaisy, “The State of Public Security in Egypt,” *L’Egypte Contemporaine*, 19 (1928), pp. 34-35.

⁴² *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 416.

⁴³ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 417.

に加え、報奨金制度の再検討、看守の質的向上、郡監獄における環境改善、政治囚に関する立法など多種多様な課題が検討されたという⁴⁴。加えて、少年犯処遇の検討も含まれていた（次章にて検討）。

ゴーマンは、1930年代以降、数回に渡り監獄改良委員会が設立されたことなどを根拠に、立憲王制時代における監獄改革に対する関心の高まりは1930年代以降のこととしているが⁴⁵、実際にはより早い時期から見られたことになる。1926年当時、監獄改革への気運が高まった背景には、前年に開催された第9回国際監獄会議International Prison Congressにエジプトが代表団を派遣したことも関係しているだろう。1872年にロンドンで初めて開催された後、5年に1回の頻度で開催された同会議は、1925年に再びロンドンを開催地として開催された。アリー・ヒルミー自身も、同会議に派遣されたエジプト代表団の一員であったことは既に述べたとおりである。

詳細な内容は不明だが、1926年に設置された監獄改良委員会は遅くとも翌年には検討課題に対する提言をまとめたものと考えられる。なぜならば、1927年6月6日に下院で行なわれた監獄局予算の審議の中で、16歳から25歳までの受刑者専用の監獄の建設や薬物の犠牲者(dahāyā al-mukhaddirāt)のための療養所(maṣaḥh)の建設など、監獄改良委員会の出した結論が一部言及されているからである⁴⁶。さらに翌年の1928年には、下院で行なわれた監獄局予算の審議にさいし、内務省次官(wakīl al-dākhiḥiyya)が同委員会の提言をふまえ内務省が実施した、あるいは今後実施を予定している対策を報告している⁴⁷。その内容は以下のようなものであった。

(1) カイロのアッバースィーヤ地区に監獄を新たに建設予定。そのための予算として5,000 エジプト・ポンドを公共事業省予算に計上。(2) 上記の監獄には政治犯および思想犯(al-maḥkūm ‘alay-hum bi-al-ḥabs fī al-jarā’im al-siyāsīya wa jarā’im al-nashr)専用の区画(janāh)を設置予定。(3) 司法省と合意の上、カイロに薬事犯専用の監獄の建設を予定しており、予備調査を実施すると共に建設予算を要求中⁴⁸。(4) 監獄における少年犯処遇の改

⁴⁴ Muḥammad al-Bābilī, *al-Ajrām fī Miṣr: Asbāb-hā wa Ṭuruq ‘Ilāj-hu*, al-Qāhira: Maṭba‘at Dār al-Kutub al-Miṣrīya, 1941, p. 540; *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, p. 828.

⁴⁵ Gorman, “Regulation, Reform, and Resistance,” p. 127.

⁴⁶ *Majlis al-Nuwwāb* (3/2), Vol. 2, p. 1347.

⁴⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (3/3), Vol. 2, pp. 1093-1094.

⁴⁸ 同施設についてはこのほか、名称は感化院とし、制度的には監獄よりもむしろ病院に近い施設とするとしている。また、彼らには処罰よりも治療が必要であり、食事面や運動面にも

善。(5) トウラに肺結核に罹患した受刑者を収容する病院を設置。(6) 礼拝や説教を実施するためにトウラとアブー・ザアバルの両徒刑監獄にモスクの建設を検討。(7) 衛生状態の改善と近代的な衛生制度の導入。(8) 石鹼製造、製杖、繊維洗浄布製造、絨毯製造を受刑者労働として新たに導入。(9) 大工作業場の拡充。

以上のように、内務省が実施、あるいは実施を決めた施策は、概ね議会側の全ての要求に応える内容を含んでいた。しかし、(1) から (5) までの施策に見られるように、分類処遇の推進・改善が特に重要視されていたことが分かる。既に監獄局は、上記の施策を発表する前の1926年、行状の改善が見られた受刑者や偶発的に犯罪を犯した者 (*lam yajrimū illā ‘araḍan*) など、犯罪傾向の弱い受刑者を他の受刑者と隔離するために入植地 (*musta‘mara*) をトウラに建設するなど⁴⁹、早くから分類処遇の実施に積極的であった。モカッタムの麓に設置されたこの入植地は「トウラ農場 (*mazra‘at Ṭura*)」とも呼ばれ、1931年末の時点では 1,141 人の囚人が在監し、中央監獄相当の扱いを受けた⁵⁰。

分類処遇の推進には、政府と同様に議会も積極的な姿勢を示していた。例えば下院財務委員会は、1927年6月7日の監獄局予算の審議にさいし、警官や村番卒 (*khafir*) を中央監獄に収監し、その他の受刑者と同列に扱うことに懸念を示し、彼らを別個に処遇する場を設けることを主張している⁵¹。既出の1928年の下院財務委員会報告をめぐる審議にさいし、内務省次官の報告を受け質問に立ったアハマド・ラムズィーもまた、以下のように分類処遇の推進に関心を示している⁵²。

一般犯罪者 (*al-mujrimūn al-‘ādīyūn*) は、彼らの罪科に関し、様々な集団 (*fi‘a*) に分けられる。彼らの中には暴力犯、窃盗犯、殺人犯がおり、恥ずべき犯罪 (*jarīma mukhillā bi-al-sharaf*) を犯した者もいる。他集団からの犯罪の伝播 (*‘adwā al-ajrām*) が起こらないようにするため、政府は犯罪者を相互に隔離する (*faṣl*) ことを考えたことがあるだろうか。

特別の制度の導入が必要との認識が示された一方、薬事犯をその他の受刑者と隔離することも目的の1つと定めていた。

⁴⁹ *Majlis al-Nuwwāb* (3/3), Vol. 2, p. 1094.

⁵⁰ *ASE* (1934/35), p. 222.

⁵¹ *Majlis al-Nuwwāb* (3/2), Vol. 2, p. 1346.

⁵² *Majlis al-Nuwwāb* (3/3), Vol. 2, p. 1094.

1930年代前半には、薬事犯・政治犯などを収容するための専用施設の建設は進まなかったものの⁵³、1932年の下院における予算案審議にさいする監獄局長の発言によれば、ラムズビーの求める罪科別の分類処遇は一部実施に移されていた⁵⁴。1930年代における分類処遇推進のための特別施設の設置例は、保護施設 (Malāji') の設置である⁵⁵。この施設は、1933年の第49号法「乞食禁止法」(Qānūn al-Tasawwul)による受刑者の内、高齢者を収容するために設置されたという。実際、同法第2条は保護施設が設置済みの地において物乞いをした非健常者 (shakhs ghayra ṣaḥīḥ al-bunya) に同施設への収容が可能である場合に1ヶ月以内の禁錮刑を科すことを定めていた⁵⁶。なお、当時保護施設はカイロ、アレクサンドリア、ポート・サイド、タンター、マンスーラの各市内に計10ヶ所設置されていた。カイロの保護施設は、1ヶ所あたり300人を収容可能であった⁵⁷。保護施設内での処遇の実態は全く不明だが、同施設の設置は「浮浪者法」の規制の対象外であった非健常者の乞食の規制を目的としていた⁵⁸。

以上のように当時、分類処遇の推進に関心が集まった背景には2つの要因が介在していた。1つは、ラムズビーの発言にあるように、犯罪傾向の異なる受刑者を一括して処遇することにより、相互に及ぼす悪影響に対する懸念である。専用の感化院の設立により薬事犯を隔離し、処遇する理由も、薬事犯が犯罪精神 (rūḥ al-ijrām) を学ぶことを防止すると同時に、他の受刑者が薬物に関する知識を得ることを防止するためであった。

加えて、特定の犯罪類型の増加により監獄の過剰収容化が進んだことも⁵⁹、分類処遇推進の動機であった。特に薬事犯の増加は、過剰収容化の新たな元凶と言うべきものであった。1927年にはその数はわずかに1,750人であったが⁶⁰、1928年に薬物規制法の制定された後に急増し、1930年には7,299人に達したといい、これは当時の在監者総数の約3割を

⁵³ *Majlis al-Nuwwāb* (4/1), Vol. 1, p. 648.

⁵⁴ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 587.

⁵⁵ Bāblī, *al-Ajrām fī Miṣr*, p. 507.

⁵⁶ 「乞食禁止法」の条文は以下を参照。Anṭūn Ṣafīr (ed.), *Muḥīṭ al-Sharā'ī*, al-Qāhira: al-Maṭba'at al-Amīriya, 1952, Vol. 1, pp. 974-976.

⁵⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (5/4), Vol. 1, p. 539.

⁵⁸ 従来も乞食は浮浪者の1類型とされ、取り締まりの対象であったが、非健常者は取り締まりの対象外であった。

⁵⁹ 1920年代を通じ監獄の過剰収容化は再び進行した。年平均在監者数は独立初年の1922年には16,938人であったが、1929年には24,396人とおよそ1.5倍に増加した。*Maṣlaḥat al-Sujūn* (1935/36), Plate no. 46.

⁶⁰ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 588.

占める数字であった⁶¹。監獄の過剰収容化の一因であると同時に、既存の受刑者処遇には不適合な薬事犯に対し、施設を新たに建設し、既存の受刑者処遇から切り離し、それにより過剰収容の緩和を図ることは、ある意味当然の帰結であった。

在監者の増加は、財政上の課題ともなっていた。1926年、監獄局は在監者数の増加と食料価格の上昇を根拠に関連予算の増額を議会に対し求めているほか⁶²、1930年の下院財務委員会は、在監者数の急速な増加が監獄予算の増大を招いていると指摘している⁶³。1928年に発表された一連の施策のなかに、受刑者労働の拡大に関するものが含まれていたことは、在監者の増加による関係予算の増加に対応したものであったと考えられる。受刑者労働に関する施策の具体的な内容は、業種の追加や作業場の拡大であったが、その目的は経済性の追求であった。特に新規に導入された石鹼製造に関し、内務省次官は高い利潤が見込めると主張し、その意義を強調している⁶⁴。

受刑者労働を農作物栽培に利用することも、経費抑制策の一環であった。1926年に設置された既出のトゥラの入植地で生産された作物は、主に受刑者用の給食に用いられていた⁶⁵。当初400フェッダーンであった同農場の面積は、拡張により1930年代半ばには600フェッダーンとなったほか⁶⁶、アブー・ザアバルにも農場が設置されていた。

このように受刑者労働に利潤を求める姿勢は、議会も共有していた。1930年4月の財務委員会報告をめぐる審議にさいし、ハサン・ナーフィウ Hasan Nāfi' は監獄内の作業場に関する新規計画が何も無いことを取り上げ、監獄局は25,000人を超える囚人を抱えながら、その労働力を十分に利用していないと批判している⁶⁷。一方、1934年4月にはトゥラ徒刑監獄の作業場にある備品の老朽化を問題視する指摘がなされたが⁶⁸、これは生産性の向上

⁶¹ *Majlis al-Nuwwāb* (4/1), Vol. 1, p. 646.

⁶² *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 415.

⁶³ *Majlis al-Nuwwāb* (4/1), Vol. 1, p. 646.

⁶⁴ *Majlis al-Nuwwāb* (3/3), Vol. 2, p. 1094.

⁶⁵ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 74.

⁶⁶ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 75-76.

⁶⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (4/1), Vol. 1, p. 647. このような批判は、その在監者数と比較し、生産性が低かった当時の中央監獄に対し向けられたものと考えられる。例えば、中央監獄の内、最大の在監者数（1935年末時点では2,132人）を抱え、織物、大工、ドアマット(mamāsīh)製造、鍛冶、ブリキ加工、制帽、洗濯作業などの作業場が設けられていたカイロ中央監獄にて1935/36年度に生産された製品価格(athmān mashghūlāt)の総額は6,245エジプト・ポンドであった。一方、在院者数は1,326人（1935年末時点）と少ない成年感化院にて同年度に生産された製品価格の総額は14,876エジプト・ポンドに達していた(*Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 65)。

⁶⁸ *Majlis al-Nuwwāb* (5/4), Vol. 1, p. 532.

を意図したものであろうことはあきらかだろう。

薬事犯の増加に加え、累犯者の増加も当時の過剰収容化を促した要因であった。時代はやや下るものの、1936年から1940年の間、累犯者は常に在監者全体の約3割を占めるまでになっていた⁶⁹。累犯者の増加は、既存の処遇による受刑者の改善教化が有効に機能していないことを如実に示すものであり、議会における当時の受刑者処遇改善の主張は、累犯者の増加によりこれまでの受刑者処遇に対する疑念が高まったこともその一因であったと考えられる。

第3節 社会復帰支援の模索

受刑者に占める累犯者の比率の増加、換言すれば社会復帰に失敗した多くの元受刑者の存在は、既存の受刑者処遇への疑念を高めるだけでなく、彼らに対する支援の必要性にも人々の眼を向けさせた。前章で指摘したように、イギリス統治時代に定められた元受刑者に対する社会復帰支援は極めて限定的なものであった。一方、バービリーは、立憲王制時代に入ると、再犯防止のための社会復帰支援の重要性に対する認識が徐々に深まったと述べている⁷⁰。実際、既に指摘したように1926年に設置された監獄改良委員会は、報奨金制度の改革を検討課題に含めていたほか、1929年に公安局長官の委嘱を受け、イギリス監獄制度の調査を行なったトゥラ徒刑監獄の典獄は、後に提出した報告書において出獄後の元受刑者への支援に関する提言を行なったという⁷¹。また、下院財務委員会は、1933年3月の審議のさい、内務省に対し、各県の県庁所在地に県知事を長とし、地方議会の議員や名士により構成される機関を創設し、元受刑者の就業支援に当たらせることを提案した⁷²。

立憲王制時代において、元受刑者の円滑な社会復帰を実現するための措置として特に必要と考えられていたのは、主に報奨金制度の拡充と就業支援の実施であった。当時の報奨金制度は、占領末期とほぼ同内容のものであった。1926年に設置された監獄改良委員会に対し監獄局が提出した当時の報奨金制度に関する資料には、刑期が7年以下の受刑者に対

⁶⁹ *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/40), pp. 16-17, 90.

⁷⁰ *Bābilī, al-Ajrām*, p. 532.

⁷¹ *Bābilī, al-Ajrām*, p. 540.

⁷² *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, p. 827.

する経済的支援 (minḥa māliyya) は存在しないと明確に述べられている⁷³。

アリー・ヒルミーは、この分野でも先駆的な提言を行っている。彼は、就業支援を元受刑者の円滑な社会復帰を促すうえで必要不可欠と考えていた。自著の中で、当時イギリスで慈善団体によって行われていた元受刑者に対する支援の内容に言及した上で、彼は以下のように現状を批判する。

[エジプトの] 監獄局は、現時点でも [上記の] 諸事業のいくつかは実施している。例えば、釈放にさいし出獄者に対して衣類の提供や、出身地への旅費、彼が服役中に得た [報奨] 金の支給を行っている。しかし、これらの支援は、出獄者に仕事を見つけるという根本的な支援(al-musā'ada al-jawharīya)が欠けている限り、無価値なもの ('adīmat al-qīma) である⁷⁴。

さらに彼は、元受刑者の就業を支援するための担当部署を内務省内に設置するとともに、民間団体の設立を促すことも提案している。

元受刑者 (maṣjūnūn ba'da al-ifrāj 'an-hum) に対する支援 ('ināya) を目的とする部局を内務省内に創設することは不可欠である。その職務は、獄中で習得した技能に関する仕事、あるいは希望する [職種の] 仕事を元受刑者に見つけること、尊厳のある人生 (al-ḥayā al-sharīfa) を送ることができるように支援すること、またより効果を高めるために協力して活動する慈善団体 (jam'īya khayrīya) を設立せしめることである⁷⁵。

しかし、社会復帰支援に関わる制度の改善も、遅々として進まなかった。下院財務委員会は1932年に監獄局予算の審議にさいし、受刑者労働に対する報奨金の増額を要求したが⁷⁶、監獄局は1926年以来検討中であると回答したのみであった⁷⁷。また、1936年の警察

⁷³ Ḥilmī, *Miṣr*, pp. 202-203.

⁷⁴ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 206.

⁷⁵ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 204.

⁷⁶ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 845.

⁷⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, pp. 828-829.

法 (*Nizām al-Būlīs wa al-Idāra*) の定める報奨金制度の概要は、イギリス統治時代末期と同様に、大部分の受刑者はその対象から除外されていた⁷⁸。バービリーもまた、1941年に出版した自著において、ほとんどの受刑者が報奨金制度の支給対象から外れていると述べている⁷⁹。

元受刑者に対する支援制度に関する政府の見解は、1933年3月と1934年4月の下院財務委員会報告をめぐる審議のさいに示されている。元受刑者支援のための手段について検討するよう求める下院財務委員会の要求に対し、監獄局は少年犯以外の元受刑者に対する支援は基本的には自らの担当ではないとしているほか⁸⁰、成年感化院を退院した常習犯を政府機関で雇用する案も財務省により拒否されている⁸¹。

元受刑者の社会復帰支援に消極的な政府の立場はその後、1930年代を通じて継続した。1930年代後半の『監獄年鑑』には、元受刑者の社会復帰に困難が伴う事実を認める記述が散見される。しかし、監獄局には政府機関や民間団体に彼らを推薦するほかに可能な支援は無く、問題の解決は大衆、雇用主、名士の人間性 (*insāniya*) によるほかないと指摘し、社会の側の責任を委ねているほか⁸²、元受刑者への支援は同局の本来の業務ではないとする一方、自身の役割を以下のように定義している⁸³。

[元受刑者の苦境を監獄の責任とする] 人々の意見によれば、監獄局は、服役期間の長短や科せられた判決の種類、犯罪 [を犯す] 以前の彼の出身階層 (*wasat*) や出獄後に [彼が] 属した階層、社会が同情の念によりこの人種 (*‘unṣur*) を受け入れるため、彼自身あるいは時に彼が抱えた恨みを除去するための社会の備えの程度、[元受刑者の] 先天的な素質や体質 (*al-isti‘ād al-fiṭrī aw al-ṣiḥḥī*) 等々を考慮に入れることなく、出獄後の行状の悪さや失業状態 (*biṭāla*)、服役中も非識字であったこと (*ummīya alladhī kāna fī al-sujūn*) や、彼らの内の職人 (*al-ṣāni‘ min hum*) の技術の未熟さなどに責任があるという。[中略] 受刑者 (*sajīn*) が短期間でも監獄に収監された

⁷⁸ *Wizārat al-Dākhilīya, Nizām al-Būlīs wa al-Idāra*, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya bi-Būlāq, 1936, pp. 397-399.

⁷⁹ Bābilī, *al-Ajrām*, p. 526.

⁸⁰ *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, p. 827.

⁸¹ *Majlis al-Nuwwāb* (5/4), Vol. 1, p. 522.

⁸² *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 15

⁸³ *Maṣlahat al-Sujūn* (1937/38), pp. 46-47.

ならば、彼を生涯にわたり(baqīyat al-‘umr)を見守り続ける義務が監獄に生じるとする考えのもと、その制度に関し、監獄は批判にさらされている。[しかし、]監獄は、受刑者に対し報復を受けることのない場(maqām lā yashūb-hu al-intiqām)を提供し、秩序(nizām)や衛生(nazāfa) [の観念]、労働への意欲(hubb al-‘amal)を植え付けるほか、[他の]未だ学んでいないことを学ばせ、従順さ(tā‘a)や法を遵守するに至る道のりをなだらかなものすることに意を砕いてきたのである。

上記の引用部分は、あくまでも監獄内での処遇を通じ、受刑者の改善教化に注力しようとする当時の監獄局の姿勢を明確に示していると言えよう。しかし、職業教育以外の教育的処遇の不備は、実際にはその後もほとんど改善されなかった。例えば、1932年4月の監獄局予算に関する下院財務委員会報告をめぐる審議にさいし、アブドウルアズィーズ・アツ＝スーフアーニー ‘Abd al-‘Azīz al-Ṣūfānī が受刑者に対する説教師の活動について批判を展開し、彼らの採る手法は受刑者の内面に何ら影響を及ぼしておらず、受刑者の矯正(tahdhīb al-masjūnīn)に関し監獄局は旧来の制度(al-nizām al-qadīm)から脱していないと断じている⁸⁴。

改善も一部で見られたものの、質量ともに不十分であった。監獄局が公式に抱える説教師の数は5-6人と極めて少数であったことを受け、1932年と1933年には議会からワクフ省所属のウラマー(‘ulamā’ al-awqāf)を説教師として活用する提案や⁸⁵、宗教者や教育者(rijāl al-dīn wa al-tā‘līm)の活用を求める要求が出されており⁸⁶、その結果か1930年代半ばまでには地方の監獄における説教を在地の宗教者や説教師(rijāl al-dīn wa al-wa‘z fi al-madīna)が担うようになった⁸⁷。一方、常勤の説教師はカイロとその近郊の監獄における説教を担当した。1930年代には、受刑者に対し提供される書籍の種類が拡大した。以前も希望者に対しコーランなどの聖典(al-kutub al-muqaddasa)が提供されることはあったが⁸⁸、1930年代前半には宗教書以外にも事前の検閲という条件付きで学術書、文芸書の類が許可されるように

⁸⁴ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 585. なお、ここで批判の対象となっている説教師とは al-shaykh al-jarabī のことである。

⁸⁵ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 588.

⁸⁶ *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, p. 828.

⁸⁷ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 12-13.

⁸⁸ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 149.

なっていたほか⁸⁹、一部の監獄では図書室も設置されるようになっていた。

しかし、当時のエジプト社会における非識字率の高さと、それに起因する入獄者に占める非識字者の高い比率を考えると⁹⁰、このような措置を享受できるのは限られた数の受刑者のみであった。しかも、効果が限定的な図書館の設置すら、全ての監獄で行われていたわけではなかったことに注意しなければならない。徒刑監獄では、依然として懲罰的な処遇が継続しており、説教師以外の矯正教育の仕組みは備わっていなかった。そこでは「種々の労働と足枷の重量 (thiql al-aghlāl)」が、矯正のための主要な手段であった⁹¹。

低識字率という状況下において、書籍を通じた道徳的改善が幅広い層の受刑者に一定の効果を持つためには、識字教育の実施が不可欠の前提であったが、それもまた未実施のままであった。既に言及した、国民裁判所設立50周年記念の出版物の記述に依拠するならば、非識字者の受刑者に対して行なわれた教育的措置は当時も宗教的な説教および教導のみであった⁹²。また当時の『監獄年鑑』によれば、監獄局が実施していた識字教育は、少年犯や職員の子弟、監獄局に配備されていた下士官や兵士向けのものに限られており⁹³、受刑者を対象としたものでなかった。

以上のような状況の下、当局が受刑者処遇の意義を強調する場合、職業教育の効果を強調するのは当然の成り行きであった。1932年の下院財務委員会に出席したさい、当時の監獄局長ムハンマド・タウフィーク・アブドゥッラーは、以下のように述べている。

これら〔監獄内〕の工場(maṣāni‘)は、受刑者を労働させ、様々な技術 (ṣinā‘āt) を教えるための手段であるので、監獄から出た後、彼らが社会の重荷 (‘āla ‘alā al-hay’a al-ijtimā‘īya) となることはない⁹⁴。

しかし、既に何度も指摘している教育的処遇としての受刑者労働の限界は、立憲王制時代にも依然改善されることなく維持されていた。既に述べた立憲王制時代初頭の監獄内規

⁸⁹ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, pp. 335-336.

⁹⁰ 例えば、1935-36年間の入獄者総数90,179人の内、識字者はその1割余り(11,563人)にとどまっていた。*Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 128.

⁹¹ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 336.

⁹² *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 335.

⁹³ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 42-46.

⁹⁴ *Majlis al-Nuwwāb* (5/2), Vol. 2, p. 588.

の改正による厳格化（1925年）に加え、短期徒刑受刑者の増加は、この傾向に拍車をかけた。徒刑受刑者の内、事実上職業教育の対象外となっていた5年以下の短期受刑者の割合は、1913年の時点では35%（499人）であったのに対し、1941年には55%（917人）と半数以上を占めるまでになっていた⁹⁵。

立憲王制時代前期にその要求が強まった受刑者処遇の改革が停滞した背景には、複数の要因が介在していたが、その中には経済的な要因も含まれていた。1930年代末、徒刑監獄を含めた監獄制度における受刑者1人あたりの経費は、イギリス統治時代と比べほとんど変わらなかった。この間の物価変動を考慮に入れるならば、立憲王制時代、当局は監獄制度の維持に要するコストの抑制に成功していたとも言えるだろう。しかし、一方で当時は年間の平均在監者数に増加傾向が見られたため、実際に負担は増した。例えば、占領末期の1913年には11,474人であった徒刑監獄・中央監獄の在監者数は、立憲王制発足直後の1923年には13,864人と微増にとどまったが⁹⁶、1939年には22,866人に達し⁹⁷、占領下と比べるとほぼ倍増していた。そのため、監獄予算もまた急増し、1911年の支出総額147,989エジプト・ポンドに対し、1939/40年度の支出は総額441,742エジプト・ポンドと3倍以上に達した⁹⁸。健全な監獄の運営上、出費の抑制が必要不可欠となった結果、立憲王制時代もイギリス統治時代に確立された受刑者処遇の方針が基本的に受け継がれることになった。また、成年受刑者に対する道徳教育がいち早く導入されていた成年感化院における受刑者処遇が入院者の更正にほとんど効果が無かったことも、当局に道徳教育の導入をためらわせた要因であったろう。イギリス統治時代に関しては不明だが⁹⁹、立憲王制時代の成年感化院は矯正不可能者の隔離が主な役割となりつつあった。1930年代半ばの在院者（1,037人）の内、初めて成年感化院に入院した者は6割強（656人）にとどまり、残りほぼ全てが再入院者であった¹⁰⁰。バービリーによれば、成年感化院退院者の再犯率の高さは、当時、継続して見られた現象であった。1920-1939年までの20年間の年平均入院者数149人の内、3割弱（40人）が元徒刑囚あるいは成年感化院の再入院者であったという¹⁰¹。矯

⁹⁵ ASE (1914), p. 159; ASE (1940/41), p. 294.

⁹⁶ Hilmī, *Miṣr*, p. 135.

⁹⁷ ASE (1940/41), p. 292.

⁹⁸ Prisons Department (1911), Table XXIV, pp. 86-87; *Maṣlaḥat al-Sujūn* (1939/40), p. 64.

⁹⁹ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 110.

¹⁰⁰ *Maṣlaḥat al-Sujūn* (1935/36), pp. 18-19.

¹⁰¹ Bābilī, *al-Ajrām*, p. 508.

正不可能者と見なされる再入院者の比率が高まるに従い、在院者の改善教化という成年感化院の役割は機能不全に陥らざるを得なかった。その結果、1930年代半ばには他ならぬ当局自身が、常習犯問題の解決に対し別の手段を用いることを検討するべきとの見解を表明するまでになっていた¹⁰²。

第4節 社会事業省の設立と監獄法の改正

前節で述べたように、監獄制度改革に対する政府側の反応は、1930年代半ばまで極めて鈍かった。しかし、1930年代末になると、新監獄法改正の意向を当局が示したほか¹⁰³、1939年に社会事業省の新設に伴い監獄局が同省に移管されるなど、政府主導の監獄制度改革とも見なしうる動きが一部見られるようになった。

管見の限り、監獄局の社会事業省への移管の背景に関する記述を当時の史料に見出すことはできないが、その高い再犯率に対応し、元受刑者に対する社会復帰支援の必要性が指摘されるようになったことと、同省の設立目的を考慮に入れるならば、監獄局の同省への移管は政府が元受刑者の問題を解決すべき社会問題の1つに位置づけたことを示すものと言えるだろう。社会問題省の設立の目的は長年にわたる帝国主義と封建主義により強いられた後進性と戦うことであり¹⁰⁴、同年9月の勅令によれば、ほかに農民・協同組合部、労働局、公衆道徳部といった部局を傘下におさめていた¹⁰⁵。監獄局は以後、陸海軍省 (*wizārat al-ḥarbīya wa al-baḥrīya*) に移管される1947年まで同省の管轄下に入り¹⁰⁶、監獄改革にあたることとなった。

しかし、監獄制度自体が軍隊的な性格を維持したのと同様に、社会事業省への移管後の監獄局の方針にも急激な変更は見られなかった。同局が重視したのは依然、分類処遇の推進のみであった。1940年1月に出版された社会事業省の機関誌『社会問題』創刊号には、設立後4ヶ月間の同省の活動を紹介した記事が収録されているが¹⁰⁷、監獄制度関連の事業

¹⁰² *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 19.

¹⁰³ *Maṣlahat al-Sujūn* (1937/38), pp. 1-2.

¹⁰⁴ Shakry, *The Great Social Laboratory*, p. 265.

¹⁰⁵ al-Jumhūrīya al-‘Arabīya al-Muttaḥida, *Wizārat al-Shu’ūn al-Ijtimā’īya fī 25 ‘Ām*, al-Qāhira: Dār wa Maṭābi‘ al-Sha‘b, pp. 15-16.

¹⁰⁶ al-Jumhūrīya al-‘Arabīya al-Muttaḥida, *Wizārat al-Shu’ūn al-Ijtimā’īya*, p. 17.

¹⁰⁷ Anonym., “Wizārat al-Shu’ūn al-Ijtimā’īya fī Arba‘at Ashhur”, *MSI* (1940/1), pp. 4-9.

としては下エジプト北部の土地改良事業に受刑者を動員するための複数の農場の建設と薬事犯専用の治療施設の設置があげられている。この施策は、1939年5月の下院財務委員会の要求とも合致しており¹⁰⁸、議会側の意にも適うものであった。

同農場に送られた受刑者は刑期を終えた後もそこで働き続けることが想定されており、元受刑者の雇用対策であると同時に、彼らを社会から隔離する目的も併せ持つものであった。同様の政策は、危険な犯罪者を隔離するために、下エジプト北部の遠隔地での農作業に動員することが1938年に提案されている¹⁰⁹。また、これまで幾度も指摘してきたように、監獄外での受刑者処遇は監獄の過剰収容対策でもあり、各農場の建設もその意図も含んでいた¹¹⁰。

監獄制度改革の停滞は、社会事業省設立後も続いた議論の内容からもうかがうことができる。バービリーは、1941年に出版した自著において、矯正や教育という観点の欠如を監獄制度の問題点(‘uyūb)の1つにあげ批判している¹¹¹。また、社会事業省の機関誌『社会問題』誌には、監獄制度に関する論考が特に1940年代前半に数多く掲載されたが、それらを参照する限り、当時の監獄制度に目立った変化を見出すことはできない。例えば、ある論考は¹¹²、エジプトでは依然刑期の長短のみを基準とし、罪科の違いに留意しない分類処遇が実施されている結果、監獄は受刑者に犯罪に関する新たな知識・技術を学ぶ場と化していると批判している。また、当時の監獄局の教育監が監獄内の教育制度を紹介した論考によれば¹¹³、依然、教育の対象となった受刑者は感化院に収容された少年犯と成年感化院に収容された常習犯に限定されていた。さらに、元受刑者に対する社会復帰支援の必要性を訴えた論考は、政府が率先し元受刑者を雇用し、範を垂れることを主張し、政府機関の多くが元受刑者の受け入れを拒否していることを批判している¹¹⁴。

また、元受刑者の社会復帰支援の任を監獄局に負わせることに関しては、必ずしも意見の一致を見ていた訳ではなかった。1940年の下院財務委員会報告は、元受刑者の社会復帰

¹⁰⁸ *Majlis al-Nuwwāb* (7/2), Vol. 2, p. 1946.

¹⁰⁹ ‘Alī Ḥilmī, *al-Tarbiya al-Nizāmīya*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Naṣr, 1938, p. 76.

¹¹⁰ *Majlis al-Nuwwāb* (7/2), Vol. 2, p. 1946.

¹¹¹ Bābilī, *al-Ajrām*, pp. 530-531.

¹¹² ‘Uryān Yūsuf Sa‘d, “al-Sijn Ta‘dīb wa Iṣlāḥ wa Tahdhīb,” *MSI* (1941/8), pp. 73-75.

¹¹³ Faṭḥ Allāh Muḥammad al-Marṣafī, “al-Tarbiya wa al-Ta‘līm fī al-Sujūn al-Miṣrīya,” *MSI* (1941/11), pp. 113-117.

¹¹⁴ Muḥammad Riyāḍ, “Wasā’il Iṣlāḥ al-Masjūnīn ba‘da al-Ifrāj ‘an-hum,” *MSI* (1940/9), p. 76.

支援は既存の監獄制度の役割ではないことを根拠に、同局を社会事業省の管轄より外し、同省が独自に元受刑者の社会復帰支援に乗り出すべきだとする意見を示しているほか¹¹⁵、1942年7月の下院財務委員会報告も、依然監獄局を社会事業省の管轄下に置くことに関し、意見の対立があることに言及していた¹¹⁶。

以上のような監獄制度改革の停滞に対し、1943年4月の下院財務委員会報告は、以下のように述べている。

[予算] 委員会は今なお、少年犯法その他の改正と同様、監獄を改良するとの政府の約束を期待している。また委員会は、社会が犯罪者を適切に再び受け入れることができるように、その改善(taqwīm al-mujrim)を試みる機関(ma'āhid)へと監獄を変革するにさいし、[他の] 近代的国家(al-duwal al-ḥadītha)が採った方向性に[政府が] 注意を向けることを促したい¹¹⁷。

一方、1930年代半ばにその意向が示された新監獄法の改正は、10年以上後の1949年によりやく達成された。勅令による1949年第180号法として公布された1949年監獄法は¹¹⁸、新監獄法と比べ、受刑者処遇の刑罰性を減じ、受刑者の権利が拡大されるなど、受刑者処遇に改善が見られたほか、分類処遇に関する規定が新たに定められたことが大きな特徴である。例えば、新監獄法には無かった受刑者教育(tathqīf al-masjūnīn)と報奨金に関する規定が新たに設けられたほか、受刑者労働や面会・通信権にも受刑者の権利を拡大する規定が追加された。これまで見てきたように、受刑者教育と報奨金制度の改善は、1920年代末以来、受刑者処遇の問題点として特に実現が求められてきた点であり、監獄法改正により長年の主張がようやく明文化されることになった。

受刑者教育に関しては、年齢や才能、刑期の長さを考慮し、受刑者に対する教育を実施することを定め(第38条)、男女双方に学習プログラム(manhaj al-dirāsa)を提供するとし

¹¹⁵ *Majlis al-Nuwwāb* (7/3), Vol. 2, p. 1843.

¹¹⁶ *Majlis al-Nuwwāb* (8/1), Vol. 1, p. 846.

¹¹⁷ *Majlis al-Nuwwāb* (8/2), Vol. 1, pp. 1047-1048.

¹¹⁸ 1949年監獄法の条文については、Shāwī, Tawfiq Muḥammad, *Majmū'at Qānūn lil-Ijrā'āt al-Jinā'iya: wa Qawānīn al-Sujūn wa Mu'āmalat al-Masjūnīn fī Jarā'im al-Ṣiḥāfa wa al-Aḥdāth al-Musharradīn ma'a Ta'līqāt Muqārīna*, al-Qāhira: Dār al-Nashr lil-Jāmi'āt al-Miṣrīya, n. d., pp. 396-419 あるいは Khalīl & Sālim, *al-Sujūn fī Miṣr*, pp. 225-244 を参照のこと。

ている（第39条）。また、自由時間に受刑者の利用に供するため、全監獄に図書室（maktaba）を設置し、宗教・学術・道徳に関する書籍を置くこととした（第40条）。また、徒刑監獄と中央監獄に1人以上の説教師を常駐させることを定めた（第43条）。

報奨金に関する規定では、従来の制度が7年以上の受刑者を対象としていたのに対し、今回の改正により対象は2年以上の受刑者となり、統治時代以来、その範囲が再び拡大された（第50条）。支給方法も出獄時が原則である点は以前と同様であった（第45条）が、獲得した報奨金の半額を上限に、服役中の支給や、受刑者家族(usrat-hu)への支給が認められた（第46条）。加えて、従来の制度は受刑者本人が死亡した場合、報奨金は支給されなかったが、今回の改正により相続人(warathat-hu)に支給することが定められた（第48条）。報奨金の上限は3ポンドと定められたが（第47条）、上記の諸規定により受刑者とその家族に対する経済的支援は拡充された。

受刑者労働に関する規定には、特に徒刑受刑者の負担軽減を意図した変更が加えられた。在監期間が10年を超えた徒刑受刑者に足枷を外すことを認めた（第33条）ほか、徒刑受刑者の1日の労働時間の上限も8時間（従来は10時間）に短縮された（第35条）。さらに、特に必要な場合を除き、金曜日や非ムスリムの宗教上の祭日に受刑者を労働に従事させることを禁じている（第37条）。なお、この規定には、受刑者に宗教的義務の実践を促すことを定めた第44条の規定との関連を見出すことも可能だろう。

面会・通信権の制限も緩和された。受刑者の親族、知人との面会・通信権は、従来は収監後3ヶ月経過した後に、最低2ヶ月に1回認められていたのに対し、改正後は懲役刑・禁錮刑受刑者は2ヶ月後に短縮されたほか、回数も最低月1回に増やされている（第51条）。徒刑受刑者も面会・通信の解禁は収監3ヶ月経過後である点は従来と変わらなかったものの、回数は45日に1回とやや短縮されている（第52条）。

1949年監獄法における分類処遇に関する諸規定は、監獄の種類を定めた第1章と受刑者の分類を定めた第2章に見出すことができる。1949年監獄法第9条は、両監獄の受刑者に対し、従来とは異なる新たな分類を導入し、彼らは大きくA(alif)とB(bā')の囚人分類に分けられた。前者の分類には(1)未決囚、(2)債務囚(muflisūn)、(3)生活様式(ma'īsha)、犯した罪科、その経緯(zurūf-hā)、社会的地位(aḥwāl-hum al-ijtimā'īya)などに応じた「特別処遇」(mu'āmala khāṣṣa)の対象となる受刑者が含まれたのに対し、後者にはその他全て

の受刑者 (jamī' al-masjūnīn al-ākharīn) が分類された。

しかし、上記のように受刑者の権利の拡大が見られる一方、監獄内の規律違反への対応は厳罰化の方向に進んだ。新監獄法には明記されていた罰則適用の対象となる規律違反の具体的内容は削除されたため¹¹⁹、1949年監獄法にのみ拠る限り恣意的な運用の危険性はむしろ増した。さらに、規律違反を犯した受刑者に罰則を適用するさいの典獄の権限は拡大された (bi-ma' rifat mudīr al-sujūn aw ma' mūr-hu) (第63条)。彼に運用が委ねられた罰則の種類は4種類から7種類に増えたほか、その内容も厳罰化が進んだ。例えば、独房への拘禁にさいし認められた期間は3日以内から徒刑受刑者に対しては15日以内、その他の受刑者に対しては7日以内に拡大されたほか、給食の削減措置も3日以内から7日以内に拡大された。

また、新たに導入された特別処遇の内容は、1949年監獄法の記述などに基づく限り、単なる処遇面の優遇措置であったほか、その対象となった受刑者の数も極めて限られており、大部分の受刑者はその対象から外れていた。「特別処遇」の対象となるA分類(3)の分類基準に従えば、犯罪者の個々の事情に対応した矯正のための処遇を行なうことを意図しているかのように思われる。しかし、1949年監獄法の条文から見出される特別処遇の内容は、受刑者の権利や自由の拡大といったものに限られていた。例えば、1949年監獄法第34条は、A分類と思想犯(li-jarā'im al-nashr)の労働禁錮刑受刑者の作業内容は別途定めるとしているほか、同法第41条はA分類の受刑者と思想犯(li-jarā'im al-ra'y)に対し、自費による新聞、書籍、雑誌の購入を認めていた。加えて、1949年監獄法第7条は思想犯(al-maḥkūm 'alay-hum fi al-jarā'im allatī taqa' bi-wāsiṭat al-ṣuḥuf wa ghayra-hā min ṭuruq al-nashr)を中央監獄の特別区画(makān khāṣṣ)あるいは専用の監獄(sijn khāṣṣ)に収監し、1936年第21号法の規定に沿った処遇を受けることが定められていた¹²⁰。1936年第21号法は、第1条にて思想犯にその他の受刑者とは別の場所に個室を与えられることを定めたほか、従事する受刑者労働の種類を選択権を認めていた(第2条)。

以上のようなA分類に対する優遇措置が設けられた背景に関し、ゴーマンは外国人受刑者に対する配慮があったと指摘している。イギリス統治時代以降、外国人受刑者はエジプト政府の監獄に収監されるようになっていたが、エジプト人受刑者とは別個の処遇が行な

¹¹⁹ 新監獄法第73条を参照のこと。

¹²⁰ 1936年第21号法の条文は以下を参照。QAMAM(1936), pp. 53-54.

われていたほか、食料の提供などを通じ各国領事も処遇に介入していた¹²¹。しかし、19世紀以来存続したエジプトにおける領事裁判権の廃止と将来的な混合裁判所制度の廃止を定めた1937年のモントルー条約の締結は、エジプト政府による外国人受刑者の処遇が本格化することを意味した。ゴーマンによれば、同条約締結後、外国人受刑者の権利保護を求めるイギリス政府とエジプト政府との間で行われた交渉の結果が、1949年監獄法における上記の規定に反映されているという。既に述べたように、監獄法改正の動きが確認されるのはモントルー条約締結後のことであるほか、1949年監獄法の公布は混合裁判所制度が廃止された1949年末のことであった。

おわりに

他の多くの諸制度と同様に、イギリス統治時代に確立された制度を継承した立憲王制時代の監獄制度は、早くも1920年代末には批判にさらされるようになった。また、当時の監獄制度改革をめぐる議論は、その関心が主に受刑者労働のあり方に限定されたイギリス統治時代とは異なり、道徳教育や識字教育など、より受刑者の内面の改善を重視する処遇のあり方の模索へと大きく舵を切った。また、薬事犯や政治犯など、新たな犯罪類型の「発見」や、1930年代以降の犯罪学の導入と発展による多様な犯罪動機の把握により、より微細かつ個別的な視点に基づく受刑者処遇が必要かつ理想とされたのである。もちろん、従来より少年感化院や成年感化院を通じ分類処遇は進められてはいた。しかし、その他の一般受刑者は、性別や刑期の長短、累犯の有無に基づく分類処遇こそ行なわれていたものの、その他の点ではほぼ画一的な処遇が行なわれており、当時の観点からはこのような現状は、到底受け入れられるものではなかった。当時の累犯者の「増加」もまた、既存の受刑者処遇への疑念を高め、監獄改革への推進力となった。同時に累犯者の増加は、社会復帰した元受刑者に対する支援の重要性に対する認識の形成も促した。イギリス統治時代に大幅に縮小された報奨金制度の改善が求められたほか、就業支援の実施に政府の関与を求める主張や、民間団体の設立が必要だとする主張が展開された。

しかし、議論の深化とは対照的に、当局の反応は鈍く、実態への反映は困難を極めた。

¹²¹ Gorman, “Regulation, Reform, and Resistance,” pp. 114-115.

財政的制約に加え、多様な矯正技術を駆使した成年感化院の成果が思わしくないことも、一般受刑者に対する教育的処遇の拡大にさいし障害となった。1930年代末、社会問題の解決を目的とした社会事業省に監獄局が移管された後も、状況にはほとんど変化は無かった。そうした中、1949年に制定された新たな監獄法は、受刑者教育の実施や報奨金制度の拡充などを謳っており、立憲王制時代を通じ行なわれた監獄改革における数少ない成果であった。しかし、1952年7月革命による体制変革の直前に制定されたこの新たな監獄法が、当時の監獄制度に実際に及ぼし得た影響を過大評価することには慎重であるべきだろう¹²²。

しかし、はじめに示唆したように、立憲王制時代の監獄改革を巡る議論は、1952年7月革命により成立した共和政時代における監獄制度の設計図に大きな影響を与えた。例えば、1955年7月に『カイロ監獄：改良の殿堂』と題し、陸軍省(wizārat al-ḥarbīya)が発行した小冊子には以下のように新政権による監獄改革の成果の喧伝が見られるが、実際のところその多くは立憲王制時代に既に改善や導入の必要性が指摘されていたものであった。

監獄制度 (al-sujūn al-miṣrīya) は [共和国の成立により] 多くの僥倖を得た。即ち、
[受刑者の] 衣食の改善、酒保の設置、喫煙の解禁、ラジオの導入や映画の上映、
体育や演劇の実施、面会や通信 [制限] の緩和、図書室、教育制度や宗教的説教制度
の設置、鉄枷の破却、行政観察の廃止などである¹²³。

翌年1956年には、1949年監獄法の改正（1956年第396号法）も行なわれた。1956年監獄法の注釈(al-mudhakkira al-īdāhīya)には、改正が実現を目指した目的の1つに「1949年監獄法の草案の検討を委託された委員会が示した要望を採用し、刑罰の執行に努めること」が掲げられていた¹²⁴。実際に、受刑者の権利のさらなる拡大を定めた規定が含まれていたほか、受刑者に対し提供される教育の具体的な内容も定められた。少なくとも規定上は、立憲王制時代に追求された監獄制度のあり方が実現したのである。

新政権が喧伝した監獄制度のあり方が、どの程度共和制時代の監獄制度の実態を反映し

¹²² 監獄内規の改正が確認できないことも、1949年監獄法の実効性を疑わせる。

¹²³ Wizārat al-Ḥarbīya, *Sijīn Miṣr*, p. 6

¹²⁴ Maṣlaḥat al-Sujūn, *al-Qānūn raqīm 396 li-sanat 1956 fī Sha'n Tanzīm al-Sujūn wa al-Lā'iḥa al-Dākhilīya wa al-Qarārāt al-Wizārīya wa al-Idārīya*, al-Qāhira: al-Hay'a al-'Āmma li-Shu'ūn al-Maṭābi' al-Amīrīya, 1962, p. 28.

たものであるのかを検討することは、もはや本稿の課題ではない。しかし、以上のような7月革命後の監獄制度「改革」の展開は、19世紀のイギリスと同様に、ナセル率いる新政権もまた、受刑者処遇の改善を「旧体制」との決別と新政権の正統性を示す上で重要な措置と考えていたことを示している。

第6章 近代エジプトにおける少年感化院制度の展開

はじめに

前章まで論じてきたように、成年感化院を除いた近代エジプトの監獄制度における刑罰の個別化＝分類処遇の進展は極めて遅く、その本格的実施は立憲王制時代に入った後のことであった。しかし、年齢に基づく分類処遇、即ち少年犯に対する特別処遇は比較的早い時期に実施に移されており、そのことは先行研究を通じ、比較的良く知られている。

従来の研究の多くは、イギリス統治時代の19世紀末、アレクサンドリアに少年感化院が設置されたことにより、少年受刑者に対する処遇が大きく変化したと指摘してきた¹。一方、ゴーマンは、感化院設立後も依然、監獄に数多くの少年受刑者が在監していたことを指摘し、従来の見解を修正する必要性を示唆しているものの、その背景や当時の少年感化院制度の意義は追究していない²。

イギリス統治時代の少年感化院制度の意義に関しエネルは、浮浪児の収容が進められた点を指摘し、救貧対策の一環であったことを示唆している³。しかし、本章が明らかにするように少年感化院設立は、本来全く別の意図によるものであった。またエネルは、立憲王制時代の浮浪児対策に民間団体の関与を強調する一方、少年感化院の果たした役割には言及していないが、本章が明らかにするように当時の少年感化院は以前よりもむしろ浮浪児対策上、重要な役割を果たすことが期待されていた。

以上のように、イギリス統治時代・立憲王制時代双方の時代における少年感化院に関する知見は十分とは言いがたい。このような状況を踏まえ、本章では19世紀末の感化院成立の動機や経緯、その後の展開に関し、統計資料にも依拠し再検討を行なうことを目的とする。

第1節 少年感化院設立以前の少年犯処遇

¹ Ener, *Managing Egypt's Poor*, pp. 114-115; Tollefson, *Policing Islam*, pp. 124-125.

² Gorman, "Regulation, Reform and Resistance," p. 111.

³ Mine Ener, "Prohibitions on Begging and Loitering in Nineteenth-Century Egypt," *Die Welt des Islams*, 39 (1999), pp. 338-339.

本題に入る前に、まず近代エジプトにおける少年犯の定義と、少年感化院設立以前に彼らに対して行われていた処遇について簡単に述べたい。19世紀中葉のエジプトにおいては、少年犯は基本的に成年犯と区別されることなく、同じ監獄内で同様の処遇を受けていた。当時の刑法、例えば1845年の法選集 (al-Qānūn al-Muntakhab) は、弁識能力の無い、即ち善悪の判断がつかない(ghayra mumayyiz)12歳以上の少年犯については「教育施設」 (maḥall al-tarbiya) への収容、あるいは親への引き渡しを定めていた (第133条)。しかしペテルスによれば、当時は少年犯を処遇するための「教育施設」なるものの存在は確認できない一方、アレクサンドリア造船工廠付設の監獄には12歳以下の少年犯すら収監されていたという⁴。

一方、イギリス統治時代に施行された1883年刑法は、法選集よりも刑事責任年齢の下限が引き下げられている点がまず特徴的である。同法第56条によれば、7歳未満を刑事未成年と定められており、刑事責任年齢は従来の12歳以上から7歳へと大幅に引き下げられていた。なお、この規定は後の1904年刑法や1937年刑法にも継承されていく。

ただし、1883年刑法では、刑事責任年齢は7歳と定められていたが、15歳未満の者については、少年(qāṣir)として刑の減軽が認められていた。減軽の内容は弁識能力の有無により大きく異なり、弁識能力が無いと判断された少年犯は、親(ahl-hu)あるいはその身柄を引き受ける、しかるべき者に引き渡すか、官民いずれかの農場、工場、教育施設(maḥallāt al-zirā'a aw ṣinā'a aw al-ta'lim)などに20歳になるまで送致することを定めていた(第58条)。

一方、弁識能力者(mumayyiz)と判断された少年犯は、死刑、終身徒刑、終身懲役刑、終身追放刑などに相当する犯罪行為を犯した場合、5年から15年の禁錮刑に処すること(第59条)や、有期徒刑、有期懲役刑、有期追放刑に相当する犯罪行為を犯した場合、成年(ghayra qāṣir)が同様の行為を犯した場合に下される刑の4分の1以上、3分の1以下の刑期の禁錮刑に処すること、釈放後は5年から10年間、警察の監視下に置かれることなどが定められていた(第60条)。第60条では、公民権停止に相当する行為を犯した場合は、6ヶ月以上、3年以内の禁錮刑に処することも定められていた。また軽罪を犯した場合は、成年の場合に下される刑の3分の1以下の刑期の禁錮刑に処することが定められていた(第62条)。

⁴ Peters, "Egypt and the Age of the Triumphant Prison," pp. 271-272.

以上のように、弁識能力を有する少年犯の場合、刑の減輕こそ行われるものの、監獄に収監されたことにより成年犯に対するのと全く同じ処遇が行われていた。既に第2章で指摘したように、イギリス統治時代前期の監獄においては囚人の分類は主に性にに基づくもののみであり、年齢に基づく囚人の分類は、その後も長きに渡って実施されることはなかった⁵。また、弁識能力の無い少年犯の場合も、当時の『司法省顧問年次報告』に同刑法第58条の規定は事実上空文化していたとの指摘があるように⁶、以前と同様、実際には監獄以外に彼らを処遇する場は存在しなかった。したがって、親に引き渡された者以外は、少年犯は依然として監獄に収監されており、独自の処遇は一切行われていなかった。1883年刑法下の検察・司法統計において、性別の項目が設けられている一方、年齢別の項目が一切設けられていないことも、年齢に応じた処遇が行われていなかった間接的な証拠となるだろう。

第2節 イギリス統治時代における少年感化院の設立

前節で述べたような、少年受刑者に対する処遇のあり方に初めて変化をもたらしたのはアレクサンドリアにおける少年感化院 (*işlāhīyat al-aḥdāth*) の設立であった。設立当初のアラビア語史料中には少年監獄 (*sijn al-aḥdāth*) と表記されるこの少年感化院は、1894年に設立のための予算が認められた後、1896年に完成した。この少年感化院は城砦を転用して設立されたものであり⁷、収容可能な人員は100人から150人程度であったという⁸。この少年感化院の設立により、当時の刑法が定める少年受刑者のための「教育施設」が初めて設置されることになった。

この少年感化院の設立に深く関与したのは時の監獄総監クルックシャンクであった。まさに少年感化院設立のための予算が認可された1894年に時の内相に報告書を提出したさい、

⁵ 立憲王制下の監獄における少年犯の処遇についてバービリーは、衣食住、労働、余暇などの点で成年犯と生活をともにし、会話する機会もあったと述べている。Bābilī, *al-Ajrām*, pp. 129-130.

⁶ “Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū‘ min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā’ī ‘an al-Maḥākīm al-Ahlīya ‘an Sanatay 1895-1896,” in *QM* (1897), p. 109.

⁷ Coles, *Recollections and Reflections*, p. 113.

⁸ HCSP, Egypt. No. 1 (1895), “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” [C. 7644], p. 13.

彼は少年感化院設立の必要性を訴えている⁹。少年感化院の設立の目的は、少年犯を成年犯と隔離し、処遇することではなく、累犯の少年犯に対し特別な処遇を施すことであった。彼は、少年累犯者の再犯の防止に現行の処遇は有効ではないとの認識を示していた。また、同報告でのクルックシャンクの指摘によれば、当時、常習犯と目される少年犯は、主にカイロとアレクサンドリアの監獄に150人収監されていたようだが、この数は設立当初の少年感化院の最大収容能力と同数であり、少年感化院設立の背景を考えるうえで極めて示唆的な数字である。

当時、アレクサンドリアにあった少年感化院における処遇は、どのようなものであったのだろうか。これについては、1897年の『司法省顧問年次報告』に詳しい記述がある¹⁰。それによれば、彼らは毎日読み書きを学習していたほか、身体の鍛錬も行い、洗濯や清掃といった日常生活に必要な作業や農作業にも従事していたという。

しかし、少年感化院に収容能力・収監対象となる少年犯が限定されていたことが示唆するように、少年犯の主な処遇の場は依然監獄であった。例えば、具体的な数値を確認できる1902年と1903年に中央監獄・郡監獄に収監された少年犯の数は、5,388人（1902年）、6,015人（1903年）と推移しており¹¹、同時期に少年感化院に収容された人数（1902年：86人、1903年：117人）を大きく上回っていた¹²。少年感化院の在院者数も少なく、各年末の時点での数字で175人（1902年）、261人（1903年）であった¹³。なお、その数はおおよそ当時の収容能力にほぼ対応したものであり、当時の少年感化院においては、監獄で問題となっていたような過剰収容化は起こらなかったと考えられる。

設立当初アレクサンドリアにあった少年感化院は、1897年にはカイロのブーラークに移転した後、コールズにより1903年3月にはギザに再移転させられた¹⁴。ギザに移転した当初、少年感化院は1901年の新監獄法の発布に伴い廃止されたギザ既決囚監獄の旧施設を利用していたが、1907年には同地に新施設が完成し、そちらに移転した¹⁵。この新たなギザ

⁹ “Rapport sur l’Administration des Prisons pendant l’année 1893 présenté par l’Inspecteur general à S. E. Riaz pacha, Ministre de l’Intérieur,” in *RDO* (1893), pp. 231-232.

¹⁰ “Tarjamat al-Taqrīr ‘an Sanatay 1895-1896,” in *QM* (1897), pp. 107-108.

¹¹ *ASE* (1910), p. 132.

¹² *Prisons Department* (1905), p. 38.

¹³ *HCSP*, Egypt. No. 1 (1904), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1903,” [Cd. 1951], p. 41.

¹⁴ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 330; *HCSP*, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], p. 41.

¹⁵ *HCSP*, Egypt. No. 1 (1908), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finance,

少年感化院には、従来と異なり、男子に加え女子も収容することができるよう設計されていた¹⁶。タラーブルスィーによれば、カイロ南郊のヘルワーンHilwānに女子少年犯用の感化院がすでに設立されていたが、この女子感化院は翌1908年にはギザ少年感化院に統合されたという¹⁷。

アレクサンドリア時代よりクルックシャンクが提言していた大工作業(nijāra)等の職業教育の少年感化院への導入は、ブーラクへの移転後に実現したほか¹⁸、ギザ移転後の少年感化院には、13歳を境に分けられた二つのクラスが設けられ、各々に異なる処遇が行われていた。13歳以上のクラスでは、1日あたり4時間の職業教育と2時間の初等教育が、13歳未満のクラスでは、2時間の職業教育と4時間の初等教育が課せられていた¹⁹。その内、職業教育の具体的内容は、印刷、製本、大工、製靴、裁縫、ブリキ加工、鍛冶、農業といったものであった²⁰。少年感化院在院者が院内で従事したと思われる上記の諸作業は、中央監獄内における受刑者労働と同様に、印刷・製本、農業といった一部の職種を除き利益率はきわめて低かった。在院者による労働の利益率の低さは、労働時間の短さにも起因するものであったが、少年感化院での職業教育もまた、単に経済的動機にのみ基づいて実施されていたわけではなかった。

一方、初等教育の内容は、読み書き、計算のほか、書道、宗教、コーラン暗誦といったものであり、当時の『監獄年鑑』の記述によれば、これは当時のクッターブのために教育省が定めた学習内容に準拠していたという²¹。また女子は、家庭内の衛生教育(al-ta'lim al-ṣiḥḥī al-manzilī)や、料理、アイロン仕事、裁縫、洗濯、刺繍(tatṛīz)など家事全般の教育が行われていたという²²。

少年感化院はギザへの移転により、300人を収容できるまでにその規模を拡張したが²³、

Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1907,” [Cd. 3966], p. 24.

¹⁶ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finance, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1904,” [Cd. 2409], p. 58.

¹⁷ Muḥammad Nabīh al-Ṭalābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth fī al-Qānūn al-Miṣrī wa al-Tashrī‘ al-Maqārīn*, al-Qāhira: Dār al-Fikr al-‘Arabī, n. d., p. 143.

¹⁸ “Tarjamāt al-Taqrīr al-Marfū‘ min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā’ī ‘an sanat 1898,” in *QM* (1899), pp. 109-110.

¹⁹ *Prisons Department* (1905), p. 48; Coles, *Recollections and Reflections*, p. 115.

²⁰ *Prisons Department* (1905), pp. 46-47.

²¹ *Prisons Department* (1905), p. 46.

²² Ṭarābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, p. 143.

²³ HCSP, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], p. 41.

これは翌年の刑法改正により、少年感化院の役割の拡大が予定されていたことへの対応であった。1904年刑法は、全ての少年犯に対し監獄への収監の代わりに少年感化院への収容という処分を下すことを認めていた（同刑法第61条）。当時の『総領事年次報告』におけるクローマーの指摘によれば、1883年刑法下の少年感化院は、クルックシャンクが当初意図したのとは全く異なる役割を担っていた。彼は、当時の司法が少年感化院を弁識能力の無い少年犯の処遇の場、即ち1883年刑法第58条の定める教育施設として扱った結果、クルックシャンクが少年感化院の処遇の主対象に想定していた少年累犯者の監獄への収監が継続していることを問題視していた²⁴。また、既に第3章にて指摘したように、当時の監獄における刑期が1年以下の受刑者に対する処遇は、主に懲罰的なものであり、少年感化院における教育的処遇とは全く異質のものであった。少年感化院の役割に変化を促す刑法改正が行われた背景には、監獄における少年犯の処遇に対する懸念に加え、司法に対する当局の不満が存在していた。

1904年刑法下の少年感化院在院者の特徴は以下の2点に集約される。1点目は、累犯者の占める割合が徐々に高まったことである。1905年の『監獄年鑑』所収の少年感化院に関する報告によれば、同刑法施行以前の1903年の在院者全体に占める初犯者の割合が84%であったのに対して、1904年は81%、1905年は75%と、4分の1を累犯者が占めるようになっていた²⁵。1910年のみ、その年の入院者のうち累犯者が占める割合は14%と激減しているが、これは後述する浮浪児法（1908年施行）に基づく入院者を含めた数字であり、全員が初犯者と見なしうる彼らを除くと、累犯者の占める割合は29%と、増加傾向にあることに変わりはない²⁶。さらに、1911年には、その年に入院した男子少年犯（96人）のうち、浮浪児法による入院者（22人）を除くと、累犯者の占める割合は41%（32人）に達した²⁷。

2点目は、財産犯の占める割合が圧倒的に高いことである。1904年および1905年の入院者（125人、104人）のうち、全体の9割超（116人、95人）が1904年刑法第275条が定める窃盗罪を犯した者であった²⁸。当時、同罪に問われた少年犯の全体に占める割合は1割前後であったことを考えると、この数字は突出したものである。即ち、当時の少年感化院

²⁴ HCSP, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], pp. 40-41.

²⁵ Prisons Department (1905), p. 40.

²⁶ Prisons Department (1910), p. 26.

²⁷ Prisons Department (1911), p. 24.

²⁸ Prisons Department (1904), Table IX, p. 55; Prisons Department (1905), Table X, p. 87.

は財産犯の処遇を行う場としての性格を有しており、中央監獄に収監された成年犯の内、主に財産犯が職業教育の対象となっていたこととの共通点が見出される。

少年感化院への少年犯の入院期間は総じて、彼らが監獄に収監された場合に比べて長期に及んだ。1904年刑法第64条は、少年感化院での少年犯の処遇期間はいかなる場合も2年以上5年以下とすることを定めており、実際の科刑状況もこの範囲内で量刑が行われていたことを示している。1911年に少年感化院に収容された少年犯の内、同刑法第61条に基づく全ての者は、少年感化院の在院期間は2年以上5年以下となっていた²⁹。それに対し、少年犯が監獄に収監された場合の刑期の長さは、重罪犯の場合、有期刑は法定刑の3分の1以下、無期刑は10年以下に短縮（第60条）、軽罪犯・違警罪犯の場合は法定刑に則ることが定められていたが（第61条）、実際には少年犯はわずかな例外を除いて皆1年以下の禁錮刑に処せられていた³⁰。少年犯の矯正にさいし、最短2年となる少年感化院への収容期間は不十分であるとの批判さえなされていた当時において³¹、1年以下という監獄への収監期間はあまりに短いものであった。以上のような当時の少年感化院入院者の特徴と、監獄に収監される場合より在院期間が長期に及んだことは、後続する成年感化院入院者と共通するものであり、当局の累犯財産犯に対する特別な関心を示すものとも言えよう。

しかし、1904年の刑法改正を経てもなお、少年感化院が少年犯に対する処遇を独占するには至らなかった。確かに、刑法改正後、監獄に収監された少年犯の数は前年比で3,616人減（2,399人）と劇的に減少した上、その後も一貫して減少し続けた³²。しかし、1904年刑法施行後も依然、少年犯に対する主要な刑罰は監獄への収監であると定められていた（同刑法第60条）ほか、イギリス統治時代に監獄に収監された少年犯の数が最低を記録したのは1909年のことであるが、その数は280人に達し、初めて少年感化院に送致された人数343人を下回ったものの³³、決して少ない数ではなかった。

さらに、監獄に収監される少年犯の減少は、少年感化院の役割が拡大したためではなく、全く別の要因によるものであった。1904年に少年感化院入院者は132人とどまり、前年

²⁹ *Prisons Department* (1911), p. 24

³⁰ 例えば、1911年に監獄への収監を伴う確定判決を受けた少年犯256名の内、刑期が1年以上の少年犯は4名であった。*Prisons Department* (1911), p. 61.

³¹ *Prisons Department* (1905), p. 10.

³² *ASE* (1910), p. 132.

³³ *Prisons Department* (1910), p. 6.

比で15人増加したにすぎなかった³⁴。そもそも、既に述べたように、当時の少年感化院の収容能力は300人程度であり、監獄への収監者数の減少分を全て少年感化院が吸収できるわけではなかった。実際に、刑法改正直後の2年間の少年感化院の在院者数は、各年末の時点で312人（1904年）、395人（1905年）というものであった³⁵。

少年犯処遇における監獄の役割の減少は、刑法改正にさいし身体刑が再導入されたことによりもたらされたものであった。1904年刑法第61条の規定によれば、監獄への収監の代わりに判事が少年犯に対し下しうる処分の中に、少年感化院への送致と並んで、対象は男子に限るという制限はあったものの、鞭打刑が含まれていた。同刑法第63条は、軽罪犯に対しては24回、違警罪犯に対しては12回以内の鞭打刑が科すことを定めていた。この規定に基づいて鞭打刑の処分を受けた少年の数は1904年には2,507人に達し、早くもこの段階で監獄に収監された少年犯の数を上回ると同時に、少年既決囚の総数（5,031人）の約半分を占めるにいたった。以後のイギリス統治時代においては、一貫して鞭打刑が少年犯に対して最も多く科せられた処分であり続けたほか³⁶、この傾向は立憲王制時代の1937年に再度行われた刑法改正により身体刑自体が再度廃止されるまで続いた。

立憲王制時代も少年犯に対し身体刑の適用が続いた背景に関しバービリーは、以下のような要因の存在を指摘している³⁷。(1) 裁判所が成年犯との混在による悪風感染を懸念し、監獄への収監を伴う自由刑の適用を忌避したこと、(2) 親への身柄の引き渡しの条件（親の出頭や監督の宣誓書の提出）を実現することが難しいことに加え、少年犯の動機の背景に親の存在がある場合も多く、措置自体が無意味であること、(3) 監獄に代わる収容施設である少年感化院の過剰収容化、(4) 抑止力（*qūwat al-rad'*）があると同時に迅速かつ容易に執行が可能であったために、裁判所にとり現実的な刑罰（*'uqūba 'amalīya*）と見なされたこと。

以上のような説明は、ほぼそのままイギリス統治時代の状況にもあてはまる。既に第4章が指摘したように、当時の監獄では分類処遇の不徹底が見られたことから、クローマーは当時の『総領事年次報告』において再三指摘しているように、在監中に少年犯が成年犯

³⁴ *Prisons Department* (1905), p. 39.

³⁵ *Prisons Department* (1905), p. 38.

³⁶ *Prisons Department* (1905), pp. 8-9.

³⁷ Bābilī, *al-Ajrām*, p. 129.

から蒙るであろう悪影響について懸念していた³⁸。また、少年感化院の収容可能な数は、当時も限られたものであった。

以上のように20世紀前半の大部分を通じ、少年犯処遇の主要な手段は、懲罰を旨とする身体刑と監獄への収監であり、教育的処遇を実施する少年感化院の役割は相対的に低いものであった。即ち、当時の少年犯処遇の基本原則は、名実共に懲罰的な性格が強かったと言わざるをえない。

第3節 浮浪児法の制定と少年感化院

前節で指摘したように、1904年刑法の施行に伴い、累犯財産犯を主に処遇する施設へとその役割を変化させた少年感化院は、浮浪児 (al-aḥdāth al-mutasharridūn) に関する1908年第2号法（以下、浮浪児法）の施行により³⁹、さらに新たな役割を帯びることとなった。同法の浮浪児の定義は、満15歳未満の少年で、以下の条件のいずれかに該当する者であった。

(1) 公道 (al-ṭarīq al-‘āmm) 、あるいはその他公共の場所で物乞いをした (tasawwal) 者、
(2) 両親がすでに死亡しているか服役中で、住所不定・無職である者、 (3) 素行が悪く (sayyi’ al-sulūk)、父親あるいは保護者 (waṣī)、父親が死亡・不在・無能力者 (‘adīm ahlīya) の場合は、母親あるいは後見人 (walī al-amr) の監督 (sulṭa) から逸脱している者（同法第1条）。ただし、(3) の規定に基づき浮浪児として起訴する場合には、事前に両親・保護者・法的後見人らの同意を得ることが条件として定められていた（同法第4条）。いずれの条件に該当するにせよ、浮浪児とみなされた者に対する処分として同法で定められていたのは、少年感化院あるいは類似の施設への送致であった（第2条）。

浮浪児法の施行が少年感化院に与えた影響についてみると、同法が施行された1908年以降、少年感化院への入院者数と在院者数共に急増する。1905年の入院者数 104 人に対し、1908年の入院者は 258 人と倍以上に増加している。一方、在院者に関しても、1905年末には 395 人であったのが、1908年末には 518 人となっていた。浮浪児法施行直前の1907年に少年感化院の新たな施設が竣工し、収容能力が計 600 名（男子 500 名、女子 100 名）に拡

³⁸ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1904,” [Cd. 2409], p. 58.

³⁹ 浮浪児法の条文は以下を参照。QHМ (1908), pp. 18-20.

大したことも含め⁴⁰、入院者数の増加とそれに伴う在院者数の増加は、あきらかに浮浪児が少年感化院へと送致されるようになった影響である。例えば、1910年には、同年の入院者 335 人のうち、およそ半数以上（172 人）を浮浪児が占めていた。この数字を浮浪児法施行直前の1907年の入院者数（150 人）と比較すると、純増分がすべて浮浪児法による入院者であったということになる。浮浪児法が施行されるわずか3年前の1905年には、浮浪罪により少年感化院に送致された少年がわずかに1人であったことと比較するならば⁴¹、浮浪児法の施行により、急激に浮浪児に対する取り締まりは強化されたといえよう。

ただし、この時期の「浮浪児」の大量発生は、単に政府が浮浪児に対する取り締まりを強化したことのみよるものではなかった。なぜならば、当時少年感化院に収容された浮浪児のなかには、素行の悪さへの彼ら自身の両親や血縁者からの訴えによって少年感化院に収容された者、すなわち、浮浪児法第1条第3項の規定に基づく浮浪児が多く含まれていたからである⁴²。浮浪児とはいっても、第1条第1項や第2項にあげられているような孤児や、住所不定の者が多数を占めていたわけではなかった。物乞いをする少年の間にも、孤児ではない者が数多くいたことは、物乞い行為 (tasawwul) の禁止に関する1933年第49号法において、自分の子供に物乞いをさせた親に対する罰則が定められていることが如実に示している（同法第5条）⁴³。当時の少年感化院に収容された少年犯のうち、孤児の占める割合は少なかった。浮浪児法施行以前の1905年の数値ではあるが、同年の『監獄年鑑』によれば、年末の時点で少年感化院に在院していた孤児の数（18人）は、全体の5%にも満たず、逆に両親とも健在であった少年犯は全体の60%（239人）に達していたという⁴⁴。また、1913年の『司法省顧問年次報告』では、自らの子弟に対する躰けの手段として用いるために、浮浪児法のこの条項に基づき訴えを起こす親たちの存在が指摘されている⁴⁵。彼らは、訴えを起こすことによって躰けの効果が認められれば、訴えを取り下げることが多かったようである。

⁴⁰ HCSP, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], p. 58; Egypt. No. 1 (1908), [Cd. 3966], p. 24.

⁴¹ Prisons Department (1905), p. 39.

⁴² Prisons Department (1911), p. 7.

⁴³ Aḥmad Muḥammad Ḥasan & ʿĪzīdūr Fildmān, *Majmūʿat al-Qawānīn wa al-Lawāʾih: al-Tashrīʿ al-Ḥadīth, 1926-1940*, Būlāq: Maṭbaʿat Fath Allāh Ilyās Nūrī wa Awlād-hu, 1940, Vol. 1, pp. 654-655.

⁴⁴ Prisons Department (1905), p. 45.

⁴⁵ Judicial Adviser (1913), p. 16.

浮浪児法の施行に伴い出現した大量の浮浪児の存在は、監獄が長年にわたり直面してきた過剰収容の問題を少年感化院にもたらすことになった。なぜならば、他の少年犯とは異なり、浮浪児の場合、最長で満18歳まで少年感化院に入院させることが認められていたため（浮浪児法第2条）、入院時の年齢によっては入院期間が長期間にわたる可能性があったためであった。浮浪児法の施行後わずか2年後の1910年に初めて行なわれた浮浪児の早期釈放のさいには、その数は200人にも達し、同年の出所者（353人）の6割近くを占めていた⁴⁶。なお、早期釈放された彼らの多くが、保護者のいる者であった。こうした動きに加えて、翌1911年には新規入院者の数も急減した。なかでも、入院者総数に占める浮浪児の割合の低下は大きく、わずか25人と新規入院者全体の2割程度にとどまった。

このように、過剰収容化により少年感化院への収容者数が減少した一方で、監獄へ収監される少年犯の数は、再び増加の傾向を示し始める。1911年以降、その数は少年感化院への収容者数に拮抗、あるいは時としてそれを上回るようになる。1911年の『監獄年鑑』においてコールズが懸念と共に示した見解によれば⁴⁷、同年に監獄に収監される少年犯の数が再び増加に転じたのは、浮浪児法施行による浮浪児の「急増」によって少年感化院が過剰収容化したために、本来少年感化院に送致されるべき浮浪児以外の少年犯の多くが監獄に収監されたことが要因であった。1911年に監獄に収監された少年犯の中には、浮浪児法に基づく者は一人もおらず、全て1904年刑法に基づく少年犯であった。

1912年以降の各年の入院者数に占める浮浪児の数に関しては、『司法省顧問年次報告』から入手することができる。その数は、78人（1912年）、55人（1913年）、55人（1914年）と推移していた⁴⁸。結局、1911年以降、占領下においては1910年の水準に回復することとはなく、少数にとどまっており、当局による自制が働いていたことをうかがわせる。その一方、少年感化院の在院者数自体は、その後も増加傾向にあったが、在院者に占める浮浪児の割合の増加が影響していると考えられる。既に述べたように、浮浪児の収容期間は比較的長期にわたるために、1910年に行われたような早期釈放が行われない限り⁴⁹、時間

⁴⁶ *Prisons Department* (1910), p. 6.

⁴⁷ *Prisons Department* (1911), p. 7.

⁴⁸ *Judicial Adviser* (1912), p. 9; *Judicial Adviser* (1913), p.16; *Judicial Adviser* (1914), p. 13. ただし、1913年と1914年の数値に関しては、同報告中に起訴人数と無罪率が記載されているのみであるため、独自に算出した。

⁴⁹ 1911年における感化院退院者219人の内、理由が不明であり、早期釈放による退院者の可能性がある者の数は最大でも40人。 *Prisons Department* (1911), p. 23.

の経過と共に在院者に占める浮浪児の割合は上昇を続けるからである。

以上のように、浮浪児法施行後、少年感化院は浮浪児の収容施設としての性格を強めることになった。しかし、浮浪者法施行後の少年感化院の過剰収容化にさいして、当局は施設の拡張や増設といった対応策を行わず、在院者の早期釈放、新規収容者数の意図的な抑制、あるいは少年犯の監獄への収監といった措置に基づいてその緩和を図っていた。この方針は、いわば現在の能力に応じた数の少年犯のみを少年感化院に収容するというものであったといえ、少年感化院の機能を拡大させようという積極的意図は見られない。このような消極的な運用方針の下では、少年犯の内、特に収容期間が長期化する傾向があり、少年感化院の過剰収容化を促しかねない浮浪児の収容は計画的に行われる必要があった。その後間もなく、当局は少年感化院制度単独で浮浪児問題に対応することの限界を公式に表明するにいたる。イギリス占領末期の1913年の『司法省顧問年次報告』において、浮浪児問題の解決には民間の慈善団体や篤志家の協力が不可欠であるとの見解が示されており⁵⁰、公設の少年感化院によって浮浪児を独占的に処遇することを名実共に断念した。以後、新規入院者数の数はほぼ以前と変わらなかったのに対して、そこに占める浮浪児の割合が低い水準で推移したのは、このような判断も影響を与えていたと思われる。

また、新規入院者数の意図的な抑制が行われた背景には、少年感化院の運営コストが監獄のそれに比してはるかに高かったという事実があったことも間違いのないところだろう。1913年時点での在院者1人を処遇するために必要な経費を、在監者1人あたりに必要な経費と比べると、その額はおよそ2倍もの開きがあった⁵¹。その理由はおそらく、一般の成年受刑者とは異なり、識字教育、道徳教育といった処遇が行なわれていたためと考えられる。なお、1911年の在院者1人あたりに必要な費用は、約18エジプト・ポンドに達していたが、これは1905年時点と比較すると1.5倍の額であり、イギリス統治時代を通じ、少年感化院の運営費用は増加傾向にあった⁵²。

第4節 立憲王制時代における少年感化院

⁵⁰ *Judicial Adviser* (1913), p. 16.

⁵¹ Coles, *Recollection and Reflection*, p. 111.

⁵² *Prisons Department* (1911), p. 25; *Prisons Department* (1905), p. 10.

立憲王制時代においても、その前期における現行刑法は1904年刑法であったため、全体として懲罰的な少年行刑のあり方は占領下と基本的には変わらなかった。依然として、身体刑が少年犯に対する主要な刑罰であると同時に、監獄への収監も継続して行われており、少年感化院の役割は相対的に小さいままであった（表 6-1 参照）。

その一方、立憲王制時代前期には、イギリス統治時代に一旦は断念したかに思われた浮浪児の処遇を再び本格化させた。この再度の方針転換は、浮浪児以外の少年犯が別個の施設で処遇されるようになり、ギザ感化院に収容可能な浮浪児の数が増えたことによるものであった。立憲王制発足後間もない1925年、カイロ近郊のマルグal-Marjに浮浪児以外の少年犯、すなわち1904年刑法に基づく少年犯を収容するための新たな少年感化院が設置された（以下、マルグ感化院と表記）⁵³。この少年感化院は、元来は1921年に教育省 (wizārat al-ma'ārif) によってカルユービーヤ県ナワ郡のハーニカ村 (al-Khānika) に浮浪児の収容施設として設立された職業教育学校 (madrasat al-ḥaql al-ṣinā'ī) であり、この年に監獄局に移管されたものであった⁵⁴。同校に関しては、その設立の経緯など詳細は一切不明であるが、教育的見地からも当時の政府が浮浪児に対する関心を持っていたことの反映である点で興味深い。このマルグ少年感化院の設立によって、ギザ少年感化院は浮浪児を専門に収容する感化院となった。マルグ少年感化院の設立（1925年）前後の1924年から1926年間の少年感化院への入院者数の推移を見ると、この間にその数は173人から789人と4倍以上に急増しており⁵⁵、マルグ少年感化院の増設によるものであったと考えられる。

マルグ少年感化院の収容能力は、ギザ少年感化院の半分程度であったという⁵⁶。ゆえに少年感化院在院者全体に占める浮浪児の割合は相対的に増加し、少年感化院制度の主な役割は浮浪児の処遇であることがいっそう明確なものとなった。エネルによれば、第一次世界大戦後、エジプトでは浮浪児の数が急増したとされており⁵⁷、少年感化院の収容能力を拡大させたのは、こうした状況への対応という側面もあるだろう。さらに、都市部での浮浪児の増加に対応してか、立憲王制時代には、浮浪児法の適用地域の拡大も見られた。施行当初、浮浪児法の適用範囲はカイロとアレクサンドリアのみであり、その他の地域に適

⁵³ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 330.

⁵⁴ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 2, p. 69.

⁵⁵ ASE (1928/29), p. 214.

⁵⁶ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 2, p. 69.

⁵⁷ Ener, *Managing Egypt's Poor*, p. 115.

用される場合は、司法相の決定が必要であることが定められていた（同法第8条）。イギリス統治時代には、ポート・サイド、タンター、マンスーラ（以上1909年）、スエズ（1920年）などが同法の適用された都市であったのに対し、立憲王制時代には、ギザ、ザカーズィーク、ミニヤ（以上1932年）、ダマンフル（1933年）、アスユート（1934年）、カイロ近郊インバーバ郡内にあるアグーザをはじめとする7地区（1935年）、ベニー・スウェフ、ソハーグ（1936年）、イスマイリーヤ、ベンハー（1937年）と1930年代に急速に拡大した⁵⁸。バービリーによれば、1930年代末から1940年代初頭当時、少年感化院全体に収容される男子の71%、女子の55%が「浮浪児」であったという⁵⁹。

立憲王制時代前期の少年感化院への入院者数の増加は、少年感化院の収容の対象となる少年犯の範囲の拡大によるものでもあった。浮浪児とは異なり、1904年刑法に基づく少年累犯者を少年感化院に再収容することは同刑法第64条によって禁じられていたが、1931年2月12日付の第27号法によって同条が改正されることに伴い⁶⁰、1904年刑法に基づく少年累犯者も少年感化院に再収容することが可能となった。この規定は、後の1937年刑法においても受け継がれた（同刑法第64条）。

ギザ少年感化院が、浮浪児を独占的に処遇する施設となった一方、浮浪児以外の少年犯の処遇を担当するマルグ少年感化院は、担当する少年犯を独占的に処遇する施設とはならなかった。当時、監獄に収監された少年犯の数と、マルグ少年感化院への入院者数とを比較すると、両者の間には大きな開きがあった。例えば、1935/36年度のマルグ少年感化院の入院者数が143人であったのに対し、監獄に収監された少年刑法犯の数は1,902人に達しており、前者を大幅に上回っていた⁶¹。したがって、少なくとも立憲王制前期においては、浮浪児以外の少年犯の処遇の場は、依然として監獄であったと結論付けることができる。

マルグ少年感化院において行われていた少年犯に対する処遇は、全体としてはギザ少年感化院における処遇と大差無いものであったが、職業教育の点では大きく異なっていた。すでに指摘したように、ギザ少年感化院では作業場（warsha）にて手工業を中心とした職業教育が行われていたのに対して、マルグ少年感化院では付設されていた70フェッダーン

⁵⁸ Ṭarābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, pp. 249-250.

⁵⁹ Bābilī, *al-Ajrām*, p. 119.

⁶⁰ Ṭarābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, pp. 136-137.

⁶¹ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 32, 118.

の農地(mazra'a)を利用した農業関連の職業教育が中心であった⁶²。

このように、両少年感化院で異なる内容の職業教育が実施された背景には、浮浪児とその他の少年犯双方の社会的出自が異なり、前者は既述の浮浪児法の適用範囲が示すように都市部に生活の拠点を持つ者が多いのに対し、その他の少年犯には農村部の居住者が多く含まれていたことが関係していた。適用範囲が基本的にカイロ・アレクサンドリアをはじめとする特別市や、県庁所在地といった比較的人口規模の大きな都市に限定されていた浮浪児法に対して、1904年刑法の場合は、そのような制限は基本的に存在しないため、マルグ少年感化院は、ギザ少年感化院と比べてより多様な社会的出自の少年犯を処遇していた。出身地に適した技能の修得が、退院後の社会復帰を円滑に進めると考えられたことは想像に難くない。

さらに、マルグ少年感化院の農業教育では、(1) 農業一般 (qism al-zirā'a al-āmma)、(2) 農具関連技術 (qism al-šinā'a al-rīfiya)、(3) 野菜栽培 (qism al-khadrawāt)、(4) 農園 (qism al-basātīn)、(5) 農業技術 (qism al-šinā'a) の各部門が設けられており、各々異なる教育が行われていた⁶³。また、入院者がどの部門に属して教育を受けるかは、その出自に応じ決められた⁶⁴。都市部、特に市 (muḥāfaẓa) 出身の場合、マルグ少年感化院に入院して3年以内の者は農業関連技術を、3年以上在院している者は農園部門に配属された。県庁所在地 ('awāṣim al-mudīriyāt) 出身者は野菜栽培部門に配属された。一方、地方出身者 (bilād al-aryāf) は、一般農業部門に配属された。

立憲王制時代にカイロ少年法廷の判事を務めた経験もあるタラーブルスィー Muḥammad Nabīh al-Ṭarābulusī によれば⁶⁵、もともと農村部(aryāf)に居住していた者、自身は市 (al-muḥāfaẓāt) や県庁所在地 (banādir al-mudīriya) といった都市部に居住していたが、両親が農村部に居住しており、本来は農村部出身である者、身柄が拘束された場所が農村部であり、農村部出身者と見なされる者などは(1)に、自身及び両親も都市部に居住しているか、本来農村部出身ではなく、都市部に居住している者は(4)に配属されるなどしたという。

一方、浮浪児に対する職業教育も多様化の様相を見せた。1927年にはナイル堰堤付近に建設された綿糸紡績工場 (maṣna' li-ghazl al-qutn) にギザ少年感化院から派遣された入院者

⁶² *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 2, p. 69.

⁶³ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 76.

⁶⁴ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 33-34.

⁶⁵ Ṭarābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, p. 144.

100人が作業に従事するようになった⁶⁶。なお、この工場は、1938年7月13日付で少年感化院に昇格した。なお、この少年感化院はデルタ少年感化院と呼ばれていた⁶⁷。

さらに1930年代には、主に職業教育への意欲を促すために報奨金制度の拡充も行われた⁶⁸。従来の報奨金制度は1年ごとに在院者の行状(sulūk)を評価し、良好であると認められた場合に翌年から日額1ミツリームずつ増額する、というものであった。入院初年度の報奨金の額は日額1ミツリームであり、最大で日額7ミツリームまで増額されることになっていた。浮浪児以外の少年犯の入院期間の上限である5年間の場合、最大で5ポンド475ミツリームに達した⁶⁹。一方、新たな報奨金制度では評価基準が細分化されていた。行状・知識('ilmī)・技術(ṣinā'a)の各分野ごとに、在院者の達成度を評価し、報奨金の額を決定することが定められていた。全体的に報奨金の加算額は増額されているが、特に技術習得に関する報奨金の額が際立って高かった。行状の良さや、知識習得の達成度によって加算される報奨金の額は、最大2ミツリームであったのに対して、技術習得によって加算される報奨金の額は、最大15ミツリームに達していた。

以上のような少年犯の社会復帰に配慮した職業教育の拡充・細分化や報奨金制度の充実とは、当時、少年感化院制度の有効性が大きく揺らいでいたこととも深く関係していると思われる。占領下の少年感化院における処遇は、少なくとも公式統計の上ではその有効性を示していた。当時の『監獄年鑑』に掲載されている出所2年後の元少年犯の行状についての追跡調査の結果によれば、1908年出所者の70%、1909年の出所者の65.9%が良好と判定されていた⁷⁰。また、職業教育の効果についての数値も示されており、1907年の退院者で行状が良好と判定された者の51%、翌1908年では66.3%が、少年感化院で習得した技術を生かした職に就いていたという⁷¹。占領下に監獄総監を務めたコールズもまた、出所者の6割から7割が少年感化院で習得した技術を生かして生計を立てていたと述べている⁷²。一方、立憲王制時代に入るとその数は一転して低下し、一説にはマルグ少年感化院が設立

⁶⁶ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 1, p. 331.

⁶⁷ *Tarābulusī, al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, p. 143.

⁶⁸ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), pp. 54-55.

⁶⁹ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 417.

⁷⁰ *Prisons Department* (1911), p. 24.

⁷¹ *Prisons Department* (1910), p. 26.

⁷² *Coles, Recollections and Reflections*, p. 110.

される前年の1924年の段階でわずか14%までに落ち込んでいたという⁷³。

このように急速に進行した少年感化院制度の機能不全は、当然のことながら問題視されていた。1926年8月9日に開かれた下院においても、少年感化院退院者の再犯率の高さと少年感化院制度改革の必要性が指摘されている⁷⁴。ここでは、少年犯の高い再犯率の原因は、少年感化院内における年齢や累犯の有無に基づく分類処遇の不徹底に帰せられていたが、少年感化院制度改革への機運は、同年に設置が決定された監獄改良委員会の検討課題に少年犯処遇の改善が含まれていたことから分かるように、立憲王制発足当初からすでに高まっていた。

監獄改良委員会が、少年行刑に関して特に重要な検討課題としたのは、少年感化院退院者に対する支援の充実であった。立憲王制時代初期、少年感化院退院者に対して行われていた直接的支援は、成年犯に対するのと同様、基本的に報奨金と衣類の支給のみであった。報奨金制度の充実についてはすでに述べた。衣類の支給に関しては、アラビーによれば、退院時に彼らにはガラビーヤ (jallābiya)、トルコ帽 (tarbūsh)、ズボン下 (libās)、シャツ (qamīs) など衣類一式が支給されたという⁷⁵。

以上のような直接的支援のほかに、間接的支援として、各県・市ごとに退院者に対する支援を行う委員会が組織されていた。1905年版の『監獄年鑑』において、コールズが同委員会立ち上げの意向を示しているが⁷⁶、バービリーによれば、同委員会は1906年に設置されたもので、県知事・特別市長官が委員長を務め、各地の商人 (tujjār) や名士 (a'yān) らによって構成されていたという⁷⁷。なお、少年犯たちが入院中に獲得した報奨金は、この委員会宛に送金されており⁷⁸、報奨金支給の窓口を兼ねていたようだ。ただし、占領下の同委員会について言及している立憲王制下の諸史料は、概してその存在意義に対し否定的な見解を示している⁷⁹。このような共通認識は、当時、退院者に対する支援制度の整備を求める主張の根拠となっていたのかもしれない。一方、立憲王制下における同委員会について

⁷³ Fath Allāh Muḥammad al-Marṣafī, “al-Ṭufūla al-Musharrada wa Naṣīb-hā min ‘Ināyat al-Dawla wa al-Afrād,” *MSI* (1944/4), p. 63.

⁷⁴ *Majlis al-Nuwwāb* (3/1), Vol. 1, p. 417.

⁷⁵ ‘Arabī, *Ithnay ‘Ashara*, pp. 276-277.

⁷⁶ *Prisons Department* (1905), p. 10.

⁷⁷ Bābilī, *al-Ajrām*, p. 138.

⁷⁸ *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 2, p. 73.

⁷⁹ Ḥilmī, *Miṣr*, p. 204; *al-Kitāb al-Dhahabī*, Vol. 2, p. 73; Bābilī, *al-Ajrām*, p. 138; Marṣafī, “al-Ṭufūla al-Musharrada,” p. 62.

は、当時の下院議事録による限り、少なくとも同委員会を組織する権限は県知事・特別市長官に与えられていたようである。1933年、政府は監獄局内に退院者の就業支援を行う専門部局 (maktab) の設置を求める下院の要求を最終的に拒絶するが、その根拠の1つは上記の委員会の存在であった⁸⁰。

以上のように、立憲王制前期において、職業教育の拡充・細分化や報奨金制度の拡充が進んだ一方、退院者の社会復帰を支援するための制度が拡充されることはなく、退院者の社会生活の実情も依然芳しいものではなかった。1930年代半ば、少年感化院における職業教育が退院者の就業率の向上に結びつかないという事態は、特に深刻な問題であった。例えば、1933/1934年度に少年感化院を退院した者(219人)の内、在院中に習得した技能を生かし就業した者は14.5%(32人)にとどまるなど、毎年の退院者の1割前後を占めるのみという低水準は当該時期を通じて続いた⁸¹。一方、失業者の占める割合は、完全失業者 (muta‘aṭṭilūn) と確認された者の数こそ毎年10人前後と一貫して少なかったものの、退院後の消息が不明の退院者の多くは非就業者と考えられていたほか、在院中に習得した技能とは別の仕事で生計を立てている退院者にも、半失業者が多く含まれていると考えられるため、事実上の失業者の数はおおむね全体の半数を占め、時には8割に達していた⁸²。

就業した退院者も、その多くは政府によって雇用されていた。マハツラ・アル＝クブラーのミスル紡績織物会社 (sharikat Miṣr lil-ghazl wa al-nasīj) によって、退院者が雇用された例もあるが⁸³、1935/1936年版の『監獄年鑑』では、6名の女子感化院の退院者が監獄局に雇用されていたことが述べられているほか⁸⁴、就職の斡旋 (tawṣiya) 先のほとんどは政府機関であった⁸⁵。一方、民間に彼らが受け入れられる余地はほとんど無かった。

少年感化院退院者の社会復帰を可能な限り遅らせるためか、在院期間が長期化する傾向も見られた。この傾向は、特に浮浪児を収容していたギザ少年感化院およびデルタ少年感化院において顕著なものであり、1930年代後半には毎年の退院者のおよそ8割が、在院可

⁸⁰ *Majlis al-Nuwwāb* (5/3), Vol. 2, p. 827.

⁸¹ Ṭalābulusī, *al-Mujrimūn al-Ahdāth*, pp. 151-153.

⁸² 1937/1938年版の『監獄年鑑』によれば、退院後の消息不明者の多くは、実際にはそのまま支援を待っている者 (inna-hum fī al-wāqi‘ yaqīmūn ḥayth-hum wa ḥayth yantazirūn al-‘awn) であるという。 *Maṣlahat al-Sujūn* (1937/1938), p. 48.

⁸³ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/1936), p. 35.

⁸⁴ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/1936), p. 36.

⁸⁵ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/1936), p. 136.

能な年齢の上限である18歳まで在院していた。さらに、同時期の『監獄年鑑』には、結局実行に移されることはなかったものの、在院可能な年齢の上限を現行の18歳から21歳へ引き上げることを検討することも示唆されていた⁸⁶。

感化院退院者の社会復帰が困難を極める中、立憲王制時代後期には、1937年に行われた刑法の再改正により、少年犯処遇における感化院制度の重要性が飛躍的に高まることになる。1937年刑法では、従来、少年犯に対する主要な刑罰であった身体刑 (*al-ta'dīb al-jismānī*) が廃止されたほか、監獄への収監は存続したものの、7歳以上12歳未満の少年犯に対してはいかなる場合でも行わないことと定められた(第65条)。これにより、監獄に収監される可能性がある少年犯は12歳以上15歳未満のみに限定されたが、軽罪犯と違警罪犯の場合はその対象から除外された(第66条)。即ち、同刑法の規定に従うならば、以後監獄に収監される少年犯は、12歳以上15歳未満の重罪犯のみとなった。しかも、彼らを少年感化院に送致することも認められていた(第67条)。この結果、多くの少年犯に対し適用可能な処分は、少年感化院への送致か、保護観察処分となった。

1937年の刑法改正は、実際の科刑傾向にも影響を与えた。少年犯に対して身体刑が適用されなくなっただけでなく、監獄に収監される少年犯の数もまた減少した。1937年刑法施行前後の1935/36年度と1939/40年度の各年度に少年感化院に収容された少年犯の数と、監獄に収監された少年犯の数とを比較すると、前者は432人から546人に微増したのに対し⁸⁷、後者は1,902人から334人に大幅に減少し⁸⁸、少年感化院への入院者数が上回った。ただし、全体としては、少年感化院の役割は依然として限定的なものであった。なぜならば、1937年刑法改正の前後で少年感化院の在院者総数は、1,611人(1936年)から1,803人(1940年)という微増にとどまり⁸⁹、顕著な増加が起こらなかったからである。これは決して少年犯の数が減少したわけではなく、少年感化院全体の収容能力が限界に達し、過剰収容化が進行していたことが関係していた。過剰収容化に伴い、1930年代後半には新規入院者の収容を一定期間停止する措置が実施されるようになったが、それは年々長期化し、刑法改正が行われた1937年には実に9ヶ月もの間停止されていたほか、1938/39年度には

⁸⁶ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 3.

⁸⁷ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 23, 32, 36; *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/40), p. 104.

⁸⁸ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 118; *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/40), p. 91.

⁸⁹ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/36), p. 133; *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/40), p. 106.

1,232 人の少年犯に対する少年感化院送致の処分が実際には執行されなかったという⁹⁰。

一方、立憲王制成立当初からすでに顕在化していた退院者の円滑な社会復帰の停滞という問題もまた、全く解消されていなかった。1930年代後半に着工し、1940年代に完成した「少年感化院退院者のための工業協会」(al-mu'assasa al-ṣinā'īya li-kharījī iṣlāhīyāt al-aḥdāth) は⁹¹、事実上、円滑な社会復帰を果たせなかった退院者を再収容するための施設であった。同協会が収容の対象とする退院者に関し、当時の『監獄年鑑』は以下のように述べている。

この〔協会の〕門は、〔職が見つからず〕待機期間が長引き (tāla bi-hum al-intizār)、貧困により疲弊し (lajja bi-hum al-i'sār)、また我々が共に〔その解決に〕取り組んでいる〔問題〕、即ち社会的〔立場の〕弱さ (al-wahn al-ijtimā'ī) や社会の拒絶 (ṣadd al-mujtama') からくる痛み (alam) に苦しむ〔少年感化院〕退院者を受け入れるために開かれている⁹²。

しかし、タラーブルスィーは、同協会の設立に対して以下のように当局の対応を批判している。

監獄局は、少年感化院退院者向けの公的支援の成果に失望するやいなや、この工業協会の運営に取り掛かることを求めた。あたかも〔元〕少年〔犯〕が退院後、職を見つけられず、生活につまづき、当局や個人による就業支援やその望みが無い状態になっていることを非難するかのよう。ところが、実際〔の理由〕は、彼らが近代技術の発達に合致しない、実りの少ない〔職業〕教育を〔少年感化院〕で受けていたことである⁹³。

少年感化院内で行われていた職業教育に対するタラーブルスィーの批判は、各少年感化院の生産性や就業状況からも当を得たものであった。1930年代後半のギザ、マルグ、デルタの各少年感化院の受刑者労働の生産額 (qīma) を比較すると、在院者数が最小でありなが

⁹⁰ Tarābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, p. 155.

⁹¹ *Maṣlahat al-Sujūn* (1937/1938), p. 12; *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/1940), p. 44.

⁹² *Maṣlahat al-Sujūn* (1939/1940), p. 45.

⁹³ Talābulusī, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth*, p. 153.

ら紡績工場を有するデルタ少年感化院の生産額（5,342 エジプト・ポンド）は、ギザ・マルグ両少年感化院（1,276 エジプト・ポンド、1,156 エジプト・ポンド）を圧倒し、最も高い生産性を有していた⁹⁴。また、既に述べたように、当該年間に確認できる数少ない民間企業への就業例がミスル紡績織物会社への就業であったことは、デルタ少年感化院における職業教育の有用性を示すと同時に、他の少年感化院における職業教育の限界をも示していた。

おわりに

従来の研究では、イギリス統治時代に設立された少年感化院が以後、エジプト近代における少年犯処遇に中心的な役割を担っていたかのように語られてきた。しかし、本章で行った検討を通じてあきらかになったように、この新しい施設は、監獄制度に取って代わるような存在では決してなかった。少年感化院の設立後も、少年受刑者の主要な処遇の場は依然、監獄であり、イギリス統治時代を通じ少年感化院は、当時の少年受刑者を全て収容するほどの規模に達することは無かった。当時の感化院の役割が限定的であったのは、そもそも設立の目的が少年犯の内、累犯財産犯を処遇するためであったことに加え、少年感化院における処遇に要する費用が、監獄で処遇する場合と比べはるかに高額であったことなどによるものであった。

もちろん、監獄における成年犯間の分類処遇の不徹底が問題となっていた当時において、少年犯の処遇を監獄で行なうことは、少年犯の悪風感染を懸念する当局にとり決して好ましいことではなかった。しかも、少年犯が監獄で受けていた処遇は、少年感化院とは全く正反対の懲罰的なものであったのである。しかし、上記のような少年感化院の限定的役割と財政的制約は、少年犯の隔離処遇の実現にさいし、当局に全く異なる手段を選択させた。1904年の刑法改正は、少年犯に対し身体刑の適用を定め、むしろ彼らの処遇は懲罰的な方向に向かった。以後、監獄に収監される少年犯の数は大きく減少することになったものの、それは感化院の役割の拡大を伴うものではなかった。浮浪児の収容という新たな役割を与えられた後も、少年感化院の規模の拡大は行なわれず、当局は浮浪児の検挙を抑制するこ

⁹⁴ *Maṣlahat al-Sujūn* (1935/1936), p. 65.

とにより対応していた。以上のようなイギリス統治時代の少年犯処遇の実情をふまえれば、教育的処遇を旨とする少年感化院の存在を根拠に、当時の少年犯処遇を評価することは誤りであると言わざるをえない。

立憲王制時代も依然、身体刑が少年犯に対する主な刑罰であったものの、イギリス統治時代とは異なり、少年感化院の規模の拡大が見られたほか、少年犯各々の出自に応じ、職業教育の多様化や、公教育に準拠した教育プログラムや識字教育の提供や、報奨金制度の拡充も行なわれるなど、成年犯に対する処遇の改善が停滞したのとは対照的に、少年犯処遇の発展が見られた。

このような政府の姿勢の変化には、少年感化院における処遇効果の減少が見られたことが大きく関係していた。しかし、以上のような処遇の改善が進められたにも関わらず、立憲王制時代半ばには、実に半数以上の退院者が半ば失業状態に追い込まれていた。このような状況を受け、退院者の社会復帰支援の必要性が認識されるようになったものの、政府は有効な解決策を打ち出すことはできず、退院者用の施設を新設し、彼らを再度収容することにより社会における孤立や再犯の防止を図るにとどまった。

少年感化院の役割に疑念が示される中、1937年の刑法改正に伴う身体刑の廃止と、少年犯の監獄への収監が厳しく制限されるようになったことにより、ようやく感化院は名実共に少年犯を処遇する唯一の施設としての地位を確立した。これに伴い、少年感化院に送致される少年犯の数は急増し、少年感化院は過剰収容化の危機に直面した。当局は、少年感化院送致の一時停止などによってこれに対応し、最終的には処分自体の実施を見送るにいたった。このように、立憲王制時代後期の少年感化院は、収容した少年犯を社会復帰させることに失敗しただけでなく、本来収容すべき少年犯の処遇すら困難な状況に追い込まれていた。設立以来、限定的な役割のみを与えられ、まさにそれ故に存続してきた少年感化院制度は、少年犯処遇における主要な地位を獲得すると同時に、破綻するという皮肉な結果を迎えたのである。

結論

本稿にて既に幾度も言及した監獄局の医師長を務めたアリー・ヒルミーは、自著の中で当時の監獄制度に対し以下のような認識を示している。

エジプトの監獄制度が拠る基本的な原則は、抑圧による訓化 (al-ta'dīb bi-al-qam')、矯正による改良 (al-iṣlāḥ bi-al-tahdhīb)、あるいは両者の折衷のいずれであるのか不明確である¹。

以上の認識は、1920年代当時の監獄制度に対し向けられたものだが、ここに示された特徴は、1882年に始まるイギリス統治時代以降の近代監獄制度にその起源を持っていた。確かに、イギリス統治時代、監獄内の環境の改善への努力が一定の成果を結ぶと共に、19世紀以来懲罰的な受刑者処遇を特徴とした監獄制度に教育的処遇が導入されるようになった。懲役刑・禁錮刑受刑者を対象とする職業教育的な受刑者労働が本格的に実施に移されたほか、少年感化院・成年感化院など、職業教育にとどまらない様々な教育的処遇を実施する施設の設置も進められた。しかし、その一方、受刑者に鉄枷をはめ、苛酷な労働に従事させる徒刑はその後も存続したほか、その他の自由刑受刑者の多くも実際には劣悪な環境の下、肉体的負荷の高い労働に従事させられており、特に徒刑の存在は、当時の監獄制度の懲罰的・応報的な側面を代表していた。

このようなイギリス統治時代以降の監獄制度の特徴は、取り巻く環境の変化に応じ受刑者処遇の性格を容易に懲罰的なものへと変容させることを可能にした。イギリス統治時代後期、治安の悪化に対応し進められた受刑者処遇の「厳罰化」は当初、監獄制度の変容を伴わずに進められたが、これは徒刑という既存の刑罰の存在を抜きにはなしえなかった。また当時、その刑罰効果に再三疑問が示された短期刑の受刑者に対し新たに課せられた受刑者労働は、クローマーがその廃止をイギリス統治の功績に加えたはずの賦役にも通ずる苛酷な労働であり、イギリス統治は監獄制度に否定的な影響をも及ぼしていた。

イギリス統治時代後期には、受刑者に対する懲罰的処遇への傾斜に加え、植民地官僚の

¹ Hilmī, *Miṣr*, pp. 148-149.

一部には身体刑の復活という主張さえ見られた。監獄改革を通じた「文明化の使命」が、安定的な統治の回復という命題を前にいとも容易く放棄された事実は、1904年の英仏協商を経て占領の恒久化に突き進んだイギリス統治の本質を示す好例と言えよう。

同時に、イギリス統治下に導入された教育的処遇も様々な制約や限界を抱えていた。成年犯の内、職業教育の対象者は極めて限定されていたほか、少年感化院の設立後も、収容人員が限られていたこともあり少年犯の監獄への収監は継続し、成年犯と同じ懲罰的な処遇下に置かれた。監獄における少年犯の処遇は当局も問題視していたが、その解決にさいし採られた措置は少年感化院の拡充ではなく、身体刑の復活であった。成年感化院もまた、「矯正不可能者」の隔離という教育的処遇とはかけ離れた目的をも有していた

立憲王制時代に入ると、エジプト知識人の間に既存の監獄制度に対する批判が生じ、監獄改革の気運の高まりが見られた。この傾向は、イギリス統治時代に既にその萌芽が見られた受刑者処遇の国際的潮流に対する関心の高まりに対応していたほか、近代犯罪学の導入と発展や技術革新もまた、受刑者処遇の改善への大きな推進力となった。犯罪の動機・背景に対する認識の深化（薬事犯、政治犯等々）は、個々の事情に応じた受刑者処遇の多様化・細分化の主張を促し、罪科に応じた分類処遇の実施や、識字教育や道德教育など、新たな矯正措置の導入や拡充が求められた。一方、前歴の把握を容易にした指紋法などの発達は、大量の累犯者の存在をあぶり出し、感化院制度を含めた既存の受刑者処遇による再犯防止効果の限界を人々に意識させ、出獄後の社会復帰を支援する必要性が唱えられるにいたった。1939年、広範な社会問題に対処すべく設立された社会事業省に監獄局が移管されたことは、当時の政府が監獄制度が抱える問題を社会問題と認識したことのあらわれであった。

しかし、実際にはその後も立憲王制時代を通じ、上記の諸提案が当時の監獄制度に反映されることはほとんど無く、イギリス統治時代に形成された監獄制度の性格はほぼそのまま維持された。社会事業省による監獄改革がさしたる成果を上げないまま、監獄局は陸海軍省に移管された。同省の下で制定された新たな監獄法には、受刑者の自由の拡大や教育機会の拡充など、長年の議論の反映も見出せるものの、同法の規定が立憲王制時代の監獄制度に及ぼした影響は時間的制約もあり、それほど大きくはなかつたろう。

立憲王制時代の監獄制度改革をめぐる議論は、実体としての監獄制度にほとんど影響を

与えることはなかったが、後代の展開に確かな足跡を残している。共和政樹立以降の監獄制度改革は、1955年に国連が定めた「被拘禁者処遇最低基準規則」など、当時の国際水準への準拠を意図した側面を持つ一方、新政権下の監獄局自身が認めているように、その内容は立憲王制時代に行なわれた議論も参照していた。

エジプト近代の監獄制度は、19世紀末のイギリスによる軍事占領、1921年の独立とその後の立憲王制の樹立、そして1952年7月革命によるエジプトの国家体制が大きな変革の波にさらされるのと同時に（その実効性の程度に差異はあるにせよ）変化、あるいは変化を求める要求にさらされてきた。このことは、新体制が常に、刑罰の執行を司り、法の支配と密接に関わる監獄制度を自らの性格を内外に示す装置として常に重要視していたことのあらわれと言えよう。

その意味では、立憲王制時代のエジプトが、イギリス統治時代と同様、教育的な処遇方針への転換に消極的な姿勢を示していたことは、立憲王制の刑事政策の性格が依然、抑圧的であったことを示しているのかもしれない。しかし、ここで注意しなければならないのは、当時のエジプトの社会状況は、イギリス統治時代に築かれた土台の上に成り立っていたということである。多くの国民が苛酷な生活環境や労働条件の下に置かれていた当時、受刑者処遇の質的改善を図るほど、刑罰性の維持が困難になるジレンマに直面するであろうことは容易に想像しうる。実際に、公教育の拡充に関する議論が本格化した後に、受刑者教育の拡充を定めた1949年監獄法が制定された。このことは、極めて示唆的な事実である。

近代エジプトの監獄制度は、「宗主国」における監獄制度の歴史的展開にも対応していた。既に指摘したように、イギリス統治時代前期の監獄制度の中央集権化の試みや、医師の権限の拡大に加え、イギリス統治時代後期、少年感化院制度に始まる分類処遇への志向も²、同時代のイギリス本国における同様の潮流に対応していた。しかし、植民地権力により移植された輸入物としての監獄制度は、既存の懲罰的な監獄制度や現地の社会状況、そして何よりも植民地権力の性格に制約を受け、変容を余儀なくされた。

また、エジプトの監獄制度の展開は、同じ「植民地」であり、エジプトを統治したイギ

² ガーランドによれば、イギリス本国における少年犯や精神障害を抱えた受刑者の分類処遇の実施は、19世紀末～20世紀初頭に実現したものであるという。Garland, *Punishment and Welfare*, p. 19.

リス人植民地官僚の「供給源」でもあったインドの展開とも密接に関連していた³。既に本論でも指摘したように、医師による監獄制度の運営や、再犯者の増加に伴い懲罰的な受刑者処遇の導入が主張された点でも両国の監獄制度の展開は共通しているが、受刑者労働の性格についても同様であった。アーノルドによれば⁴、英領インドにおける受刑者処遇も受刑者の矯正を目的としたものではなく、受刑者労働の目的に関しても、受刑者の規律化を重視するべきとの主張がインド政庁内部に存在していたにも関わらず、実際には規律化よりも経済性が優先されていたという。以上のように、エジプトにおける監獄制度の展開は、植民地化を経験した他地域と共通する特徴を有しており、比較研究のための格好の事例を提供しているのである。

³ 総領事クローマーや司法省顧問スコット、監獄総監コールズなど、インド統治に関与した後、エジプト統治に携わった人物が多いことを想起せよ。

⁴ David Arnold, "The Colonial Prison: Power, Knowledge, and Penology in Nineteenth-Century India," in *Subaltern Studies*, VIII, edited by David Arnold & David Hardiman, New Delhi: Oxford Univ. Press, 1996, pp. 175-178.

文献目録

加藤博先生（一橋大学大学院経済学研究科特任教授）と博士課程在籍時の指導教官でもある長澤榮治先生（東京大学東洋文化研究所教授）のお二人は、博士論文の審査をお引き受け下さったばかりでなく、当時のエジプト政府が刊行した史料を快くご提供下さいました。お二人のお力添えが無ければ、博士論文の完成は不可能でした。ここに記して謝意を表します。

史料

1. エジプト政府刊行物

法令・法令集

Lā'ihat Tartīb al-Mahākīm al-Ahlīya al-Šādīra fī 9 Sha'bān Sanat 1300 Hijrīya (14 yūniya 1883 Mīlādīya), al-Ṭaba'a al-Thālītha, Būlāq: al-Maṭba'a al-Kubrā al-Mīrīya, 1308 A.H.

Majmū'at al-Awāmīr al-'Āliya.

Majmū'at al-Qarārāt wa al-Manshūrāt.

Majmū'at al-Qawānīn wa al-Marāsīm wa al-'Awāmīr al-Malakīya.

Majmū'at al-Qawānīn al-Hukūma al-Miṣrīya.

Qānūn al-Būlīs, Sanat 1897, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Kubrā al-Amīrīya, 1897.

Qānūn al-'Uqūbāt al-Šādīra 'alay-hu al-Amr al-'Ālī bi-tārīkh 13 Muḥarram Sanat 1301 Hijrīya (13 Nūfimbir Sanat 1883 afranjīya), al-Ṭaba'a al-Thālītha, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Kubrā al-Amīrīya, 1308 A.H.

Recueil des Documents Officiels.

Maṣlahat al-'Amal. Majmū'at Qawānīn al-'Amal fī Miṣr, al-Qāhira: Maṭba'a al-Nīl, 1947.

Maṣlahat al-Sujūn. al-Qānūn raqṁ 396 li-Sanat 1956 fī Sha'n Tanzīm al-Sujūn wa al-Lā'iha al-Dākhilīya wa al-Qarārāt al-Wizārīya wa al-Idārīya, al-Qāhira: al-Hay'a al-'Āmma li-Shu'ūn al-Maṭābī' al-Amīrīya, 1962.

Ministry of the Interior. *Prison Regulation in 1902*, Cairo: National Printing Department, 1903.

Nizārat al-Dākhilīya. *Qānūn al-Būlīs 1914*, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Amīrīya, 1914.

Wizārat al-Dākhilīya. *Nizām al-Būlīs wa al-Idāra*, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Amīrīya bi-Būlāq, 1936.

各種報告書・統計

Ministère des Finances. *Annuaire Statistique de l'Égypte*, Le Caire: Imprimerie Nationale.

Maṣlahat al-Sujūn. al-Taqrīr al-Sanawī, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Amīrīya.

Ministry of Justice. *Report presented by the Judicial Adviser*, Cairo: Government Press.

Nizārat al-Ḥaqqāniya. *Tarjamat al-Taqrīr al-Marfū' min Janāb al-Mustashār al-Qaḍā'ī*, Miṣr: al-Maṭba'a al-Amīrīya.

Prisons Department. *Annual Report*, Cairo: The National Printing Press.

Prisons Department. *Interim Report of the Prison Diet Committee*, Cairo: Government Press, 1917.

議事録

Majlis Shūrā al-Qawānīn. *Majmū'at Maḥādir Jalsāt*, al-Qāhira: Maṭba'a at Faḥ Allāh Ilyās Nūrī wa Awlād-hu.

Majlis Nuwwāb. *Majmū'at Maḍābiḥ*, al-Qāhira: al-Maṭba'a al-Amīrīya.

その他

al-Kitāb al-Dhahabī lil-Maḥākīm al-Ahlīya, 2 vols., al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya, 1933.
Jumhūrīya al-‘Arabīya al-Muttaḥida. *Wizārat al-Shu‘ūn al-Ijtimā‘īya fī 25 ‘Āman*, al-Qāhira: Dār wa Maṭābi‘ al-Sha‘b, 1964.
Mašlahat ‘Umūm al-Misāḥa. *Taqwīm*, al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya.
Ministry of Finance, *Population Census of Egypt, 1927*, Part. 1, Cairo: Government Press, 1931.

2. イギリス政府刊行物

- “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1883), [C. 3461], 1883.
- “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,” *HCSP*, Egypt. No. 5 (1883), [C. 3528], 1883.
- “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,” *HCSP*, Egypt. No. 25 (1884), [C. 4100], 1884.
- “Reports on the State of Egypt, and the Progress of Administrative Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], 1885.
- “Dispatches from Sir. E. Baring Respecting the Employment of Europeans in the Egyptian Public Service,” *HCSP*, Egypt. No. 6 (1887), [C. 4997], 1887.
- “Further Correspondence Respecting the Affairs of Egypt,” *HCSP*, Egypt. No. 2 (1888), [C. 5316], 1888.
- “Report on the Administration and Condition of Egypt and the Progress of Reforms, Dated March 29, 1891,” *HCSP*, Egypt. No. 3 (1891), [C. 6321], 1891.
- “Report on the Administration, Finances, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], 1892.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 3 (1893), [C. 6957], 1893.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1894), [C. 7308], 1894.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1895), [C. 7644], 1895.
- “Reports by Mr. Villers Stuart Respecting the Progress of Reorganization in Egypt since the British Occupation in 1882,” *HCSP*, Egypt. No. 2 (1895), [C. 7712], 1895.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1896), [C. 7978], 1896.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 2 (1897), [C. 8332], 1897.
- “Report on the Finances, Administration, and Condition of Egypt, and the Progress of Reforms,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1898), [C. 8815], 1898.
- “Reports by Her Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1898,” *HCSP*, Egypt. No. 3 (1899), [C. 9231], 1899.
- “Reports by Her Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1899,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1900), [Cd. 95], 1900.
- “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1900,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1901), [Cd. 441], 1901.
- “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1901,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1902), [Cd. 1012], 1902.
- “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1902,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1903), [Cd. 1529], 1903.
- “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and

Condition of Egypt and the Soudan in 1903,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1904), [Cd. 1951], 1904.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1904,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1905), [Cd. 2409], 1905.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1905,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1906), [Cd. 2817], 1906.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1906,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1907), [Cd. 3394], 1907.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1907,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1908), [Cd. 3966], 1908.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1908,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1909), [Cd. 4580], 1909.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1909,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1910), [Cd. 5121], 1910.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1910,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1911), [Cd. 5633], 1911.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1911,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1912), [Cd. 6149], 1912.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1912,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1913), [Cd. 6682], 1913.
 “Reports by His Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan in 1913,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1914), [Cd. 7358], 1914.
 “Report by Her Majesty’s Agent and Consul-General on the Finances, Administration, and Condition of Egypt and the Soudan for the Period 1914-1919,” *HCSP*, Egypt. No. 1 (1920), [Cmd. 957], 1920.

3. 同時代定期刊行物

L’Egypte Contemporaine
Majallat al-Shu’ūn al-Ijtimā’iyya

4. その他の刊行史料

‘Arabī, Maḥmūd Ṭahir al-. *Ithnay ‘Ashara ‘Ām fī al-Sujūn*, al-Qāhira: Dār al-Taqaḍḍum, n. d.
 Bābīlī, Muḥammad al-. *al-Ajram fī Miṣr: Asbāb-hā wa Ṭuruq ‘Ilāj-hu*, al-Qāhira: Maṭba‘at Dār al-Kutub al-Miṣrīya, 1941.
 Bustānī, Amīn Ifrām, *Sharḥ Qānūn al-‘Uqūbāt al-Miṣrī*, Vol. 1, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Maḥrūsa, 1893.
 Coles Pasha, *Recollections and Reflections*, London: The Saint Catherine Press, 1918.
 Cromer, the Earl of. *Modern Egypt*, London: Macmillan, 1911.
 Ḥasan, Aḥmad Muḥammad & ‘Izīdūr Fildmān. *Majmū‘at al-Qawānīn wa al-Lawā’ih: al-Tashrī‘ al-Ḥadīth, 1926-1940*, 2Vols., Būlāq: Maṭba‘at Fath Allāh Ilyās Nūrī wa Awlād-hu, 1940.
 Ḥilmī, ‘Alī. *al-Sujūn al-Miṣrīya fī ‘Ahd al-Iḥtilāl al-Injlīzī*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Najāh, 1911.
 Ḥilmī, ‘Alī. *Miṣr wa al-Nuzum al-Ta’dībīya*, al-Qāhira: Maṭba‘at Miṣr, n. d.
 Ḥilmī, ‘Alī. *al-Tarbiya al-Niṣāmīya*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Naṣr, 1938..
 Jallād, Fīlīb. *Qāmūs al-Idāra wa al-Qaḍā’*, 6vols., al-Iskandarīya: al-Maṭba‘a al-Tijārīya, 1890-95.
 ———. *al-Qāmūs al-‘Āmm lil-Idāra wa al-Qaḍā’*, 7vols., al-Iskandarīya: Maṭba‘at Banī Lāghdākī, 1899-1908.
 Jundī, Muḥammad ‘Abd al-Hādī al-. *al-Tashrī‘ wa Wājib al-Mushri‘*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Iṣlāh, 1921.
 McIlwraith, Malcolm. *Legislation and Judicial Organization in Egypt*, Cairo: National Printing Department, 1908.
 Qamḥah, Aḥmad & ‘Abd al-Fattāh al-Sayyid. *Niṣām al-Qaḍā’ wa al-Idāra*, al-Qāhira: Maṭba‘at al-Nahḍa, 1923.

- Russel, Thomas. *Egyptian Service, 1902-1946*, London: John Murray, 1949.
- Ṣubḥī, Muḥammad Khalīl. *Tārīkh al-Ḥayā al-Niyābiya fī Miṣr*, Vol. 5, al-Qāhira: Dār al-Kutub al-Miṣriya, 1939.
- Ṭalābulusī, Muḥammad Nabīh al-, *al-Mujrimūn al-Aḥdāth fī al-Qānūn al-Miṣrī wa al-Tashrī‘ al-Muqārīn*, al-Qāhira: Dār al-Fikr al-‘Arabī, n. d.
- Wizārat al-Ḥarbīya. *Sijn Miṣr: Ma‘had al-Iṣlāḥ*, Miṣr: Wizārat al-Ḥarbīya, 1955.

参考文献

1. アラビア語文献

- Anonym., “Wizārat al-Shu‘ūn al-Ijtimā‘īya fī Arba‘at Ashhur”, *MSI* (1940/1), 1940, pp. 4-9.
- Bannā, Jamāl al-. *Takwīn wa ‘Amal al-Jam‘īya al-Miṣriya li-Ri‘āyat al-Masjūnīn wa Usar-hum min 1953-1955*, al-Qāhira: Dār al-Fikr al-Islāmī, 1997.
- Ḥannā, Nabīl Ṣubḥī. *al-Binā‘ al-Ijtimā‘ī wa al-Thaqāfa fī Mujtama‘ al-Ghajar*, al-Qāhira: Dār al-Ma‘ārif, 1983
- Muḥammad, ‘Abd al-Wahhāb Bakr, *al-Jarīma fī Miṣr fī al-Niṣf al-Awwal min al-Qarn al-‘Ishrīn: al-shawāri‘ al-khalḥīya*, al-Qāhira: Maṭba‘at Dār al-Kutub wa al-Wathā‘iq al-Qawmīya, 2005.
- . “al-Jarīma wa Falsafat al-‘Iqāb fī al-Sujūn al-Miṣriya fī al-Qarnayn al-Tāsi‘ ‘Ashar wa al-‘Ishrīn,” *Miṣr al-Ḥadītha*, 4 (2005), pp. 357-382.
- Khalīl, ‘Abd Allāh & Amīr Sālim. *al-Sujūn fī Miṣr*, al-Qāhira: Niqābat al-Muḥāmīn, 1990.
- Marṣafī, Faṭḥ Allāh Muḥammad al-. “al-Ṭifl fī al-Sujūn,” *MSI* (1941/4), 1941, pp. 94-97.
- . “al-Tarbiya wa al-Ta‘līm fī al-Sujūn al-Miṣriya,” *MSI* (1941/11), 1941, pp. 113-117.
- Mubārak, ‘Alī. *al-Khiṭat al-Tawfiqīya al-Jadīda li-Miṣr al-Qāhira wa Mudun-hā wa Bilād-ha al-Qadīma wa al-Shahīra*, 20Vols., Būlāq: al-Maṭba‘a al-Kubrā al-Amīriya, 1306 A.H.
- Mujāhid, Zakī Muḥammad. *al-A‘lām al-Sharqīya fī al-Mi‘a al-Rābi‘a al-‘Ashara al-Hijrīya*, 4Vols., al-Qāhira: Maṭba‘at Dār al-Ṭibā‘a al-Miṣriya al-Ḥadītha, 1949-1963.
- Muṭī‘ī, Lamī al-. *Mawsū‘at al-Ḥādḥ al-Rajul min Miṣr*, al-Qāhira: Dār al-Shurūq, 1997.
- Ramaḍān, Ṭal‘at Ismā‘īl. *al-Idāra al-Miṣriya fī Fatrat al-Sayṭara al-Briṭāniya, 1882-1922*, al-Qāhira: Dār al-Ma‘ārif, n. d.
- Riyād, Muḥammad. “Wasā‘il Iṣlāḥ al-Masjūnīn ba‘d al-Ifrāj ‘an-hum,” *MSI* (1940/9), 1940, pp. 67-76.
- Sa‘d, ‘Uryān Yūsuf. “al-Sijn Ta‘dīb wa Iṣlāḥ wa Tahdhīb,” *MSI* (1941/8), 1941, pp. 73-75.
- Ṣafīr, Anṭūn (ed.), *Muḥīṭ al-Sharā‘i‘*, 5Vols., al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Amīriya, 1952-1955.
- Sālim, Laṭīfa Muḥammad, *al-Niṣām al-Qadā‘ī al-Miṣrī al-Ḥadīth*, 2 vols., al-Qāhira: al-Hay‘a al-Miṣriya al-‘Āmma lil-Kitāb, 2000.
- Shāwī, Tawfiq Muḥammad, *Majmū‘at Qānūn lil-Ijrā‘āt al-Jinā‘īya: wa Qawānīn al-Sujūn wa Mu‘āmalat al-Masjūnīn fī Jarā‘im al-Ṣiḥāfa wa al-Aḥdāth al-Musharradīn ma‘a Ta‘līqāt Muqārīna*, al-Qāhira: Dār al-Nashr lil-Jāmi‘āt al-Miṣriya, n. d.
- Qāmūs al-Tarājim al-Qibṭīya*, al-Qāhira: Jam‘īyat Mār Mīnā al-‘Ajāybī, 1995.

2. 欧語文献

- Arnold, David. “The Colonial Prison: Power, Knowledge, and Penology in Nineteenth-Century India,” in David Arnold & David Hardiman (eds.), *Subaltern Studies*, VIII, New Delhi: Oxford Univ. Press, 1996, pp. 148-187.
- . “India: The Contested Prison,” in Dikötter, Frank and Ian Brown (eds.), *Cultures of Confinement: a History of the Prison in Africa, Asia, and Latin America*, Ithaca: Cornell Univ. Press, 2007, pp. 147-184.
- Anderson, J. N. D. “Law Reform in Egypt: 1850-1950,” in P. M. Holt (ed.), *Political and Social Change in Modern Egypt: Historical Studies from the Ottoman Conquest to the United Arab*

- Republic*, London: Oxford Univ. Press, 1968, pp. 209-230.
- Baer, Gabriel. *A History of Landownership in Modern Egypt, 1800-1950*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1962.
- . “Tanzimat in Egypt: The Penal Code,” in idem, *Studies in the Social History of Modern Egypt*, Chicago: The University of Chicago Press, 1969, pp. 109-132.
- . *Fellah and Townsman in the Middle East: Studies in Social History*, London: Frank Cass, 1982.
- Beinin, Joel & Zachary Lockman. *Workers on the Nile: Nationalism, Communism, Islam, and the Egyptian Working Class, 1882-1954*, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 1998 (first published in 1987).
- Botman, Selma. “The Liberal Age, 1923-1952,” in M. W. Daly (ed.), *The Cambridge History of Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, Vol. 2, 1998, pp. 285-308.
- Brown, Nathan J. *Peasant Politics in Modern Egypt: The Struggle against the State*, New Haven: Yale Univ. Press, 1990.
- . “Brigands and State Building: The Invention of Banditry in Modern Egypt,” *Comparative Studies in Society and History*, 32/2 (1990), pp. 258-281.
- . “Who Abolished Corvee Labour in Egypt and Why?,” *Past and Present*, 144 (August 1994), pp. 116-137.
- . “Law and Imperialism: Egypt in Comparative Perspective,” *Law and Society Review*, 29/1 (1995), pp. 103-125.
- . *The Rule of Law in the Arab World: Courts in Egypt and the Gulf*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2006 (first published in 1997).
- Cannon, Byron. *Politics of Law and the Courts in Nineteenth Century Egypt*, Salt Lake City : University of Utah Press, 1988.
- Debs, Richard A. *Islamic Law and Civil Code: The Law and Property in Egypt*, New York: Columbia University Press, 2010.
- Deighton, H. S. “The Impact of Egypt on Britain: A Study of Public Opinion,” in P. M. Holt (ed.), *Political and Social Change in Modern Egypt: Historical Studies from the Ottoman Conquest to the United Arab Republic*, London: Oxford Univ. Press, 1968, pp. 231-248.
- Dikötter, Frank and Ian Brown (eds.), *Cultures of Confinement: a History of the Prison in Africa, Asia, and Latin America*, Ithaca: Cornell Univ. Press, 2007.
- Ener, Mine. “Prohibitions on Begging and Loitering in Nineteenth-Century Egypt,” *Die Welt des Islams*, 39 (1999), pp. 319-339.
- . *Managing Egypt's Poor and the Politics of Benevolence, 1800-1952*, Princeton: Princeton Univ. Press, 2003.
- Fahmy, Khaled. “Forensic Medicine and Criminal Law in Nineteenth-Century Egypt,” *Islamic Law and Society*, 6 (1999), pp. 224-271.
- . “The Police and the People in Nineteenth-Century Egypt,” *Die Welt des Islams*, 39/3 (1999), pp. 340-377.
- . “Medical Conditions in Egyptian Prisons in the Nineteenth Century,” in R. Ostle (ed.), *Marginal Voices in Literature and Society*, Strasbourg: European Science Foundation / Maison Méditerranéenne des Sciences de l’Homme d’Aix-en-Provence, 2000, pp. 135-155.
- . *All the Pasha's Men: Mehmet Ali, His Army and the Making of Modern Egypt*, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 2002 (first published in 1997).
- Fresco, Jacques. “Histoire et Organisation de la Statistique Officielle de l’Egypte,” *L’Egypte Contemporaine*, 31 (1940), pp. 339-391.
- Garland, David. *Punishment and Welfare: A History of Penal Strategies*, Hants: Gower, 1985.
- Gasper, Michael Ezekiel. *The Power of Representation: Publics, Peasants, and Islam in Egypt*, Stanford: Stanford Univ. Press, 2009.
- Gershoni, Israel & James P. Jankowski. *Egypt, Islam, and the Arabs: The Search for Egyptian Nationhood, 1900-1930*, New York: Oxford Univ. Press, 1986.
- . *Redefining the Egyptian Nation, 1930-1945*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2002 (first published in 1995).

- Goldberg, Ellis. *Trade, Reputation, and Child Labor in Twentieth-Century Egypt*, New York: Palgrave Macmillan, 2004.
- Goldberg, Jan. "On the Origins of Majālis al-Tujjār in Mid-Nineteenth Century Egypt," *Islamic Law and Society*, 6/2 (1999), pp. 193-223.
- Goldschmidt jr., Arthur & Robert Johnson. *Historical Dictionary of Egypt*, New Revised Edition, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 2004 (first published in 2003).
- Goldschmidt Jr., Arthur, Amy J. Johnson, Barak A. Salmoni (eds.) *Re-envisioning Egypt 1919-1952*, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 2005.
- Gorman, Anthony. "Regulation, Reform and Resistance in the Middle Eastern Prison," in Dikötter, Frank and Ian Brown (eds.), *Cultures of Confinement: a History of the Prison in Africa, Asia, and Latin America*, Ithaca: Cornell Univ. Press, 2007, pp. 95-146.
- Gran, Peter. *Islamic Roots of Capitalism: Egypt, 1760-1840*, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 1999 (first published in 1978).
- Hill, Enid. *Mahkama!: Studies in the Egyptian Legal System*, London: Ithaca Press, 1979.
- Hiroshi, Matsumoto. "The Introduction of Democracy and Conflict in Modern Egypt: The Constitution of 1923," in Tsugitaka Sato (ed.), *Development of Parliamentarism in the Modern Islamic World*, Tokyo: Toyo Bunko, 2009, pp. 1-24.
- Hunter, Robert J. *Egypt under the Khedives, 1805-1879: from Household Government to Modern Bureaucracy*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1984.
- Ignatieff, Michael. "State, Civil Society and Total Institution: A Critique of Recent Social Histories of Punishment," in David Sugarman (ed.), *Legality, Ideology and the State*, London: Academic Press, 1983, pp. 183-211.
- Ikeda, Misako. "The Debate on Public Education in Late Parliamentary Egypt, 1943-1952," *AJAMES*, 16 (2001), pp. 265-307.
- Johnson, Amy J. *Reconstructing Rural Egypt: Ahmed Hussein and the History of Egyptian Development*, Cairo: The American Univ. in Cairo Press, 2004.
- Kaisy, Mahmoud Fahmi el-. "The State of Public Security in Egypt in 1927," *L'Egypte Contemporaine*, 19 (1928), pp. 21-64.
- . "The State of Public Security in Egypt in 1928," *L'Egypte Contemporaine*, 20 (1929), pp. 161-225.
- Landau, Jacob M. *Parliaments and Parties in Egypt*, Tel Aviv: The Israel Pub House, 1953.
- Maghraoui, Abdeslam M., *Liberalism without Democracy: Nationhood and Citizenship in Egypt, 1922-1936*, Durham: Duke Univ. Press, 2006.
- Marshall, J. E. "Prison Reform," *L'Egypte Contemporaine*, 12 (1921), pp. 476-486.
- McConville, Seán. "The Victorian Prison: England, 1865-1965," in Norval Morris & David J. Rothman (eds.), *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, New York: Oxford Univ. Press, 1998, pp. 117-150.
- McGowen, Randall. "The Well-Ordered Prison: England, 1780-1865," in Norval Morris & David J. Rothman (eds.), *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, New York: Oxford Univ. Press, 1998, pp. 71-99.
- Mitchell, Timothy. *Colonising Egypt*, California: Univ. of California Press, 1991 (first published in 1988).
- Morris, Norval & David J. Rothman (eds.), *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, New York: Oxford Univ. Press, 1998 (first published in 1995).
- O'Brien, Patrick. "The Long-Term Growth of Agricultural Production in Egypt: 1821-1962," in P. M. Holt (ed.), *Political and Social Change in Modern Egypt: Historical Studies from the Ottoman Conquest to the United Arab Republic*, London: Oxford Univ. Press, 1968, pp. 162-195.
- Owen, E. R. J. *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914: A Study in Trade & Development*, Oxford: Oxford Univ. Press.
- Peters, Rudolph. "The Codification of Criminal Law in Nineteenth Century Egypt: Tradition or Modernization?," in *Law, Society, and National Identity*, edited by J. M. Abun-Nasr, U. Spellenburg, U. Wanitzek, Hamburg: Helmut Buske, 1990, pp. 211-225.

- . “Islamic and Secular Criminal Law in 19th Century Egypt: The Role and Function of the Qadi,” *Islamic Law and Society*, 4/1 (1997), pp. 70-90.
- . ““For His Correction and as a Deterrent Example for Others”: Mehmet ‘Alī’s First Criminal Legislation (1829-1830),” *Islamic Law and Society*, 6/2 (1999), pp. 164-183.
- . “Administrators and Magistrates: The Development of a Secular Judiciary in Egypt, 1842-1871,” *Die Welt des Islams* 39/3, pp. 378-397.
- . “Egypt and the Age of the Triumphant Prison: Legal Punishment in Nineteenth Century Egypt,” *Annales Islamologique*, 36 (2002), pp. 253-285.
- . “Prisons and Marginalisation in Nineteenth-Century Egypt,” in Eugene Rogan (ed.), *Outside in: on the Margins of the Modern Middle East*, London: I. B. Tauris, 2002, pp. 31-52.
- . “Controlled Suffring: Mortality and Living Conditions in Nineteenth Century Egyptian Prisons,” *International Journal of Middle East Studies*, 36 (2004), pp. 387-407.
- . *Crime and Punishment in Islamic Law: Theory and Practice from the Sixteenth to the Twenty-first Century*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005.
- Reid, D. Malcom. “Educational and Career Choices of Egyptian Students, 1882-1922,” *International Journal of Middle East Studies*, 8 (1977), pp. 349-378.
- . *Cairo University and the Making of Modern Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1990.
- Roth, Mitchel P. *Prisons and Prison Systems: A Global Encyclopaedia*, Westport: Greenwood Press, 2006.
- Sayyid, Afaf Lutfi al-. *Egypt and Cromer: A Study in Anglo-Egyptian Relations*, London: John Murray, 1968.
- Sayyid-Marsot, Afaf Lutfi al-. *Egypt's Liberal Experiment: 1922-1936*, Berkeley: Univ. of California Press, 1977.
- Schacht, Joseph. *An Introduction to Islamic Law*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1964.
- Schneider, Irene. “Imprisonment in Pre-Classical and Classical Islamic Law,” *Islamic Law and Society*, 2/2 (1995), pp. 157-173.
- Shakry, Omnia El. *The Great Social Laboratory: Subjects of Knowledge in Colonial and Postcolonial Egypt*, Stanford: Stanford Univ. Press, 2007.
- Sonbol, Amira el-Azhary. *The Creation of a Medical Profession in Egypt, 1800-1922*, Syracuse: Syracuse Univ. Press, 1991.
- Spierenburg, Pieter. *The Spectacle of Suffering: Executions and the Evolution of Repression: from a Preindustrial Metropolis to the European Experience*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1984.
- . *The Prison Experience: Disciplinary Institutions and their Inmates in Early Modern Europe*, New Brunswick: Rutgers Univ. Press, 1991.
- Stephenson, Oie Worth. “Dr. Crookshank and the Reform of the Egyptian Prisons,” (M. A. thesis, The University of Chicago), 1915.
- Tignor, Robert L. “Public Health Administration under British Rule, 1882-1914,” (Ph. D. dissertation, Yale University), 1960.
- . *Modernization and British Colonial Rule in Egypt, 1882-1914*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1966.
- . *State, Private Enterprise, and Economic Change in Egypt, 1918-1952*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1984.
- Toledano, Ehud R. “Law, Practice, and Social Reality: A Theft Case in Cairo, 1954,” in Gabriel R. Warburg & Gad G. Gilbar (eds.), *Studies in Islamic Society: Contributions in Memory of Gabriel Baer*, Haifa: Haifa Univ. Press, 1984, pp. 153-174.
- . *State and Society in Mid-Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1990.
- Tollefson, Harold. *Policing Islam: The British Occupation of Egypt and the Anglo-Egyptian Struggle over Control of the Police, 1882-1914*, Westport: Greenwood Press, 1999.
- Tucker, Judith E. *Women in Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1985.
- Vatikiotis, P. J. *The Hisotry of Modern Egypt: From Muhammad Ali to Mubarak*, 4th Edition,

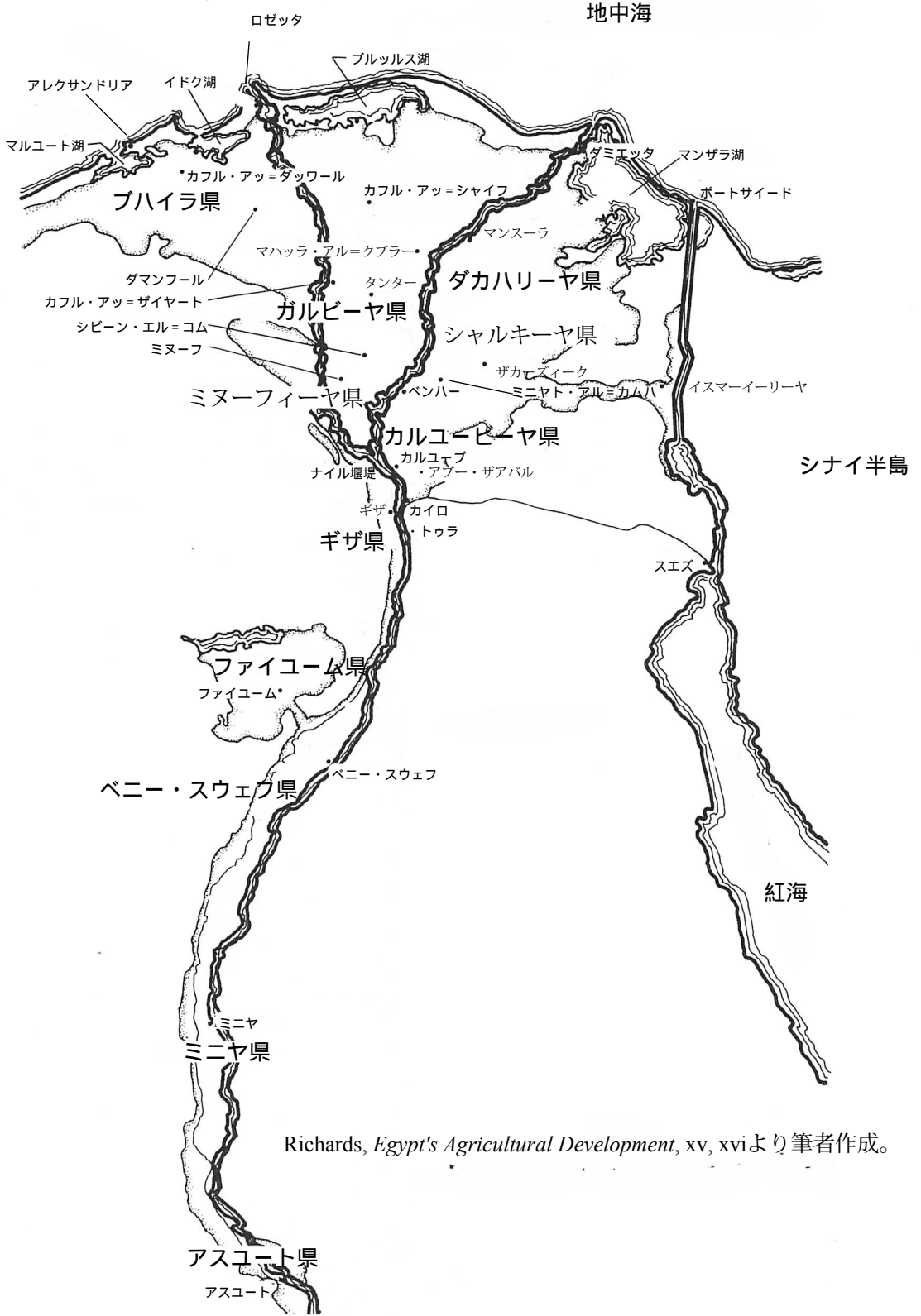
- Baltimore: The Johns Hopkins Univ. Press, 1991.
- Watson, Stephen. "Applying Foucault: Some Problems Encountered in the Application of Foucault's Methods to the History of Medicine in Prisons," in Colin Jones & Roy Porter (eds.), *Reassessing Foucault: Power, Medicine and the Body*, London: Routledge, 1994, pp. 132-151.
- Welch, Jr., William M. *No Country for a Gentleman: British Rule in Egypt, 1883-1907*, Westport: Greenwood Press, 1988.
- Ziadeh, Farhat J. *Lawyers, the Rule of Law and Liberalism in Modern Egypt*, Stanford: Hoover Institution, 1968.
- Oxford Dictionary of National Biography*, Online Edition, Oxford University Press.

3. 邦語文献

- アサド、タラル（中村圭志訳）『世俗の形成：キリスト教、イスラム、近代』みすず書房、2006年。
- 大塚和夫ほか（編）『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2001年。
- 勝沼聡「アレクサンドリアの虐殺」再考『アジア・アフリカ言語文化研究』第63号、2002年、181-123頁。
- 。「近代エジプトにおける監獄制度の再編」『オリエント』50/1 (2007), 106-127頁。
- 。「英占領下のエジプトにおける治安行政と浮浪者問題：1891年「浮浪者法」の分析から」『イスラーム地域研究ジャーナル』Vol. 1, 2009, 14-22頁。
- 。「統計資料を通じて見たイギリス統治時代のナイル・デルタ：1897-1917年」長谷部史彦編『ナイル・デルタの環境と文明Ⅰ』早稲田大学イスラーム地域研究機構、2012年、96-113頁。
- 加藤博『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、1993年。
- 。「ファラーティー(falātī)考：19世紀後半エジプトの「浮浪者」(mutasharrid)」三笠宮殿下米寿記念刊行会編『三笠宮殿下米寿記念論集』刀水書房、2004年、204-217頁。
- ギデンズ、アンソニー（松尾精文・小幡正敏訳）『国民国家と暴力』而立書房、1999年。
- セングープタ、チャンダック（平石律子訳）『指紋は知っていた』文春文庫、2004年。
- 竹村和朗「書評 Omnia El-Shakry, *The Great Social Laboratory: Subjects of Knowledge in Colonial and Postcolonial Egypt*, Stanford: Stanford Univ. Press, 2007」『日本中東学会年報』24/1, 2008年、357-360頁。
- デイヨン、ピエール（福井憲彦訳）『監獄の時代：近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論』新評論、1982年。
- 長沢栄治「エジプトの移動労働者」『アジア経済』21巻11号、1980年、57-75頁。
- 。「都市化と社会的連帯—上エジプト農村とアレクサンドリア市港湾労働者社会の事例比較—」加納弘勝（編）『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所、1991年、211-262頁。
- 。「エジプト綿花経済における「不自由な賃労働」：イズバ型労働制度をめぐる」『歴史学研究』638号、1992年、110-121頁。
- 。「近代エジプトの村長職をめぐる権力関係」伊能武次（編）『中東における国家と権力構造』アジア経済研究所、1994年、147-214頁。
- 。「エジプト：灌漑制度改革の新段階」堀井健三、篠田隆、多田博一（編）『アジアの灌漑制度：水利用の効率化に向けて』新評論、1996年、419-459頁。
- 。「アラブ革命の遺産：エジプトのユダヤ系マルクス主義者とシオニズム』平凡社、2012年。
- 中村義孝（編訳）『ナポレオン刑事法典史料集成』法律文化社、2006年。
- 中岡三益「福地源一郎のエジプト混合裁判所調査」『国際商科大学論叢教養学部編』第32号、1985年、45-60頁。
- 浜井浩一（編）『犯罪統計入門：犯罪を科学する方法』日本評論社、2006年。
- （編）『刑事司法統計入門：日本の犯罪者処遇を読み解く』日本評論社、2010年。
- ハワード、ジョン（川北稔・森本真美訳）『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波書店、1994年。
- バラカート、アリー（加藤博・長沢栄治訳／解題）『近代エジプトにおける農民反乱—近代エジプト社会史研究入門—』アジア経済研究所、1991年。

福井憲彦『新しい歴史学とは何か』日本エディタースクール出版部、1987年。
フーコー、ミシェル（田村俣訳）『監獄の誕生：監視と処罰』新潮社、1977年。
三井誠ほか編『刑事法辞典』信山社、2003年。
両角吉晃「エジプト民法典小史」『東京大学法科大学院ローレビュー』Vol. 2（2007年9月）、
151-164頁。
安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー：周縁性の歴史学』朝日新聞社、1999年。
山口直彦『新版エジプト近現代史 ムハンマド・アリー朝成立からムバーラク政権崩壊ま
で』明石書店、2011年。

エジプト地図 (ナイルデルタ ~ アスユート県)



Richards, *Egypt's Agricultural Development*, xv, xviより筆者作成。

エジプト地図 (ソハーグ県～アスワン県)

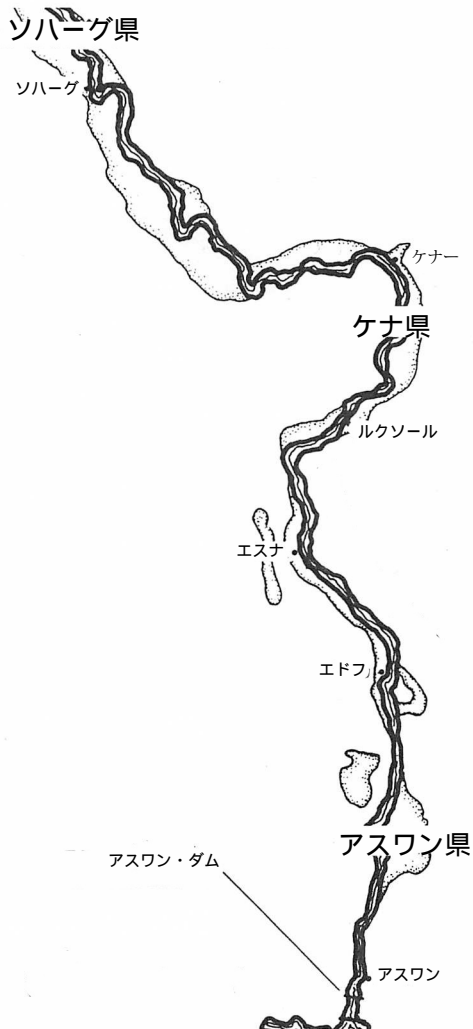


表2-1：恩赦の実施状況

西暦	ヒジュラ暦	対象	対象外
1889/4/29	1306/シヤアバーン/28	残余の刑期が3ヶ月以下の禁錮刑受刑者	殺人犯、武装集団強盗犯、追剥犯
1890/4/16	1307/シヤアバーン/26	残余の刑期が6ヶ月以下の禁錮刑受刑者	殺人犯、武装集団強盗犯、追剥犯
1891/4/3	1308/シヤアバーン/29	残余の刑期が6ヶ月以下の禁錮刑受刑者	殺人犯、武装集団強盗犯、追剥犯
1893/3/13	1310/シヤアバーン/24	残余の刑期が6ヶ月以下の禁錮刑受刑者	殺人犯、武装集団強盗犯、追剥犯
1894/3/1	1311/シヤアバーン/23	刑期の5分の4を終えた受刑者	殺人犯、武装集団強盗犯、追剥犯など
1895/2/25	1312/ラマダーン/1	刑期が3ヶ月以下の禁錮刑受刑者および刑期の4分の3を終えた受刑者	
1897/2/1	1314/シヤアバーン/28	刑期が3ヶ月以下の禁錮刑受刑者および刑期の3分の1を終えた受刑者の内、監獄総監より好意的な評価を得た者	

出典：Jallad, *Qāmūs al-Idāra wa-al-Qadā'*, Vol. 3, p. 272, Vol. 6, 38-39, *AAD* (1895), p. 50; *AAD* (1897), p. 57.

表2-2：在監者総数の推移

年	在監獄者数
1884	2,745
1885	3,578
1886	n/a
1887	n/a
1888	n/a
1889	n/a
1890	6,747
1891	5,912
1892	7,366
1893	7,000+
1894	n/a
1895	n/a
1896	n/a
1897	n/a
1898	n/a
1899	9,221
1900	8,777
1901	9,352
1902	9,005
1903	10,633
1904	12,399
1905	11,697
1906	11,379
1907	11,836
1908	13,356
1909	13,260
1910	12,452
1911	13,436
1912	14,222
1913	12,246
1914	15,377

出典：

1884-1885年：HCSP, Egypt. No. 15 (1885), [C. 4421], p. 88.

1890-1891年：HCSP, Egypt. No. 3 (1891), [C. 6321], p. 24.

1892年：HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 29.

1893年：HCSP, Egypt. No. 1 (1894), [C. 7308], p. 16.

1899年：HCSP, Egypt. No. 1 (1900), [Cd. 95], p. 23.

1900-1901年：HCSP, Egypt. No. 1 (1902), [Cd. 1012], p. 31.

1902-1909年：ASE (1910), p. 129.

1910-1914年：ASE (1916), p. 101.

注：各年末時点の数値。ただし、1890-1892年は年初時点の数値。1893年は年間平均値。

表2-3：入出獄者数

年	入獄者	出獄者
1888	43,406	40,276
1889	n/a	n/a
1890	57,288	58,123
1891	43,724	
1892	85,134	80,491
1893	92,833	89,209
1894	113,670	109,993
1895	n/a	n/a
1896	119,533	114,531
1897	135,294	120,779
1898	101,987	100,062
1899	110,378	106,506
1900	93,414	93,230
1901	99,407	97,357
1902	141,094	132,088
1903	146,196	135,563
1904	148,939	136,540
1905	140,364	128,667
1906	131,729	120,350
1907	110,822	98,986
1908	128,670	115,314
1909	128,280	115,029
1910	104,632	105,440
1911	104,000	103,017
1912	111,437	110,665
1913	89,032	90,137

出典：

1888年：QM (1889), p. 225.

1890年：HCSP, Egypt. No. 3 (1891), [C. 6321], p. 24.

1891年：HCSP, Egypt. No. 3 (1892), [C. 6589], p. 29.

1892-1893年：RDO (1894), p. 183.

1894年：RDO (1895), p. 366.

1896年：QM (1897)付表

1897年：QM (1898)付表

1898年：QM (1899)付表

1899年：QM (1901), p. 124.

1900-1901年：QM (1902), p. 234.

1902-1909年：ASE (1910), pp. 126-127.

1910-1913年：ASE (1914), pp. 154-156.

表3-1：監獄関係予算の推移

年	監獄局	内務省全体	全体比
1884	20,371	392,541	5.2%
1885	25,590	370,005	6.9%
1886	27,206	391,657	6.9%
1887	n/a	357,985	n/a
1888	n/a	361,503	n/a
1889	n/a	352,961	n/a
1890	25,936	371,906	7.0%
1891	28,109	355,059	7.9%
1892	32,429	363,527	8.9%
1893	32,846	384,178	8.5%
1894	33,287	373,471	8.9%
1895	36,465	390,618	9.3%
1896	38,091	419,297	9.1%
1897	41,618	400,043	10.4%
1898	42,975	403,556	10.6%
1899	42,382	399,582	10.6%
1900	50,434	416,778	12.1%
1901	59,310	436,644	13.6%
1902	61,508	476,861	12.9%
1903	68,211	473,351	14.4%
1904	81,331	510,562	15.9%
1905	107,063	581,558	18.4%
1906	119,334	706,545	16.9%
1907	139,316	820,035	17.0%
1908	186,269	886,126	21.0%
1909	190,370	975,674	19.5%
1910	167,445	593,840	28.2%
1911	162,406	606,796	26.8%
1912	176,090	660,649	26.7%
1913	188,735	716,141	26.4%
1914*	49,257	186,132	26.5%
1914/15	204,861	919,651	22.3%
1915/16	179,981	907,690	19.8%

注：単位はエジプト・ポンド(L. E.)。1887-1889年は警察局の下部組織時代のために不明。1914年は3ヶ月分の予算。
 出典：1884-1909年はASE (1910), p. 279、1910-1915/16年はASE (1916), p. 295.

表3-2：監獄の収容能力と平均在監獄者数（1905年）

監獄名	定員	平均在監者数	収容率
トゥラ	1,344	1,779	132%
アブー・ザアバル	400	667	167%
カイロ	1,132	1,884	166%
カイロ（控訴囚監獄）	306	305	100%
アレクサンドリア	800	1,104	138%
タンター	768	1,362	177%
ザカーズィーク	696	907	130%
ベニー・スウェフ	768	1,003	131%
アスユート	470	1,115	237%
ケナー	150	413	275%
ソハーグ	250	320	128%
シビーン・エル＝コム	n/a	308	-
計	7,084	11,167	158%

出典：Prisons Department (1905), p. 25より筆者作成。

表3-3：監獄種別死亡率の推移（1902-1913年）

年	徒刑監獄		中央監獄		地方監獄		合計				
	在監者数	死者数	死亡率(%)	在監者数	死者数	死亡率(%)	在監者数	死者数	死亡率(%)		
1902	1889	46	24.4	6100	234	38.4	1016	9	8.9	289	32.1
1903	1981	27	13.6	7054	213	30.2	1598	8	5.0	248	23.3
1904	2127	34	16.0	8819	198	22.5	1453	8	5.5	240	19.4
1905	2797	41	14.7	7925	208	26.2	975	0	0.0	249	21.3
1906	3189	26	8.2	7213	119	16.5	977	4	4.1	149	13.1
1907	3379	27	8.0	7237	111	15.3	1220	8	6.6	146	12.3
1908	3515	34	9.7	8560	132	15.4	1281	11	8.6	177	13.3
1909	4229	25	5.9	7977	142	17.8	1054	7	6.6	174	13.1
1910	4301	45	10.5	7066	146	20.7	1085	4	3.7	195	15.7
1911	4604	45	9.8	7476	153	20.5	1356	12	8.8	210	15.6
1912	4774	68	14.2	6699	142	21.2	2749	10	3.6	220	15.5
1913	3575	96	26.9	6244	127	20.3	2427	10	4.1	233	19.0

出典：1902-1909年はASE (1910), pp. 128-129、1910-1913年はASE (1914), pp. 156-157より筆者作成。

表3-4：監獄給食の内容

	労働義務の無い受刑者	懲役刑・労働禁錮刑受刑者	徒刑受刑者	軍隊食（参考）
パン	250	300	300	250
肉類	0	10	38	35
油分	6	8	8	6
米	15	10	18	20
レンズ豆	24	24	18	20
そら豆	24	24	24	20
タマネギ	4	4	4	5
塩分	4	4	4	5
野菜類	32	32	32	45
ドウツカ	1	1	1	0

注：単位はディルハム（＝約3g）

出典：Prisons Department, *Interim Report of the Prison Diet Committee*, p. 2, 15.

表3-5：主要類型別の重罪犯の科刑状況（1904年）

罪科（カッコ内は条文番号）	死刑		徒刑		懲役刑		禁錮刑		計
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	
殺人罪(194, 197-199)	7	2.1%	198	60.7%	59	18.1%	62	19.0%	326
傷害致死罪(200)	0	0.0%	69	60.0%	12	10.4%	34	29.6%	115
重傷害罪(204)	0	0.0%	1	1.6%	7	11.3%	54	87.1%	62
強姦罪・強制猥褻罪(230-232)	0	0.0%	30	33.0%	5	5.5%	56	61.5%	91
身体犯合計	7	1.2%	298	50.2%	83	14.0%	206	34.7%	594
放火罪(217-219)	0	0.0%	2	5.0%	10	25.0%	29	72.5%	40
穀物等放火罪(220, 221)	0	0.0%	9	29.0%	0	0.0%	22	71.0%	31
集団強盗罪(270)	0	0.0%	18	75.0%	3	12.5%	3	12.5%	24
強盗罪(271-273)	0	0.0%	189	40.3%	31	6.6%	249	53.1%	469
耕地・作物等損壊罪(320, 322)	0	0.0%	3	27.3%	2	18.2%	6	54.5%	11
財産犯合計	0	0.0%	221	38.4%	46	8.0%	309	54%	575

出典：Prisons Department (1904), pp. 42-43; Prisons Department (1905), pp. 70-71より筆者作成。

表3-6：主要類型別の軽罪犯の科刑状況（1904年）

罪科（カッコ内は条文番号）	労働禁錮（一年以上）		労働禁錮（1年以下）		単純禁錮刑		債務不履行による収監		計
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	
過失致死罪(202)	30	15.0%	100	50.0%	67	33.5%	3	1.5%	200
傷害罪(205)	134	5.8%	920	39.7%	806	34.8%	459	19.8%	2,319
暴行罪(206, 207)	82	0.4%	4,803	23.2%	11,090	53.6%	4,714	22.8%	20,689
過失傷害罪(208)	1	0.1%	257	25.8%	657	65.9%	82	8.2%	997
身体犯合計	247	1.0%	6,080	25.1%	12,620	52.1%	5,258	21.7%	24,205
窃盗罪(274, 275)	1,437	13.5%	8,394	78.9%	313	2.9%	115	1.1%	10,644
作物窃盗罪(276)	4	1.0%	220	56.4%	96	24.6%	70	17.9%	390
盗品隠匿罪(279)	12	8.3%	109	75.2%	24	16.6%	0	0.0%	145
耕地・作物等損壊罪(321)	231	54.5%	159	37.5%	28	6.6%	6	1.4%	424
詐欺・背任罪(262, 265)	28	1.2%	465	20.4%	1,040	45.6%	748	32.8%	2,281
偽造罪(183)	143	25.1%	319	56.1%	107	18.8%	0	0.0%	569
不法侵入罪(323-327)	6	2.2%	151	56.1%	76	28.3%	36	13.4%	269
家畜損壊罪(310, 312)	55	28.8%	73	38.2%	59	30.9%	4	2.1%	191
財産犯合計	1,916	12.8%	9,890	66.3%	1,743	11.7%	979	6.6%	14,913

出典：Prisons Department (1904), pp. 46-49より筆者作成。

表4-1：重罪事件および軽罪事件の認知件数の推移（1891-1911年度）

年	重罪事件		軽罪事件	
	件数	増加率	件数	増加率
1894	2,466		30,683	
1895	n/a		35,054	
1896	1,896	-14.1%	37,296	5.3%
1897	1,424		36,909	
1898	1,342		37,760	
1899	1,251		39,713	
1900	1,290		44,691	
1901	1,548	14.1%	48,982	12.4%
1902	1,745		57,319	
1903	2,121		63,305	
1904	2,877		67,858	
1905	3,011		77,060	
1906	3,586	6.2%	63,864	-0.6%
1907	3,288		59,760	
1908	3,655		66,135	
1909	3,828		70,483	
1910	3,371		71,619	
1911	3,874	2.3%	80,892	7.2%
11/12	4,008		93,743	
12/13	4,188		92,938	

出典：ASE (1910), p. 100; ASE (1916), p. 82より筆者作成。

表4-2：重罪事件の類型別推移

年	身体犯			財産犯			計
	件数	対全体比	増加率	件数	対全体比	増加率	
1899	642	51.3%		597	47.7%		1,251
1900	693	53.7%		592	45.9%		1,290
1901	797	51.5%	13.4%	742	47.9%	15.2%	1,548
1902	873	50.0%		854	48.9%		1,745
1903	1,060	50.0%		1,052	49.6%		2,121
1904	1,156	40.2%		1,709	59.4%		2,877
1905	1,114	37.0%		1,887	62.7%		3,011
1906	1,421	39.6%	9.5%	2,152	60.0%	3.9%	3,586
1907	1,388	42.2%		1,892	57.5%		3,288
1908	1,662	45.5%		1,989	54.4%		3,655
1909	1,791	46.8%		2,035	53.2%		3,828
1910	1,481	43.9%		1,879	55.7%		3,371
1911	1,713	44.2%	0.2%	2,147	55.4%	4.0%	3,874
11/12	1,762	44.0%		2,225	55.5%		4,008
12/13	1,806	43.1%		2,382	56.9%		4,188

出典：ASE (1910), p. 98; ASE (1916), p. 80より筆者作成。

表4-3：重罪財産犯の主要類型別推移

年	放火罪		強盗罪		常習罪		耕地・作物等損壊罪		偽造罪		計	
	件数	全体比 増加率	件数	全体比 増加率	件数	全体比 増加率	件数	全体比 増加率	件数	全体比 増加率	件数	増加率
1899	95	15.9%	294	49.2%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	597	
1900	103	17.4%	320	54.1%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	592	
1901	173	23.3%	363	48.9%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	742	15.2%
1902	199	23.3%	400	46.8%	-	0.0%	-	0.0%	71	8.3%	854	
1903	261	24.8%	521	49.5%	-	0.0%	-	0.0%	90	8.6%	1,052	
1904	357	20.9%	499	29.2%	289	16.9%	243	14.2%	116	6.8%	1,709	
1905	440	23.3%	509	27.0%	417	22.1%	250	13.2%	78	4.1%	1,887	
1906	525	24.4%	722	33.6%	442	20.5%	238	11.1%	76	3.5%	2,152	3.9%
1907	456	24.1%	559	29.5%	424	22.4%	192	10.1%	60	3.2%	1,892	
1908	501	25.2%	554	27.9%	459	23.1%	184	9.3%	74	3.7%	1,989	
1909	492	24.2%	591	29.0%	490	24.1%	144	7.1%	95	4.7%	2,035	
1910	559	29.7%	355	18.9%	495	26.3%	123	6.5%	92	4.9%	1,879	
1911	680	31.7%	423	19.7%	499	23.2%	154	7.2%	136	6.3%	2,147	4.0%
11/12	649	29.2%	438	19.7%	508	22.8%	208	9.3%	140	6.3%	2,225	
12/13	714	30.0%	501	21.0%	527	22.1%	192	8.1%	143	6.0%	2,382	

出典：ASE (1910), p. 98; ASE (1916), p. 80より筆者作成。

表4-4：軽罪事件の類型別推移

年	身体犯			財産犯			計	
	件数	全体比	増加率	件数	全体比	増加率	件数	増加率
1899	16,279	41.0%		13,938	35.1%		39,713	
1900	19,075	42.7%		15,241	34.1%		44,691	
1901	20,431	41.7%	13.8%	16,916	34.5%	12.6%	48,982	12.4%
1902	24,269	42.3%		20,974	36.6%		57,319	
1903	27,287	43.1%		22,437	35.4%		63,305	
1904	28,835	42.5%		23,819	35.1%		67,858	
1905	37,458	48.6%		24,583	31.9%		77,060	
1906	26,799	42.0%	-1.8%	24,801	38.8%	3.4%	63,864	-0.6%
1907	23,902	40.0%		24,646	41.2%		59,760	
1908	26,782	40.5%		27,215	41.2%		66,135	
1909	27,376	38.8%		27,401	38.9%		70,483	
1910	27,679	38.6%		28,650	40.0%		71,619	
1911	29,938	37.0%	4.5%	32,085	39.7%	10.7%	80,892	7.2%
11/12	32,170	34.3%		37,143	39.6%		93,743	
12/13	32,706	35.2%		41,185	44.3%		92,938	

出典：ASE (1910), p. 100; ASE (1916), p. 82より筆者作成。

表4-5：軽罪財産犯の類型別推移

年	窃盗罪		窃盗未遂罪		盗品隠匿罪		耕地・作物等損壊罪		詐欺・背任罪		偽造罪		計		
	件数	増加率	件数	全体比	増加率	全体比	増加率	件数	全体比	増加率	件数	全体比	増加率	件数	増加率
1899	12,496	89.7%	545	3.9%	-	0.0%	-	419	3.0%	478	3.4%	13,938			
1900	13,778	90.4%	664	4.4%	-	0.0%	-	390	2.6%	409	2.7%	15,241			
1901	15,373	90.9%	620	3.7%	10.5%	0.0%	-	410	2.4%	513	3.0%	16,916	6.5%	12.6%	
1902	16,781	80.0%	752	3.6%	-	0.0%	2,267	10.8%	407	1.9%	584	2.8%	20,974		
1903	17,569	78.3%	814	3.6%	-	0.0%	2,624	11.7%	478	2.1%	615	2.7%	22,437		
1904	17,152	72.0%	541	2.3%	-	0.0%	2,120	8.9%	405	1.7%	366	1.5%	23,819		
1905	17,929	72.9%	597	2.4%	-	0.0%	2,451	10.0%	440	1.8%	321	1.3%	24,583		
1906	17,236	69.5%	307	1.2%	-6.2%	0.2%	2,768	11.2%	1,361	5.5%	344	1.4%	24,801	0.4%	3.4%
1907	16,977	68.9%	350	1.4%	-	0.2%	3,050	12.4%	1,402	5.7%	322	1.3%	24,646		
1908	19,429	71.4%	418	1.5%	-	0.1%	3,158	11.6%	1,531	5.6%	372	1.4%	27,215		
1909	20,130	73.5%	354	1.3%	-	0.1%	3,172	11.6%	2,056	7.5%	430	1.6%	27,401		
1910	21,023	73.4%	287	1.0%	-	0.1%	2,871	10.0%	2,410	8.4%	418	1.5%	28,650		
1911	24,344	75.9%	326	1.0%	2.0%	0.1%	2,561	8.0%	2,860	8.9%	877	2.7%	32,085	-1.6%	10.7%
11/12	27,383	73.7%	347	0.9%	-	0.1%	3,020	8.1%	3,094	8.3%	448	1.2%	37,143		
12/13	30,861	74.9%	383	0.9%	-	0.1%	2,873	7.0%	4,096	9.9%	403	1.0%	41,185		

出典：ASE (1910), p. 100; ASE (1916), p. 82より筆者作成。

表4-6：重罪事件の地域分布（主要都市部）

年	カイロ			アレクサンドリア			運河地帯・アリーシュ			主要都市部計			全国合計	
	実数	全国比	増加率	実数	全国比	増加率	実数	全国比	増加率	実数	全国比	増加率	実数	増加率
1899	59	4.7%		73	5.8%		14	1.1%		146	11.7%		1,251	
1900	92	7.1%		73	5.7%		20	1.6%		185	14.3%		1,290	
1901	95	6.1%	18.4%	66	4.3%	-0.3%	15	1.0%	17.8%	176	11.4%	10.2%	1,548	14.1%
1902	98	5.6%		68	3.9%		19	1.1%		185	10.6%		1,745	
1903	116	5.5%		72	3.4%		27	1.3%		215	10.1%		2,121	
1904	188	6.5%		128	4.4%		38	1.3%		354	12.3%		2,877	
1905	205	6.8%		105	3.5%		35	1.2%		345	11.5%		3,011	
1906	201	5.6%	6.1%	191	5.3%	6.6%	43	1.2%	-9.9%	435	12.1%	4.9%	3,586	6.2%
1907	197	6.0%		153	4.7%		21	0.6%		371	11.3%		3,288	
1908	238	6.5%		165	4.5%		25	0.7%		428	11.7%		3,655	
1909	320	8.4%		142	3.7%		25	0.7%		487	12.7%		3,828	
1910	308	9.1%		186	5.5%		57	1.7%		551	16.3%		3,371	
1911	400	10.3%	8.7%	215	5.5%	1.4%	43	1.1%	32.9%	658	17.0%	8.5%	3,874	2.3%
11/12	398	9.9%		199	5.0%		55	1.4%		652	16.3%		4,008	
12/13	447	10.7%		150	3.6%		78	1.9%		675	16.1%		4,188	

出典：ASE (1910), p. 99; ASE (1916), p. 81より筆者作成。

注：「運河地帯・アリーシュ」の数値は1910年以降ダミエッタの分も含む。

表4-7：重罪事件の地域分布（上下エジプト）

年	ブハイラ県		シャルキーヤ県		ダカハリヤ県		ガルビーヤ県		カルヌービーヤ県		ミヌフイーヤ県		下エジプト計		全国合計			
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率		
1899	59	4.7%	73	5.8%	53	4.2%	157	12.5%	32	2.6%	135	10.8%	509	40.7%	1,251			
1900	75	5.8%	62	4.8%	36	2.8%	149	11.6%	52	4.0%	165	12.8%	539	41.8%	1,290			
1901	97	6.3%	68	4.4%	71	4.6%	206	13.3%	64	4.1%	208	13.4%	714	46.1%	1,548	14.1%		
1902	113	6.5%	82	4.7%	84	4.8%	209	12.0%	86	4.9%	217	12.4%	791	45.3%	1,745			
1903	149	7.0%	107	5.0%	72	3.4%	238	11.2%	84	4.0%	277	13.1%	927	43.7%	2,121			
1904	314	10.9%	134	4.7%	99	3.4%	377	13.1%	125	4.3%	294	10.2%	1,343	46.7%	2,877			
1905	355	11.8%	186	6.2%	85	2.8%	461	15.3%	139	4.6%	199	6.6%	1,425	47.3%	3,011			
1906	390	10.9%	222	6.2%	106	3.0%	550	15.3%	174	4.9%	290	8.1%	1,732	48.3%	3,586	6.2%		
1907	330	10.0%	168	5.1%	102	3.1%	555	16.9%	141	4.3%	280	8.5%	1,576	47.9%	3,288			
1908	310	8.5%	198	5.4%	115	3.1%	543	14.9%	170	4.7%	317	8.7%	1,653	45.2%	3,655			
1909	236	6.2%	169	4.4%	133	3.5%	470	12.3%	221	5.8%	288	7.5%	1,517	39.6%	3,828			
1910	139	4.1%	194	5.8%	117	3.5%	402	11.9%	194	5.8%	259	7.7%	1,305	38.7%	3,371			
1911	195	5.0%	277	7.2%	159	4.1%	391	10.1%	199	5.1%	271	7.0%	1,492	38.5%	3,874	2.3%		
11/12	221	5.5%	311	7.8%	174	4.3%	423	10.6%	211	5.3%	282	7.0%	1,622	40.5%	4,008			
12/13	266	6.4%	282	6.7%	220	5.3%	534	12.8%	207	4.9%	254	6.1%	1,763	42.1%	4,188			
年	アスユート県		ベニー・スヴェフ県		ファイユーム県		ギルガー県		ギザ県		アスワン県		ケナー県		ミニヤ県		上エジプト計	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
1899	163	13.0%	52	4.2%	52	4.2%	78	6.2%	55	4.4%	14	1.1%	83	6.6%	99	7.9%	596	47.6%
1900	160	12.4%	49	3.8%	54	4.2%	76	5.9%	46	3.6%	8	0.6%	88	6.8%	85	6.6%	566	43.9%
1901	200	12.9%	66	4.3%	38	2.5%	88	5.7%	54	3.5%	23	1.5%	91	5.9%	98	6.3%	658	42.5%
1902	229	13.1%	54	3.1%	62	3.6%	83	4.8%	82	4.7%	25	1.4%	129	7.4%	105	6.0%	769	44.1%
1903	297	14.0%	76	3.6%	84	4.0%	91	4.3%	91	4.3%	23	1.1%	143	6.7%	174	8.2%	979	46.2%
1904	356	12.4%	107	3.7%	122	4.2%	162	5.6%	97	3.4%	30	1.0%	122	4.2%	184	6.4%	1,180	41.0%
1905	308	10.2%	155	5.1%	146	4.8%	183	6.1%	96	3.2%	27	0.9%	132	4.4%	194	6.4%	1,241	41.2%
1906	343	9.6%	127	3.5%	206	5.7%	224	6.2%	121	3.4%	35	1.0%	138	3.8%	225	15.5%	1,419	39.6%
1907	360	10.9%	122	3.7%	124	3.8%	217	6.6%	170	5.2%	41	1.2%	155	4.7%	152	4.6%	1,341	40.8%
1908	456	12.5%	144	3.9%	160	4.4%	247	6.8%	140	3.8%	29	0.8%	217	5.9%	181	5.0%	1,574	43.1%
1909	655	17.1%	158	4.1%	170	4.4%	268	7.0%	156	4.1%	27	0.7%	188	4.9%	202	5.3%	1,824	47.6%
1910	469	13.9%	139	4.1%	162	4.8%	176	5.2%	137	4.1%	18	0.5%	218	6.5%	196	5.8%	1,515	44.9%
1911	542	14.0%	134	3.5%	217	5.6%	233	6.0%	158	4.1%	42	1.1%	184	4.7%	204	0.9%	1,714	44.2%
11/12	482	12.0%	174	4.3%	218	5.4%	237	5.9%	174	4.3%	50	1.2%	180	4.5%	219	5.5%	1,734	43.3%
12/13	439	10.5%	144	3.4%	200	4.8%	272	6.5%	188	4.5%	44	1.1%	195	4.7%	268	6.4%	1,750	41.8%

出典：ASE (1910), p. 99; ASE (1916), p. 81より筆者作成。

表4-8：人口千人当たりの重罪・軽罪件数（県別：センサス実施年）

	1897年			1907年		
	人口	重罪認知件数	千人当たりの重罪	人口	重罪認知件数	千人当たりの重罪
カイロ	570,062	60	0.105	654,476	197	0.301
アレクサンドリア	300,172	66	0.220	370,009	153	0.414
運河地帯その他	145,192	33	0.227	174,341	21	0.120
主要都市部計	1,015,426	159	0.157	1,198,826	371	0.309
ブハイラ	656,419	122	0.186	792,252	330	0.417
シャルキーヤ	748,972	99	0.132	886,346	168	0.190
ダカハリーヤ	736,729	66	0.090	861,485	102	0.118
ガルビーヤ	1,297,656	150	0.116	1,484,814	555	0.374
カルユービーヤ	371,602	38	0.102	434,575	141	0.324
ミヌーフィーヤ	864,206	158	0.183	971,016	280	0.288
下エジプト計	4,675,584	633	0.135	5,430,488	1,576	0.290
アスユート	782,720	159	0.203	907,435	360	0.397
ベニー・スウェフ	208,704	65	0.311	234,602	122	0.520
ファイユーム	312,115	56	0.179	372,412	124	0.333
ギルガー	371,006	92	0.248	441,583	217	0.491
ギザ	688,011	33	0.048	797,940	170	0.213
アスワン	401,234	10	0.025	460,080	41	0.089
ケナ	711,457	107	0.150	780,849	155	0.199
ミニヤ	550,971	110	0.200	663,144	152	0.229
上エジプト計	4,026,218	632	0.157	4,658,045	1,341	0.288
合計	9,717,228	1,424	0.147	11,287,359	3,288	0.291
	1897年			1907年		
	人口	軽罪認知件数	千人当たりの軽罪	人口	軽罪認知件数	千人当たりの軽罪
カイロ	570,062	5,818	10.206	654,476	7,545	11.528
アレクサンドリア	300,172	3,564	11.873	370,009	4,298	11.616
運河地帯その他	145,192	1,798	12.384	174,341	1,578	9.051
主要都市部計	1,015,426	11,180	11.010	1,198,826	13,421	11.195
ブハイラ	656,419	2,078	3.166	792,252	3,705	4.677
シャルキーヤ	748,972	3,191	4.261	886,346	3,501	3.950
ダカハリーヤ	736,729	2,506	3.402	861,485	3,871	4.493
ガルビーヤ	1,297,656	4,662	3.593	1,484,814	7,790	5.246
カルユービーヤ	371,602	1,212	3.262	434,575	2,754	6.337
ミヌーフィーヤ	864,206	2,369	2.741	971,016	3,464	3.567
下エジプト計	4,675,584	16,018	3.426	5,430,488	25,085	4.619
アスユート	782,720	159	0.203	907,435	4,567	5.033
ベニー・スウェフ	208,704	65	0.311	234,602	1,999	8.521
ファイユーム	312,115	56	0.179	372,412	2,890	7.760
ギルガー	371,006	92	0.248	441,583	2,919	6.610
ギザ	688,011	33	0.048	797,940	2163	2.711
アスワン	401,234	10	0.025	460,080	939	2.041
ケナ	711,457	107	0.150	780,849	2,497	3.198
ミニヤ	550,971	110	0.200	663,144	3,280	4.946
上エジプト計	4,026,218	632	0.157	4,658,045	21,254	4.563
合計	9,717,228	27,830	2.864	11,287,359	59,760	5.294

出典：

(1897年)人口：Ministry of Finance, *Population Census of Egypt, 1927*, Part. 1, Cairo: Government Press, 1931, pp. 29-31; 犯罪認知件数：QM (1898)の付表。
(1907年)人口：Ministry of Finance, *Population Census of Egypt, 1927*, Part. 1, pp. 29-31; 犯罪認知件数：ASE (1910), p. 99, 101.

表4-9：軽罪事件の地域分布（主要都市部）

年	カイロ			アレクサンドリア			運河地帯・アリーシュ			主要都市部計			全国合計	
	件数	全国比	増加率	件数	全国比	増加率	件数	全国比	増加率	件数	全国比	増加率	件数	増加率
1899	5,384	13.6%		4,686	11.8%		1,271	3.2%		11,341	28.6%		39,713	
1900	5,471	12.2%		6,519	14.6%		1,352	3.0%		13,342	29.9%		44,691	
1901	6,515	13.3%	13.8%	6,459	13.2%	5.5%	2,054	4.2%	16.5%	15,028	30.7%	10.9%	48,982	12.4%
1902	7,830	13.7%		6,401	11.2%		2,380	4.2%		16,611	29.0%		57,319	
1903	9,039	14.3%		5,798	9.2%		2,345	3.7%		17,182	27.1%		63,305	
1904	8,079	11.9%		5,371	7.9%		2,442	3.6%		15,892	23.4%		67,858	
1905	10,020	13.0%		5,598	7.3%		2,311	3.0%		17,929	23.3%		77,060	
1906	7,689	12.0%	4.6%	4,199	6.6%	-3.6%	1,834	2.9%	-8.9%	13,722	21.5%	0.1%	63,864	-0.6%
1907	7,545	12.6%		4,298	7.2%		1,578	2.6%		13,421	22.5%		59,760	
1908	9,665	14.6%		4,636	7.0%		1,685	2.5%		15,986	24.2%		66,135	
1909	10,637	15.1%		4,696	6.7%		1,965	2.8%		17,298	24.5%		70,483	
1910	12,623	17.6%		4,971	6.9%		2,926	4.1%		20,520	28.7%		71,619	
1911	15,243	18.8%	16.8%	5,629	7.0%	4.0%	2,540	3.1%	12.1%	23,412	28.9%	13.2%	80,892	7.2%
11/12	17,445	18.6%		5,957	6.4%		2,611	2.8%		26,013	27.7%		93,743	
12/13	19,773	21.3%		5,498	5.9%		3,108	3.3%		28,379	30.5%		92,938	

出典：ASE (1910), p. 101; ASE (1916), p. 83より筆者作成。

注：「運河地帯・アリーシュ」の数値は1910年以降ダミエッタの分も含む。

表4-10：軽罪事件の地域分布（上下エゼプト）

年	ブハイラ県		シャルキーヤ県		ダカハリヤ県		ガルビヤ県		カルユニーヤ県		ミスービーヤ県		下エゼプト計		全国合計			
	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率		
1899	2,101	5.3%	3,212	8.1%	2,418	6.1%	4,896	12.3%	1,289	3.2%	2,792	7.0%	16,708	42.1%	39,713			
1900	2,270	5.1%	3,088	6.9%	2,872	6.4%	5,622	12.6%	1,230	2.8%	3,306	7.4%	18,388	41.1%	44,691			
1901	2,568	5.2%	3,069	6.3%	3,233	6.6%	5,396	11.0%	1,402	2.9%	3,480	7.1%	19,148	39.1%	48,982	12.4%		
1902	2,644	4.6%	3,775	6.6%	4,122	7.2%	6,910	12.1%	1,642	2.9%	4,200	7.3%	23,293	40.6%	57,319			
1903	3,477	5.5%	4,068	6.4%	4,068	5.8%	7,731	12.2%	2,092	3.3%	4,529	7.2%	25,587	40.4%	63,305			
1904	4,068	6.0%	5,116	7.5%	4,680	6.9%	8,037	11.8%	2,383	3.5%	4,835	7.1%	29,119	42.9%	67,858			
1905	4,415	5.7%	5,897	7.7%	5,572	7.2%	9,490	12.3%	2,658	3.4%	5,032	6.5%	33,064	42.9%	77,060			
1906	4,452	7.0%	3,975	6.2%	4,063	6.4%	8,381	13.1%	2,833	4.4%	4,231	6.6%	27,935	43.7%	63,864	-0.6%		
1907	3,705	6.2%	3,501	5.9%	3,871	6.5%	7,790	13.0%	2,754	4.6%	3,464	5.8%	25,085	42.0%	59,760			
1908	3,594	5.4%	4,132	6.2%	4,353	6.6%	8,443	12.8%	2,669	4.0%	4,442	6.7%	27,633	41.8%	66,135			
1909	3,359	4.8%	5,968	8.5%	4,848	6.9%	9,007	12.8%	2,583	3.7%	5,274	7.5%	31,039	44.0%	70,483			
1910	3,091	4.3%	4,731	6.6%	4,455	6.2%	8,590	12.0%	2,530	3.5%	4,656	6.5%	28,053	39.2%	71,619			
1911	3,587	4.4%	6,024	7.4%	5,464	6.8%	8,975	11.1%	2,953	3.7%	5,513	6.8%	32,516	40.2%	80,892	7.2%		
11/12	5,661	6.0%	7,464	8.0%	5,591	6.0%	10,524	11.2%	3,329	3.6%	8,106	8.6%	40,675	43.4%	93,743			
12/13	4,619	5.0%	6,020	6.5%	5,460	5.9%	9,316	10.0%	2,673	2.9%	5,546	6.0%	33,634	36.2%	92,938			
年	アスヌート県		ベニー・スワエフ県		ファイユーム県		ギルガール県		ギザ県		アスロン県		ケナー県		ミニヤ県		上エゼプト計	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
1899	2,679	6.7%	1,321	3.3%	1,037	2.6%	1,681	4.2%	1,351	3.4%	225	0.6%	7,648	4.1%	1,722	4.3%	11,664	
1900	2,432	5.4%	1,549	3.5%	1,562	3.5%	1,866	4.2%	1,525	3.4%	258	0.6%	1,898	4.2%	1,871	4.2%	12,961	29.0%
1901	2,693	5.5%	1,525	3.1%	1,626	3.3%	2,204	4.5%	1,629	3.3%	1,007	2.1%	2,044	4.2%	2,078	4.2%	14,806	30.2%
1902	2,970	5.2%	1,794	3.1%	1,941	3.4%	2,689	4.7%	2,066	3.6%	1,071	1.9%	2,579	4.5%	2,305	4.0%	17,415	30.4%
1903	3,567	5.6%	1,810	2.9%	2,534	4.0%	2,882	4.6%	2,255	3.6%	1,071	1.7%	3,249	5.1%	3,168	5.0%	20,536	32.4%
1904	4,163	6.1%	1,993	2.9%	2,775	4.1%	3,489	5.1%	2,503	3.7%	997	1.5%	3,151	4.6%	3,776	5.6%	22,847	33.7%
1905	4,937	6.4%	2,629	3.4%	2,753	3.6%	3,866	5.0%	2,730	3.5%	1,226	1.6%	3,022	3.9%	4,904	6.4%	26,067	33.8%
1906	4,463	7.0%	2,400	3.8%	2,658	4.2%	3,056	4.8%	2,329	3.6%	1,143	1.8%	2,613	4.1%	3,545	5.6%	22,207	34.8%
1907	4,567	7.6%	1,999	3.3%	2,890	4.8%	2,919	4.9%	2,163	3.6%	939	1.6%	2,497	4.2%	3,280	5.5%	21,254	35.6%
1908	4,306	6.5%	1,986	3.0%	2,645	4.0%	3,059	4.6%	2,534	3.8%	1,270	1.9%	2,913	4.4%	3,803	5.8%	22,516	34.0%
1909	4,606	6.5%	1,987	2.8%	2,706	3.8%	2,899	4.1%	2,263	3.2%	1,015	1.4%	2,948	4.2%	3,722	5.3%	22,146	31.4%
1910	4,959	6.9%	1,948	2.7%	3,003	4.2%	2,855	4.0%	2,404	3.4%	963	1.3%	3,013	4.2%	3,901	5.4%	23,046	32.2%
1911	5,429	6.7%	2,254	2.8%	3,015	3.7%	3,520	4.4%	2,664	3.3%	1,030	1.3%	3,157	3.9%	3,895	4.8%	24,964	30.9%
11/12	5,610	6.0%	2,238	2.4%	3,106	3.3%	3,680	3.9%	3,357	3.6%	1,151	1.2%	3,587	3.8%	4,326	4.6%	27,055	28.9%
12/13	4,997	5.4%	2,841	3.1%	3,253	3.5%	3,447	3.7%	2,789	3.0%	1,151	1.2%	3,341	3.6%	4,274	4.6%	26,093	28.1%

注：斜字は推計値。
出典：ASE (1910), p. 101; ASE (1916), p. 83より筆者作成。

表4-11：重罪財産犯の地域分布（1906年）

	放火罪		強盗罪		常習罪		耕地・作物等損壊罪		偽造罪		財産犯合計	
	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比
カイロ	6	1.1%	13	2.1%	81	18.3%	0	0.0%	31	40.8%	131	6.9%
アレクサンドリア	10	1.9%	17	2.7%	56	12.7%	2	0.8%	3	3.9%	88	4.6%
スエズ運河諸都市、アリーシュ	4	0.8%	4	0.6%	15	3.4%	1	0.4%	2	2.6%	26	1.4%
主要都市部合計	20	3.8%	34	5.4%	152	34.4%	3	1.3%	36	47.4%	245	12.8%
カルユービーヤ県	37	7.0%	41	6.5%	16	3.6%	22	9.2%	2	2.6%	118	6.2%
シャルキーヤ県	62	11.8%	33	5.3%	36	8.1%	26	10.9%	6	7.9%	163	8.5%
ミヌーフィーヤ県	76	14.5%	31	4.9%	20	4.5%	40	16.8%	2	2.6%	169	8.9%
ダカハリーヤ県合計	22	4.2%	14	2.2%	22	5.0%	6	2.5%	0	0.0%	64	3.4%
ガルビーヤ県合計	94	17.9%	112	17.8%	54	12.2%	58	24.4%	11	14.5%	329	17.2%
ブハイラ県合計	67	12.8%	70	11.1%	11	2.5%	46	19.3%	2	2.6%	196	10.3%
下エジプト合計	358	68.2%	301	47.9%	159	36.0%	198	83.2%	23	30.3%	1,039	54.4%
ギザ県	24	4.6%	17	2.7%	17	3.8%	3	1.3%	2	2.6%	63	3.3%
ベニー・スウェフ県	6	1.1%	39	6.2%	9	2.0%	3	1.3%	1	1.3%	58	3.0%
ファイユーム県	19	3.6%	52	8.3%	20	4.5%	9	3.8%	2	2.6%	102	5.3%
ミニヤ県	11	2.1%	50	8.0%	16	3.6%	5	2.1%	6	7.9%	88	4.6%
アスヌート県	51	9.7%	66	10.5%	17	3.8%	13	5.5%	1	1.3%	148	7.8%
ギルガー県	25	4.8%	46	7.3%	24	5.4%	1	0.4%	3	3.9%	99	5.2%
ケナー県	9	1.7%	23	3.7%	15	3.4%	3	1.3%	2	2.6%	52	2.7%
アスワン県	2	1.8%	0	0.0%	13	11.9%	0	0.0%	0	0.0%	15	0.8%
上エジプト合計	147	28.0%	293	46.7%	131	29.6%	37	15.5%	17	22.4%	625	32.7%
全国合計	525	100.0%	628	100.0%	442	100.0%	238	100.0%	76	100.0%	1,909	100.0%

出典：al-Mustashār al-Qadā'ī (1906), pp. 32-36より筆者作成

表4-12：軽罪財産犯の地域分布（1906年）

	窃盗罪		窃盗未遂罪		盗品隠匿罪		耕地・作物等損壊罪		詐欺・背任罪		偽造罪		不法侵入罪		家畜損壊罪		財産犯合計	
	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比
カイロ	2,145	12.5%	35	11.3%	3	7.0%	1	0.0%	190	10.1%	13	7.5%	30	3.9%	1	0.3%	2,418	10.2%
アレクサンドリア	1,166	6.8%	39	12.6%	2	4.7%	10	0.4%	78	4.1%	15	8.7%	3	0.4%	4	1.0%	1,317	5.6%
スエズ運河諸都市、アリースュ	453	2.6%	14	4.5%	1	2.3%	2	0.1%	33	1.7%	1	0.6%	16	2.1%	4	1.0%	524	2.2%
主要都市部合計	3,764	22.0%	88	28.4%	6	14.0%	13	0.5%	301	16.0%	29	16.8%	49	6.4%	9	2.3%	4,259	18.0%
カルキュレーヤ県	757	4.4%	3	1.0%	0	0.0%	245	8.8%	82	4.3%	6	3.5%	31	4.1%	34	8.8%	1,158	4.9%
シヤルキーヤ県	1,244	7.3%	28	9.0%	2	4.7%	218	7.9%	162	8.6%	27	15.6%	41	5.4%	8	2.1%	1,730	7.3%
ミスーフイーヤ県	1,043	6.1%	10	3.2%	0	0.0%	443	16.0%	109	5.8%	14	8.1%	72	9.4%	44	11.4%	1,735	7.3%
ダカハリヤ県	867	5.1%	30	9.7%	1	2.3%	142	5.1%	188	10.0%	23	13.3%	43	5.6%	4	1.0%	1,298	5.5%
ガルビーヤ県	2,117	12.4%	36	11.6%	16	37.2%	876	31.6%	351	18.6%	48	27.7%	41	5.4%	62	16.1%	3,547	15.0%
ブハイラ県	1,036	6.1%	13	4.2%	9	20.9%	360	13.0%	148	7.8%	24	13.9%	52	6.8%	34	8.8%	1,676	7.1%
下エジプト合計	7,064	41.3%	120	38.7%	28	65.1%	2,284	82.5%	1,040	55.1%	142	82.1%	280	36.6%	186	48.2%	11,144	47.2%
ギザ県	602	3.5%	14	4.5%	1	2.3%	95	3.4%	68	3.6%	11	6.4%	38	5.0%	33	8.5%	862	3.7%
ベニー・スウエフ県	606	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	53	1.9%	56	3.0%	9	5.2%	32	4.2%	25	6.5%	781	3.3%
フアイユーム県	848	5.0%	38	12.3%	3	7.0%	155	5.6%	50	2.7%	34	19.7%	52	6.8%	23	6.0%	1,203	5.1%
ミニヤ県	1,045	6.1%	31	10.0%	3	7.0%	52	1.9%	106	5.6%	16	9.2%	106	13.9%	28	7.3%	1,387	5.9%
アスユート県	1,195	7.0%	7	2.3%	1	2.3%	49	1.8%	128	6.8%	41	23.7%	58	7.6%	43	11.1%	1,522	6.4%
ギルガー県	812	4.7%	7	2.3%	0	0.0%	37	1.3%	41	2.2%	49	28.3%	65	8.5%	23	6.0%	1,034	4.4%
ケナー県	897	5.2%	2	0.6%	0	0.0%	29	1.0%	71	3.8%	11	6.4%	50	6.5%	9	2.3%	1,069	4.5%
アスワン県	279	1.6%	3	2.8%	1	0.9%	3	2.8%	25	22.9%	0	0.0%	35	32.1%	7	6.4%	353	1.5%
上エジプト合計	6,284	36.7%	102	32.9%	9	20.9%	473	17.1%	545	28.9%	2	1.2%	436	57.0%	191	49.5%	8211	34.8%
全国合計	17,112	100.0%	310	100.0%	43	100.0%	2,770	100.0%	1,886	100.0%	173	100.0%	765	100.0%	386	100.0%	23,614	100.0%

出典：al-Mustashār al-Qaḍā'ī (1906), pp. 37-41より筆者作成

表4-13：重罪身体犯の地域分布（1906年）

	殺人罪		傷害罪		強姦罪		強制猥褻罪		合計	
	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比
カイロ	28	2.3%	5	5.8%	3	9.7%	21	18.9%	57	4.0%
アレクサンドリア	53	4.4%	14	16.3%	4	12.9%	15	13.5%	86	6.1%
スエズ運河諸都市、アリーシュ	10	0.8%	1	1.2%	0	0.0%	2	1.8%	13	0.9%
主要都市部計	91	7.6%	20	23.3%	7	22.6%	38	34.2%	156	11.0%
カルユービーヤ県	41	3.4%	0	0.0%	1	3.2%	2	1.8%	44	3.1%
シャルキーヤ県	29	2.4%	4	4.7%	1	3.2%	3	2.7%	37	2.6%
ミヌーフイーヤ県	101	8.5%	10	11.6%	2	6.5%	4	3.6%	117	8.2%
ダカハリヤ県	20	1.7%	4	4.7%	2	6.5%	4	3.6%	30	2.1%
ガルビーヤ県	155	13.0%	9	10.5%	6	19.4%	17	15.3%	187	13.2%
ブハイラ県	143	12.0%	4	4.7%	0	0.0%	5	4.5%	152	10.7%
下エジプト合計	489	41.0%	31	36.0%	12	38.7%	35	31.5%	567	39.9%
ギザ県	43	3.6%	4	4.7%	2	6.5%	3	2.7%	52	3.7%
ベニー・スウェフ県	40	3.4%	2	2.3%	1	3.2%	7	6.3%	50	3.5%
ファイユーム県	90	7.5%	7	8.1%	1	3.2%	4	3.6%	102	7.2%
ミニヤ県	110	9.2%	5	5.8%	2	6.5%	6	5.4%	123	8.7%
アスユート県	167	14.0%	2	2.3%	5	16.1%	3	2.7%	177	12.5%
ギルガー県	101	8.5%	6	7.0%	0	0.0%	7	6.3%	114	8.0%
ケナー県	54	4.5%	4	4.7%	1	3.2%	6	5.4%	65	4.6%
アスワン県	8	7.3%	4	3.7%	0	0.0%	2	1.8%	14	1.0%
上エジプト合計	613	51.4%	34	39.5%	12	38.7%	38	34.2%	697	49.0%
全国合計	1193	100.0%	86	100.0%	31	100.0%	111	100.0%	1,421	100.0%

出典：al-*Mustashār al-Qadā'ī* (1906), pp. 32-36より筆者作成

表4-14：軽罪身体犯の地域分布（1906年）

	過失致死罪		傷害罪		暴行罪		過失傷害罪		合計	
	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比	実数	全国比
カイロ	45	16.9%	34	3.0%	2,922	13.9%	524	26.7%	3,525	14.5%
アレクサンドリア	16	6.0%	33	2.9%	1,541	7.3%	274	14.0%	1,864	7.6%
スエズ運河諸都市、アリーシュ	4	1.5%	12	1.1%	30	0.1%	12	0.6%	58	0.2%
主要都市部計	65	24.4%	79	7.1%	4,493	21.4%	810	41.3%	5,447	22.4%
カルユービーヤ県	13	4.9%	31	2.8%	734	3.5%	60	3.1%	838	3.4%
シャルキーヤ県	15	5.6%	69	6.2%	1,207	5.7%	66	3.4%	1,357	5.6%
ミヌーフイーヤ県	15	5.6%	126	11.3%	1,186	5.6%	67	3.4%	1,394	5.7%
ダカハリヤ県	16	6.0%	50	4.5%	1,688	8.0%	87	4.4%	1,841	7.6%
ガルビーヤ県	33	12.4%	120	10.7%	2,487	11.8%	184	9.4%	2,824	11.6%
ブハイラ県	19	7.1%	81	7.2%	1,050	5.0%	95	4.8%	1,245	5.1%
下エジプト合計	111	41.7%	477	42.6%	8,352	39.7%	559	28.5%	9,499	39.0%
ギザ県	13	4.9%	42	3.8%	461	2.2%	53	2.7%	569	2.3%
ベニー・スウェフ県	14	5.3%	27	2.4%	880	4.2%	72	3.7%	993	4.1%
ファイユーム県	10	3.8%	61	5.4%	603	2.9%	60	3.1%	734	3.0%
ミニヤ県	14	5.3%	76	6.8%	1,182	5.6%	95	4.8%	1,367	5.6%
アスユート県	26	9.8%	185	16.5%	1,771	8.4%	99	5.0%	2,081	8.5%
ギルガー県	4	1.5%	82	7.3%	1,135	5.4%	64	3.3%	1,285	5.3%
ケナー県	6	2.3%	64	5.7%	885	4.2%	61	3.1%	1,016	4.2%
アスワン県	3	1.1%	28	2.5%	447	2.1%	23	1.2%	501	2.1%
上エジプト合計	90	33.8%	565	50.4%	7,364	35.0%	527	26.9%	8,546	35.1%
全国合計	266	100.0%	1,120	100.0%	21,023	100.0%	1,962	100.0%	24,371	100.0%

出典：al-Mustashār al-Qaḍā'ī (1906), pp. 37-41より筆者作成

表4-15：主要類型別の重罪犯の科刑状況の変化（1904-1905年）

罪科（カッコ内は条文番号）	死刑				徒刑				懲役刑				禁錮刑				計	
	1904年		1905年		1904年		1905年		1904年		1905年		1904年		1905年		1904年	1905年
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	実数
殺人罪(194, 197-199)	7	2.1%	20	4.5%	198	60.7%	300	67.7%	59	18.1%	31	7.0%	62	19.0%	92	20.8%	326	443
傷害致死罪(200)	0	0.0%	0	0.0%	69	60.0%	81	48.2%	12	10.4%	18	10.7%	34	29.6%	69	41.1%	115	168
重傷害罪(204)	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	7	11.3%	14	20.0%	54	87.1%	56	80.0%	62	70
強姦罪・強制猥褻罪(230-232)	0	0.0%	0	0.0%	30	33.0%	42	37.8%	5	5.5%	6	5.4%	56	61.5%	63	56.8%	91	111
身体犯合計	7	1.2%	20	2.5%	298	50.2%	423	53.4%	83	14.0%	69	8.7%	206	34.7%	280	35.4%	594	792
放火罪(217-219)	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	12	24.5%	10	25.0%	5	10.2%	29	72.5%	32	65.3%	40	49
穀物等放火罪(220, 221)	0	0.0%	0	0.0%	9	29.0%	6	35.3%	0	0.0%	0	0.0%	22	71.0%	11	64.7%	31	17
集団強盗罪(270)	0	0.0%	0	0.0%	18	75.0%	50	86.2%	3	12.5%	0	0.0%	3	12.5%	8	13.8%	24	58
強盗罪(271-273)	0	0.0%	0	0.0%	189	40.3%	218	50.2%	31	6.6%	35	8.1%	249	53.1%	181	41.7%	469	434
耕地・作物等損壊罪(320, 322)	0	0.0%	0	0.0%	3	27.3%	31	28.7%	2	18.2%	12	11.1%	6	54.5%	65	60.2%	11	108
財産犯合計	0	0.0%	0	0.0%	221	38.4%	317	47.6%	46	8.0%	52	7.8%	309	54%	297	44.6%	575	666

出典：Prisons Department (1904), pp. 42-43; Prisons Department (1905), pp. 70-71より筆者作成。

表4-16：主要類型別の監罪人の科刑状況の変化（1904-1905年）

罪科（カッコ内は条文番号）	徒刑		懲役刑		労働禁錮刑（1年以上）		労働禁錮刑（1年以下）		単純禁錮刑		債務不履行による収監		計											
	1904年		1905年		1904年		1905年		1904年		1905年		1904年		1905年									
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比								
過失致死罪(202)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	15.0%	9	7.1%	100	50.0%	85	67.5%	67	33.5%	32	25.4%	3	1.5%	0	0.0%	200	126
傷害罪(204, 205)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	134	5.8%	24	5.8%	920	39.7%	148	35.7%	806	34.8%	176	42.5%	459	19.8%	66	15.9%	2,319	414
暴行罪(206)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	82	0.4%	29	0.2%	4,803	23.2%	5,060	29.8%	11,090	53.6%	8,647	51.0%	4,714	22.8%	3,224	19.0%	20,689	16,960
過失傷害罪(208)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	257	25.8%	305	30.2%	657	65.9%	505	50.0%	82	8.2%	199	19.7%	997	1,009
身体犯合計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	247	1.0%	62	0.3%	6,080	25.1%	5,598	30.2%	12,620	52.1%	9,360	50.6%	5,258	22%	3,489	18.9%	24,705	18,509
窃盗罪(274, 275)	0	0.0%	323	3.2%	5	0.0%	1,427	13.9%	1,105	11.0%	8,396	81.9%	8,359	83.5%	313	3.1%	148	1.5%	115	1.1%	67	0.7%	10,254	10,007
作物窃盗罪(276)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%	2	0.3%	220	56.4%	334	55.3%	96	24.6%	192	31.8%	70	17.9%	76	12.6%	390	604
盗品隠匿罪(279)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	8.3%	15	11.2%	109	75.2%	117	87.3%	24	16.6%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%	145	134
耕地・作物等損壊罪(321)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	231	54.5%	98	38.7%	159	37.5%	130	51.4%	28	6.6%	19	7.5%	6	1.4%	5	2.0%	424	253
詐欺・背任罪(262, 265)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	28	1.2%	10	0.4%	465	20.4%	465	19.2%	1,040	45.6%	1,300	53.6%	748	32.8%	651	26.8%	2,281	2,426
偽造罪(183)	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	143	25.1%	57	17.8%	319	56.1%	227	70.9%	107	18.8%	34	10.6%	0	0.0%	0	0.0%	569	320
不法侵入罪(323-327)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	2.2%	13	2.9%	151	56.1%	228	50.0%	76	28.3%	176	38.6%	36	13.4%	39	8.6%	269	456
家畜損壊罪(310, 312)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	55	28.8%	36	21.6%	73	38.2%	93	55.7%	59	30.9%	28	16.8%	4	2.1%	10	6.0%	191	167
財産犯合計	0	0.0%	323	2.2%	8	0.1%	1,906	13.1%	1,336	9.3%	9,892	68.1%	9,953	69.3%	1,743	12.0%	1,898	13.2%	979	7%	849	5.9%	14,523	14,367

出典：Prisons Department (1904), pp. 46-49; Prisons Department (1905), pp. 74-77より筆者作成。

表4-17：主要類型別の重罪犯の科刑状況（1911年）

罪科（カッコ内は条文番号）	死刑		徒刑		懲役刑		禁錮刑		計
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	
殺人罪(194, 197-199)	13	2.3%	434	77.8%	52	9.3%	59	10.6%	558
傷害致死罪(200)	0	0.0%	39	26.9%	28	19.3%	78	53.8%	145
重傷害罪(204)	0	0.0%	15	9.7%	19	12.3%	121	78.1%	155
強姦罪・強制猥褻罪(230-232)	0	0.0%	19	15.3%	14	11.3%	91	73.4%	124
身体犯合計	13	1.3%	507	51.6%	113	11.5%	349	35.5%	982
放火罪(217-219)	0	0.0%	6	18.8%	15	46.9%	11	34.4%	32
穀物等放火罪(220, 221)	0	0.0%	1	6.7%	3	20.0%	11	73.3%	15
集団強盗罪(270)	0	0.0%	29	76.3%	1	2.6%	8	21.1%	38
強盗罪(271-273)	0	0.0%	139	39.9%	14	4.0%	195	56.0%	348
耕地・作物等損壊罪(320, 322)	0	0.0%	8	14.0%	25	43.9%	24	42.1%	57
財産犯合計	0	0.0%	183	37.3%	58	11.8%	249	51%	490

出典：Prisons Department (1911), pp. 44-45より筆者作成。

表4-18：主要類型別の軽罪犯の科刑状況（1911年）

罪科（カッコ内は条文番号）	労働禁錮（1年以上）		労働禁錮（1年以下）		単純禁錮刑		債務不履行による収監		計
	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	実数	全体比	
過失致死罪(202)	21	13.5%	128	82.1%	7	4.5%	0	0.0%	156
傷害罪(205)	21	1.7%	1,084	89.0%	83	6.8%	30	2.5%	1,218
暴行罪(206, 207)	40	0.4%	7,106	64.5%	1,412	12.8%	2,457	22.3%	11,015
過失傷害罪(208)	1	0.2%	198	43.4%	185	40.6%	72	15.8%	456
身体犯合計	83	0.6%	8,516	66.3%	1,687	13.1%	2,559	19.9%	12,845
窃盗罪(274, 275)	721	7.3%	8,795	89.0%	195	2.0%	175	1.8%	9,886
作物窃盗罪(276)	0	0.0%	347	95.9%	10	2.8%	5	1.4%	362
盗品隠匿罪(279)	45	45.9%	52	53.1%	1	1.0%	0	0.0%	98
耕地・作物等損壊罪(321)	61	29.9%	142	69.6%	1	0.5%	0	0.0%	204
詐欺・背任罪(262, 265)	1	0.4%	132	53.9%	28	11.4%	84	34.3%	245
偽造罪(183)	91	18.0%	411	81.4%	3	0.6%	0	0.0%	505
不法侵入罪(323-327)	10	2.4%	353	83.1%	27	6.4%	35	8.2%	425
家畜損壊罪(310, 312)	16	18.0%	73	82.0%	0	0.0%	0	0.0%	89
財産犯合計	945	8.0%	10,305	87.2%	265	2.2%	299	2.5%	11,814

出典：Prisons Department (1911), pp. 48-51 より筆者作成。

表4-19：被疑者不詳の認知件数の推移

年	重罪事件			軽罪事件		
	総認知件数	被疑者不詳	全体比	総認知件数	被疑者不詳	全体比
1900	1,290	472	36.6%	44,691	7,271	16.3%
1901	1,548	464	30.0%	48,982	8,232	16.8%
1902	1,745	598	34.3%	57,319	9,652	16.8%
1903	2,121	725	34.2%	63,305	10,155	16.0%
1904	2,877	1,004	34.9%	67,858	9,774	14.4%
1905	3,011	1,294	43.0%	77,060	11,192	14.5%
1906	3,586	1,655	46.2%	63,864	11,722	18.4%
1907	3,288	1,479	45.0%	59,760	11,747	19.7%
1908	3,655	1,549	42.4%	66,135	12,997	19.7%
1909	3,828	1,668	43.6%	70,483	13,339	18.9%
1910	3,371	1,419	42.1%	71,619	14,180	19.8%

出典：ASE (1911), pp. 112-115.

表6-1：立憲王制時代の少年犯に対する科刑状況

年	監獄	鞭打刑	少年感化院	計
1922	542	3,335	219	4,096
1923	948	3,829	190	4,967
1924	795	3,983	178	4,956
1925	1,428	4,446	313	6,187
1926	618	3,753	789	5,160
1927	1,717	3,703	773	6,193
1928	1,178	3,500	830	5,508
1929	1,463	3,860	308	5,631
1930	1,121	3,757	299	5,177
1931	1,656	3,708	400	5,764

出典：ASE (1925/26), pp. 157-158; ASE (1928/29), pp. 212-213; ASE (1931/32), p. 210より筆者作成。